

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6 月 9 日) (月曜日)

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 日置市農業委員会委員の推薦について	10
日程第 6 報告第 1 号平成 19 年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について	10
日程第 7 報告第 2 号平成 19 年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	10
宮路市長提案理由説明	10
日程第 8 同意第 1 号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること について	11
宮路市長提案理由説明	11
日程第 9 同意第 2 号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること について	12
宮路市長提案理由説明	12
日程第 10 同意第 3 号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めるこ とについて	12
宮路市長提案理由説明	12
池満 渉君	12
地頭所税務課長	13
池満 渉君	13
田畑純二君	13
日程第 11 同意第 4 号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めるこ とについて	13
宮路市長提案理由説明	13
日程第 12 同意第 5 号日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて 	14

宮路市長提案理由説明	1 4
坂口ルリ子さん	1 4
宮路市長	1 4
日程第 1 3 同意第 6 号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
.....	1 5
宮路市長提案理由説明	1 5
日程第 1 4 承認第 1 号専決処分（平成 1 9 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号））につき承認を求めることについて	1 5
日程第 1 5 承認第 2 号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて	
.....	1 6
日程第 1 6 承認第 3 号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて	1 6
宮路市長提案理由説明	1 6
池上総務企画部長	1 7
田畑純二君	1 8
宮路市長	1 9
田丸武人君	1 9
地頭所税務課長	1 9
田丸武人君	1 9
地頭所税務課長	1 9
田丸武人君	1 9
池上総務企画部長	1 9
西藺典子さん	1 9
奥藺財政管財課長	2 0
西藺典子さん	2 0
奥藺財政管財課長	2 0
西藺典子さん	2 0
奥藺財政管財課長	2 0
漆島政人君	2 0
宮路市長	2 0
休 憩	2 1
日程第 1 7 議案第 5 4 号鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少	

について	2 1
宮路市長提案理由説明	2 2
日程第 1 8 議案第 5 5 号日置市過疎地域自立促進計画の変更について	2 2
宮路市長提案理由説明	2 2
池上総務企画部長	2 2
日程第 1 9 議案第 5 6 号字の区域の変更について	2 3
日程第 2 0 議案第 5 7 号市有財産の処分について	2 3
日程第 2 1 議案第 5 8 号市有財産の取得について	2 3
宮路市長提案理由説明	2 3
中村産業建設部長	2 3
池上総務企画部長	2 4
福田消防本部消防長	2 4
田畑純二君	2 5
福田消防本部消防長	2 5
池満 渉君	2 5
福田消防本部消防長	2 5
佐藤彰矩君	2 6
福田消防本部消防長	2 6
佐藤彰矩君	2 6
福田消防本部消防長	2 6
日程第 2 2 議案第 5 9 号日置市監査委員条例の一部改正について	2 7
日程第 2 3 議案第 6 0 号日置市総合計画審議会条例の一部改正について	2 7
日程第 2 4 議案第 6 1 号日置市営住宅条例等の一部改正について	2 7
宮路市長提案理由説明	2 7
池上総務企画部長	2 7
中村産業建設部長	2 8
田畑純二君	2 9
宮路市長	2 9
中村産業建設部長	2 9
谷口正行君	3 0
池上総務企画部長	3 0
谷口正行君	3 0

池上総務企画部長	30
谷口正行君	30
奥菌財政管財課長	30
坂口ルリ子さん	31
中村産業建設部長	31
池満 渉君	31
中村産業建設部長	31
休 憩	32
日程第25 議案第62号平成20年度日置市一般会計補正予算(第1号)	32
日程第26 議案第63号平成20年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	32
日程第27 議案第64号平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	32
日程第28 議案第65号平成20年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)	32
日程第29 議案第66号平成20年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)	32
宮路市長提案理由説明	33
田畑純二君	34
上園農林水産課長	35
久保都市計画課長	36
肥田学校教育課長	36
馬場社会教育課長	36
坂口ルリ子さん	37
富迫企画課長	37
坂口ルリ子さん	37
富迫企画課長	37
坂口ルリ子さん	38
富迫企画課長	38
谷口正行君	38
桜井総務課長	38
谷口正行君	39
桜井総務課長	39
谷口正行君	39

大園貴文君	39
桜井総務課長	39
漆島政人君	39
田代教育長	40
漆島政人君	40
田代教育長	40
桜井総務課長	40
漆島政人君	41
桜井総務課長	41
日程第30 請願第1号自校方式学校給食の存続を求める請願	41
日程第31 請願第2号教育予算の拡充を求める請願	41
日程第32 請願第3号後期高齢者医療制度の中止・見直しを求める請願書	41
日程第33 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	41
桜井総務課長	42
散 会	42

第2号(6月19日)(木曜日)

開 議	48
日程第1 議案第64号平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)訂正の件	48
宮路市長提案理由説明	48
日程第2 一般質問	48
長野瑳や子さん	48
宮路市長	49
田代教育長	50
長野瑳や子さん	51
宮路市長	51
田代教育長	52
長野瑳や子さん	52
宮路市長	53
長野瑳や子さん	53
宮路市長	53

長野瑛や子さん	5 4
宮路市長	5 4
長野瑛や子さん	5 4
宮路市長	5 5
長野瑛や子さん	5 5
桜井総務課長	5 5
長野瑛や子さん	5 6
宮路市長	5 6
長野瑛や子さん	5 6
宮路市長	5 7
長野瑛や子さん	5 7
田代教育長	5 7
長野瑛や子さん	5 8
田代教育長	5 8
長野瑛や子さん	5 8
宮路市長	5 9
田代教育長	5 9
長野瑛や子さん	5 9
休 憩	5 9
東 孝志君	5 9
宮路市長	6 0
東 孝志君	6 2
地頭所税務課長	6 2
東 孝志君	6 2
地頭所税務課長	6 2
東 孝志君	6 2
地頭所税務課長	6 2
東 孝志君	6 2
地頭所税務課長	6 2
東 孝志君	6 2
地頭所税務課長	6 2
東 孝志君	6 2
地頭所税務課長	6 3
東 孝志君	6 3

地頭所稅務課長	6 3
東 孝志君	6 3
地頭所稅務課長	6 3
東 孝志君	6 3
地頭所稅務課長	6 4
東 孝志君	6 4
地頭所稅務課長	6 4
東 孝志君	6 4
地頭所稅務課長	6 4
東 孝志君	6 4
地頭所稅務課長	6 4
東 孝志君	6 4
地頭所稅務課長	6 4
東 孝志君	6 4
地頭所稅務課長	6 4
東 孝志君	6 5
地頭所稅務課長	6 5
東 孝志君	6 5
地頭所稅務課長	6 5
東 孝志君	6 5
地頭所稅務課長	6 5
東 孝志君	6 5
地頭所稅務課長	6 5
東 孝志君	6 5
地頭所稅務課長	6 5
東 孝志君	6 6
地頭所稅務課長	6 6
東 孝志君	6 6
地頭所稅務課長	6 6
東 孝志君	6 6
脇健康保險課長	6 6
東 孝志君	6 6
地頭所稅務課長	6 6
東 孝志君	6 6

	地頭所税務課長	6 6
	東 孝志君	6 6
	宮路市長	6 7
	東 孝志君	6 7
	宮路市長	6 7
	東 孝志君	6 7
	坂口ルリ子さん	6 7
休	憩	7 0
	宮路市長	7 0
	田代教育長	7 1
	坂口ルリ子さん	7 2
	宮路市長	7 2
	坂口ルリ子さん	7 2
	久保都市計画課長	7 3
	坂口ルリ子さん	7 3
	久保都市計画課長	7 3
	坂口ルリ子さん	7 3
	久保都市計画課長	7 3
	坂口ルリ子さん	7 3
	田代教育長	7 4
	坂口ルリ子さん	7 5
	田代教育長	7 5
	坂口ルリ子さん	7 5
	宮路市長	7 6
	脇健康保険課長	7 6
	坂口ルリ子さん	7 6
	豊辻福祉課長	7 6
	坂口ルリ子さん	7 6
	田畑純二君	7 6
	宮路市長	8 0
	田畑純二君	8 2
	宮路市長	8 3

田畑純二君	8 3
宮路市長	8 3
田畑純二君	8 3
宮路市長	8 4
田畑純二君	8 4
宮路市長	8 4
田畑純二君	8 5
宮路市長	8 5
田畑純二君	8 5
宮路市長	8 5
田畑純二君	8 6
宮路市長	8 6
田畑純二君	8 6
宮路市長	8 6
田畑純二君	8 7
宮路市長	8 7
田畑純二君	8 7
宮路市長	8 7
田畑純二君	8 7
宮路市長	8 8
田畑純二君	8 8
宮路市長	8 8
田畑純二君	8 8
宮路市長	8 8
休 憩	8 9
大園貴文君	8 9
宮路市長	9 0
大園貴文君	9 1
宮路市長	9 1
大園貴文君	9 2
宮路市長	9 2
大園貴文君	9 2

宮路市長	9 3
大園貴文君	9 3
宮路市長	9 3
大園貴文君	9 3
宮路市長	9 3
大園貴文君	9 3
宮路市長	9 4
大園貴文君	9 4
宮路市長	9 4
大園貴文君	9 4
宮路市長	9 5
大園貴文君	9 5
宮路市長	9 6
大園貴文君	9 6
橫山副市長	9 6
大園貴文君	9 6
宮路市長	9 6
大園貴文君	9 7
宮路市長	9 7
大園貴文君	9 7
宮路市長	9 7
大園貴文君	9 7
宮路市長	9 8
大園貴文君	9 8
宮路市長	9 8
大園貴文君	9 8
宮路市長	9 8
大園貴文君	9 8
宮路市長	9 8
大園貴文君	9 8
宮路市長	9 9
大園貴文君	9 9

	宮路市長	1 0 0
	大園貴文君	1 0 0
	宮路市長	1 0 0
休	憩	1 0 0
	花木千鶴さん	1 0 1
	宮路市長	1 0 1
	花木千鶴さん	1 0 3
	宮園市民生活課長	1 0 3
	花木千鶴さん	1 0 3
	宮園市民生活課長	1 0 3
	花木千鶴さん	1 0 4
	宮園市民生活課長	1 0 4
	花木千鶴さん	1 0 4
	宮園市民生活課長	1 0 4
	花木千鶴さん	1 0 4
	宮園市民生活課長	1 0 4
	花木千鶴さん	1 0 4
	宮園市民生活課長	1 0 4
	花木千鶴さん	1 0 4
	宮園市民生活課長	1 0 5
	花木千鶴さん	1 0 5
	宮園市民生活課長	1 0 5
	花木千鶴さん	1 0 5
	宮園市民生活課長	1 0 5
	花木千鶴さん	1 0 6
	宮路市長	1 0 6
	花木千鶴さん	1 0 6
	宮路市長	1 0 7
	花木千鶴さん	1 0 7
	宮路市長	1 0 8
	花木千鶴さん	1 0 8
	奥菌財政管財課長	1 0 8
	花木千鶴さん	1 0 8
	奥菌財政管財課長	1 0 8

花木千鶴さん	108
奥菌財政管財課長	108
花木千鶴さん	108
宮路市長	109
花木千鶴さん	109
散 会	110

第3号（6月20日）（金曜日）

開 議	114
日程第1 一般質問	114
出水賢太郎君	114
宮路市長	115
田代教育長	116
出水賢太郎君	117
宮路市長	117
出水賢太郎君	117
宮路市長	117
出水賢太郎君	117
宮路市長	118
出水賢太郎君	118
宮路市長	118
出水賢太郎君	118
奥菌財政管財課長	118
出水賢太郎君	119
宮路市長	119
出水賢太郎君	119
宮路市長	119
出水賢太郎君	119
宮路市長	120
出水賢太郎君	120
宮路市長	120
出水賢太郎君	120

宮路市長	1 2 0
出水賢太郎君	1 2 1
宮路市長	1 2 1
出水賢太郎君	1 2 2
宮路市長	1 2 2
出水賢太郎君	1 2 2
宮路市長	1 2 2
出水賢太郎君	1 2 2
田代教育長	1 2 3
出水賢太郎君	1 2 3
田代教育長	1 2 3
出水賢太郎君	1 2 3
肥田学校教育課長	1 2 4
出水賢太郎君	1 2 4
田代教育長	1 2 4
出水賢太郎君	1 2 4
田代教育長	1 2 5
出水賢太郎君	1 2 5
田代教育長	1 2 5
出水賢太郎君	1 2 6
休 憩	1 2 6
下御領昭博君	1 2 6
宮路市長	1 2 7
下御領昭博君	1 2 8
宮路市長	1 2 9
下御領昭博君	1 2 9
宮路市長	1 2 9
下御領昭博君	1 3 0
宮路市長	1 3 0
下御領昭博君	1 3 0
宮路市長	1 3 1
下御領昭博君	1 3 1

宮路市長	1 3 1
下御領昭博君	1 3 2
宮路市長	1 3 2
下御領昭博君	1 3 2
宮路市長	1 3 2
下御領昭博君	1 3 2
宮路市長	1 3 3
下御領昭博君	1 3 3
宮路市長	1 3 3
下御領昭博君	1 3 4
宮路市長	1 3 4
下御領昭博君	1 3 4
宮路市長	1 3 4
下御領昭博君	1 3 4
宮路市長	1 3 4
下御領昭博君	1 3 4
宮路市長	1 3 4
下御領昭博君	1 3 4
宮路市長	1 3 4
下御領昭博君	1 3 5
上園農林水産課長	1 3 5
下御領昭博君	1 3 5
宮路市長	1 3 5
門松慶一君	1 3 6
休 憩	1 3 7
宮路市長	1 3 7
田代教育長	1 3 8
門松慶一君	1 3 8
田代教育長	1 3 9
門松慶一君	1 3 9
田代教育長	1 3 9
門松慶一君	1 4 0
田代教育長	1 4 0
門松慶一君	1 4 0
田代教育長	1 4 1
門松慶一君	1 4 1

山之内教育総務課長	1 4 1
門松慶一君	1 4 1
田代教育長	1 4 1
門松慶一君	1 4 2
宮路市長	1 4 2
門松慶一君	1 4 2
宮路市長	1 4 2
門松慶一君	1 4 3
宮路市長	1 4 3
門松慶一君	1 4 3
銚之原商工観光課長	1 4 4
門松慶一君	1 4 4
豊辻福祉課長	1 4 4
門松慶一君	1 4 4
豊辻福祉課長	1 4 4
門松慶一君	1 4 4
豊辻福祉課長	1 4 5
門松慶一君	1 4 5
宮路市長	1 4 5
門松慶一君	1 4 6
宮路市長	1 4 6
門松慶一君	1 4 6
佐藤彰矩君	1 4 6
宮路市長	1 4 8
佐藤彰矩君	1 4 8
宮路市長	1 4 8
佐藤彰矩君	1 4 9
宮路市長	1 4 9
佐藤彰矩君	1 4 9
福田消防本部消防長	1 4 9
佐藤彰矩君	1 5 0
宮路市長	1 5 0

	佐藤彰矩君	1 5 0
	宮路市長	1 5 0
	佐藤彰矩君	1 5 0
	宮路市長	1 5 0
	佐藤彰矩君	1 5 1
	宮路市長	1 5 1
	佐藤彰矩君	1 5 1
	宮路市長	1 5 1
	佐藤彰矩君	1 5 1
休	憩	1 5 2
	湯田平副市長	1 5 2
	佐藤彰矩君	1 5 2
	福田消防本部消防長	1 5 3
	佐藤彰矩君	1 5 3
	福田消防本部消防長	1 5 3
	佐藤彰矩君	1 5 3
	福田消防本部消防長	1 5 3
	佐藤彰矩君	1 5 3
	福田消防本部消防長	1 5 4
	佐藤彰矩君	1 5 4
	宮路市長	1 5 4
	佐藤彰矩君	1 5 4
	重水富夫君	1 5 4
	宮路市長	1 5 5
	田代教育長	1 5 7
	重水富夫君	1 5 7
	宮路市長	1 5 7
	重水富夫君	1 5 8
	宮路市長	1 5 8
	重水富夫君	1 5 8
	宮路市長	1 5 8
	重水富夫君	1 5 9

宮路市長	1 5 9
重水富夫君	1 5 9
宮路市長	1 5 9
重水富夫君	1 6 0
宮路市長	1 6 0
重水富夫君	1 6 0
山之内教育総務課長	1 6 0
重水富夫君	1 6 0
山之内教育総務課長	1 6 0
重水富夫君	1 6 1
山之内教育総務課長	1 6 1
重水富夫君	1 6 1
田代教育長	1 6 1
重水富夫君	1 6 1
宮路市長	1 6 2
重水富夫君	1 6 2
宮路市長	1 6 2
重水富夫君	1 6 3
宮路市長	1 6 3
重水富夫君	1 6 3
奥蘭財政管財課長	1 6 4
重水富夫君	1 6 4
宮路市長	1 6 4
重水富夫君	1 6 4
宮路市長	1 6 5
休 憩	1 6 5
谷口正行君	1 6 5
宮路市長	1 6 6
谷口正行君	1 6 7
奥蘭財政管財課長	1 6 7
谷口正行君	1 6 7
奥蘭財政管財課長	1 6 8

谷口正行君	1 6 8
宮路市長	1 6 8
谷口正行君	1 6 9
奥菌財政管財課長	1 6 9
谷口正行君	1 6 9
奥菌財政管財課長	1 7 0
谷口正行君	1 7 0
奥菌財政管財課長	1 7 1
谷口正行君	1 7 1
宮路市長	1 7 1
池上総務企画部長	1 7 2
谷口正行君	1 7 2
宮路市長	1 7 3
散 会	1 7 3

第4号（6月23日）（月曜日）

開 議	1 7 8
日程第1 一般質問	1 7 8
坂口洋之君	1 7 8
宮路市長	1 7 9
田代教育長	1 8 1
坂口洋之君	1 8 1
宮路市長	1 8 2
坂口洋之君	1 8 2
宮路市長	1 8 2
坂口洋之君	1 8 2
宮路市長	1 8 2
坂口洋之君	1 8 2
宮路市長	1 8 3
坂口洋之君	1 8 3
宮路市長	1 8 3
脇健康保険課長	1 8 4

坂口洋之君	1 8 4
脇健康保険課長	1 8 4
坂口洋之君	1 8 4
宮路市長	1 8 4
坂口洋之君	1 8 5
宮路市長	1 8 5
坂口洋之君	1 8 5
宮路市長	1 8 6
坂口洋之君	1 8 6
宮路市長	1 8 6
坂口洋之君	1 8 6
脇健康保険課長	1 8 7
坂口洋之君	1 8 7
宮路市長	1 8 7
坂口洋之君	1 8 7
宮路市長	1 8 8
坂口洋之君	1 8 8
宮路市長	1 8 8
坂口洋之君	1 8 8
宮路市長	1 8 9
坂口洋之君	1 8 9
休 憩	1 8 9
池満 渉君	1 8 9
宮路市長	1 9 0
田代教育長	1 9 0
池満 渉君	1 9 1
田代教育長	1 9 1
池満 渉君	1 9 2
田代教育長	1 9 2
池満 渉君	1 9 2
田代教育長	1 9 3
池満 渉君	1 9 3

田代教育長	1 9 4
池満 渉君	1 9 4
田代教育長	1 9 4
池満 渉君	1 9 5
田代教育長	1 9 5
池満 渉君	1 9 5
田代教育長	1 9 5
池満 渉君	1 9 5
田代教育長	1 9 5
池満 渉君	1 9 6
田代教育長	1 9 6
池満 渉君	1 9 6
田代教育長	1 9 6
池満 渉君	1 9 7
宮路市長	1 9 7
池満 渉君	1 9 8
宮路市長	1 9 8
上園哲生君	1 9 9
休 憩	2 0 1
宮路市長	2 0 1
上園哲生君	2 0 1
宮路市長	2 0 2
上園哲生君	2 0 2
宮路市長	2 0 2
上園哲生君	2 0 2
宮路市長	2 0 4
上園哲生君	2 0 4
宮路市長	2 0 5
上園哲生君	2 0 6
宮路市長	2 0 6
上園哲生君	2 0 6
宮路市長	2 0 6

上園哲生君	2 0 7
宮路市長	2 0 7
上園哲生君	2 0 7
宮路市長	2 0 7
上園哲生君	2 0 7
宮路市長	2 0 7
西園典子さん	2 0 7
宮路市長	2 0 9
西園典子さん	2 1 0
宮路市長	2 1 1
西園典子さん	2 1 1
桜井総務課長	2 1 1
西園典子さん	2 1 1
宮路市長	2 1 2
西園典子さん	2 1 2
宮路市長	2 1 2
西園典子さん	2 1 2
宮路市長	2 1 3
西園典子さん	2 1 3
宮路市長	2 1 3
西園典子さん	2 1 3
宮路市長	2 1 4
桜井総務課長	2 1 4
西園典子さん	2 1 4
桜井総務課長	2 1 4
西園典子さん	2 1 4
宮路市長	2 1 4
西園典子さん	2 1 4
宮路市長	2 1 5
西園典子さん	2 1 5
宮路市長	2 1 5
西園典子さん	2 1 5

宮路市長	2 1 6
西園典子さん	2 1 6
宮路市長	2 1 7
西園典子さん	2 1 7
宮路市長	2 1 8
休 憩	2 1 8
成田 浩君	2 1 8
宮路市長	2 1 9
成田 浩君	2 2 0
宮路市長	2 2 0
成田 浩君	2 2 0
宮路市長	2 2 0
成田 浩君	2 2 1
福田消防本部消防長	2 2 1
成田 浩君	2 2 1
福田消防本部消防長	2 2 1
成田 浩君	2 2 2
福田消防本部消防長	2 2 2
成田 浩君	2 2 2
福田消防本部消防長	2 2 2
成田 浩君	2 2 2
福田消防本部消防長	2 2 2
成田 浩君	2 2 2
福田消防本部消防長	2 2 2
成田 浩君	2 2 2
宮路市長	2 2 3
成田 浩君	2 2 3
宮路市長	2 2 3
成田 浩君	2 2 4
宮路市長	2 2 4
成田 浩君	2 2 4
宮路市長	2 2 4
成田 浩君	2 2 5
宮路市長	2 2 5

	成田 浩君	2 2 5
	宮路市長	2 2 5
	成田 浩君	2 2 6
	宮路市長	2 2 6
	成田 浩君	2 2 6
	宮路市長	2 2 6
	成田 浩君	2 2 6
	桜井総務課長	2 2 6
	成田 浩君	2 2 6
	桜井総務課長	2 2 6
	成田 浩君	2 2 7
	宮路市長	2 2 7
	成田 浩君	2 2 7
	宮路市長	2 2 7
休	憩	2 2 8
	桜井総務課長	2 2 8
	岡元水道課長	2 2 8
	漆島政人君	2 2 8
	宮路市長	2 3 0
	漆島政人君	2 3 1
	宮路市長	2 3 1
	漆島政人君	2 3 2
	宮路市長	2 3 3
	漆島政人君	2 3 3
	宮路市長	2 3 4
	漆島政人君	2 3 5
	宮路市長	2 3 5
	漆島政人君	2 3 5
	宮路市長	2 3 7
散	会	2 3 7

開 議	2 4 2
日程第 1 議案第 5 5 号日置市過疎地域自立促進計画の変更について（総務企画常任委員長報告）	2 4 2
佐藤総務企画常任委員長報告	2 4 2
日程第 2 議案第 6 2 号平成 2 0 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号）（各常任委員長報告）	2 4 3
佐藤総務企画常任委員長報告	2 4 3
中島環境福祉常任委員長報告	2 4 6
重水産業建設常任委員長報告	2 4 8
西菌教育文化常任委員長報告	2 5 0
坂口ルリ子さん	2 5 3
佐藤総務企画常任委員長	2 5 3
休 憩	2 5 4
日程第 3 議案第 6 3 号平成 2 0 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）（環境福祉常任委員長報告）	2 5 4
日程第 4 議案第 6 6 号平成 2 0 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）（環境福祉常任委員長報告）	2 5 4
日程第 5 議案第 6 4 号平成 2 0 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）	2 5 4
日程第 6 議案第 6 5 号平成 2 0 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）（総務企画常任委員長報告）	2 5 4
中島環境福祉常任委員長報告	2 5 4
重水産業建設常任委員長報告	2 5 5
佐藤総務企画常任委員長報告	2 5 6
日程第 7 陳情第 3 号畜産危機突破に向けた畜産政策・価格に関する陳情書（産業建設常任委員長報告）	2 5 8
日程第 8 要請第 1 号農業委員会の必置規制の堅持に関する要請（産業建設常任委員長報告）	2 5 8
重水産業建設常任委員長報告	2 5 8
日程第 9 請願第 1 号自校方式学校給食の存続を求める請願（教育文化常任委員長報告）	2 6 0
日程第 1 0 請願第 2 号教育予算の拡充を求める請願（教育文化常任委員長報告）	2 6 0
西菌教育文化常任委員長報告	2 6 0

坂口ルリ子さん	2 6 2
大園貴文君	2 6 3
坂口洋之君	2 6 3
休 憩	2 6 4
池満 渉君	2 6 4
坂口洋之君	2 6 5
日程第 1 1 意見書案第 1 号畜産危機突破に向けた畜産政策・価格に関する意見書	2 6 6
日程第 1 2 意見書案第 2 号農業委員会の必置規制の堅持に関する意見書	2 6 6
重水産業建設常任委員長趣旨説明	2 6 6
日程第 1 3 意見書案第 3 号教育予算確保に関する意見書	2 6 7
西園教育文化常任委員長趣旨説明	2 6 7
池満 渉君	2 6 8
坂口洋之君	2 6 8
日程第 1 4 議案第 6 7 号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	2 6 8
宮路市長提案理由説明	2 6 8
池上総務企画部長	2 6 9
田畑純二君	2 6 9
宮路市長	2 7 0
田畑純二君	2 7 0
宮路市長	2 7 0
田畑純二君	2 7 0
宮路市長	2 7 1
谷口正行君	2 7 1
宮路市長	2 7 2
谷口正行君	2 7 2
宮路市長	2 7 3
谷口正行君	2 7 3
宮路市長	2 7 4
西園典子さん	2 7 4
宮路市長	2 7 4
西園典子さん	2 7 4
宮路市長	2 7 5

西園典子さん	275
宮路市長	276
池満 渉君	276
宮路市長	277
池満 渉君	277
宮路市長	277
花木千鶴さん	278
松尾公裕君	279
西園典子さん	279
田畑純二君	280
日程第15 陳情第4号家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」 採択を求める陳情書	281
日程第16 閉会中の継続審査の申し出について	281
日程第17 閉会中の継続調査の申し出について	281
日程第18 議員派遣の件について	281
日程第19 所管事務調査結果報告について	281
閉 会	282
宮路市長	282

平成20年第2回(6月)日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
6月9日	月	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、付託
6月10日	火	委 員 会	環境福祉・産業建設
6月11日	水	委 員 会	総務企画・教育文化
6月12日	木	委 員 会	
6月13日	金	休 会	
6月14日	土	休 会	
6月15日	日	休 会	
6月16日	月	休 会	
6月17日	火	休 会	
6月18日	水	休 会	
6月19日	木	本 会 議	一般質問・産業建設
6月20日	金	本 会 議	一般質問
6月21日	土	休 会	
6月22日	日	休 会	
6月23日	月	本 会 議	一般質問
6月24日	火	休 会	
6月25日	水	休 会	
6月26日	木	休 会	
6月27日	金	休 会	議会運営委員会
6月28日	土	休 会	
6月29日	日	休 会	
6月30日	月	本 会 議	付託事件等審査結果報告・表決

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 1 号	平成19年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 2 号	平成19年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
同意第 1 号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
同意第 2 号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
同意第 3 号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
同意第 4 号	日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
同意第 5 号	日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
同意第 6 号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
承認第 1 号	専決処分（平成19年度日置市一般会計補正予算（第7号））につき承認を求めることについて
承認第 2 号	専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
承認第 3 号	専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
議案第54号	鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
議案第55号	日置市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第56号	字の区域の変更について
議案第57号	市有財産の処分について
議案第58号	市有財産の取得について
議案第59号	日置市監査委員条例の一部改正について
議案第60号	日置市総合計画審議会条例の一部改正について
議案第61号	日置市営住宅条例等の一部改正について
議案第62号	平成20年度日置市一般会計補正予算（第1号）
議案第63号	平成20年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
議案第64号	平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第65号	平成20年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
議案第66号	平成20年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
議案第67号	日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
請願第 1 号	自校方式学校給食の存続を求める請願
請願第 2 号	教育予算の拡充を求める請願
請願第 3 号	後期高齢者医療制度の中止・見直しを求める請願書
陳情第 3 号	畜産危機突破に向けた畜産政策・価格に関する陳情書

陳情第 4号 家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める
陳情書

要請第 1号 農業委員会の必置規制の堅持に関する要請

意見書案第1号 畜産危機突破に向けた畜産政策・価格に関する意見書

意見書案第2号 農業委員会の必置規制の堅持に関する意見書

意見書案第3号 教育予算確保に関する意見書

第 1 号 (6 月 9 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（監査結果報告、議長報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	日置市農業委員会委員の推薦について
日程第 6	報告第 1号 平成19年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 7	報告第 2号 平成19年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 8	同意第 1号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第 9	同意第 2号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第10	同意第 3号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第11	同意第 4号 日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第12	同意第 5号 日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第13	同意第 6号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第14	承認第 1号 専決処分（平成19年度日置市一般会計補正予算（第7号））につき承認を求めることについて
日程第15	承認第 2号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第16	承認第 3号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第17	議案第54号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
日程第18	議案第55号 日置市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第19	議案第56号 字の区域の変更について
日程第20	議案第57号 市有財産の処分について
日程第21	議案第58号 市有財産の取得について
日程第22	議案第59号 日置市監査委員条例の一部改正について
日程第23	議案第60号 日置市総合計画審議会条例の一部改正について
日程第24	議案第61号 日置市営住宅条例等の一部改正について

- 日程第 2 5 議案第 6 2 号 平成 2 0 年度日置市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 6 議案第 6 3 号 平成 2 0 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 7 議案第 6 4 号 平成 2 0 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 8 議案第 6 5 号 平成 2 0 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 9 議案第 6 6 号 平成 2 0 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 0 請願第 1 号 自校方式学校給食の存続を求める請願
- 日程第 3 1 請願第 2 号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第 3 2 請願第 3 号 後期高齢者医療制度の中止・見直しを求める請願書
- 日程第 3 3 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本会議（6月9日）（月曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西園典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	島中實弘君

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	池上吉治君	市民福祉部長	坂口文男君
産業建設部長	中村治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	小園義徳君
日吉支所長	松山洋一君	吹上支所長	樋渡健郎君
総務課長	桜井健一君	財政管財課長	奥園正名君
企画課長	富迫克彦君	税務課長	地頭所浩君
商工観光課長	銚之原政実君	市民生活課長	宮園光次君

福祉課長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宇 田 和 久 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	馬 場 静 雄 君	市民スポーツ課長	芝 原 八 郎 君
会計管理者	朴 木 義 行 君	監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君
農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君		

午前10時00分開会

△開 会

○議長（畠中實弘君）

ただいまから平成20年第2回日置市議会議定例会を開会します。

△開 議

○議長（畠中實弘君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（畠中實弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、田代吉勝君、靄園秋男君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（畠中實弘君）

日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの22日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月30日までの22日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（監査結果報告、議長報告）

○議長（畠中實弘君）

日程第3、諸般の報告を行います。
監査結果の報告であります。平成20年2月25日、26日に実施された1月分の例月出納検査の結果、3月24日、25日に実施された2月分の例月出納検査の結果、4月23日、24日に実施された3月分の例月出納検査の結果、5月26日、27日に実施さ

れた平成19年度、20年度の4月分の例月分出納検査の結果、2月18日から22日に実施された指定管理者の日置市森林体験交流センター「美山陶遊館」ほか22施設の財政援助団体などに係る定期監査の結果について、4月25日に実施された江口蓬萊館増築整備事業ほか5工事に係る随時監査の結果について報告がありましたので、その写しを配付します。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（畠中實弘君）

日程第4、行政報告を行います。
市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

2月23日からの主な行政執行についてご報告申し上げます。

2月25日に平成19年度日置市家族経営協定調印式が行われました。この事業は家族全員が意欲と生きがいをもって農業に取り組んでいける状態をつくるため、農業経営のやり方や報酬、休日のあり方など生活上の諸事項について取り決めを行い、家族一人一人の役割と責任を明確にし、意欲と能力が十分に発揮できる環境をつくるものでございます。現在日置市では、73軒が協定を結び、経営意欲の向上につながっています。

次に、3月21日に特定農用地利用規程認定交付式を行いました。今回は伊集院地域の古城・八枝地区と東市来地域の養母・長里区を認定いたしました。現在、農村地域における農業従事者の高齢化が著しく進行し、農地の荒廃化も進んでいる現状であります。このような中、特定農用地利用規程を認定することにより、農作業受託組織を設立し、地域ぐ

るみの営農に取り組むものであります。今後
も、担い手や集落営農組織等を支援するた
めの組織化を推進していきたいと思いま
す。

次に、3月26日、ねんりんピック鹿
児島2008PRキャラバン隊が来庁され、
大会実行委員会会長からのメッセージを
受けました。大会開催に向け、市内各
地で準備がスタートしているところで
ございますが、日置市議会でも今定例
会におきまして、議長初め全議員が
ねんりんピックのPR用ポロシャツを
着用していただくなど、議員の大会成
功に向けた熱い思いを嬉しく思うとこ
ろでございます。

執行部といたしましても、大会の成功
を期したいと思いますので、今後とも
ご指導ご協力を切にお願い申し上げます。

以下、5月31日までの主要な行政執
行については、報告書を提出してあり
ますのでお目通しをお願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 日置市農業委員会委員の
推薦について

○議長（畠中實弘君）

日程第5、日置市農業委員会委員の
推薦についてを議題といたします。

〔3番下御領昭博君、23番地頭所貞
視君、24番谷口正行君退場〕

○議長（畠中實弘君）

市長から委員4人以内として推薦の
要請がありました。

お諮りします。議会推薦の農業委員
会委員は4人とし、上田平美智子さん、
谷口正行君、地頭所貞視君、下御領
昭博君を指名します。ご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議
会推

薦の農業委員会委員は上田平美智子
さん、谷口正行君、地頭所貞視君、
下御領昭博君の4人を推薦することに
決定しました。

〔3番下御領昭博君、23番地頭所貞
視君、24番谷口正行君入場〕

△日程第6 報告第1号平成19年度
日置市繰越明許費繰越計算書の報告に
ついて

△日程第7 報告第2号平成19年度
日置市水道事業会計予算繰越計算書
の報告について

○議長（畠中實弘君）

日程第6、報告第1号平成19年度日
置市繰越明許費繰越計算書の報告につ
いて及び日程第7、報告第2号平成1
9年度日置市水道事業会計予算繰越
計算書の報告についての2件を一括議
題とします。

2件について、市長の説明を求めま
す。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第1号は、平成19年度日置市
繰越明許費繰越計算書の報告について
であります。

平成19年度の日置市繰越明許費繰
越計算書を地方自治法施行令第146
条第2項の規定により報告するもので
あります。

民生委員の児童福祉費、私立保育園
施設整備費補助金7,120万5,000
円、農林水産業費の水産業費、物産
館増築整備事業8,033万5,000
円、土木費の道路橋梁費、地方道路
整備臨時交付金事業（徳重清藤線）
3,978万1,000円、（笠ヶ野線）
3,606万8,000円、（和田平鹿
倉線）2,870万8,000円、道
整備交付金事業（野田美山線）2,9
82万4,000円、（赤仁田山手線）
1,593万8,000円、過疎対策事
業（長里市来線）2,610万円、
（赤仁田日添線）1,195万5,000
円、河川費の急傾斜地崩壊対策事業
（荻地区）

510万円、都市計画費の土地区画整理費（交付金事業）2,316万4,000円、（地方特定道路整備事業）78万8,000円、まちづくり交付金街路整備事業1億1,963万4,000円、まちづくり交付金公園整備事業1億2,108万8,000円、教育費の社会教育費、まちづくり交付金集会施設建設事業（妙円寺地域交流センター）8,168万3,000円をそれぞれ平成20年度へ繰り越しいたしました。

次に、報告第2号は、平成19年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

平成19年度日置市水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

資本的支出の建設改良費、徳重清藤線清藤橋配水管布設工事を市道徳重清藤線改良の橋梁工事の繰り越しによる工期延長に伴い、140万7,000円を平成20年度へ繰り越しいたしました。

以上2件、ご審議をよろしく願います。

○議長（畠中實弘君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。これで報告第1号及び報告第2号の2件の報告を終わります。

△日程第8 同意第1号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（畠中實弘君）

日程第8、同意第1号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第1号は、日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

平成20年6月9日を持って任期満了となるため、引き続き後任委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

荻克巳氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしく願います。

○議長（畠中實弘君）

これから同意第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第9 同意第2号日置市固定資産
評価審査委員会委員の選任
につき議会の同意を求め
ることについて

○議長（畠中實弘君）

日程第9、同意第2号日置市固定資産評価
審査委員会委員の選任につき議会の同意を求
めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第2号は、日置市固定資産評価審査委
員会委員の選任につき議会の同意を求め
ることについてであります。

平成20年6月9日をもって任期満了とな
るため、引き続き後任委員として選任したい
ので、地方税法第423条第3項の規定によ
り議会の同意を求めるものであります。

坂上俊己氏の経歴につきましては、資料を
添付してありますので、ご審議をよろしくお
願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

これから同意第2号について質疑を行いま
す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第2号は、会議規則第
37条第2項の規定により、委員会付託を省
略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、同意第
2号は、委員会付託を省略することに決定し
ました。

これから同意第2号について、討論を行いま
す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、
同意することに決定しました。

△日程第10 同意第3号日置市固定資
産評価審査委員会委員の
選任につき議会の同意を
求めることについて

○議長（畠中實弘君）

日程第10、同意第3号日置市固定資産評
価審査委員会委員の選任につき議会の同意を
求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第3号は、日置市固定資産評価審査委
員会委員の選任につき、議会の同意を求め
ることについてであります。

平成20年6月9日をもって任期満了とな
るため、引き続き後任委員として選任したい
ので、地方税法第423条第3項の規定によ
り議会の同意を求めらるものであります。

岸之上良一氏の経歴につきましては、資料
を添付してありますので、ご審議をよろしく
お願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

これから同意第3号について質疑を行いま
す。質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

16番。私はこの岸之上氏本人について詳
しく知っておるつもりではございませんが、
経歴の中に「日大商事設立」というのがござ
いますが、「日大商事」という会社について

はどのような会社なのかのご説明をいただきたいと思います。

○**税務課長（地頭所浩君）**

お答えします。わかっている範囲でございますが、不動産業を営んでいるというふう聞いております。

以上です。

○**議長（畠中實弘君）**

よろしいですか。いいですね。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（畠中實弘君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第3号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（畠中實弘君）**

異議なしと認めます。したがって、同意第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第3号について、討論を行います。討論はありませんか。

○**16番（池満 渉君）**

16番。先ほど申し上げましたけれども、個人的に人格云々を言うわけではございませんが、固定資産の評価審査、この委員会の委員に不動産業を営む方がというのはどうも適さないのじゃないかという気がいたしますが、いかがなんでしょうか。そういったようなことで同意をいたしかねるというふうに思います。

○**議長（畠中實弘君）**

次に、賛成討論の発言を許可します。

○**13番（田畑純二君）**

岸之上さんの不動産業を営んでおられるわけですが、やっぱりこれはモラルの問題だと思いますんで、私は固定資産評価委員としてふさわしい、それほど問題じゃないと思います。

以上。

○**議長（畠中實弘君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（畠中實弘君）**

これで討論を終わります。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。（発言する者あり）

もとい。この採決は起立によって行います。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**議長（畠中實弘君）**

よろしいです。起立多数です。したがって、本案は、同意することに決定しました。

△日程第11 同意第4号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○**議長（畠中實弘君）**

日程第11、同意第4号日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○**市長（宮路高光君）**

同意第4号は、日置市固定資産評価審査委員会委員の選任につき、議会の同意を求めることについてであります。

平成20年6月9日をもって任期満了になるため、引き続き後任委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

山口恵三氏の経歴につきましては資料を添付してありますので、ご審議をよろしく願います。

○**議長（畠中實弘君）**

これから同意第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第4号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、同意第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第4号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、同意することに決定しました。

△日程第12 同意第5号日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（畠中實弘君）

日程第12、同意第5号日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第5号は、日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてで

あります。

現評価員の辞任に伴い、後任の評価員として選任したいので、地方税法第404条第2項の規程により、議会の同意を求めるものであります。

地頭所浩氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

これから同意第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

固定資産の委員がここに5人出てきたわけですが、私は年齢を全部つもってみたら、1番目が70歳、次も70歳、次は62歳、次は68歳、次が48歳となっているようですが、年齢はどこまでどうなのかわかりませんが、似たような年齢の人やら現職もいるわけですが、この仕事内容ですね、年に何回ぐらい会議が開かれ、年俸——年俸なのか月俸なのかね、そこを質問いたします。

○市長（宮路高光君）

今のご指摘ございまして、それぞれ合併いたしました4年がたつわけでございますけど、今回におきましても旧町の地域的な配慮の中で選任をさせていただきました。特にこの評価員につきましては、住民の方々から土地に関する、建物に対します不服、この不服申し立てがあったときに審議をすることございまして、報酬につきましては、日額というふうにご理解していただければいいというふうに思っております。

以上です。

日額報酬の条例でございますので4,900円だと、ちょっと詳しくはちょっと今資料ございせんけど、4,900円程度だったというふうに感じております。日額です、日額です。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第5号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、同意第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第5号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第13 同意第6号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（畠中實弘君）

日程第13、同意第6号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第6号は、日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

現委員が平成20年6月10日をもって任期満了となるため、新たに委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

内村友治氏の経歴につきましては、資料を添付しておりますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（畠中實弘君）

これから同意第6号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第6号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、同意第6号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第6号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから同意第6号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、同意することに決定しました。

△日程第14 承認第1号専決処分（平成19年度日置市一般会計補正予算（第7号））につき承認を求めること

について

△日程第15 承認第2号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第16 承認第3号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

○議長（畠中寛弘君）

日程第14、承認第1号専決処分（平成19年度日置市一般会計補正予算（第7号））につき承認を求めることについて、日程第15、承認第2号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて及び日程第16、承認第3号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについての3件を一括議題とします。

3件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第1号は、専決処分（平成19年度日置市一般会計補正予算（第7号））につき承認を求めることについてであります。

平成19年度の一般会計歳入歳出予算の地方交付税、国庫支出金及び市債の確定並びに公債費の執行について緊急を要したため予算措置をしたものであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,100万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ234億8,609万8,000円とするものであります。

歳入では地方交付税で特別交付税の確定により2億1,726万2,000円を増額計上いたしました。国庫支出金で伊集院中学校校舎改築費国庫負担金の交付確定により205万7,000円の増額、小中学校施設整備事業等の合併市町村補助金の交付確定に

より6,000万円の増額、地域住民交付金の交付確定により、164万7,000円の増額、抛出年金事務費国庫委託金の交付確定により193万7,000円を減額計上いたしました。

繰入金で、財政調整のための財政調整基金繰入金3億2,553万3,000円を減額計上いたしました。市債では、農林水産業債の県営中山間地域総合整備事業、県営農地侵食防止事業、漁港環境整備事業、江口浜海浜公園整備事業、県営かんがい排水事業、自然災害防止事業、土木債の市道整備事業、地方特定道路整備事業、土地区画整理事業、消防債の消防施設整備事業、災害復旧債の現年補助農地農業用施設災害復旧事業、現年補助公共土木施設災害復旧事業の事業費確定と減収補てん債の追加により、2,550万円を増額計上いたしました。

歳出では、公債費の元金で157万6,000円の減額、利子で平成18年度事業債を低い利率で借り入れてたことにより、1,942万8,000円を減額計上いたしました。

次に、承認第2号は、専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日に交付されたことに伴い、緊急を要したため、日置市税条例の一部を改正したものであります。

次に、承認第3号は、専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に交付されたことに伴い、緊急を要したため、日置市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

2件の内容につきましては、総務企画部長に説明させます。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（池上吉治君）

承認第2号及び承認第3号につきまして、補足説明を申し上げます。

まず承認第2号の日置市税条例の一部改正でございますが、主な改正内容は、個人市民税におきまして、寄附金税制の拡充、それと上場株式等の配当譲渡益に係る軽減税率の廃止及び損益通算の仕組みの導入、それと公的年金等からの特別徴収制度の導入でございます。それに固定資産税におきましては、省エネ改修を行った住宅への減額措置をするという内容のものでございます。

まず、第23条関係では、法人市民税で収益事業を行わないものについて非課税とし、公益法人制度改革に伴う措置と税率の明確化を行っております。

それから第34条の7では、寄附金制度の見直しで、ふるさと納税の制度が設けられましたことによりまして、寄附金制度の見直しは所得控除でありましたものを税額控除に改めるもので、控除対象限度額を総所得金額の25%から30%に引き上げております。

さらに適用加減額を10万円から5,000円へ引き下げております。ふるさと納税の寄附金は5,000円を超える部分について所得割額のおおむね1割を限度としまして、所得税とあわせて全額を控除するというようになります。特別徴収対象の年金所得者は、前年中に公的年金等の支払いを受けた方で、かつ老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の方でございます。対象者は平成19年度の課税状況から見ますと、あくまでも推計でございますが、2,190人程度というふうに想定をいたしております。

次に、附則第7条の2第7項の関係でございますが、固定資産税の新たな減額措置としまして、省エネ改修を行いました住宅に係る

減額規定が設けられました。平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間におきまして、既存住宅に対して新たに省エネ基準に適合する改修工事を行った場合に工事を施工した翌年度の対象住宅に係る固定資産税に限りまして3分の1を減額するというものでございます。

工事内容は、窓の改修工事、二重サッシでありますとか、あるいは複層ガラスにするとか、そういった窓の改修工事、それとそれにあわせて行う床、天井、壁の断熱改修工事で、その工事費用が30万円以上が対象となります。この場合、減額対象面積は120平方メートル以内となっております。

次に、附則第16条の3の関係でございますが、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例といたしまして、平成21年1月1日以降に支払いを受ける配当につきまして、申告分離選択課税の制度が創設されました。また課税配当所得、株式等に係る譲渡所得等に対して軽減税率を廃止することになりました。

それと円滑に移行するための特例措置としまして、平成22、23年度分の2年間は500万円以下の譲渡所得、100万円以下の配当所得についてはこれまでの軽減税率を適用するというところでございます。

それから、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算それと繰越控除についてでございますが、同一年中または過去3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得との間で損益通算が行われるようになったことでございます。

なお広域法人制度改革への対応としまして、法人住民税、固定資産税において、移行期間の取り扱いを含めて改正がなされております。

承認第2号は以上でございます。

続きまして、承認第3号国民健康保険税条

例の一部改正についてでございます。

国民健康保険税につきましては、後期高齢者支援金等課税額の創設と、それに伴う限度額の設定、減免等の措置が今回の改正点でございます。第2条第1項で国民健康保険のこれまでの基礎課税額を基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額とに分けております。それに伴いまして課税限度額が変わります。基礎課税額に係る限度額を47万円に、後期高齢者支援金等に係る限度額を12万円としておりまして、あわせて課税限度額が59万円となりまして、これまでの56万円の限度額に比較しますと3万円の限度額の引き上げということになります。

今回の改正によりまして、限度額を超える世帯、およそ130世帯ぐらいになるのではないかというふうに見込んでおります。後期高齢者支援金等は旧制度の老人保健拠出金にかわるものでございまして、これまでの国民健康保険の基礎課税額の税率の範囲内で基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額との税率に分けております。税率は市内均一の税率で所得割額2.1%、資産割額12%、被保険者均等割額6,300円、世帯別平等割額5,800円と算定をいたしております。

算定に当たりましては、医療会計から国補負担金を控除した額の4割を支援金として負担することとされておりまして、その見込まれる必要額に見合う税率といたしております。

また後期高齢者医療制度へ移行することによりまして、単身世帯となる特定世帯につきましては、世帯別平等割額を5年間2分の1とする措置を設けております。

次に軽減判定につきましては、5割、2割の軽減判定所得の算定に当たりまして、国保から後期高齢者医療制度へ移行する者のいる世帯につきましては、5年間に限り継続して同一世帯に属する国保からの移行者も含めて算出するというような算出方法になっており

ます。

それから世帯の国保被保険者が減少をしましてもこれまでと同様の基準で軽減判定をするというようなこととなります。

最後に、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、被用者保険の被扶養者から国保被保険者となった者への減免規定でございますが、その対象者として2つの要件を定めております。国民健康保険被保険者の資格取得日におきまして65歳以上であるもの、それから資格取得日の前日におきまして、被用者保険加入者の被扶養者であったもの、この2つの要件を定めておりまして、減免期間は2年間ということでございます。7割、5割減額世帯を除きまして、被保険者均等割について半額となります。旧被扶養者のみで構成をされます世帯に限って、世帯別平等割額について同様に半額となるような減額をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（畠中實弘君）

これから3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

13番。今承認第1号から第2号、第3号まで説明があったわけですがけれども、その理由としてですね、僕はこの専決処分なんですけど、緊急を要したとの予算措置したものであるというふうにいずれも書いてあります。それで、大体緊急を要するっちゃうことはどうということかと予想はつきます、もちろん。ただ具体的にですね、予算を組む上で国の交付金とか補助金とかそういうのが確定してから組まざるを得ないというのはわかるんですけど、だから具体的にですね、本当にそうなのか。予想はついて今までもそういうふうやってきていますんで、何ですけど、ちょっと念のためですね、市長に本当にそうなのか、

緊急を要したというのはもうちょっとわかりやすく具体的に説明していただけたらありがたい。以上。

全部ですね、1号、2号、3号いずれも緊急を要したためとここ書いてありますので、もちろん意味ではわかるんですので、その緊急という度合いはどういうものなのか、具体的にわかりやすくちょっと説明していただきたい。しつこいようですけども、予想はつきません。大体こういうことだろう。だけど、予想の範囲でありますので、念のために再確認していただきたいと思います。以上。

○市長（宮路高光君）

今議員の議員の方からご指摘ございまして、通常私ども機会を年4回ということで3月から6月の期間、これに関しまして国の税法上を含めて、また補助金との確定、そういうことの中でもこの緊急性という部分の表現がいいのかどうか、このことについては表現の仕方をまた考えますけど、要するにこの臨時的に議会というのは必要であるというのは思っております。この国の施策の中でその補助金の確定とかこれはもう通常のことでございますので、議会の皆様方とその部分につきましてもこの4月でも臨時議会という中をして、この事業費等の確定におきまして議決をしていくのが本来でございますけど、皆様もご存じのとおり、今までのそれぞれの議会を含めて慣例的にやってきた部分もでございます。表現この「緊急」というのをどういう表現にするのか、ここあたりは十分私どもも精査しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

いいでしょうか。ほかに。

○15番（田丸武人君）

承認第2号の——失礼しました。熱損失防止改修工事ですが、かなり固定資産が3分の1減税となっておりますけど、例えば評価が

1,000万円であれば、これに100万円の工事費が要ったと。その1,100万円の3分の1か、それとも100万円増したその分の減税であるか、お示してください。

○税務課長（地頭所浩君）

お答えいたします。固定資産税額から3分の1を控除するというところでございます。

○議長（畠中實弘君）

よろしいですね。

○15番（田丸武人君）

それじゃ、仮に30万円の工事をすれば、全部3分の1の評価になるということに理解していいですね。

○税務課長（地頭所浩君）

この該当する改修工事を行った場合、翌年度固定資産税額の3分の1を減額すると。ですから、評価等には影響はいたしません。

○議長（畠中實弘君）

田丸議員、よろしいですか。もう1回。

○15番（田丸武人君）

私、自分の意見でございますね、もう質問ではありませんけれども。例えば小さい工事しても減額になればいいなということに理解いたしました。

○総務企画部長（池上吉治君）

ただいまの答弁に補足をいたしますが、その該当になる種類の工事を30万円以上の工事をされれば、その家の固定資産税の3分の1を翌年度に減額をするということでございます。ただし先ほど申し上げましたように面積120平米以下のものに限るということでございます。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（西園典子さん）

14番。承認第1号についてちょっとお尋ねしたいと思います。

市債におきまして減収補てん債、これについてちょっとお尋ねしたいと思いますが、こ

れを土壇場でというか、先ほどもちょっと「緊急を要する」というふうにおっしゃいましたが、これを組まれた趣旨と理由、またその目的をお尋ねしたいと思います。

○財政管財課長（奥藺正名君）

今回の起債については、法人関係税の収入見込みが経済の落ち込みなどで不足したということで、この発行額について2,230万円で起債借り入れしまして、交付税措置としましては75%の交付税措置があるということでございます。

○14番（西藺典子さん）

私も大体そういうことではなかろうかなと思っていただけでございますけれど、これはほかの市町村、またこういうのを組まなかった場合は赤字というような19年度決算におきましては赤字というようなふうになる可能性があった、あるからこれを組むということでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○財政管財課長（奥藺正名君）

赤字でどうこうじゃなくてですね、法人税が予算を見込んでおりましたけれども、収入見込みが先ほど言いましたようにいろんな事情によりまして税収が落ち込んだという関係で、そのために補てんさせたという意味でございます。

○14番（西藺典子さん）

もう1つお尋ねしましたけど、ほかのところではどうだったかと、ほかの市町村ではこういうようなことをしているのかどうか。同じような状況では市町村、苦しい財源とかという中ではどこもそういうようなところがあるのではないかと思います、そこ辺はお調べにならなかったかどうかお尋ねしたいと思います。

○財政管財課長（奥藺正名君）

他の市町村については調査しておりません。

○議長（畠中實弘君）

よろしいですね。ほかに質疑は。

○11番（漆島政人君）

承認第2号のこの省エネ改修を行った住宅に対するこの減税措置の件についてお尋ねいたします。

先ほどちょっと全協のところでもお尋ねしたんですけど市長にお尋ねします。

この法律は、2年間だけの適用のようです。20年度4月から22年度の3月までですね。まずなぜ2年間だけなのか、あとはその継続性についてはどうなのか。あとこの改修基準については、相当の住宅がこの改修基準を満たす住宅になっているのも相当あると思うんですね。にもかかわらずこの期間だけについては3分の1の補助をしますと、固定資産のですね。固定資産についても地方の貴重な財源ですよ。そういった中で、それとまた北と南とでは相当その生活環境、そういったのも違うんじゃないかと思うし、あとその改修をするのに必要な断熱材、工事をするることによって、やはり二酸化炭素も相当排出されるだろうと。だから我々地方の方から見れば、個人的な印象ですけど、洞爺湖サミットを見据えてのアピールなのかなと。だからこういった、国がこういった法律を定めることによって、市長は住民の方に公平な施策なんだという考え方できちんと説明ができることだとお考えなのかですね、その辺についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり基本的には省エネルギー、環境問題、こういうものにつながっているというふうに思っております。今まで太陽光ですか、そういうものにつきましては、物体に対しまして国の方も補助金がありました。この太陽熱光につきましても、今その補助金等も打ち切られておるといのが実情でございます。

今回この年度を限った中で、このような税の中で減額をするという方策が国の方で法律

をつくったようでございますけど、今後今ご指摘のとおり、この税率じゃなく、やはりいろいろとこういう環境問題におきますそれぞれの諸事業をしていく中におきます補助制度、こういうものを私個人としては確立した中において、やはりこの環境に対する住民の意識というのが出てくるのかなと思っております。今回国の法律の税法におきまして、市といたしましても国の条例でございますので、その税条例におきましては、市としてもこのような条例を措置をしなきゃならないということでございますので、ご理解をいただき、またさっきご指摘ございました別な部分の中で私もやはり国の方にそのような要望はしていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号、承認第2号及び承認第3号の3件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号、承認第2号及び承認第3号の3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

これから承認第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

これから承認第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第17 議案第54号鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の

数の減少について

○議長（畠中實弘君）

日程第17、議案第54号鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第54号は鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。

市町村合併により伊佐市が設置されることに伴い、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第54号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第54号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第54号は、原案のと

おり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第55号日置市過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（畠中實弘君）

日程第18、議案第55号日置市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第55号は、日置市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

平成17年度に策定し、平成18年度及び平成19年度で一部変更した日置市過疎地域自立促進計画の内容について、その後の調査及び将来にわたる情勢の変化に対応するため変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項において準用する同条第1項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（池上吉治君）

議案第55号日置市過疎地域自立促進計画の変更につきまして、別紙によりまして補足説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、17年度に策定をし、逐次変更してきました過疎地域自立促進計画の事業内容を、今回追加変更しようとするものでございます。施策区分の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進欄で市町村道の道路としまして2路線を追加するものでございます。

まず東市来地域のの上床鍋ヶ原線改良舗装、

延長が1,350メートル、幅員が5メートルでございます。それと吹上地域の中原花熟里線改良舗装、延長が200メートル、幅員が20メートル、この路線を追加したいということでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（畠中寛弘君）

これから議案第55号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

質疑なしと認めます。

ただいま議案となっています議案第55号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第19 議案第56号字の区域の変更について

△日程第20 議案第57号市有財産の処分について

△日程第21 議案第58号市有財産の取得について

○議長（畠中寛弘君）

日程第19、議案第56号字の区域の変更についてから、日程第21、議案第58号市有財産の取得についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第56号は、字の区域の変更についてであります。

鹿児島県が施行する県営火山砂防事業に伴い、同事業の用地として鹿児島県が買い受けた国有林に字の名称を設定するため、既存の字の区域を変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、後ほど産業建設部長に説明をさせます。

次に、議案第57号は、市有財産の処分についてであります。

平成14年4月24日に誘致企業であります西酒造株式会社と交わした工業団地立地に関する合意書に基づき、同社に利用させていた藤元工業団地の一部の土地について、民法第556条第1項の規定により、当該合意書に定める予約完結権を行使する旨の意思表示を同社に対し行ったことに伴い、当該土地を処分する土地売買仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものであります。内容につきましては、後ほど総務企画部長に説明させます。

次に、議案第58号は、市有財産の取得についてであります。

日置市消防署南分遣所の2B型救急自動車を高規格救急自動車に更新するため、物品売買仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものであります。

内容につきましては、消防長に説明させます。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（中村 治君）

それでは、議案第56号字の区域の変更について説明を申し上げます。

今回の字の区域の変更につきましては、鹿児島県が国の補助を受けて実施する火山砂防事業仕明谷川4施工に係るもので、場所は鹿児島市郡山岳町仕明地域と本市東市来町養母高塚地域の市境にあります重平山になります。この市境の仕明谷川に県が砂防堰堤を建設しようとして事業が進められておりますが、砂防堰堤建設には市境に隣接する国有林の一部

が必要であることから、県は国から国有林の一部7,472平方メートルを買い受け、既に用地費、保障費の支払いを済ませております。しかし嘱託登記の段階におきまして、国有林に字が付されていないため分筆登記ができないということが法務局の指摘でわかり、県の事業ではあります。県が購入した国有林の一部の土地について、新たに夫婦楠の字の名称を設定しようとして字の区域変更をするものであります。

別紙の変更でございますけれども、変更後大字名は東市来町養母、字名は夫婦楠であります。左に包括される地域は、大字東市来町養母字夫婦楠9118の2、同じく9122の3、同じく9123、鹿児島市郡山岳町3251の1、同じく3251の3、同じく3251の4及びこれらの区域に介在する道路である市有地並びに大字東市来町養母字夫婦楠9118の2、同じく9122の2、同じく9122の3に隣接する水路である市有地の地先の公有地の一部であります。

字区域の変更箇所をご覧いただきたいと思いますが、真ん中の方に国有林としてありますが、国有林がこのような状態になっておりまして、日置市大字東市来町養母、それから右の方が鹿児島市郡山岳町、その右下が日置市大字伊集院町上神殿というふうになっておりまして、その変更箇所につきましては、丸で囲んであるところでございます。

さらに次のページをお開きいただきたいと思いますが、字の区域変更図であります。変更前が白で記してございますけれども、新しく字の夫婦楠をつけようとするところを緑で記してございます。ここに県が買い受けたということでございます。この緑のところは夫婦楠の字の名称を設置しようとするものであります。

以上でございます。

○総務企画部長（池上吉治君）

続きまして、議案第57号市有財産の処分について説明を申し上げます。

まず財産の種類は土地でございます。面積が7,868.02平方メートル、所在地は日置市吹上町与倉字倉谷4970番地17で地目は宅地でございます。処分金額が5,979万6,952円で、1平方メートル当たり7,600円でございます。

この単価につきましては、昨年6月に議決をいただきました鹿児島ケースに売却した単価と同じでございます。相手方は日置市吹上町与倉4970番地17西酒造株式会社代表取締役西陽一郎。

この西酒造株式会社につきましては、創業が1845年、資本金が1,000万円、従業員が40人、年商は約80億円でございます。平成14年に締結をいたしました工業団地立地に関する合意書に基づきまして、藤元工業団地のこの土地につきまして土地売買仮契約を締結をしたものでございます。

別紙の図面に位置図と平面図を載せてございますが、この後ろの方の平面図を見ていただきたいと思っております。赤色で着色をしてありますほぼ正方形の土地でございます。

なお、参考までにその図面の中で斜線で表示してあります土地を本年4月23日に西酒造の関連会社でありますウエスト・コーポレーションへ売却をいたしております。宅地につきましては、同じ単価の7,600円、一部のり面につきましては20.5円ということで売却をいたしております。この団地につきましては、これで誘致企業にすべて売却が完了するというところでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○消防本部消防長（福田秀一君）

議案第58号につきまして、補足説明を申し上げます。

平成12年3月に購入しております南分遣

所の2B型救急自動車を高規格救急自動車に更新しようとするものでありますが、議案書によりまして説明を申し上げます。

議案第58号市有財産の取得について。市有財産を次のとおり取得する。取得物件が高規格救急自動車高度救命用資機材等を含みません。取得価格が、2,720万9,427円。相手方が、鹿児島市西千石町7番5号鹿児島日産自動車株式会社代表取締役岩上直樹であります。

あけていただきまして、資料といたしまして、入札結果であります。去る5月23日に入札を執行いたしました結果、鹿児島日産自動車株式会社が2,720万9,427円で落札をいたしております。

次のページからでございますが、車載標準取付品及び附属品の一覧表でございます。1のストレッチャー防振架台からあけていただきまして、最後の78のスペアタイヤまでお目通しをお願いいたします。

最後のページ、あけていただきまして、最後のページでございますが、車の外観四面図であります。正面、左側面図と掲載してございます。お目通しをお願いします。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（畠中實弘君）

これから3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

議案第58号のですね、この市有財産の取得について、具体的にお伺いいたします。この2種の救急自動車の違い、どういう点で高規格救急自動車に更新すれば市民にとってどういうメリットとか利点が生じるのか。大体の予想はつきます。救急の場合ですから。だけど具体的にですね、こういう場合こうなると、こういう新しい自動車にかえたらこうなると、もうちょっとわかりやすく消防長の方

で説明して願えればありがたい。以上。

○消防本部消防長（福田秀一君）

2B型と高規格との違いでございますが、資機材等につきましては、現在の2B型も高度救急措置法の資機材を登載しております。車の規格が違います。高規格救急自動車の場合は室内の高さが1メートル85ありまして、救急救命士が立ったまま、いわゆる特定行為と言われます気管挿管とか薬剤投与、こういった処置ができると。スペース的にかなり余裕があって作業がしやすいということでございます。

○議長（畠中實弘君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

同じく58号ですね、議案58号、ただいまでございますが、新しい救急自動車を購入するというので、これまで持っていた救急車ですが、平成12年3月ということで丸8年たっております。早目に更新をしていくというのは常でございますけれども、この現在の車はどうなるのでしょうか。例えば下取りとして塗り替えをするのか、あるいは予備車として使うのか、もしくは幾らかで売却をするのか、そこら辺はどうなるのでしょうか。

○消防本部消防長（福田秀一君）

現在予備車といたしまして、昨年本署の2B型を高規格の更新をしましたので、それが1台今予備車であります。それとそれより古い2B型が1台予備車としてありまして、現在2台の予備車を用意しておりますが、その古い方の2B型の予備車を廃車にいたしまして、今回の更新するその車を予備車として一応保管をしたいというふうに考えております。

○議長（畠中實弘君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○26番（佐藤彰矩君）

ちょっとお尋ねします。まずですね、今回のこの備品の予定価格、それと落札率をお示しいただきたいと思います。

それとですね、装備の方の中ですね、いろいろとこの装備がたくさん載っておりますけれども、廃車をした2Bの方の装備で使われるような品はなかったのか、積み替えですね、一種の、そういうもの。そしてまた装備の中で今後この中以外に装備で必要なものはないのか、その辺についてお尋ねいたします。

○消防本部消防長（福田秀一君）

予定価格が2,880万円でございます。落札率は94.48%。それから現在の2B型車からの乗せかえの件でございますが、それはございません。それと今後追加する資機材もございません。

○26番（佐藤彰矩君）

2Bの方でもですね、まだ大分場合によっては積みかえができるやつがあるかという仮定的なものですけれどもあるかと思います。そういうものがあつたらですね、今後必要ということで廃車の中でもですね、役に立てるようなそういうふうな手立てというのも必要じゃないかという気がいたします。

また今後ですね、こういうものにおける備品の使えるものは使える中で、そしてあと残った残存の必要性のあるやつだけを発注するというような備品の発注の仕方というものも必要じゃないかと。経費節減の中でそういうものも考えられると思いますけれども、その辺についての対応はどのような対応をお考えかお尋ねいたします。

○消防本部消防長（福田秀一君）

使えるものは極力使っていきたいと思います。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号から議案第58号までの3件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号から議案第58号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。議案第56号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。議案第57号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。議案第58号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

△日程第22 議案第59号日置市監査委員条例の一部改正について

△日程第23 議案第60号日置市総合計画審議会条例の一部改正について

△日程第24 議案第61号日置市営住宅条例等の一部改正について

○議長（畠中實弘君）

日程第22、議案第59号日置市監査委員条例の一部改正についてから、日程第24、議案第61号日置市営住宅条例等の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。

3件ついて提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第59号は、日置市監査委員条例の一部改正についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が施行されたことに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第60号は日置市総合計画審議会条例の一部改正についてであります。諮問事項を専門的に審議する部会を設置するため、所要の改正をし、あわせて条例の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治

法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

2件の内容につきましては、後ほど総務企画部長に説明させます。

次に、議案第61号は、日置市営住宅条例等の一部改正についてであります。日置市営住宅、日置市一般住宅及び日置市特定公共賃貸住宅からの暴力団排除を推進するため、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させます。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（池上吉治君）

議案第59号日置市監査委員条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定され、その一部が施行されたことに伴う改正でございます。別紙によって説明をさせていただきます。

まず第3条につきましては、地方公営企業法の適用条文を追加したものでございます。第4条は、請願の適正な監査及び結果報告に努めるために7日以内の処理を30日以内に措置することということで改正をするものでございます。

第7条につきましては、例月出納検査の日を現在の実施日にあわせまして23日となっておりますものを、23日及び24日とするものでございます。

第8条は、今回の改正目的であります地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、平成19年度決算から決算審査におきまして健全化比率、それから資金不足比率などを審査をいたしまして意見をすることとなりますので、このための条文を加えるも

のでございます。

次に第9条は、監査結果の報告が5日以内となっておりましたが、実際の事務処理に要する日数をとということで、これを10日以内と変更するものでございます。このほかにつきましては、条文の整理でございます。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行し、改正後の日置市監査委員条例の規定は、平成20年4月1日から適用するというものでございます。

続きまして、議案第60号日置市総合計画審議会条例の一部改正につきまして、説明を申し上げます。別紙により説明を申し上げます。

今回の改正は、総合計画審議会の中で諮問事項を専門的に審議するための専門部会を設置するというためのものでございます。

第7条専門部会としまして、審議会はその所掌事項を専門的に審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができると。2項、専門部会に属する委員は会長が指名する。3項として、専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。4項は、読みかえ及び準用事項でございます。この第7条を追加するというものでございます。

このほかは条文の整理でございますが、特に第3条につきましては、委員構成の各種団体が個別に明記をされておりましたのをば、ほかの他の条例と同じような構成表現に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するというものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○産業建設部長（中村 治君）

議案第61号日置市営住宅条例等の一部改正について説明を申し上げます。

別紙をご覧いただきたいと思います。日置市営住宅条例等の一部を改正する条例であります。日置市営住宅、日置市一般住宅及び

日置市特定公共賃貸住宅からの暴力団排除を推進するため所要の改正をするものであります。

なお、日置市と日置警察署との間におきまして、暴力団員による市営住宅等の使用制限に関する協定書を平成19年11月1日に交わしております。

まず第1条、日置市営住宅の一部改正であります。この条例第6条は、入居者の資格規定であります。第6条に新たに第5号として、その者及び現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員——以下暴力団員と言いますが——でないことの規定を追加するものであります。

第13条は同居の承認で、同居した親族以外の者の同居を規定しておりますが、第13条に、新たに第2項として、市長は前項の当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者が暴力団員であるときは同項の承認をしてはならないの規定を追加するものであります。

第14条は入居の承継で、入居者が死亡し、または退去した場合、その入居者と同居していた者の引き続きの入居を規定していますが、第14条に新たに第2項として、市長は前項に規定する引き続き居住を希望する者、同居する者を含むであります。暴力団であるときは同項の承認をしてはならないという規定の追加でございます。

第41条は、住宅の明け渡し請求の規定であります。第41条第1項に新たに第7号として、入居者または同居者が暴力団員であることが判明したときの規定を追加するものであります。

このほかの改正は、項号の追加等による条文の整理であります。

次に、第2条であります。日置市一般住

宅条例の一部改正でございます。

この条例の第3条は、入居者の資格規定ですが、第3条に新たに第5号として暴力団員ではないことの規定を追加するものであります。

第17条は住宅の明け渡しの規定ですが、第17条に新たに第6号として、暴力団員であることが判明したときの規定を追加、また同条第2項の後段に、明け渡しの請求を受けた日以後の損害賠償金の規定を追加するものであります。

このほかの改正は号の追加等による条文の整理であります。

次に、第3条日置市特定公共賃貸住宅条例の一部改正でございます。この条例の第6条は入居者の資格規定であります。第6条に新たに第3号として暴力団員ではないことの規定を追加するものであります。

第13条は、同居の承認規定ですが、新たに第2号として同居した親族以外の者が暴力団員であるときは承認してはならないの規定を追加、第14条は、入居の承継規定ですが、第14条に新たに第2号として、引き続き入居を希望する者が暴力団であるときは承認してはならないの規定を追加するものです。

第31条は、住宅の明け渡し請求規定ですが、第31条に新たに第7号として、入居者または同居者が暴力団員であるときが判明したときの規定を追加するものであります。

このほかの改正は号の追加等による条文の整理であります。

なお、この条例の施行は平成20年7月1日からであります。

以上でございます。

○議長（畠中實弘君）

これから3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

私は議案第60号について、市長にお尋ね

いたします。

諮問事項を専門的に審議する部会を設置するためという提案理由ですけれども、現時点で市長は大体どんな諮問事項を考えておられるのか、現時点でのおおよその予定項目ですね、わかる範囲、考えておられる範囲で結構ですのでお知らせください。

それと第61号、今部長の方から説明を受けたわけですが、提案理由はよくわかりますけど、近隣の鹿児島県内の市町村及び近隣市の状況はどうなっているのか。日置市はこういうことでしょうか、近隣町、あるいは鹿児島県内の場合はどうなっているか、参考までにわかっておればお知らせ願いたい。以上。

○市長（宮路高光君）

総合計画におきまして、専門部会ということでございますけど、特に今後新たにいろいろと発生するのが、今具体的にはないわけですが、特に教育部門とか、産業建設、また福祉部門、そういう部門の部会というのも必要であるというふうに思っております。特に、今地域の振興計画等もつくっております。そういうものを含めまして、どういう課題が上がってくるのかわかりませんので、やはりこの市におきます総合計画、審議会におきましても、ある程度の専門部会というのは必要であるというふうに思っております。

以上です。

○産業建設部長（中村 治君）

こちらの方で聞き取り等を行いまして調査いたしておりますが、条例改正済みの近隣の市につきまして申し上げます。

鹿児島市が行っております。それから枕崎市、垂水市、曾於市、いちき串木野市が条例を改正しているということでございます。

以上でございます。

○議長（畠中實弘君）

よろしいですか。ほかに。

○24番（谷口正行君）

24番。59号についてちょっと質問したいと思います。

財政健全化法が、いろいろ話がございましたけれども一部成立と——成立したわけですね、一部施行ですね。あんまりまだよくわからないわけでありまして、要するにこれ夕張みたいにならないための事前策かなど、このように思っておりますが。先ほどちょっと説明がありましたけれども、この第8条にこの健全化法が入ってくるようであります。ちょっと当てはめてみましたけれども、市が財政健全化法に付されたとすれば、監査委員が市長に対して審査意見書を提出すると、こうなるようでありますよね。これは間違いないのかな。ちょっと後でお聞きしますが。であればですよ、監査委員がもう意見書を出すときには、既にこれ健全化法に付されたと、健全化団体——団体ちゅうんですかね、それになったということになりますよね。であれば、その前の段階が大事なのかなと思ったりもいたしますけれども、それは先ほどちょっと指数を二、三、部長の方で申し上げられましたけれども、どういうことなんですか。だれがこれ判断することになるんですか。おたくは日置市は健全化団体ですよというようなことですよ。それはどこのだれがどういうふう判断することになる。ちょっとわかっておれば伺いたいと思います。

○総務企画部長（池上吉治君）

今回のこの改正は、この財政の健全化に関する法律が施行されたことによる、いわば監査委員の審査内容がいわば充実をされるというふう理解していただければと思います。

○24番（谷口正行君）

それはよくわかります。わかりますけれども、この第8条で当てはめるとこうなりますよね。でしょう。であれば、要するにこれも健全化法に付された場合は、もう健全化団体

になってるということになりますよね。だからそこを私はだれがどう判断するのかと、そこを聞きたいわけですがけれども、わからなければ仕方がないのかなど。これこのような解釈で間違いないですよ。第8条は。

○総務企画部長（池上吉治君）

今回のこの地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、今ご質問のその団体が健全である、そうでない、その判断を求められているのではございませんで、そのいわゆる決算の審査の中で、これまで以上に先ほど申しました健全化比率でありますとか、あるいは資金不足比率でありますとか、そういったものまで一応審査の中で——審査の中でと言いますか、審査をその分まで含めて審査をしていただくというその監査の内容が充実をされるということでございます。

○24番（谷口正行君）

それはですよ。あのころ第8条、私は第8条ですよ、ちょっとどうなってるのかなと当てはめてみたらですね、財政健全化法にもう付された。であれば、監査委員が審査意見書を市長に提出すると、こうなりますよね。であれば、財政再建団体になってるんじゃないですか、この時点でも。いや、再建と健全とは違いますよね。私が言ってるのは再建団体じゃなくて、健全化法に付されたということですよ。だからそのときには健全化法に付されたという段階で、監査委員は審査意見書を提出しなければならないということになりますよね。であれば、その——まあいいです、もう私はそう理解したいんですけども。また後で。

○議長（畠中實弘君）

答弁は要りませんか。（発言する者あり）はい、それじゃ、今の質疑はこれで打ち切りますが、ありますか。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

ただいまの質問で、決算統計をもとに数字

が出てくると思います。ですから、4つの数字が出てきますから、それがことしの秋に公表されます。その公表された分を、また総務省ですかね、今度はまた公表します。その数字が悪かったら、またいろいろ予算の編成とかそういったのに問題がかかってくると思います。ですから、実質は21年度から、20年度の決算から早期健全化計画とか、あるいは財政再生計画とかそういうのをつくるのは20年度の決算からですけども、当分は19年度決算は一応監査の資料に基づいて数字の公表という形でございます。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

18番。61号の市営住宅条例の一部改正について質問いたします。

今部長の話聞いて、「おお、こういうこともあるのかな」と思ったりしたんですが、2点について市営住宅がどんどんふえていますが、今市内の市営住宅の数と、それから私も、ある知り合いの保証人が2人要るということで保証人になっているわけですが、今までに暴力団員が入ってて、何か問題が起こったような例があるんでしょうか。その2点だけ質問します。

○産業建設部長（中村 治君）

それでは申し上げます。現在、日置市の公営住宅等がありますが、公営住宅が976戸ですね。それから一般住宅が52戸、一般住宅は東市来、日吉、吹上地域のこの3地域にあります。52戸。それから特定の特定公共賃貸住宅が12戸ということになっております。この特定公共団体は、日吉と吹上地域にございます。それから市営住宅にこれまで暴力団ということであったということはないようでございます。

以上でございます。

○議長（畠中實弘君）

よろしいですか。はい。ほかに質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

ただいまの市営住宅の件ですが、1点だけ。いわゆる暴力団の組員というのの規定というのはどうするんでしょうか。あの人は暴力団の組員だとか違うとかですね、警察とも連携をしながらということがありましたので、例えば指定暴力団の組員名簿とかあってどうなのかわかりません。

それからその現在入居している人たちなどをですね、もしかしたらあるんじゃないかという気もしないでもないですが、調べるのか、そこ辺はどうなのか。

そしてもう1点、きちっとした「組員様」という方よりも、むしろ「チンピラ」と言われるような方々の方が何かうるさいという話も聞きますが、そこら辺、正式な組員でないけれども、それに似たような方々の部分はこれに入らないのかというその3つをお伺いをいたします。

○産業建設部長（中村 治君）

情報の暴力団員であるかどうかの判断をどうするのかというお尋ねでございますが、暴力団員による市営住宅等の使用制限に関する協定書を、平成19年11月の1日に日置警察署と本市とで交わしているところでございますが、この趣旨が第1条に規定されておりました、この協定は暴力団員による市営住宅等の使用制限を行うに当たり、甲と乙が緊密に連携するために必要な事項について定めとなっております、第2条に情報提供というのがございます。乙は甲から様式第1号により紹介があったときは、暴力団員であるか否かを確認し、様式第2号または様式第3号により甲に回答する。乙は暴力団員による市営住宅等の使用が判明したときは、様式第4号により甲に通知するというもので、このように警察の方から情報提供等をいただくと

いうことになっております。

それから入居者をどうであるかというのは、その辺は調べるということは今のところはありません。

以上でございます。

○議長（畠中實弘君）

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号から議案第61号までの3件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号から議案第61号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第59号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。議案第59号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。議案第60号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。議案第61号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時といたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第25 議案第62号平成20年度日置市一般会計補正予算（第1号）

△日程第26 議案第63号平成20年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第27 議案第64号平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第28 議案第65号平成20年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第29 議案第66号平成20年

度日置市立国民健康保険
病院事業会計補正予算
(第1号)

○議長(畠中寛弘君)

日程第25、議案第62号平成20年度日置市一般会計補正予算(第1号)から日程第29、議案第66号平成20年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)までの5件を一括議題とします。

5件について提案理由の説明を求めます。

[市長宮路高光君登壇]

○市長(宮路高光君)

議案第62号は、平成20年度日置市一般会計補正予算(第1号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,774万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ225億6,474万5,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国県補助事業の新規採択の予算措置のほか、人事異動による人件費の補正、過年度災害復旧事業の採択に伴う予算の追加でございます。

歳入の主なものは、国庫支出金で道路橋梁費国庫補助金の地方道路整備臨時交付金の新規採択による増額、まちづくり交付金の事業費変更による減額等により6,962万5,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、農業費県補助金の企業等農業参入支援推進事業、農林水産施設災害復旧事業費県補助金の災害過年補助農地農業用施設災害復旧事業の採択等による予算措置のほか、教育費県委託金のスクールソーシャルワーカー実践研究事業等の新規採択により1,944万7,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整のため財政調整基金繰入金を1,979万4,000円を増額計上いたしました。

諸収入では、コミュニティ助成事業の新規採択等により1,411万4,000円を増額計上いたしました。

市債では、土木債の一般単独事業債を事業費の変更により640万円の減額、市道整備事業の新規採択により6,100万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、議会費で、議員の報酬月額の特例等により375万4,000円を減額計上いたしました。

総務費では、組織再編等に伴う人件費の増額、企画費のコミュニティ助成事業、賦課徴収費の滞納管理システムの導入経費など3,561万7,000円を増額計上いたしました。

民生費では、人事異動等に伴う人件費の増額、企画費のコミュニティ助成事業、賦課徴収費の滞納管理システムの導入経費など3,561万7,000円を増額計上いたしました。

民生費では、人事異動等に伴う人件費の減額などで1,371万1,000円を減額計上いたしました。

衛生費では、人事異動等に伴う人件費の増額で3,389万8,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費では、人件費の減額、農業振興費の生き生き農産直売所支援整備事業、企業等農業参入支援推進事業費の新規採択の増額により1,752万6,000円を減額計上いたしました。

商工費では、人事異動等に伴う人件費の増額で881万8,000円を増額計上いたしました。

土木費では、人事異動等に伴う人件費の増額、道路新設改良費の地方道路整備臨時交付金事業の新規採択、都市計画費のまちづくり交付金街路整備事業、まちづくり交付金公園整備事業の事業費変更により1億5,043万

4,000円を増額計上いたしました。

消防費では、職員の増に伴う人件費の増額により573万円を増額計上いたしました。

教育費では、人事異動に伴う人件費の減額や理科支援等実践教育研究事業、スクールソーシャルワーカー実践研究事業の新規採択、集会等施設建設整備事業補助金増額など2,176万1,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第63号は、平成20年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,687万7,000円とするものであります。

歳出では、人事異動等に伴い、一般管理費の人件費等を79万円増額し、予算調整として予備費を79万円減額計上いたしました。

次に、議案第64号は、平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,807万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,140万円とするものであります。

歳入では、県道伊集院日吉線下水道管渠布設工事等に伴う一般会計繰入金及び諸収入など1,807万2,000円を増額計上いたしました。

歳出では、維持管理費、下水道整備費で、人事異動等に伴う人件費の増額、公共事業等に係る事業再評価業務委託、県道伊集院日吉線道路改良に伴う下水道管渠布設工事など1,807万2,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第65号は、平成20年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,005万1,000円とするものであります。

歳出では、人事異動等に伴う総務管理費の人件費など574万8,000円を減額し、予算調整として予備費を574万8,000円増額計上いたしました。

次に、議案第66号は、平成20年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の収益的収入及び支出の予算の総額から、収入支出それぞれ357万9,000円を減額し、予算の総額を3億5,898万3,000円と決めました。

収益的収入では、医業収益357万9,000円を減額し、収益的支出では、医業費用377万5,000円を減額し、予備費19万6,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしく願います。

○議長（畠中實弘君）

これから議案第62号から議案第66号までの5件について質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（田畑純二君）

私は、議案第62号一般会計補正予算（第1号）の分について説明資料をもとに私が所属します総務企画常任委員会以外の案件事業等について、あえてここで質疑いたします。

まずこの説明資料30ページ、先ほど市長の概略の説明の中でもありましたですけども、この中で30ページの節19負担金補正及び交付金の中で、行き活き農産直売所支援整備事業費300万円、それから企業等農業参入支援推進事業費191万1,000円とございますけども、生き活き農産直売所、場所はどこを予定して、事業の内容はどのようなものを予定してるのか、わかりやすく具体的に課

長の方から説明願います。

それから2番目の企業等農業参入支援事業、この考えられる企業とは、どういう企業を対象にして、どんな事業でどんなことをやるのか、わかりやすく説明してください。課長の答弁を求めます。

それから46ページと47ページ、これも先ほどの市長の中でざっと説明はありましたが、この46ページの節17公有財産購入費、土地購入費、まちづくり交付金街路整備事業費1,436万2,000円、それから47ページ、節15の工事請負費、まちづくり交付金公園整備事業費、減額の2,511万4,000円、これはまちづくり交付金というのは伊集院地域でされてる、これは了解してるんですけども、具体的にこのまちづくり街路整備事業ですね、どんなことをどこをどのように整備するのか、さらにこの公園整備事業費、減額になったこの公園整備とはどこでどこの公園をどのようにしたらこういう事業をどのようにしたらこういう減額になるのか、なる予定なのか、そこら辺を課長の説明を求めます。

それから4番目、51ページ、これも先ほどの市長の説明の中であつたんですけども、51ページの節8謝金、理科支援員等実践研究事業新規導入に伴う支援員謝金、それからスクールソーシャルワーカー実践研究事業実行委員会に伴う出会謝金等々あります。これで新しい事業だと思ふんですけども、おのこの事業の内容、それから支援員及び実行委員にはどんな人を予定してるのか、具体的にわかりやすく、教育委員会の担当者の答弁を願います。

それから5番目、最後、58ページ、公民館費の中で、自治会活動推進事業費負担金補助及び交付金の中で、ただ自治会育成会交付金、減額の20万700円、それから自治会活性化事業補助金、減額の113万円、それ

から一番最後、集会等施設建設整備事業補助金48万円、こういう項目がありますけども、具体的におのおのこの自治会でどういう内容なのか、詳細、内訳をわかりやすく具体的に説明願います。

以上5点、各課長の説明を求めます。以上。

○農林水産課長（上園博文君）

それでは、1問目の生き活き農産直売所支援整備事業でございますけれども、歳出の30ページ、この地域振興推進事業は、今年度20年度から地域振興局を単位として各地域における地域の活性化を目指す内容のものであるんですけども、日置市内に現在8カ所の直売所がございますが、この直売所以外に恋之原とか小さな極めて直売所、下与倉も含めてですけどもございます。こういったところの若干の整備と、あと連携システム、お互いがこういった作物が出荷できるのか、そういったものまで大体5カ年計画ぐらいで進める内容でございます。

推進母体としましては、日置市そして地域振興局の日置支所農林普及課、さらに農村整備課の担当者のほか直売所の代表者、こういった方々を含めて協議会を設置した上で振興策を進めていく予定でございます。

そして、2番目のご質問のありました企業等の農業参入支援推進事業でございますけれども、この事業は国庫の50%でございますけれども、全国各地、県内はもちろんでありますけれども、深刻な問題となっております農地の荒廃化、この解消策の1つとして今回国庫の事業を導入するものでございますけれども、荒廃化した農地の簡易な基盤整備でございます。現在もう原野化している農地でございますけれども、今回予定しているところは吹上地域の下与倉が2カ所、そして湯之浦カントリークラブのやや西側でふもとの寺田地区という計3カ所のいずれも水田でございます。

この3カ所の水田面積は1万7,462平

米、耕作に支障になる樹木の伐採や暗渠排水、そしてかんがい排水、農道整備等の事業がメニューになっているところがございます。今回初めての取り組みですけれども、今回の事業主体が吹上地域の三窪建設でございます。これまでもアスパラガスの生産を初めとしまして、平成19年度からキャベツの栽培をいたしまして、経済連を通じて出荷をしている状況でございます。

なお、この整備が終了いたしましたら、同様にしてキャベツの生産をする予定にしております。

以上でございます。

○都市計画課長（久保啓昭君）

街路事業費と公園費でございますけれども、議員のおっしゃるとおり伊集院地域のまちづくり交付金事業で伊集院妙円寺地区でございまして、公園費につきましては、伊集院総合運動公園の整備を図るものでございまして、この中で、施設の園路広場、園路等の整備ということで、遊具等の見直し、またコスト縮減等を検討しまして工事費を減額しまして、その組み替えといたしまして街路事業費、これは文化通り線でございますけれども、朝日ヶ丘団地入り口に県道の交差点がありますけれども、そこにつながる道路の交差点、協議とか処理そういうものの工事を行うための用地費、また補償費でございまして、補償用地費につきましては4筆の宅地244.31平米を追加、また補償費につきましては、倉庫等の工作物3件を追加するものでございます。

○学校教育課長（肥田正和君）

理科支援員等実践研究事業についてお答えいたします。

この事業の目的は、小学校5、6年生の理科の授業において、外部人材を理科支援員特別講師として活用することで、観察・実験活動の充実を図るとともに、教員の資質向上を図り、小学校の理科授業の充実を図ろうとす

るものでございます。したがって、講師の先生は、理科支援員の配置としましては、理科の観察実験を支援する外部人材を任用するという形になります。観察、実験に関する支援とか授業での有効な活用方法等が支援できる人材が必要じゃないかと考えております。

次に、スクールソーシャルワーカー実践研究事業でございますけれども、これにつきましては、子供が健全な学校生活を送るためには学校教育を充実させることだけではなくて、福祉的な側面とか保健的な側面からかかわることが大事ではないかということで、家庭の環境改善を図るとともに、地域の支援体制を充実していくために行う事業でございます。したがって、このソーシャルワーカーには教育相談員としての経験を豊富に持っている方等を選ぶことが大切ではないかと考えております。

以上です。

○社会教育課長（馬場静雄君）

説明資料の58ページ、19の自治会活動推進事業費の件でございますが、まず自治会育成交付金と自治会活性化事業補助金につきましては、これは自治会の統合の分でございます。吹上の田代野、坊野下、坊野上、高田、柱野、山手この6つの自治会が坊野という1つの自治会になりました。それから平鹿倉地区の竜之瀬、今木場、観音河内、この3自治会が今観竜という1つの自治会になりました。そのために自治会育成交付金と自治会活性化事業補助金の方が減額となっております。

それから集会等施設建設整理事業補助金につきましては、これも吹上の下草田自治会でございまして、昭和55年建築の29年経過したもので、113平米の自治公民館の塗装と改修、シロアリ駆除でございまして、事業費は160万円を出ておまして、これの30%補助ということで48万円を計上してございます。

以上でございます。

○議長（畠中寛弘君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

説明資料の1点だけです。3ページ、コミュニティ助成金のことについて質問いたします。

1,350万円の内訳を見たときに、今までこれはたしか宝くじのあれですよね——から来る金だと思いますが、大体それぞれの公民館の備品やら何やら買っているんですが、この中に田乃湯自治会公民館の建設費が630万円組まれていることにちょっと首をひねりたくなるんです。公民館というのは、私たちも猪鹿倉公民館を合併前に壊したら、合併前なら400万円、合併したら300万円だよということで急いで建設をして400万円もらって、壊すのが100万円と、これが基本的な考えだったと私は思っているわけですが、今この公民館を建設するのに、1つの地区に630万円もこのコミュニティから出すことがどうかな、基本線はどうなっただう変えられていったのかなと思うわけですが、私たちもこのコミュニティの新しい公民館にまだ放送施設の何もないので公民館長さんに申請しなかったんですかって言ったら、申請してもヤブヘビなところがあって、いろんな人がその放送機具を使うと故障が起こって、故障代は全部公民館で持たんな済まんし維持管理が大変なんだよね、だから、今二の足を踏んでどうしようかと思っているということがあるんですが、やはりこのコミュニティ補助金の基本的な使い方と、それから公民館をつくるときの市の補助金のあり方がここで630万円あるっちゃうことは理解できませんので、説明をお願いいたします。

○企画課長（富迫克彦君）

ただいまのご質問でございますが、今回東

市来の田之湯自治公民館がですね、長年の懸案でございました公民館建設ということで、市の単独補助じゃございませんで、この自治総合センターが主催しますコミュニティ助成事業の中のコミュニティセンター助成事業を活用して自治公民館を建設されるということで要望を出していただいております。

結果としましては、今回採択されたということなんですが、助成の内容としては、総事業費の5分の3以内に相当する額、ただし上限が1,500万円ということになっておりますが、そういう制度の中で今回採択されて、630万円の助成を受けるということになっております。ちなみに総事業費、今予算されておりますのは1,100万円程度だったかと思いますが、そういう中でこの総合センターの助成を活用されたということで、市の社会教育サイドが持っております単独の補助とは趣旨が違いますのでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

日吉町は1つもないわけですが、日吉町から要望は出なかったのかということもあわせて質問しますが。公民館建設に630万円を使うというのはどこの許可がおりた、おりないんですか。だから、これについて、1,350万円について使い道を決めるのはだれがどこどこで決めるのか、どっかからか申請を出したら許可が出た、出ないとそこ辺がちょっと理解できないんですけれども。

○企画課長（富迫克彦君）

このコミュニティ助成事業の流れといいますか、そこについてご説明をさせていただきます。

毎年9月頃に自治総合センター、財団法人でございますが、そこから県を通じて募集要項が参ります。で、市内の自治会やコミュニティ、いろんな組織を含めて、お知らせ版等

でこういう事業の募集がありますよということでご紹介申し上げます。それをそれぞれ市の方の企画課の方に提案をしていただいて、申請書をお出しいただいて、県の方を通じて、また財団法人の方に提出いたします。最終的には財団法人の方が宝くじが財源でございますので、その財源と見合うだけの部分を採択するというので、最終的な決定をされるのは自治総合センターということになります。

以上でございます。

それから日吉地域はなかったのかということですが、合併後いろんな地域から提出されておりますが、残念ながら現在のところ日吉地域の方からは申請が出されていないのが現状でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

18番。そしたら1,100万円係る公民館建設費の630万円がここから出るということは、本当に田乃湯の公民館建設は、「ああ、得した。もうけてよか。運がよかった。」と思うわけですが、どこの公民館もつくるのに本当何年間かかってお金をためて、それでも足りなければ住民から寄附をもらって難儀難儀してつくるわけですよ。ああ、運のいい公民館もあるんだと思うんですが、たまたまその自治総合センターが許可するんだってしょうがないわけですけども、ほかにもまだ公民館が欲しいって、お金がどうこうで困っているところもあるんですが、こんな公民館建設に使ってもコミュニティのお金はあいではないんですね、自由なんですね、そこを聞きたいです。

○企画課長（富迫克彦君）

コミュニティ助成の助成事業として幾つか規定がございまして、一般の公民館備品とかは一般コミュニティ助成事業というのを活用されます。それから今回のコミュニティセンターについてはコミュニティセンター助成事業というメニューがございまして、それ以外に

も、緑化推進のコミュニティとか、自主防災組織育成とか、青少年健全育成とかいう事業がそれぞれ掲げてございまして、この内容に合致すれば採択。ただ予算の自治総合センターの財源の都合もあるんですけども、その範囲内で採択されるということでございますので、ぜひコミュニティセンターの建築とかご検討される際は、いろいろとご相談いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○24番（谷口正行君）

1件だけ共済組合の負担金のことでちょっと伺いたと思いますが、その前に先ほどの監査委員条例のところで、私の方も何かこう解釈の仕方にちょっとおかしなところがあったようでございます。無理な答弁をさせていただいたと思っておりますが、どうもすみませんでした。謝っておきます。

この共済組合の負担金のことでありますけれども、これは当初予算が確定したわけでありまして、この仕組みのことがちょっとわからないわけでありまして、よってそこにはこうして今回補正が、人事異動に伴って補正がなされたということは、どうもこう一括負担じゃないのかなと、このように思っているところでありまして。よって、そこら当たりのシステムをどうなっているのか。これたしか皆さんの掛け金が50、私この自治体の負担が50だったのかな、どっかそんな状況になっていたと思っておりますけど、ここらあたりの仕組みですね、どうなっているのか。

それと増額されてるところ、減額されてるところありますけども、全体的にこれはトータル計算をしてどうなっているのか、それがわかりましたらお聞きしたいと思います。

○総務課長（桜井健一君）

お答えいたします。

今回の補正につきましては、共済金負担金が全体的に1000分の4.9余りふえてお

りまして、その分が約0.5%近いお金でございまして、その分が今回ふえている部分が全体的に共済金がふえてる部分でございまして。給料の掛け金の率は後ほどお答えをさせていただきますと思います。

○議長（畠中寛弘君）

それでいいですね。どうぞ。

○24番（谷口正行君）

ちょっと私よくわからないんですけども、普通当初予算で予算を決めますよね。それでそれなりに一括負担するのかなあっちこう思うわけですよ。でもこれでまた変更が出てくれば、それなりにやったり取ったりすることになるわけですよね、通常は。でもそうじゃないんだなと思ったわけですよ。だから、どういう負担になるのかなと。月負担ちゅうのか、年に何回か、3期負担とか4期負担とかそういう状況になるのかなっち思ったんですよ。そこらどうなるのかな。意味はわかったかな。

○総務課長（桜井健一君）

基本的には年度当初の方で一応決められた額がございまして、それで一応予算を組んでまいります。で、このように改定があった場合は、そのときに毎月毎月共済の方からお知らせがありますので、その分について差し引きをしたりやっちはおります。（「毎月、毎月」と呼ぶ者あり）その額の変更それらについては、お知らせがございまして。

○議長（畠中寛弘君）

よろしいですか。

○24番（谷口正行君）

これはどうなんですか。特別職共済組合負担金、これは負担率の改正ということになっておりますよね。それで一般職の場合は人事異動等に伴うと。これは一緒やないんですか、これは別なんですかね。組合というのは。だからそこにですよ、人事異動に伴うだけじゃなくて幾らか負担金が上がったということ

すよね、それはわかったんです。だけど、これは結局は特別職も一般職も一緒ですよ、組合は。

○議長（畠中寛弘君）

よろしいですか。

○24番（谷口正行君）

はい。

○議長（畠中寛弘君）

ほかに質疑は。

○10番（大園貴文君）

今回の補正は新規事業採択と人事異動によるものが大きいものじゃないかと思えます。そこで、総務費の人件費が結構上がってるんじゃないかと思うんですが、その中身について、人事異動による増額があるのかなのか、そこをお聞きします。

○総務課長（桜井健一君）

44ページの方をお開きいただきたいと思うんですが、すいません、予算書の方の44ページの方をお開きいただきたいんですが。給与明細書の2ページ目になるんですけども、ここの総括のところに書いてございまして、人件費の補正前と補正後が書いてございまして。人数の1名減額というのがございまして、これは一般会計から特別会計に移った職員が1人おりますので、その分が上がってきておりますけども、基本的にその部分が移動になっただけでございまして、給与の改定とかそういうことにはなっておりませんのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（畠中寛弘君）

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

○11番（漆島政人君）

11番。教育費、県の委託金の事業のこの理科支援等実践教育研究事業ですね、またスクールソーシャルワーカー実践研究事業、これは県の委託事業ですけど、国が関与してるのか。そしてどういった理由でこういった事業が始まる、やっていくという説明があった

のか。それとやっぱし一番懸念されるのはですね、このスクールソーシャルワーカー事業については子供の健康指導とか家庭の環境改善指導、こういうのがその事業内容だと。であれば、当然その家庭に密接に関係する事業ですよね。そういった中で、やはり仮にこれが県の単独事業であれば、県もかなり厳しい財政状況です。そういった中で、一たん市町村にさしとって、さあやっと市町村で定着してきたかなとなると補助金を外したり、こういった事業の廃止をしたりすると。そうするたびに市町村が混乱をしていく。大変な、住民に対してもですね、やっぱり説明をしていれないといけないと。そういうのが過去にもあるもんですから、この事業がスタートする理由ですね。それとあと国が関与してるのか。あと継続性についてはどうなのか、そのことをお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

このスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー事業だけで2つともでしたね、はい。この1つのスクールソーシャルワーカー事業は国の事業で、県の方に国から委託をして、そして実質市の持ち出しはもちろん要りません。そういう事業であります。ただこれが2年ですけれども、終わった後に補助金打ち切るとかこれはわかりませんが、ただ私どもは子供支援センターの中にこのソーシャルワーカーを置いて、そして各学校、あるいは家庭等を訪問させながらやっておりますので、子供たちのために2人ほどこういう相談員がふえたので、ありがたい思っております。

ただし、これが打ち切られたからといって2人雇うとかそこまで考えておりません。必要であれば、またそういうワーカーを設置いたしますけれども。だから2年、3年後に市がするかしないかというのは今のところ考えておりません。

それから理科の方のこちらの支援員等の実践事業ですが、これはですね、科学技術振興独立行政法人の振興機関の方がやっているもので、同じように県に委託して、県の方から私どもが委託を受けて実施をしているということで持ち出しはもちろんございませんけれども、子供たちのやっぱり理科離れということから大変大事だということで、これも実施をしていきますけれども、ありがたい制度であると思っております。ただこれもその後どうなるかということはおわかりませんが、するかしらないか、それはまたその時点で検討しなければいけない事項だと思っております。

○11番（漆島政人君）

そのスクールソーシャルワーカー事業については、どういった理由でこういう事業をやりますという国の説明だったのか、そのことをお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

今現在いじめとか不登校とか問題行動も大変多いですので、その原因はどこにあるかということで私どもも教育相談員等配置しておりますけれども、これらの原因をよくよく考えていくと、学校だけが問題ではなくして子供が住んでいる家庭の中の問題というのが大変大きなウエートを示している。そういうことから、もう少し家庭に入り込んで家庭の状況等を改善しなければ、なかなか子供の改善が見られないと、そういうところで福祉という面ですね、家庭の方に目を向けた事業ということで新しく入ってきている事業ということでございます。

○議長（畠中實弘君）

よろしいですね。ほかに質疑はありませんか。

○総務課長（桜井健一君）

先ほどの谷口議員のご質問の中で、市が負担する分と職員が負担する分とその割合とい

うことでよろしいでしょうか。例えばこの場合でも短期給付とか介護給付とかそういうものでいろいろ分かれておりますけども、短期給付の場合で申し上げますと、56.125%、それが役所データの中のその部分の負担が1000分の56、大体1000分の56ということでございますが、その分が役所の負担でございます。で、職員の方で申し上げますと1000分の残りの45ということですかね。46か。ごめんなさい、44、1000分の44が職員の負担というようなことでございます。これが介護とか特別調整とかそういうもので若干ずつ違いはございますけども、そういうふうに職員と役所の負担の分という形で分かれてはおります。

○11番（漆島政人君）

この場合、全体的に増額になっている金額はわかりますか。

○総務課長（桜井健一君）

44ページの方に記載してあります職員手当の分で、共済費の方で上の方の1,375万9,000円が今回増額になっている分でございます。

○議長（畠中實弘君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

なければこれで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、各常任委員会に分割付託します。議案第63号及び議案第66号は、環境福祉常任委員会に付託します。

議案第64号は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第65号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第30 請願第1号自校方式学校給食の存続を求める請願

△日程第31 請願第2号教育予算の拡充を求める請願

△日程第32 請願第3号後期高齢者医療制度の中止・見直しを求める請願書

○議長（畠中實弘君）

日程第30、請願第1号自校方式学校給食の存続を求める請願から、日程第32、請願第3号後期高齢者医療制度の中止・見直しを求める請願書の3件を一括議題とします。

請願第1号及び請願第2号は、教育文化常任委員会に付託します。請願第3号は、環境福祉常任委員会に付託します。

△日程第33 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（畠中實弘君）

日程第33、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市町区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。今回市議会議員区分に2人の欠員が生じたため、候補者受け付けの告示を行い、届出を締め切ったところ3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。議場を閉鎖いたします。

〔議案閉鎖〕

○議長（畠中實弘君）

ただいまの出席議員数は30人です。候補者名簿は既に配付のとおりです。なお、投票記載台に添付してあります。投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（畠中實弘君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（畠中實弘君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼いたします。事務局長が自席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（畠中實弘君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（畠中實弘君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、出水賢太郎君と2番、上園哲生君を指名いたします。両君は立ち合いをお願いします。

〔開票〕

○議長（畠中實弘君）

選挙の結果を報告します。

投票総数30票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち「有効投票30票、したがって無効投票はゼロ。有効投票のうち、新宮領進さん15票、山下ひとみさん8票、上門秀彦さん7票、以上のとおりであります。

なおここで総務課長の方から発言の申し出がありました。これを許可します。

○総務課長（桜井健一君）

先ほどの谷口議員からのご質問があった件で訂正をさせていただきたいと思っております。

共済費の負担の割合でございますが、一般職と——ちょっと詳しく申し上げなければと思ひまして、一般職の方が、役所の負担の方が1000分の56.125、職員の負担する掛け金の方が1000分の47.6937、介護負担金の方が、介護の方の負担金の方が、役所の方が負担しますのは1000分の5.7625、職員の掛け金負担金が同じく5.7625というようなふうになっております。長期共済につきましては、給与の方の負担金の方が、役所の方の負担する負担金が1000分の90.6625、職員の掛け金の方が1000分の90.2875というような数字になっております。

以上のような数字で、あとのほか保健経理とかこういうもの等も負担割合が、保健経理の方は負担割合が役所の負担する分、職員の掛け金の方、一緒になっております。

以上でございます。

△散 会

○議長（畠中實弘君）

以上で本日の日程は終了しました。

6月19日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時00分散会

第 2 号 (6 月 1 9 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	議案第64号 平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）訂正の件
-------	--

日程第 2	一般質問（20番、19番、18番、13番、10番、6番）
-------	------------------------------

本会議（6月19日）（木曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西園典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	島中實弘君

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	池上吉治君	市民福祉部長	坂口文男君
産業建設部長	中村治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	小園義徳君
日吉支所長	松山洋一君	吹上支所長	樋渡健郎君
総務課長	桜井健一君	財政管財課長	奥園正名君
企画課長	富迫克彦君	税務課長	地頭所浩君
商工観光課長	鉾之原政実君	市民生活課長	宮園光次君

福祉課長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宇 田 和 久 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	馬 場 静 雄 君	市民スポーツ課長	芝 原 八 郎 君
会計管理者	朴 木 義 行 君	監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君
農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中實弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第64号平成20年度
日置市公共下水道事業特別
会計補正予算（第1号）訂
正の件

○議長（畠中實弘君）

日程第1、議案第64号平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）訂正の件を議題とします。

市長から議案第64号平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）訂正の件の理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第64号は、日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の訂正の件についてであります。

平成20年第1回日置市議会定例会におきまして、修正可決された予算が今回の補正予算に反映されていなかったため、日置市議会会議規則第19条第1項の規定により承認を求めるものでございます。

訂正箇所につきましては別紙のとおりでございます。

第1表歳入歳出予算補正の歳出の款事業費、項事業費の補正前の額の欄の9,236万5,000円を7,886万5,000円に、合計の欄の1億1,011万2,000円を9,661万2,000円に訂正するものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

お諮りします。ただいま議題となっております本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

△日程第2 一般質問

○議長（畠中實弘君）

日程第2、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、20番、長野瑛や子さんの質問を許可します。

〔20番長野瑛や子さん登壇〕

○20番（長野瑛や子さん）

おはようございます。まず、岩手・宮城内陸地震の被災者の方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告しております2つの問題については、以前行った質問事項でもあり、その後の取り組み等についてお伺いします。

まず、道路、河川等の安全対策についてであります。

第1点目、県道谷山伊作線及び永吉入佐鹿児島線等の通学路の一部において歩道がなく、学校の安全マップにも児童生徒の登下校時における危険な箇所として以前から掲げられております。毎日多くの通行車両が往来する中、子供たちは薄くなった白線の上や狭い路肩、ふち石の上を通らなければならない状況は変わっておらず、特に自転車通学の生徒の姿を見るたびに、地域の方々は事故や事件に遭わなければいいなどと心配されている現状であります。

また、最近県道谷山伊作線においては、車両の正面衝突事故なども多発している実情があります。以前、自転車と車両の衝突事故による死亡事故等も発生しており、カーブに歩道がない場所などもあり、地域の方々も大変心配されている状況であります。

2路線ともに再三の要望等がなされている経緯がありますが、事故、事件、災害上の問

題など、早急な歩道の安全確保が必要と考えますが、その後関係機関への要望、協議等の経緯はどうか、市長、教育長に伺います。

2点目、鹿児島は台風の常習地帯であるが、九州南部は2004年に9個の台風が接近、上陸したこともあります。ことしは既に4月に1個、5月に4個台風が発生しており、例年よりやや多目であることが気がかりとも言われます。日置市内には2級河川、準用河川など、本支流合わせて約17河川を有する中において、河床の大部分に竹の根などが生い茂っており、荒廃が目立つとの声が多くあります。このままでは増水時への影響があり、寄り洲対策が急がれる状況にあります。集中豪雨や台風等の本格的シーズンに向け、安全対策は万全なのか、市長に伺います。

3点目、堆積砂の影響による永吉川河口の冠水問題が浮上するたびに、地域住民の方々は大変危惧される状況が続いており、河口周辺の整備促進が重要であると考え、その後の関係機関への協議等はどうか、市長に伺います。

次に、文化財の保存と活用についてであります。

1点目、吹上町田尻の金銅菩薩立像が有形文化財の県指定を受けて1年を過ぎました。さきの質問に対し、仏像の公開やレプリカ像の作成常設について検討したい。また、国指定については県から文化庁へ内容が報告されるため、国指定に向け新たにわかったことについては積極的に県へ報告するとの答弁でありましたが、その後の情報提供や経緯について教育長に伺います。

2点目、韓国の南原市は、三国時代の百済王国であり、日本への渡来仏像の地と言われます。先月、市長も参加された南原市との文化交流友好協約書の締結を機に、薩摩焼伝来の中世期はもとより、宝珠菩薩立像渡来の飛鳥時代の文化までさかのぼって、国際文化交

流を積極的に深めるべきと私は考えますが、市長、教育長はどうお考えなのか伺います。

以上で1回目の質問とします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の道路、河川等の安全対策についてということで、その1でございますけど、県道谷山伊作線につきましては、県単道路整備による改良、舗装、安全施設など要望いたしており、峠付近の落石防止工事や維持管理を含めた景観整備もなされておりますが、通学路等安全確保が急務な箇所は今後も要望してまいります。

永吉入佐鹿児島線は、18年、19年に地域と学校PTAにより改良工事の要望が出され、市といたしましても県のほうへ進達してはいますが、この路線は現在七呂工区を整備中でございますので、この工事が完了しなければ厳しいのではと考えております。前任者の県土木部の日置支所長も現地に行った経緯がございますので、今後も粘り強く要望をしてまいりたいというふうに思っております。

河川の寄り洲対策につきましては、2級・準用河川ともに堆積土量が増加傾向にあります。県管理の2級河川につきましては、要望箇所など現地調査に基づき優先度の高い箇所から除去されておりますので、今後も粘り強く要望してまいります。

また、市が管理しています準用河川につきましても、要望箇所の現地調査を行い、優先度の高い箇所から除去してまいります。安全対策を図るため、河川の状況把握に努め、管理体制を強化してまいりたいと思っております。

3番目の永吉川河口の件につきましては、過去4回ほど地元要望や現地での検討会があり、その都度県とも協議をいたしております。ことしの2月にも現地において地域の関係者などと検討会がありました。

その検討会後の3月初旬に現地において、鹿児島森林管理署と県に対して地元要望の内容説明をして、協議を行いました。そのときは調整の方向が見い出せず、その後の3月下旬に吹上支所において、鹿児島森林管理署・県・市職員の三者で2回目の協議を行っております。

協議では、海岸へ通じる道の河川側には、県のほうが森林管理署との境を確認いたしまして今後は対処する、その上部は森林管理署が所有する土地でございますので、森林管理署が管理用の作業路として整備する方向で協議されました。今後整備される予定の作業路は、森林管理署が所有する土地でございますので無断で使用することはできませんが、地域の方や漁業関係者が使用するには、森林管理署に貸付申請をして許可を得なければならないということございました。

永吉川河口に堆積する砂の除去や河口部の整備につきましては、漁港区域との関係もありますので、今後も関係者で協議をしてみたいと思っております。

2番目の文化財の保存と活用策について、1番目については、教育長のほうから答弁させます。2番目でございます。

平成10年に開催された「薩摩焼400年祭」を契機に、美山地区で開催される窯元祭りで南原市立国楽団の公演を開催しながら、小中学生の交流や市民レベルの韓国ツアーの実施など、交流を続けてまいりました韓国南原市から、同市の恒例行事でございます「春香祭」の時期に訪問してほしいという要請があり、先般、議長と一緒に同市を訪問いたしました。

今回の訪問では、チェ・ジュングン南原市長を初めとする同市の幹部の方々と、今後の交流のあり方について意見を交換いたしました。その結果、これまでの交流を大切にしながら、市民レベルの交流が促進されるよう、

お互いに協力することを確認し、協約書を取り交わしました。

これまで日置市では、マレーシアや韓国、香港といった国々と交流に取り組んでおりますが、その協約締結を機にそれぞれの国々と市民レベルの交流が活発になるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

道路の安全対策につきまして、県道伊作谷山線、永吉入佐線の通学路の安全確保という点につきましてお答えいたします。

県道伊作線につきましては、子供たちの自転車通学の生徒の安全確保のために、歩道の整備、落石等いろいろあるようでございますけれども、市長部局と連携をとりまして今後も要望をしてみたいと思っております。

また、平成18・19年度にわたりまして、国道270号線、県道永吉入佐線の整備につきましては、市長部局と一体となって県のほうへお願いをしてきたところですが、現在国道270号線につきましては一部歩道の新設工事が行われているようで、大変ありがたいことだと思っております。

永吉入佐線につきましては、先ほど市長のほうからも答弁がございましたけれども、同様に市長部局と一体となって、今後も子供たちの安全確保のためにさらにお願いをしてみたいと思っております。

次に、文化財の保存活用につきまして、まず金銅菩薩立像につきましてですけれども、この仏像のことですが、吹上町の田尻の金銅菩薩立像は、高さが16センチほどの像で、1300年以上前の飛鳥時代につくられた古式菩薩立像の典型的な形をしていると言われております。九州でも最古の仏像の可能性もあります。290年ほど前からあるようですが、それ以前のことが不明であります。

金銅菩薩立像につきましては、所有者の方が県へ預けてほしい旨の意向が強いようでございますので、そのような方向で検討をしてまいりたいと思います。そのかわりに、今後この立像のレプリカ等を作成いたしまして、吹上民族資料館に展示するなどして、多くの人に見てもらい、情報の発信をするよう検討をしていきたいと考えております。

なお、国指定等へ向けての情報提供についてですけれども、国指定文化財の件ですけれども、県指定文化財に一昨年なったわけですが、このことで文化庁へは既に報告がされております。そこから先は文化庁の判断となります。さらなる情報提供が必要かもしれませんが、金銅菩薩立像につきましては、仏像の専門家による鑑定や材料の化学的な分析など、一通りの調査は終わっているようでございます。今後は、この金銅菩薩立像のレプリカを展示するなどして、金銅菩薩立像の情報を広く発信することで、より多くの研究者に知っていただくことが重要だと思っております。このことが、研究の進展をもたらす、新たな情報を得ることにつながるのではないかと考えております。

次に、国際交流についてですけれども、教育委員会では平成10年度から青少年国際交流事業といたしまして、韓国の南原市と青少年の派遣等受け入れを行っております。その中で、国際交流、国際理解、ホームステイ、学校訪問、視察観光などを実施し、外国の文化や歴史に触れ、国際的な視野を深めているところでございます。

○20番（長野瑛や子さん）

質問事項について、市長、教育長に答弁いただきましたが、再度お尋ねいたします。

まず、通学路の安全確保についてであります。いろいろと要望、地域の方も要望を本当何度もされていますし、また協議をされているとのことでしたが、今度登校中に子供が

被害に巻き込まれる事件やまた事故が後を絶たないということで、文部科学省はことし1月安全対策のより一層の徹底を図るため、各学校などに配付している危機管理マニュアルを5年ぶりに改訂しました。これまでは、不審者への対応が中心だったんですが、通学路の安全対策をここへ加えたというのがポイントになっているようでございます。日常的な通学路の安全点検などについて、不十分なところは早急に改善することが大切と指摘し、各学校が安全に対する意識を向上させるよう求めるものでございますが、市長、教育長は危険箇所の現地確認はなされているとは思いますが、このマニュアル改定を出すぐらい、通学路、もちろん不審者の対応もそうですが、日置市の場合はまだ事故、不審者の出没も聞きはしますけども、やはり通学路の安全対策、まだ永吉小と吹上中学校の安全マップというのもできておりますが、このマニュアル版の改訂、また安全マップを見てどういうふうに感じられたのか、所見を市長、教育長にお伺いします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたことにつきまして、6月27日に県の土木事務所との打ち合わせをさせていただきます。特に、20年度におきます日置市に関係します県道、河川の整備につきまして、県のそれぞれの計画について打ち合わせをさせていただきます。

特に、ことしの4月を含めまして、ガソリン税を含めまして、国といたしまして臨時特例におきます道路整備ということで、大変全国的にも話題になったこととございます。基本的に国を含め県、私ども市でもございますけども、この財源をどう対策をするのか、これが一番肝要であるというふうに思っております。そういうような中におきまして、県は県としてのそれぞれの予算措置をしているわけでございます。また、私どもも、特に今ご

指摘ございました、学校を中心といたしました安全マップというのをそれぞれ学校ごとに作成をしております。

現況といたしましては、横断歩道のない所とか、ガードレールのない所とか、またカーブの多い所、それぞれ通学路にいたしましてもいろいろ多々でございます。そういう状況は十分私どものほうも把握しておるわけでございますので、やはり県道の整備でございますので、県におきましては、やはり基本的に国の施策でございますけど、今やはり生活道路関連といたしますか、地方におきまして、やはりこの整備がまだなされてないということ、を国のほうにも要望しておりますし、また、その予算の優先順位というのにおきましても、通学路を含めました生活関連道路というのは必要であるという認識を持っておりますので、今後私ども市といたしましても、県のほうに重点的に要望はしていきたいというふうに思っております。

○教育長（田代宗夫君）

各学校におきましては、先ほどお話がありましたとおり、安全マップ等を作成いたしまして、子供の安全対策に努めているところですけれども、吹上地域におきましても、例えば伊作線でありましても、ここは雨が降るとこの側溝が増水するとか、手すりがないとか、そういう箇所を写真等を撮りまして、きちっと提示をされておりますし、なおまたがけ崩れの危険のある所、暗がり危険な所、いろいろ写真を撮って掲示してありますので、それを基に子供たちに指導をしているところでございます。

なお、また中学生にありましては、スクールバス等の遠い所があるようすけれども、部活の関係で自転車を使っている子供も数名はいるようございますが、このように安全なマップを作成して、子供にも保護者にも地域の方にもわかっていただいて、安全確保に

今後も努めてまいりたいと考えております。

○20番（長野瑛や子さん）

本当にこの安全マップ、緊急アピールが文科省から出て以来、非常にきめ細かくできているように思います。写真までつけて、あとずっと説明書です。やはりこれが非常にこういう安全対策をする上で資料になるんじゃないかなと思いますので、これを重視していただきたいと思います。

また、ただこのつくるだけじゃなくて、これをまた地域の方々も生かしていただきたいと思いますが、やはり永吉の入佐線にしましても、実際歩いてみたら、本当先ほども言いましたように、ふち石の上を歩いたり、また路肩も狭かったり、もう白線すれすれの所が路肩になってるような感じなんですけど。やはり、市長は先ほど七呂の所が終わってからとおっしゃいますけども、これ本当一人の子供の命もかけがえのないものだと思います。また、道路が狭いから、車でもしも事故になったら、そのままの連れ去りとかいろいろよそでも起こっていますので、やはり一人一人の子供の通っている姿を見たら、右側を行ってまた今度左、何回か学校に行くまで渡らないといけないんです。また側溝のふたもなかったり、やはり歩いてみたらよくわかるんですけども、やはりこの切実な要望、ただ要望じゃなくて、本当の生の声を県のほうにも届けていただきたいと思います。

あと、工事が用地買収も相当、同意書なんかが一番先だと思いますけども、まずはとりあえずそういう危険箇所が数カ所ありますので、例えば入佐線にしたら原園から川久保あたりです。そこから先ちょっと広がってますけども、歩道がなくても少し広いんですけど、うんと狭い所。また、この県道谷山伊作線でも、ちょうどバス通学が5キロですよ、小学校が4キロですか、そこからがちょっとされてないんです。通学バスが来るから上の

ほうはがけ崩れ対策とかいろいろやっていますが、通学路の間、バス通学ができない自転車通学ですか、こういうところがなされていない。また、途中まではやっていますが、やはり全然ない区間、カーブのところとかがありますので、こういう具体的な要望をしていただきたいなと思います。

それと、危険箇所の、今言いましたが、危険箇所の最小限の改善、あとダイヤモンド等の道路標識、こういうのも短い危険な箇所で40キロと30キロの制限が加わっているんです。だから、この辺も本当は30キロでいいのになと思うぐらいのところにすけど、子供が右に行ったり左に行ったりするような所が40キロぎりぎりのとこと、そこから先が30キロとなって、調べれば調べるほどちょっとそういうところのあいまいな点がありますので、このこと等もいろいろと細部にわたって協議をされたいと思うんですけど、この件についてはいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

議員のほうがご指摘のとおりだという認識は持っております。特に、この速度の問題につきましては、やはり基本的には交通安全、警察署とのほうの協議も必要であるというふうに思っておりますので、警察とも協議をさせていただきたいというふうに思っております。

先ほども申し上げましたとおり、こういう財政状況というものも一つはございます。本当にそれぞれの箇所におきます通学路を含め、この安全対策というのは必要であるというふうな認識をしております。そういう中を含めまして、先ほども申し上げましたとおり、先般土木の方とも現地を見ていただいております。先ほども言いましたように、また27日に協議もございますので、やはり地元の要望としては絶えずそういう会があるたびに、それ一つ一つの場所も設定いたしまして要望を

していきたいというふうに思っておりますけど、県のそれぞれの対応がありますので、また、その後につきましては、また皆様方のほうにもご報告申し上げたいというふうに思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

県道、国道、本当吹上町はどこを見ましても、一番、近隣町を見ましても、旧町時代です。おくらしているんじゃないかなと、そういうことで、再三の願いがあったんですけども、早急にその辺も絡めて、やはりおくらしている所を早急にということで、また6月27日の土木事務所との打ち合わせ、これを市長は細部にわたって協議をさせていただきたいと期待いたしております。

あと、市道においても道路標識が必要な箇所があるということで、特に吹上高校前とまちに下った三差路の所です。横断歩道の設置、これを、学校側からの要望でしたけども、自転車はやはり通学が多いので、もちろん中学生もですけども、やはりそこが一番危ないような所なんですけども、その対応については、教育長、お伺いします。

○市長（宮路高光君）

今、それぞれの、吹上高校を含めた、その歩道を含めた中におきまして、地域に地域振興計画というのを策定をお願いしております。その中で、今議員がご指摘ございました通学道路だけでなく、やはり地域におきます安全性を含めた、ガードレールとか、またそういう設置の標識とか、そういうものも私は出てくるというふうに思っております。そういうもろもろをやはり地域の要望として、今後全体的に関係機関といいますか、市でしなきゃならないものは市でそれぞれ年次的にやりまし、また市でできないものにつきましても、関係機関のほうとも十分協議をしながら、今回の8月に出てきました振興計画に基づきまして実施をしていくつもりでございますので、

ご理解をしていただきたいと思います。と思っています。

○20番（長野瑛や子さん）

これは、今の市道の件でしたけども、やはり市道においては白線が消えかかったり、あと白線の横が草が生えてたり、高齢者の方も多いですので、生徒ばかりでなく、こういうところもきめ細やかに、まあこれは、横断歩道の設置等は警察、公安委員会だと思しますので、また関係機関と連携をとられるよう期待いたしております。

次、2級準用河川等の寄り洲対策についてありますが、これは日置市の防災計画の中には、台風常習地帯、また特殊土壌地帯という気象、地理に厳しい自然条件のもと、洪水の被害を受けやすい地質、特質、沿岸部を抱える地域条件から河川等の防止対策を講じておく必要があると。河川環境整備の促進も期待されておりますが、やはり一応計画にはそういうふうに記載しておりますけど、今現状を見ましたら、吹上ばかりでなく、17河川ですか、先ほど、大きい2級河川、準用河川、やはり相当目立っております、寄り洲が。台風が来てから、その流れにも左右されますし、また寄り洲の所に竹が本当すごい高く伸び過ぎて、もうどうかしたら根も張っているというような状況ですけども。このやはり未改修河川等の整備状況はどのようになっているのか、これをお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

この未改修河川という箇所というのは、大変日置市あちこちにあります。私どものほうもこれの河川改修につきましては、県のほうにその都度を含めまして、全体的に特に県の管理しております2級河川につきましては要望しているところでございます。

特に、この寄り洲の対策でございます。県におきましても、その寄り洲におきます予算費というのがあるということでございまして、ほかの議員もこのことにつきましては、もう

何回となく私どものほうにご質疑があったということはもう言うことはございません。特に、この河川愛護を含めまして、市民の皆様方にもお願いしながら、河川におきます愛護作業等もお願いしているところでもございます。特に、この寄り洲除去につきましては、県の予算の範囲の中ですみますので、もう何年も、いわば河川の中に寄り洲ができ、そこに竹やぶになっている地域もいっぱいございます。

そういうことで、先般の一つの例を挙げますと、今農林水産課の中で行っております農地・水・環境対策事業というのがございます。これは、国、県、市の予算で、水田、荒廃地を特に荒らさないという一つの方向はございますけど、この予算を活用しながら、その地域におきましては、寄り洲、またその中にあります伐採等を事業をしているところもございます。それが、どこの箇所に値するかわかりませんが、今後は県のほうにも予算もなければ、地元と私どももそういう、今それぞれの事業で行っている経費を使って、少しでもこういう時期を、雨の、梅雨時期の以前に実施できるよう、また先般この農地・水・環境対策の研修会もございましたので、ほかのそれぞれの団体、私ども日置市におきましても、約30近くの箇所で実施されておりますので、そういうお金も活用しながら、県にはお願いする分はお願いしますが、自分たちでできるところはそのようなお金も使いながら除去をしていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○20番（長野瑛や子さん）

1カ所ほど、今市長が言われた中山間の事業のほうで使われている、農地・水だから水にも関係ありますけども、まあそれは治水だろうと思うんですけど、やはりこの寄り洲が広がることによって、こういう台風、また集

中豪雨のときにいろいろなものが引っかかり、そして冠水したりあふれたりすることも考えられます。だから、寄り洲ができる前の点検というんですか、やはりそういうのも、まあ愛護作業には限度があります。だから、中まではちょっととてもじゃないけど、堤防等はされますけども、やはりこれは本来の寄り洲対策がちゃんとありますので、まずはその辺から声を上げていくべきじゃないかなと。

それと、あと、私ここ二、三日の河川の様子を見てたりしてきたんですけども、やはり川底が浅いから、河床が相当寄り洲で浅いために、排水路ともう水の、ここ二、三日の雨でそうでもないんですけど、所によってはすぐくふえてる所もあったんですけど、排水とその流れる水のそこが重なっているんです。ああ、だからもっと降ったときにあふれるんだなと。だから、その排水の高さと、そこあたりが、結局はその河床がずっと上まで来ますので、深さが浅いから排水と、計算されたような排水だろうけども、深さが浅いからあふれるということもありますので、こういう日ごろの点検や要望箇所の見回りが一番重要かと思います。災害が起こってからまたたくさん、災害の、かけて、まあお金は要らんような感じもするけど、やはり全体的に見れば出るとは出さなきゃいけないので、この日ごろの点検とか見回りが必要だと思いますけども、今そういうのはどのように行われていますか。

○市長（宮路高光君）

市におきましても、準用河川の管理につきましては市のほうでしなきゃならないことをごさまして、担当職員もそれぞれ梅雨時期におきましては、それぞれの箇所を調査しておるのも実情でございますし、特に防災会議等におきまして、大変大きな箇所につきましては関係機関と一緒に調査等も行っており

ます。

なお、ご指摘にございますとおり、寄り洲の問題と家屋地区に出てくる排水路、こういう関係につきまして、いろいろと大きな要因があるというふうには思っております。特に、今ご指摘ございましたとおり、この河川というのは全市それぞれ広がっておりまして、さっきも申し上げましたとおり、この予算が、県の予算が十分であればこういうことはないわけでございますけど、このことは県議会の中におきましても県議のほうは県のほうには要望しているのも実情でもございます。やはり絶えず全体的な状況を見ながら、寄り洲の状況につきましては1年したらまた1年後は上流から流れてくる。これはどうしてもとめることはできませんので、やはり地域の自治会長さんを含めまして、いろいろと私ども市のほうにそういう箇所につきましてはご要望いただくようなシステムはつくっておりますので、今後とも公民会長さん等にご連絡を申し上げながら、調査等を一緒に進めさせていただきたいというふうに思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

この防災会議で今先ほど出ましたけども、防災会議の皆さんには、防災計画ですか、計画書が配られると思うんですけど、やはりこの全部を配るといったら大変ですけども、私たち議員もまずは何かあったときには現地に駆けつけますので、どの程度の、どこがそういう未改修河川とか、この川はどのランクにあるのか、そういうのもやはり周知しておくべきだと思いますので、議員、行政嘱託員、資料編とか、防災計画の概要、こういうのを配付していただきたいと思いますが、この点についてどうですか。

○総務課長（桜井健一君）

今ございました防災計画につきましては、本年の3月にとりまとめたものがございますので、それらについては、今ホームページに

掲載する準備をいたしております。ご指摘がありましたように、必要の部分につきまして、どのぐらいの分量になるか、今検討してるところなんです、議員の皆様には抜粋したものをお配りできる分についてはお配りしていきたいと思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

予想では全議員配ったり、いろいろ概要版でもされてますので、徹底していただきたいと思えます。

次、行きます。永吉川河口の整備促進についてであります。

先ほど動きがあったような感触を受けましたけども、ご努力を評価いたします。やっと作業の日程も日時がついたかなという感じがいたしましたけども、やはり今までの管理道路でこれを、ご存じのように2年ぐらい前は観光客が海に行くときに、途中で下が液状化して崩れて、もう少しで落ちるところだったんですね。だから、そこ何度でも直して、手直しをしていただくんですけど、やはり水の勢いにはどうしても勝てないというような感じで、手直し手直しでやってきてるんですけども、ボランティアもしたりして、でも、今回水難事故がありましたけども、やはり救急車がもしも行くときにどうだろうと考えたりしたんですよね。そういうことも兼ねて、また観光客もどうしても海に出たりすることもありますので、やはりこの作業道であるんですけども、十分に安全な道に、幅とか、そういうのも6月27日の、これもう入りませうかね。これは入らないですかね。6月27日はこのことも言われるんですかね、市長。

○市長（宮路高光君）

6月27日は県の、県道を含めました県におきます事業計画につきましての、一応話もごございますので、この点だけということではございません。このところの箇所につきましては、さっきも申し上げましたとおり、県だ

けで解決することじゃなく、やはり森林管理署の方がございますので、このことについては、さっきも申し上げましたとおり、3月の下旬の方にある一定の方向性を出していただきましたので、それに基づきまして、またこの3者で、このことについては別途いろいろと事業の進捗といいますか、そういう状況については協議をしていかなければならないというふうに思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

やはりクリーン作戦もまたやってまいりますが、皆さんも、永吉地区の人も、全体ですけども参加されますので、もしも何かあったときにやはり問題になるかと思っておりますので、整備の積極的な協議ですかね、森林管理局との。これも期待いたします。

平成9年、河川法改正、また河川再生推進法、こういうので治水、利水に加え、環境の位置づけ、また地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入が盛り込まれて以来、出会いのゾーンとか触れ合いゾーンとか、親しみやすい川づくり、また川の多目、他自然型川づくり、魚に優しい川づくり、こういうほかのところでも取り組みがなされている事例があります。

永吉地域の伝統行事であるいかだ下りですかね、これも本当10数年来続いて、浜田橋、また南薩鉄道跡の橋脚ですね、あそこをめぐる夏の風物詩として毎年見物客でにぎわっております。ただ、いかだ下り、後援会の中で見物場所、今のところ石橋の上とか見ていただいているようですが、あと駐車場の確保、あと船を接岸するときの、やはり今言いました管理道路がある、ちょっと漁師さん達が船を止めてる、ちょっと手前の方ですけど、ここは二、三年前に子供も遊んでて水死したという悲しい出来事がありましたので、この辺の船の接岸場所の安全性などが問題視されております。

でも、このような中に、少し問題があるんですけども皆さんが地域おこしで活躍されている、私はこれ非常に評価していいと思うんですけども、川がつくってきた文化や歴史を守りながら、大人も子供も川べりに親水性を持たせた治水とか利水、環境をかなえた河川整備を望む、そういう声が、今何かどうにかならんかなという声が非常に大であります、そういう、1級河川ではそういう自然再生推進法を用いてやっていますけども、私は1級も2級も川に変わりはないんじゃないかな、大きいからといって遊水池を設けたり、こうしてるんだけど、私は子供たちにもこのことは、今、学校では川に近づくなと、もしも近づいたらすぐ通報されるちゅうような感じですね。何と川遊びができないというような現状ですが、こういう関係機関へこの地域の意見を反映させる、このことが盛り込まれてますし、河川整備計画の中に、こういう地域の意見を反映させた河口周辺整備の私は働きかけをすべきじゃないかなと、地域の声も上がってますので、こういうことは市長は今後どう対応されるのかお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

特に、この河川改修に当たりましては、地域の声を十分入れて設計等をやっていくんだということで法律も改正され、国、また県におきまして、そのような手順をとっているのが実情でございます。特に、この永吉川におきます、河口におきます河川改修といいますが、そういうことも含めて、今後しなきゃならない部分があるというふうには思っております。特に、今この河川につきまして、大変多くのところの河川改修の要望もあるのも事実でございますので、私どもも、やはりこの河川で一番考えていかなきゃならないのは、やはりそこに人家がどう点在しているのか、やはり基本的には親しむというのも大事ですけど、やはり人家をどう守っていくのか、や

はりこのことが私はやはり最優先していくことで、この順位をつけていかなければならないというふうに思っておりますので、いろいろと地域間の要望を踏まえた中におきまして、県、国といろいろと折衝はしていきたいと思っております。

○20番（長野瑳や子さん）

このところは、冠水は非常に続いてるところですので、もしもそういう遊水池を設けたり、接岸のその辺の安全性ですね、そこあたりも加味されて、また地域との協議、また関係機関との協議を期待いたしております。

次です。国指定、その後の積極的報告、情報等、提供等についてでありますけども、やはりこの県の文化財指定、本市にとって2年続いているというのは、黒川洞穴に続いて、この仏像であります、これはまれなことであり、高い評価を受けてもいいんじゃないかなと。県の指定を受けたということは、国指定への一歩前進と私はとらえてますけども、先ほども教育長が言われたように、これは九州では最古と言われ、もう保存等については、平成12年度、文化財研究所調査において仏像の保護を最優先し、安定した環境の整備と展示公開を兼ねたケースの作成を考慮することなどの示唆を受けておりますけども、今の保存は非常に心配ですけども、私はもうこれ一旦、一度日置市で公開して、その後はもう黎明館、湿度とか温度とかの管理が非常に大事ですので、保存と公開を、県民の宝となりましたので黎明館でも公開し、そしてまたレプリカをつくって、市民の宝として常設すべきじゃないかと思っておりますけども、どうでしょうか、教育長。

○教育長（田代宗夫君）

確かに、昨年の県の指定、文化財になったわけですので、県の文化財としては大変貴重なものだと思います。したがって、先ほど申し上げましたように、所有者の意思で、ぜひ

県の方にも預けてほしいということでございましたので、近いうちには預けていきたいと思いますが、その間、レプリカ等を作成して展示、今後もしっていくような形にするのか、そのことは今後検討してまいりたいと思います。ただ、この県指定の文化財の、県の方の黎明館等に預けたといたしましても、これをお願いはいたしますけれども、県の方で公開してくれるかどうかということについては、何とも今のところは申し上げようがございません。こういうものがたくさん、もしあるとするならば、そのまま保存、中にしまい込んでしまわれるでしょうし、このことが非常に希少なものであるとするならば、県でもいろんな機会に公開してくださるのではないかなと思います。ただ、まだ昨年度、指定になったばかりでございますので、ご指摘のように、九州ではこれが始めてではないかと言われている希少なものではあると思いますので、きっと何らかの会には公開してくれるのではないかと期待はしております。

○20番（長野瑛や子さん）

蔵入りのようなお話ですが、これは、私は教育長の手腕だと思います。やはりここは最古の、先ほど口ではほら、九州一古いと、非常にほかの研究者の方々もお墨つきをいただいておりますよね、東京国立博物館の、研究者の、文化財研究所の所長様やら、いろんな方がいただいております。それをこちらがどうアピールするかだと思いますので、これがもしも本当に、今、県から今度文化庁に行ってると思いますけど、そこへの働きかけが国の指定文化財になるかどうかだと思います。やはり思いを持って、また本当にその仏様に込めすべきだと思いますので、あとその付近が仏ヶ迫、灯田、本堂、寺園、いろんな地名が残っております。まだまだ私は本堂発掘調査等をして、資料の提供にもなるんじゃないかなと思いますけども、こういう働きかけは

どう考えておられますか。

○教育長（田代宗夫君）

県の方に、この金銅菩薩立像が指定になりましたときに、既に県の指定の文化財が233件あるようでございます。ですから、233件の中から国の指定にどれをどう持っていくのか、もちろん県の判断でございますけれども、私どもが、県が指定するというのは、これは市町村の方にその物件についての調査依頼がございますので、私どもが持っている調査資料というのはほとんど県の方は知っているわけでございます。また、その後、新たに文化財についての事実が発見すれば、当然県の方にそれは伝えなければいけない、これは義務だと思っております。そのような物件については、それぞれ私どももまだ勉強していかなければならないと思いますが、必要な物件については、その都度、報告はしてまいりたいと思います。

○20番（長野瑛や子さん）

この宝珠菩薩像、やはり研究者の方も、これを保存して子孫に伝えていってくださいという願いが、まずはここなんですよね。だから、まず私たちが、今居る私たちがその価値を認め、またそれを評価していかないといけないと思いますので、教育長、熱い思いでぜひ県の方にも声かけていただきたいと思っております、発掘調査等のですね。

次、行きます。南原市との積極的な交流についてであります。やはり今まで本当10年間していただいてありがたいなと思っております。この宝珠菩薩像、宝の玉をささげ持つ、この様式はやはり百済じゃないかなと、もう数人の研究者がおっしゃってますので、私、南原市に市長が行かれたときは、これは何か足がかりになるなと胸がときめきましたけども、やはりこれ思いを、意のままに宝を出すというような仏様、そしてまた濁り水を澄ませる、災いを去る、こういうふうな

功德がある仏様であります。これは百済系の特徴であるといわれていますけども、レプリカをつくれるんだったら、これ本当に親善になると思うんで、どうかしたら国と国の親善にもなるんじゃないかなと思うんですけど、やはり百済の王様のものを大切にしているということで、このレプリカを南原市にも私は送って、また百済時代の文化を学んだり、その当時の帰化人である日羅伝書の背景、日羅さんが薩摩半島を非常に伝書されたという、日本書記にも書いてますので、そういうのも解明するには非常にいい研究材料じゃないかなと思ってますけども、このことについて、市長、教育長どうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございました百済の時代におきます南原市、また南原市におきましても、やはり歴史的な背景の中でその町ができ、またそこに伝統的なそれぞれのものがあるというふうに思っております。今回、このように約10年近く南原市と交流して、お互いにその地におきます伝統的な、また歴史的な文化遺産につきましては、今後お互い交流をしながら学び合う必要があるというふうに思っております。

このレプリカの問題につきましても、やはり向こうの当局といいますか、南原市長とも十分協議をさせていただきながら、どうするか、今後の課題とさせていただきたいと思っています。

○教育長（田代宗夫君）

この仏像につきましては、現在、韓国の方の百済の方から直接渡来してきたものであるのか、また一方では、畿内、皇居のあった奈良とか京都とか向こうの方からこちらの方に渡来してきたのか、このあたりがまだ不明でございまして。ただ、百済文化の流れを持つものであることもはっきりしているようでございまして、私どもは今、青少年の交流で韓

国と交流をやってきておりますので、そのつなぎとして、いろんなそういうかかわりも今後持つていくのはいいことかなと思っております。

○20番（長野瑳や子さん）

教育長は固いですね。百済系というだけでも、私はこれがきっかけだと思いますので、いいことはどんどんやっていただきたいと思っています。

総合計画書の初めに、市章の「ひ」っていうのが、文字をかたどるブルーの曲線は、三大砂丘吹上浜を代表する豊かな自然と悠久の歴史や文化を象徴し、日置市が歴史や自然との調和を生かした都市づくりを目指し、未来へ羽ばたこうとする躍動感を表現していると書いてますよね。私はこれをいつも見てますけども、私が今提案した浜のこと、またこういう悠久の歴史ですね、1,350年ぐらい前のものなんですけども、こういうのは本当に飛躍の一步になるように期待いたしまして質問を終わります。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、19番、東孝志君の質問を許可します。

〔19番東 孝志君登壇〕

○19番（東 孝志君）

私は、今回、ふえ続ける税金の滞納額に対して、本市の収納効率のための取り組みについて質問いたします。

市税は、市がさまざまな施策を進める上で大事な財源となっております。特に、平成19年度から地方財政拡充強化のため、所得

税から個人住民税への税源移行が実施され、以前にましても税収の確保は大変重要となっております。19年度終了し、収納実績も確定したわけですが、本市の収納向上のために、次の7項目について伺います。

①平成19年度が終了した時点における市税の税目ごと、及び国民健康保険税の収入未済金総額、収納率はどうか。また、過年度分の滞納額とあわせて20年度への繰り越した滞納額の総額は幾らになるか。

②合併後、毎年度、市税で約6,500万円程度、国民健康保険で約9,000万円程度の滞納額が出ているが、19年度の未済額の原因はどのようなものであったか。また、納税に対する納税者の意識の変化はどうか。

3番目の、累増する滞納額は、本市の財政運営自主財源確保の観点から判断できないものであるが、どう認識しているか。

4番目、滞納額の徴収に関して、平成19年度はグレーゾーン金利による納め過ぎた分の金利を差し押さえするなど、大きな成果をあげた面もあるが、19年度はどのようなところに力を注いでいたのか。また、徴収率の目標は設定しているが、その目標は達成できたのか。

5番目、収納率向上のためには滞納者の実態把握が重要であると考えますが、昨年は分析や調査が十分できていないということであったが、実態把握はどうであったか。

6番目、滞納者に対して税負担の公平性を確保する観点から、市民サービスの制限を行ったのか。また、国民健康保険の資格者証発行状況及び資格者との徴収率向上とはどのようなものであったか。

7番目、鹿児島市は滞納解消の方法として、20年度から「特別滞納整理課」を設置したが、本市も税務課から独立した収納業務を専門とする部署をつくり、滞納額の縮減、収納

率向上を図るべきではないか。

以上、7目について質問いたします。市長の誠意ある答弁を期待いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

収納率向上のための取り組みについてというご質問で、その1でございます。

平成19年度の現年度分の収入未済額と徴収率ということでございますけど、個人市民税で3,428万2,405円、97.90%、法人市民税で67万3,600円、99.78%、固定資産税で4,673万1,078万円、97.75%、軽自動車税が266万1,400円、97.80%、市税合計額が8,434万8,483円、97.96%でございました。また、国民健康保険税が9,589万1,087円、93.52%で、市税合計とあわせまして1億8,023万9,570円、96.79%でございます。

平成20年度へ繰り越した総額は、平成18年度以前分の4億9,530万1,924円加えまして、6億7,554万1,494円となりました。

2番目でございます。

平成19年度の現年分につきましては、未納者への納入を促していくために月ごとに夜間徴収を行い、その収納に努めてまいりました。また、3月と4月に、未納者に対して催告書を発送し、納入を促したところでございます。

市民税におきましては、所得税から税源移譲がなされ、収入額は前年比約3億3,000万円ほど増加しておりますが、徴収率が平成18年度98.51から、19年度が97.90と、前年比0.61%低下しております。これは税源移譲による負担の増も影響していると思われま。

個々を見ていきますと、概略でございますけど、借金返済に迫られている方や転職など

収入が不安定に陥った方々の割合が高くなっています。また、固定資産税では、会社の破産が大きな額になっております。

納税者の意識の変化については、分析するまでには至っておりませんが、年代別の滞納者数を見ますと、60歳以上の占める割合が、平成18年、19年度、両年度において25%程度、また新規滞納者も同様の比率となっております。一つの傾向といたしまして、一般的に納税意識を高く持っていると思われる層にも滞納が広がりつつあるのではないかと考えられます。

3番目でございます。

19年度の滞納徴収については、新規滞納者について早期の完納を図り、累積されないために徹底した文書催告を行いました。また、催告書・最終催告書・差し押さえ予告書等の継続した文書催告による納入を喚起し、同時に納税相談を行い、納付誓約を結ぶなど自主納付を促したところでございます。なお、それでも納付の意志が見られない場合は、財産調査に基づく差し押さえ等の段階へ進み、徴収に努めております。

平成19年に、過払い金返還請求権で771万円ほど差し押さえ、240万円の換価ができたところでございます。これは納税相談を積み重ねる中で、滞納者の生活実態を聞き取ることができたことではないかと思っております。

数値目標は、アクションプランに基づきまして、平成17年度を基準に毎年度対前年度比0.1%の徴収率を向上させることとしています。平成19年度実績は、市税と国保税の合計で、目標数値に対して過年度分は3.02%の増、現年度分は0.34%の減、合計で1.25%の減という結果となり、残念ながら目標値を達成することはできませんでした。

4番目でございます。

滞納者の実態把握につきましては、納税相談の際に家庭の収入等について聞き取りを行い、納付計画を立ててもらっています。滞納者は約3,000人ほどになりますが、約1,600人と誓約を結んでいます。また、新規滞納者が1,000人ほどですが、早期完納を促し、完納できない場合は相談の中で納付計画を立ててもらいます。このようなことから、ほぼすべての滞納者の実態を把握していくこととなります。現状では、個々の実態から滞納累計型の分析やその傾向をデータ化し、把握する段階には至っておりません。

5番目でございます。

滞納者への住民サービス制限は行っておりませんが、市営住宅の入居申請や指名願の際に納税証明の添付を要請しております。国民健康保険においては、平成19年度に資格証明書書を88件、短期保険証289件発行しております。短期保険証の発行は、納付誓約を結ぶ契約となっております。また、納付誓約を結んでいる方が発行の対象となりますので、保険証の交付、更新の際に納税相談を行い、納付誓約の意向を促していくこととなりますので、収納について一定の効果が生じております。

6番目でございます。

市税収入は、平成18年度決算で、収入総額の16%を占めており、市民の方々が直接的な利益関係によらず、納めていただく貴重な一般財源でございます。また、負担の公平感が強く求められていると認識しております。平成17年度の滞納繰越額が約5億6,000万円、18年度が約6億2,000万円、19年度が約6億7,000万円と、毎年度約5,000万円程度増加しています。このことを重く受けとめ、滞納収納につきまして、なお一層の努力を傾注してまいりたいと思っております。

7番目でございます。

今年度、市税等滞納整理対策本部を設置し、市税を初め、住宅使用料や保険料等、市の歳入となるすべての公金の滞納防止や滞納整理の推進を図り、市税等の負担の公平及び財源の確保への取り組みを始めたところでございます。

なお、税務課におきまして、18年、19年、両年度、県職員の短期併任制度を活用し、住民税を主にしながら、滞納処分技術の習得に努めました。今年度は鹿児島地域振興局の特別滞納整理班に職員を1名派遣し、より専門的な滞納整理技術・手法等を習得させ、本市の滞納処分に反映させていきたいと考えております。

今後も税負担の公平及び財源確保の観点から滞納額の縮減に向け、努力をしていきたいと考えております。

○19番（東 孝志君）

ただいま答弁をいただきましたが、引き続き、個別に質問いたします。

①ですが、19年度に行った不納欠損額について、市税、国民健康保険税の内容の総額は幾らか。また、最高と最低は幾らになっているか伺います。

○税務課長（地頭所浩君）

不納欠損について説明いたします。

19年度の不納欠損額が市税合計で1,871万6,433円です。国民健康保険税が1,206万6,756円、あわせまして3,078万3,189円というふうになっております。

個別の部分については、申しわけありませんが、ちょっと資料を持っておりません。

○19番（東 孝志君）

私は、個別が一番欲しかったんですけど。不納欠損額の利用は、どんな内容が一番あった様ですか、伺います。

○税務課長（地頭所浩君）

不納欠損については、大まかに時効消滅と

執行停止による2つに分かれます。時効消滅の方が、市民税と国保税とあわせてでございますが、2,789万1,123円になります。執行停止、3年経過分でございますが、289万2,066円というふうになっております。

以上です。

○19番（東 孝志君）

次の問いに入ります。滞納になった原因は、答弁があったとおりであります。毎年度大きな額が未納となっている。経済情勢などどうしても徴収できないという分もあると思うが、それ以外は努力しないというわけではない、納税者に対する周知は十分であったか伺います。

○税務課長（地頭所浩君）

滞納者への納税のお知らせということだと思いますが、滞納者につきましては、市長のほうで答弁がありましたように、催告書、最終催告書、警告書、それから差し押さえ予告書等を送付しまして、その未納の実態等についてお知らせをしているところです。

以上です。

○19番（東 孝志君）

その催告書に対してどういう反応があったかお知らせください。

○税務課長（地頭所浩君）

一つの事例でございますが、今年度の3月、4月につきまして、現年度の方々に対して催告書を送りました。4月、5月の出納整理期間中に6,000万円ほどの収入が入っております。そういうことで、一定の効果があるものというふうに思っております。

以上です。

○19番（東 孝志君）

滞納額を少しでも少なくするためには、納税者が少しでも納税しやすい環境を整備する必要がある。その一つの方法として、納期をふやすことはできないか伺います。

○税務課長（地頭所浩君）

納期の設定につきましては、20年度につきましては19年度と同じこととしております。ただし、国民健康保険税のほうがかしこの10月から特別徴収と、65歳以上の世帯については特別徴収という制度が始まります。また、住民税のほうが来年の10月から特別徴収というものが生まれ、年金からの特別徴収制度が始まります。そういった状況等を見つつ、納期等については考えていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○19番（東 孝志君）

納税者が納めやすい環境をつくるためには大事なことであるので、さらに検討を重ねていただきたいというふうに思います。

次に入ります。19年度分も市民税、固定資産税、国民健康保険税、17年度、18年度同じような額が、未納額が出ている。また、20年度への繰越滞納額は、市民税が約3億500万円、国民健康保険税が約3億6,900万円、合わせて6億7,500万円という大きな額になっている。現在の徴収体制はこの滞納額でできる体制か伺います。

○税務課長（地頭所浩君）

徴収の体制等についてお答えいたします。

今、徴収係のほうか4人市役所のほうにいます。今年度から住民税につきましては、鹿児島地域振興局に設置されました特別整理対策班のほうに1名を派遣しております。合わせて5名の部分で徴収努力をしているところです。

また、今回補正予算のほうでお願いをしておりますが、滞納管理システム等で滞納者の管理を行ってまいりたいというふうに思っているところです。そういったことで、今ある体制の中で努力を続けていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○19番（東 孝志君）

私は去年の6月も同じようなことを言ったんですけど、努力努力で努力が努力になっていないんです。これをどういうふうに今後努力されて、どういうふうに縮減なされていくか、それをお聞かせください。

○税務課長（地頭所浩君）

滞納の原因につきましては、それぞれ個々の事情がございます。そういった中で、住民税のほうか税源移譲ということで、調定額そのものがふえているところです。ただ、収入総額につきましては、国保税、市税、合わせておおむね4億円ほどの増加をいたしております。また、18年度、19年度徴収率を見ますと、17年度から18年度、18年度から19年度、この部分につきましては、対前年度比が17、18を比較しますと0.84%の減、18、19が0.21%の減と、こういったことで徴収率の下落、下落ちゅうか、低下、これについては一定の努力があったというふうに思っているところでございます。あわせて、このように納付誓約を結ぶ、あるいはそういった催告書を送ると、そういう努力を積み重ねながらこの数字を上げてまいりたいというふうに思っているところです。

それと、先ほど不納欠損の部分で出たところ、最高が353万1,100円となっております。これについては破産をしました会社でございます。それから、最低が1,600円ということでございます。

以上です。

○19番（東 孝志君）

今努力をしていますと言われますけれども、額が減らんと、まあ去年も言ったんですが、額が減らんと努力に入らんとですよね、納税額が。幾ら努力しても滞納額はふえてるんじゃないですか。これで努力はしてるんですけども、なおかつ滞納額が減っていかないといかんのですよね。そういうところはどうか

ますか。

○税務課長（地頭所浩君）

ご指摘のように、毎年度5,000万円ずつ滞納繰り越しがふえているということでございます。なかなかこれをやれば必ず上がるというものをまだ見つけ出しておりません。まことに申しわけないんですが、今後もまた努力をするしかないのかなというふうに思っております。

済みません、以上です。

○19番（東 孝志君）

累増する滞納額に対処するためには、効率的に成果を上げる体制がないといけません。さらに検討をしていただきたいと思います。

次に、4番目に入ります。滞納件数は市民税、固定資産税、国民健康保険税、18年度に比較してどんなような状況になったかお聞かせください。

○税務課長（地頭所浩君）

滞納者の人数ということと言いますと、おおむね3,000人ということで推移しているところでございます。

以上です。

○19番（東 孝志君）

県の職員を徴収吏員として任命しているが、成果が上がっているか、また、鹿児島県との特別滞納整理班との連携はどのようになっているか伺います。

○税務課長（地頭所浩君）

鹿児島地域振興局へ職員を、特別滞納整理班に1名を送っておりますが、これにつきましては、市県民税ということでございます。今第1次の引き継ぎということで72件、450万円ほどを第1次として引き継いだところです。最終的には200件を想定しているところです。あと18、19に短期併任制度ということで、どのような実績があったかということでございますけれども、まず滞納技術の習得という部分もございました。そう

いったことで、預金差し押さえ、生命保険差し押さえと、このようなことの実習をしていただきました。18年度が、預金差し押さえを10件、生命保険差し押さえを5件というような実績でございました。

以上です。

○19番（東 孝志君）

今言われた貯金、生命保険の差し押さえ、この額がどのぐらいの額になったのかお聞かせください。

○税務課長（地頭所浩君）

19年度の差し押さえ等につきまして、総額で、換価できた分が616万8,490円でございます。107件でございます。預貯金が162万4,887円、所得税の還付の差し押さえのほうが128万7,484円というふうになっております。それと出資金が24万7,000円、それと先ほど出ましたグレーゾーンの過払い金の換価、今現在、19年度に換価できました分が242万1,119円と、あと交付要求をした部分で58万8,000円の配当がございました。合わせますと、先ほど申し上げた数字というふうになります。

以上です。

○19番（東 孝志君）

滞納処分などについては、納税者への理解も必要だと考えるが、市民の広報紙で税の公平性の観点から必要であると思うことを宣伝することが大事なことだと思うが、PRは十分であったのか伺います。

○税務課長（地頭所浩君）

納税について広報紙、お知らせ板等では、直接具体的には差し押さえ等についてはお知らせをしております。ただ、お知らせ板のほうで口座振替、納期等についてお知らせをしているところです。また、19年度におきましては税源移譲等の関係もありまして、婦人学級、あるいは高齢者学級等で出前講座と

いう形をとらせていただいて、その税制そのものについての説明を行っております。

以上です。

○19番（東 孝志君）

20年度はどのような方針で滞納額の縮減、収納率向上に臨んでおられるか伺います。

○税務課長（地頭所浩君）

先ほど申し上げましたけれども、18、19について徴収率の低下というのにある一定の、減ってはいるんですけども低下幅が少なくなったと、これにつきましてはやはり納税相談、催告書を送る、そして納税相談を行う、そして納付計画書を立ててもらい、その履行を確実なものにしていくと。こういう一連の流れの中で築かれたものというふうに思っているところです。ですから、平成20年度につきましても、同じ形でより徹底した中で行っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○19番（東 孝志君）

成果が上がるようにやっていただきたいと思えます。

次に、5番に入ります。財産調査や徹底や滞納処分等の促進は図られたか伺います。

○税務課長（地頭所浩君）

滞納者への財産調査ということにつきまして、納付相談を行いまして、納付誓約が来ない方々、反応のない方々、これらにつきましては金融機関等々にその財産の調査を行っているところです。そういったことで、滞納者の財産調査を行っている、あるいはまた滞納者の納付相談を行いますので、その中で家計の実態等を把握しながらやっているところです。その結果、19年度におきましてグレーゾーンの金利の過払い、請求権等も納税相談を行う中で知り得たことができたというような実績もございます。

以上でございます。

○19番（東 孝志君）

現年の分の未済額をなるべく発生させないようにすることであったが、そのためには管理をしっかりしないといけない。民間企業であれば不良債権になりそうな分は早期に対応する。この点についてはどうであったか伺います。

○税務課長（地頭所浩君）

新規滞納者への納入の促し方ということにつきましては、まず督促状を送付するというところから始まります。そして、再度繰り返しになるかもしれませんが、催告書等を送っているということでございます。

また、軽自動車等につきましては、車検等の関係もあるということで、その未納については実態等も把握をしているところでございます。

以上です。

○19番（東 孝志君）

滞納件数も多いので、滞納の中身を分析し、一定の所得がある分については力を入れるなど、目標を定めて取り組むべきではないかと思えますが、どうですか。

○税務課長（地頭所浩君）

滞納の中身につきましては、その納付相談を行う中で実態等を把握しているつもりでございますが、そのことをデータにし、全体的にこういう傾向があるというところまでには至っていない状況です。基本的には納税相談の中でほぼすべての人の個々の実態については把握を行っていくということになります。

以上です。

○19番（東 孝志君）

さっきも話があったんですけど、軽自動車税は車検を受ける前に納税していないと車検は受けられないわけでしょう、それがどうしてこんなに滞納がたまるんですかね。

○税務課長（地頭所浩君）

先ほど申し上げましたのは、おっしゃるよ

うに車検を受けることができないということで、その実態把握で実際その課税そのものが廃車手続等をされていない方等がいると。そうした部分を確実に把握して、廃車等をするように促して課税を減らしていくと。届けがない限りは課税されますので、その部分を対処するというところでございます。

○19番（東 孝志君）

今言われたこれで廃車届けをしていないのがほとんどですか、それともこれはどうなってるんですか。

○税務課長（地頭所浩君）

軽自動車にはバイク、トラクター等もございます。自動車だけではないということでございます。滞納の状況につきましては、その軽自動車の手続漏れということばかりではないというふうにご理解いただきたいと思いません。

以上です。

○19番（東 孝志君）

軽自動車、単車、いろいろと言われましたけども、税金を、単車でしても1,000円か2,000円ですが、払わない人はナンバーを引き上げる様にはできないですかね、払うように。そのぐらいの試みを見たら、こういう軽自動車税の滞納とは出らんはずだと思うんですけども、こういうところはどう考えますか。

○税務課長（地頭所浩君）

今も引き上げる、車を保管するという意味合いだと思いますが、まだそこまでは考えてはおりません。

○19番（東 孝志君）

そういうふうになるように極力してください。滞納を少しでも減らすには何らかの対策をとらんと、毎年5,000万円、6,000万円ふえていくちゅうことは、10年、20年、30年したら幾らになるんですか、ものすごい額ですよ、これがこのままだったら。

次に、国民健康保険の資格証明書を発行していると思うが、発行について苦情はなかったか、苦情があったとすればどのような内容であったか説明を願います。

○健康保険課長（脇 忠男君）

資格証明書につきましては、保険証を出すんですけれども、短期保険証をどうしてもいうことなんですけれども、資格証明書については、出しても音さたがほとんどないという方がもうほとんどでございます。

○19番（東 孝志君）

滞納額の縮減のためにはどうしても取れない部分は調査をしっかりと行い、落とすことも必要であると思うが、どう考えますか。

○税務課長（地頭所浩君）

不納欠損のことだと思いますが、やはり財産調査等をして、滞納処分の執行停止をする分、それとある分と区別しながらその処理はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○19番（東 孝志君）

どうしても取れないのを十分調査して落としてもらいたいと思います。

次の7番目に入ります。財政が厳しい中、滞納額はふえてきている。経済情勢の中など要因ではあるが、根本的な対策を考えないといけない時期に来ている。このことについてどう思いますか。

○税務課長（地頭所浩君）

7番の部分につきましては、鹿児島地域振興局特別整理対策班へ職員を派遣し、その技術と、滞納整理の技術、そういったものを学んで、また市の中に反映させていきたいというふうに思っております。

以上です。

○19番（東 孝志君）

職員も一生懸命取り組んでいると思うが、滞納額の縮減のためには何らかの有効な対策をとっていく必要がある。そのために

は、電話催促など民間に委託していくことも必要ではないか。職員は調査や滞納処理等に力を入れていく必要があると思うが、税務署あるいは県OBの職員を活用できないものか伺います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございまして、それぞれ市町村におきましては、税務署の職員等を採用しながらやっているところもございまして。私ども旧伊集院町の場合につきましても、税務課等の担当もこの徴収に携わせた部分もございました。そういういろんな経緯を踏まえて、今現在現職の中で、県との連携ということで、今県の局のほうに参って研修もしておりますので、このことを充実しながら今後やはり滞納という一つの大きなことを解決するために、今後とも勉強しながらそれぞれの実効性の上がる体制の中で進めていきたいというふうに思っております。

○19番（東 孝志君）

今市長の言われたことは、去年の6月もこういうことを言われておるんです。それで、そう言われる中に滞納額がふえるということは、ちょっと努力が足らんのではないかと思うんですが、もう1回市長の答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

数字で見ればその努力ということは本当に数字で表していかなければならない。ご指摘のとおり毎年この滞納額というのはふえております。基本的に私どもやはり市民の意識と伺いますか、やはり納税の義務という一つのこの観点の中でお願いしているわけでございます。特に、今後取り組んでいかなきゃならないのは税務だけじゃなく、さっきも申し上げましたとおり、住宅の使用料、水道、いろんな絡みの中で、ある程度同じ方が全般的になってる部分もございまして、今回補正の中で皆様方をお願いいたしました仕組みと

伺いますか、電算仕組みを含めて統一させていただき、全般的に今後税務課だけでなく、滞納等の整理班等の特別本部も設置しておりますので、一緒に、合体で滞納を進めさせていただき、夜間徴収とか管理職におきましても年2回やっております。そのようなことをいろんな工夫をしながら、今後ともこの滞納整理に努めていきたいというふうに思っております。

○19番（東 孝志君）

ぜひ有効な方法をとっていただきたいと思っております。

最後になりましたが、累増する滞納額は本市の財政運営、自主財源確保の観点から観覧できないものである。市長以下職員が一体となって粘り強く取り組んでいかれることを要請して、私の質問を終わります。

○議長（畠中實弘君）

次に、18番、坂口ルリ子さんの質問を許可します。

〔18番坂口ルリ子さん登壇〕

○18番（坂口ルリ子さん）

私は日本共産党の議員として、市民が主人公であるという原則を踏まえ、女性の議員の立場から市民の要求に基づいて、次の4点について質問いたします。

まず1問目、美山の元外相東郷茂徳記念館の積極的な活用について質問いたします。

まず、美山の東郷茂徳記念館、行って見られた方もいるし、あ、まだどこかなというような人もあるかもしれませんが、ここで、7月15日から、ちょっとポスターの許可を得てきましたので、東郷茂徳記念館で「八島太郎生誕100年民芸品展」を開くことが、実行委員長は池満渉さんで、実行委員が頑張っているところですが、東郷茂徳元外相記念館は東市来町の議員はよくご存じだと思いますが、東市来町の町費を4億1,000万円ぐらい使って11年前に建てられたところなんです。

私も開館当時も行きました。四、五日前にも行って見ました。本当に閑古鳥、だれも見人がいない。1年間にどれぐらいですかって聞いたら、1年間に700人ぐらいでしょうかねとおっしゃいましたが、もう少しあそこを、記念館の名前を変えてでもいいから、みんなが行ってみようかというような会館に名称を変える気はないかというようなことでございます。

記念館ができたときには、しばらくは見る人もいたけども、本当に11年前も今も何ら中身は変わらなくて静かなものです。入館料は200円でしたので、本当にあれで指定管理者のアトラスですか、シティFMは財政がどうなるんだろうと、館に事務として勤めていらっしゃる給料も出ないのではないかというような心配を私もしたぐらいです。それで、ここに書いてあります記念館の入館者、年次別にわかってたらお知らせください。

それから、3番目ですが、記念館の建設については、皆さん理解していただきたいわけですが、東郷茂徳という人は東京裁判でA級戦犯を受けて獄死した人です。だけど、いろんな歴史上の考え方があって、この人は平和主義者だとか何とか言われていますが、会館の中を、ここは東郷茂徳コーナー、何とかコーナー、美山の歴史館に、陶芸の歴史館にするような考えもあるんじゃないかと私たちは思っています。そんなことを言う方もいらっしゃいます。だから、ぜひ名前を変えてもっといろんな人が来るように、貴重な4億かけて建てた館だと思います。吹上にも歴史資料館がありますが、伊集院町も歴史の町と言いながら、残念ながらそんな歴史資料館みたいなのがないわけです。だから、吹上の歴史資料館も聞きましたが、19年度は282人入った。入館料が100円と。さっき20番議員も言いましたように、歴史資料館にいろんなものを、日置市の歴史を誇るものがある

わけですから、展示してみんなを呼んだり、何かフェスティバルをしたりするような方向に行ってほしいと思うものです。

それから、八島太郎のことをご存じない方もいらっしゃると思いますが、この八島太郎という人は根占の生まれで、二中、今の甲南高校を出て、東京の美術学校に入り、軍事教練が嫌でそこをやめて、結局戦争反対運動をして10回ぐらい投獄された人です。この人はアメリカのロスアンゼルスに渡って、絵本作家として有名で、いろんなところから賞をもらった人です。有名なのがこの「からすたろう」という童話でございます。ご存じでない方はまた事務局にも置いておきますので、ぜひ読んでほしいと思いますが。この人の、私もちょっと実行委員会に顔を出したんですけど、八島太郎の戦争反対をした人の遺品展を戦争を進めた外務大臣の館ですることはどうでしょうかねと、首をこうしましたら、このごろもう実行委員会にも呼びがなくなったわけです。まあ、だけど、この八島太郎という人は立派な画家です。アメリカのほうで知られています。この人の息子は、ハリウッドの映画俳優までしたような人ですが、妹の桃子さんは帰ってこられるらしいです。これを一生懸命されているのが家村さん、伊集院の革工芸の家村さんとか、モダンダンスの山田美穂子さん方がやっておられます。この展示会も成功させたいと思うとともに、歴史館の名称を考え直してほしいというのが1問目の趣旨でございます。

次、行きます。12時が鳴りましたので急ぎます。

JR伊集院駅の東口はどうなったのかです。私は9月議会で一般質問し、285万円の整備調査費が計上され、その後入札されて、その結果が3月17日ごろ市のほうへ報告があったはずですが。都市計画課長に、その後どうなったの、どうなったのと何回も言いました

が、今検討中、検討中ということでございます。私は、二、三日、伊集院駅に行きました。7時30分から7時40分、通学列車が来る時間帯のあそこの混雑ぶりを見て、雨の中、城西高校、育英館、伊集院高校の生徒が1,300人ぐらいおりてくるんです。もう歩道からあふれそうになって、傘を差して行く姿を見て、本当に気の毒に思いました。また、そのほかに一般の通勤者も600人、それから病院や買物に来る人も600人、合わせたら2,400人、両方往復したら5,000人なんです。JRで中央駅の次には伊集院駅の乗降客が2番目に多いわけです。そして、駅長に聞きますと、広木駅が、鹿児島市と上伊集院駅の間に広木駅が、もう着工して広木駅が来年3月からスタートとして、伊集院高校へ来る人もまた伊集院へ買物に来る人もふえるだろうというような予想がされております。そこは、どこの金を使ったんですかちゅうたら、9割は鹿児島市が持ったんだそうでございます。だから、やはりJR伊集院も日置市がやはり一肌脱がないといけません。特に、市長は伊集院高校のOBでもあります。私もそうでございます。教育長もそうでございます。ぜひ伊集院高校後輩のために、あの混雑ぶり、雨の中の姿をぜひ、見に行かれたかもしれませんけども考えてほしいと思います。

日置南給食センターの建設についてです。ここの中で、自校方式の給食とセンターの給食を食べてみた人は、ほとんど恐らく私ぐらいではないかと思うんです。あ、教育長先生はあるんですね。センターの給食よりも自校方式の給食が本当に心がこもっておいしいのであります。私も39年教員をしました。たまたまセンターの給食はたった4年間、あとは全部自校方式の給食に恵まれて本当に嬉しかったわけですが、日吉町の自校方式の給食は日置市の宝だと私は思っていました、い

きなり3月議会で予算がつきまして、吹上中の隣に給食センターをつくるというようなことが提案され、私は反対しましたが、日吉町のお父さん、お母さん方はよく知らないで、事後承認みたいにPTA総会や何からで説明を受けて、こりゃいかんというようなことで、署名も430筆余り集まっております。やはり、何をすることも住民が主人公ですから、住民、保護者、いろんな人に理解を求めてからこんなのはスタートするべきではないかと私は思います。つくるなど言ってるんじゃないんですよ、古くなったからいろいろ条件もありますし、いろんな地産地消などを考えて、本当に自校方式の給食がいいわけですので、決めてから後で納得してもらおうというのは、このごろ市の行政も県も上で決めて後で納得してもらおうように、こんな方式がはやっております。薩摩川内のあの管理処分、あれにしても県が決めて住民をどうしても押さえつけよう、県がもう我慢の限度だといって、きのうあんなことをやってるわけです。

それから、樋脇高校と入来高校の合併にしても、上で決めて後から住民に納得させると、こういうようなことがあちこちはやっております。これは、完全に住民無視でございます。主人公は住民でございます。住民によく納得してからしてほしい。

次、後期高齢者医療制度について、これは国政をめぐる問題ではありますが、もう毎日のテレビ、この方式が、うば捨て山とかお年寄りを何でいじめるか、金のない者は早く死ねというのかというようなことで、批判ござっております。その結果が、山口県の補欠選挙、国政選挙で沖縄県の県議選で自民党は負けております。後期高齢者、この制度による怒りだと私たちは受けとめております。そこで、市長はこのことについてどう思われるのか問います。

12時が10分過ぎましたので、ここで第

1問を終わります。

○議長（畠中寛弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時とします。

午後0時08分休憩

午後1時00分開議

○議長（畠中寛弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の美山の元外相東郷茂徳記念館の積極的な活用というご質問でございます。

その1でございますけど、平成10年4月の開館後、ことしの5月までの来館者数は2万660人となっております。知覧の特攻兵会館につきましては、年間60万人ぐらいというふうにお聞きしております。

ちなみに、この17年度からでございますけど、17年度が1,629名、18年度が909人、19年度が838人、20年度が5月まで82名という経過になっております。

2番目でございますけど、八島太郎さんは、1908年、鹿児島県根占に生まれまして、本名、岩松惇さんといいます。「命のとうとさ」「人間の生き方」を訴えた画家と言われております。第2次大戦中は、軍国主義反対運動などに参画し、1939年にアメリカへ渡っております。子供を初め、常に弱い立場の人々を励まし続けた絵本作家でもあります。今、問題となっているいじめをテーマに描いた「からすたろう」は日本を初め、世界各地で愛読され、感銘を与えております。

3番目でございますけど、記念館の運用等でございますけど、管理運営につきましては、平成18年度9月から美山陶遊館や共同登り窯と一体となりまして、指定管理者制度を導入しているところでございます。指定管理者につきましては、これまで東郷茂徳記念館に

おきましても、「東郷茂徳ビデオ上映会」や「伊集院高校書道部作品展」、現在は「ザビエル像建立までの歩み写真展」を開催するなど積極的な自主事業を展開されているところでもあります。さらには、美山陶遊館も「陶芸教室」や「小松帯刀企画展」など自主事業を開催され、美山の施設一体となった取り組み、運営をしていただいているところでございます。

名称についてでございますが、当時、正式名称については、公募により決定をさせていただいたことと、また展示品等の内容等を考慮しますと、現在のところ変更する予定はございません。また、本年度から美山地区公民館として併用しておりますので、運用面においても、これからさらに来場者が多くなるよう努めていきたいと思っております。

4番目でございますけど、太平洋戦争における日置市内の戦没者につきましては、一部推計のことも含み、陸軍、海軍、準軍属をあわせまして、東市来地域728名、伊集院地域951名、日吉地域687名、吹上地域1,164名、市全体で3,530名となっております。

2番目のJR伊集院駅東口、その後の進捗状況というご質問でございます。

伊集院駅周辺整備に係る基本計画調査設計業務を平成19年度に委託料といたしまして126万円で業者委託したわけでございます。駅利用者等の利便性考慮や駅周辺地域の活性化を図るため、市道駅東口線に接続する駅北側の広場整備、それに駅の南側と北側を結ぶ自由通路や現在の駅前広場、駅西駐車場を一体的にする計画をJR九州や国、県の関係部署と予備協議をしていくために整備計画案を幾つか作成をしております。

本年度は関係機関と予備協議を進め、計画案を絞り込み、都市計画決定や国庫補助事業導入に向け事業を推進し、都市計画道路等の

法的手続を進めていきたいと思っております。その後、21年度に国への事業認可申請を行い、平成22年度から、3年から4年かけまして整備をしていきたいと考えております。

3番目の給食センターについては、教育長の方に答弁をさせます。

4番目の後期高齢者医療制度について。

後期高齢者医療制度の名前につきましては、ご承知のとおり、通称長寿医療制度という呼び方もできております。少子・高齢化がますます進展する中、高齢者の医療費をどのように考えていくか、従前の老人保健制度ではさまざまな問題点がありました。一つには、現役世代と高齢者の費用負担関係が明確でなく、老人保健制度の対象となる医療費が伸びていく中、財政的な支援を行っている健保組合等がどこまで負担するのかわからないという問題がありました。また、老人保健制度は運営責任が明確でなく、医療給付は市町村で行われているが、保険料決定は各保険者が別々に行い、給付と保険料負担の責任主体が別々で、財政運営責任が明確でない指摘されてきました。

今回の制度については、保険料の算定を都道府県ごとに設定するため、鹿児島市の医療機関に近く、医療費が高騰する本市にとっては、従来の老人保健制度と比べるとメリットがあり、国保財政も財源が苦しい中、県下全体で支える広域連合の運営は有益であると思っております。新しい長寿制度においては、これから伸びていく高齢者医療を国民みんなで支えていく仕組みとして、公費を5割、現役世代の支援を4割、高齢者自身の保険料を1割という負担ルールを明確にしております。

ただ、新しい制度の周知につきましては、地区館等での説明会も行いましたけど、必ずしも十分ではなかったと思っております。

国の方におきましても、低所得者を含めまして、それぞれ軽減の方向で動いております。

また、私どもも国の動向を見ながら、いろいろと整備を進めていかなければならないというふうに思っております。いろいろと中身につきましては、いろんな課題点があるかと思っております。また、私もそれぞれの課題につきまして、国、県の方にご要望をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○教育長（田代宗夫君）

日置の給食センターの建設につきまして、お答えをしたいと思います。

日吉、吹上地域の学校給食施設につきましては、これまでも議会委員会での所管事務調査、一般質問等でも取り上げられ、保健所の給食施設監視結果でも老朽化による指摘事項を受けまして、早急な改善を必要とされてきたところでございます。

特に、日吉地域の日吉中学校、吉利、日新、住吉小学校の施設については、抜本的な改善が望まれ、器具等を補正予算等で随時更新してきたところでございます。

また、吹上地域の伊作小学校の施設についても、トイレの配置変更、出入り口の改修などの指摘を受け、抜本改修を迫られておりました。

職員配置の面につきましても、11人の正規調理従事員を伊作小、吹上中のみに2人配置とし、残り7校は1人配置であり、あとは臨時、パート職員で対応しております。新しくセンター化いたしますと、衛生的な施設で学校栄養教諭の指導のもとに、食事内容の充実はもとより、職員の人事管理面も含め解決できるものと確信をいたしております。

したがって、センター化を計画したことをご理解をいただきたいと思っております。

保護者の方々への説明につきましては、4月のPTA総会、5月に各学校の校長、教頭、PTA役員の皆様への説明会を開いたところでございます。今後も施設設備や配送計

画など現場の方々のご意見をいただきながら、計画を進めていく考えであります。

○18番（坂口ルリ子さん）

答弁次第によっては、簡単にとおっしゃってましたけれども、この東郷茂徳外相のこの記念館を変えるつもりはないと、変更するつもりはないという答弁を聞いて、ああ、今までどおり奥まったところでひっそりと、1日1人か2人しか来ないところであれを続けるのかと思ったら、本当に残念だと思うんです。やはりあそこを、美山陶芸歴史資料館とか何か名前を変えたら、いろんなアトラクションもできて、そしていろんな人が出入りして、あそこが活性化するんじゃないかと思ってこんなことも議会で取り上げたんですけれども、変える、変更する気はないというのを、どこで、だれが、どんなふうにして決めたとかわかりませんが、せめて検討してみようとか、何かそんな答弁が私は欲しかったんですよ。絶対に変更してはならない、何かあるんですかね。

○市長（宮路高光君）

その絶対ということはございませんけど、これを、名称を決定するに至って、旧東市来におきまして、その手順も含みまして公募をして、それぞれ名称は決定されたというふうにお聞きしております。基本的には、議員がおっしゃいますとおり、これ活用する方法だと、だから名称だけ変わった中ということじゃないというふうに思っております。特に、美山地区の公民館という、部分的な活用も今後していきますし、またこの運営上の中で、この記念館にたくさんの皆様方が来場するような、そういう手法を考えていくことが大事なことであって、現時点で名称を変えたから、それでたくさんの人が来るということじゃないというふうに認識しておりますので、当分の間、この名称でいき、その運用、活用というのを十分、地区館を含め、またそれぞれ指

定管理者をしております委託業者と十分打ち合わせをしていかなければならないというふうに思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

私は、あそこの土地が東郷茂徳の土地だから、もうあれは東市来町が買って市の土地になってるわけですよ。それにこだわるのかなと思ってましたけれども、もう少しあそこを活性化するためにはいい方法だという住民の声も聞きますし、もう、一度行けば、もう見るものななかいなちゅうような感じで今のところあるようです。ですから、日置市、特に伊集院町なんか、歴史のある町といいながら、歴史的資料館もないし、公民館の交流センターの廊下辺に大事な文化財も棚の中に入れてあるし、いろんな今度、小松帯刀で篤姫なんかもあるから、日置市に行けば吹上の歴史資料館があつて、美山には東郷茂徳館じゃなくて、今度名前を変えた、何か薩摩焼歴史資料館のようなものがあるしとか、そんなふうにしていったら活性化すると思うから私は前向きにこんな提案をしてるんですけれども、上から変える気はありませんって言われりゃ、ああ、そうって、開き直りたい気がするんですが、やはり長い目で、宮路市長のとき、こうなって、活性化して、たくさんの方が来るようになってよかったねというようなことを、やはり指定管理を受けている人なんかとも話し合っただけで、名前を変えたら活性化するんじゃないかと思うんですけど、名前を変えたばかりで、活性化せんってみんなから言われると、ああそうかと思うんですが、やはり考え直す必要があるのではないかと思います。そして、入館者の数を、知覧の平和会館と比べるのはあれですけども、30分の1ですか、向こうは60万人も年間来るのに、こっちは2万どしこと、もう少しこれもふやしていけないんじゃないかということを考えて、私はこんな一般質問をしたわけです。

それで、もし名称が変わったら、八島太郎の質問のあれなんかも、民芸品なんかもまたコーナーを設けて展示してあれば、見にくる人もいるかなと思うわけです。

もう残りの時間が少なくなりますので、これぐらいにしておきますが、戦没者の数も3,500何十人と、私はこれも初めて聞きました。本当に第2次世界大戦で死んだ外務省の記念館ですけれども、そのことはもう詳しくは言いませんけれども、やはり世の中、歴史の曲がり角にあります。名前を変えて、美山の陶芸館みたいなのができたらいいのと思います。また今後検討してほしいと要望いたしておきます。

次、JRの問題にいきます。ここも、年度を聞けば、平成22年から4年間でどうかすると、あと何年かと、今の後輩たちはまた雨の中を傘差して、地下道を通って向こう側へ回るのかと。285万円予算が組まれていたのに、126万円使ったその差額はどうかあるのでしょうか。

○都市計画課長（久保啓昭君）

9月補正で285万円、これにつきましては、伊集院駅周辺整備の基本計画設計と街路の委託が入ってございましたけれども、250万円の予算に対しまして入札をいたしまして126万円ということで、不用額につきましては、3月補正で減額しております。

○18番（坂口ルリ子さん）

その入札を請け負った会社の名前と、それからどんな回答が返ってきたのか、そこをちょっと具体的にお知らせください。

○都市計画課長（久保啓昭君）

委託先につきましては、復建調査設計というコンサルでございます。

内容につきましては、先ほど市長の方から答弁がございました駅の北側、東口になります広場の整備と南側と北側を一応つながる自由通路等の検討、また、現在の駅前の広場の

整備、駅西駐車場の整備、全体的な、いろいろな案をつくりまして、いろんな県の関係部署と協議をしていくものの一応案をつくっておるところでございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

びっくりしました。私は東口のことについてヒントは得られるのかと思っていたら、広場や駐車場や何とかとおっしゃいますけれども、結局東口をつくるつからないの具体的なことは何もなかったわけですね。質問。

○都市計画課長（久保啓昭君）

自由通路というのが、東口と現在の駅前、南口の方をつなげる自由通路の計画がありまして、今のところ橋上の改札口等の検討をJRと協議をしているところでございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

結局、国からとか、どっかからかお金をというふうに市長の答弁の中にありましたけど、JRや国を相手にしとたって、私はもう永久にできないと。これじゃだめですよ。市長が一肌脱がなければ、国分駅の霧島市長の前田さん、すごい力があって、国会議員まで動かして、そしてあんな豪華な通路は要らないんですが、エレベーターまでつくって、そんなあれもある。広木駅ができるのも鹿児島市が90%お金持つんだそうですね。だから、国の補助が、何が補助がちゅうたら、それはもう、私は伊集院の駅長とも語ったんですけども、坂口さん、簡単なのをつくれば、1億もかからんとお、1億円もなあ。といたら、1億円もかかるもんな。もっと安うできる方法もあつとよ、竹之内駅長です。そんなことをおっしゃいますので、私、こないだの雨の朝の通学生の様子を見たときに、いや、これは申しわけないと、後輩たちに申しわけないと思いましたので、市長も見にいて、一肌でも二肌でも脱いで何かしないと、国の補助やら何やらを待ちよつたっていつまでたつてもできないと思いますので、そこはもう要

望して終わりにします。

次、給食センターのことです。私も、3月議会で予算が出て、土地の整地やら何か出てきたときに、この時点で住民は知ってるのかなと思ったら、やっぱり知らなかったわけですね。4月、5月のPTAで初めて聞いて、びっくりして署名を集めたように思っております。だから、私はこんな手をとられると、そんなにはもう住民は何も知らんうち、学校統合等で上で決まって、もう決まされたでな、決まされたでなちゅうて、これ説得していくような方向になるような気がするから、ここもしっかり念を押しておきたい。絶対、学校統合やら何やら、この給食センターは住民の説得が後回しであったということを悲しく思います。もういろんなことが、さっきも言ったように学校統合、管理処分、ごみ捨て場の問題、いろんなのが、もう伊藤知事があんな範を示して、おかしなの示すもんだから、あちこちでこんな方針がはやっていくのかなというのを杞憂いたします。

それで、今度、知事選で伊藤をひっちゃらかせればよかろうと私は冗談を言いますが、そう簡単にはいきませんので、やはり住民を大事にし、子供たちを大事にし、そういう方向で、もう教育文化でもこの署名は不採択になりました、悲しいことに。私はまた討論をしたいと思っておりますけれども、ある先生が、紫原から今度は川上小へ転勤しました、鹿児島。その奥さんと会ったら、うち、主人が言うた。一番先の言葉は、川上小の給食はうまかち、自校方式だからって。紫原の給食センターの給食はおいしゅうなかった。給食がうまかと、うちの主人は言ってますよちゅうから、一番給食がおいしいちゅうことを、そう思う人がいるわけですね。センターの給食と自校方式の給食は違うということは私も体験してますので、ほかの人なんか本音は、新しいとができればよかといいますけれども、

3億円ですからね、お金が3億円ですからやはり心して住民に説得が、今からできるとは思っていらっしゃるのを、スタートしてますので、なかなかのことだと思いますけれども、今後、学校統合やら、なんやらを上で決めて住民に納得してもらおうというようなことがない。そこ辺を念を押したいと思っておりますが、教育長はどう思いますか。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどから、決めてから納得をさせるというようなことをお話をされておりましたけれども、やはりケースバイケースの問題であると私は思います。この給食センターの関係がそのような結果になりましたのは、当初の、給食センターについては、総合計画を立てる段階でも具体的な説明等は出ておりません。昨年度、議会でも一般質問でも出ましたとおり、衛生の問題が出ておりましたし、また保健所からもそういう抜本的な施設の改修の指摘もありまして、どちらかという、急遽、早く何とかしなければいけないんじゃないかということで日吉中学校の増築、日吉中を中心にしたブロック調理場の考え方が出てきたわけです。しかしながら、日吉中学校の建物が耐震診断をしなければいけないという問題が出てまいりまして、これじゃだめだと。それから、伊作小の問題も、調理場の問題も出てまいりました。その辺の問題から、それではもう一緒に調理場をつくる計画の方がよりベターではないかと、急遽そういう衛生上の問題からこの話が持ち上がってきたところでございます。

したがいまして、このような急と要する計画でありますので、とりあえず議会の皆様方の判断を仰いで、それから十分時間はあるわけだから、地域や保護者の皆様方に十分ご説明、納得していただければいいと、そのような判断でいたしましたので、それぞれつくる場合にいろんなケースというのがあると思

ますので、そういうわけで今回はそういう形になったということでございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

今、私が教育長に尋ねたのは、今後、行政で決めて、学校統合いろんなことを後で住民に、父母に説得させるような方向をとるかとからないか。そこを約束をとりたいたいですよ。そうじゃなかと署名した430人ですか、くらの人たちにどう説明されるのか。私は、日吉、吹上ちゅうたら小規模校が多いでしょう。ほうら、学校統合もこの手てくるのかと思ったんです。だから、不安を感じるんです。その答弁を。

○教育長（田代宗夫君）

何回も申し上げるようですけれども、給食センターの場合は、そういう事情のもとでこういう形になりましたと。また、統合がどういう形になるか、あるいはほかの問題がどういことになるか、それ次第で私は決まってくる問題ではないかなと、そのように思います。

○18番（坂口ルリ子さん）

ケースバイケースであり得るわけですね。学校統合も上で決めて、説得していくようなことがあるようなことをおっしゃいますので、そのときは教育長が変わってるかもしれませんが、何年か先かわからないけども、いや私は名前、前、教育長で学校給食のことを質問したときに、初めて坂口議員と意見が合いました、僕も反対ですちゅうてきたのは学校給食の民営化でした。片野坂教育長という教育長でした、そのときは。だけど、教育長が4年とか8年とかぐるぐる変われば、そのときの議事録は生きるのかだめになるのかわかりませんが、やはりそのときそのときで、こんなことは好ましくないというようなこと、こんなことはする考えはないとかね、学校統合も住民を大事にしていきますというようなことを答弁として欲しかったんですが、

もう時間がないので、次の後期高齢者医療制度に移ります。

そこに書いてあるように、もと中曽根首相も名前が悪いとか何とか言ってます。今、市長の答弁を聞きますと、国会で答弁する榊添やら何やらとおんなじ答弁ですね。住民がこの制度によって苦しめられているときに、自治体の長というのは、自分の町の暮らし、福祉、いろんな命にかかわることを、国は、こげんこと言うてん、僕が守ってやるというような一肌脱いだような考えもないと、国がこげん言うてますので、国がこげん言うてますのでって言われたら、国の問題に関わることは市町村の議会で一般質問するなっていうようなことに私は受けとられるんですよ。

この後期高齢者の対象者で、年金から引かれるような対象人数が日置市には何人ぐらいいるのかなと。これは一般質問、あれに書いてないですけども、もしわかったらお知らせしたいと思いますが、この後期高齢者問題は、後期高齢者だけの問題じゃなくて、すべての世代に重い負担と切り捨てが行われて2年で見直し、天井知らずの値上げになっていくわけです。あのときにしっかりやめとけば、こんなことなかったのと言われることが起こってきそうです。

だから、市長などは、僕たちはまだ75歳は程遠いとおっしゃいますけれども、必ず一族には75歳を超えるような、お父さん、お母さんいろんな人がいるわけです。例えば、うちの母3万5,000円しかなかった年金が、後期高齢者で7,600円、介護保険で9,500円引かれまして、それを年金が7万円ですから、割ってみて残りは2万6,433円にしかたらないですよ。2万6,000円でどうして暮らせるかと、そういう人がいっぱいいるんじゃないかと思うんですよ。だから、そういう人は息子やら何とかを頼りにできない人もいるし、家賃から払

わならん人もいるし、本当に一匹の魚が何等分かにしていろんなのが出てきておりますよね、ニュースを見ると。

だから、公平な分担、公平な負担とか何とかおっしゃいますけれども、結局お年寄りには長生きするなということじゃないかと。こういう国は世界にはないわけですから。こういうことで、日置市としてはというような独特の何かを考えてないかと思うんですが、首長の市長によって、その市が住みやすくなるかどうかがかかっているわけですので、国のいうとおりの国のいうとおりのち、いつも言うように、私がここで、これは内緒でヒラメを言うでしょう。ヒラメじゃなくて下を見て、弱者の味方で、八島太郎みたいな弱い立場の人のことを考えて、自治体の長は、我が市民の暮らしを守ってやると、おれに任せるって言うようなところがないと、国がこう言ってますから、国が言ってますからちゅうでは、地方自治体の本体はなしでいかなんかと思うんですが、そこ辺はどう思いますか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、この制度で一番大きく変わってるのが、基本的に今まで各市町村で運営しておったのが、県全体で運営をしていく。私はこれが第一歩だと思っております。それぞれ各市町村で大変国保会計を含めた中で、大変財政的に苦しい状況である。これが県一円の中で運営していく。この点については、やはりこの質の中で一番大きなものであったと。

特に、今ご指摘ございます、それぞれの軽減の問題、この問題につきましては、今いろいろと国会の中で論議もしておりますので、やはりそこあたりも十分見据えた中でいろいろと試算等は出てきてくると思っております。

ちょっと数については課長の方に答弁をさせます。

○健康保険課長（脇 忠男君）

4月の15日時点ですけれども、8,734人で、特別徴収にかかわる人が6,165人ということで、約70%が特別徴収と、年金引き落としということでございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

特別徴収というのは年金から差し引かれるちゅうことですね。はい、わかりました。こんなにたくさんいるわけですね、6,000人。それで、そのうちに、まさか餓死するような人もいないと思えますけれども、この中で生活保護の方がずっと暮らしやすいなという人がいるんですね。生活保護を申請してくるような人はいなかったでしょうか。

○福祉課長（豊辻重弘君）

ただいまの後期高齢者に関して申請ということについては、現在のところは把握しておりません。

○18番（坂口ルリ子さん）

いろいろ4問質問しましたけれども、もう全部期待はずれというような感じを受けるわけですが、やはり私たちの質問は住民の要求だということをしっかり心に刻んで、日置市が暮らしやすい日置市になるように、餓死者が出たり、自殺者が出たり、あとの議員がまた自殺の問題も取り上げているようですが、そんなことがないようにお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（畠中實弘君）

次に、13番、田畑純二君の質問を許可します。

〔13番田畑純二君登壇〕

○13番（田畑純二君）

私は、さきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問いたします。

日置市政の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、新市まちづくり計画及び第一次日置市総合計画についてであります。

（1）本市が誕生してはや4年目を迎えて

おり、本市民の福祉の向上と本市の一体化、そして均衡ある発展、さらに地域的特性と歴史や自然との調和を生かした触れ合いあふれるすこやかな都市づくりに向けて、本市行政も活力あるまちづくりを一層推進しております。このことは今さらここで申し上げるまでもありません。本市行政の実施する事業は、そもそも本市、日置市民のためであります。市民の税金を使い、どれだけ効果があったのか、今までの分を検証し、わかりやすく説明することは、本来本市行政の責任であります。まちづくりのビジョンがどれだけ達成されたかを検証し、評価結果に基づいて、また新しい改革案を考えていく必要があると思われま

す。
以上、このような観点から市長にお尋ねいたします。4年目を迎える総合計画の達成度と成果はどうなっておりますか。本市民生活に直接的、間接的にどのような効果を上げているかなど、市民にもわかりやすく、具体的に説明願います。

(2) これら計画の中で、新市建設の根幹となる事業として、次のような6つの新市創生プロジェクトが掲げられております。1、吹上浜アスリートの森づくり、2、食と農の創造拠点整備、3、史と景と文化のまちづくり、4、いきいきすこやか拠点整備、5、情報タウンの推進、6、環境にやさしいまち推進、これら6つのプロジェクトごとの進捗状況を大まかにお知らせください。また、これらプロジェクトの今後の重点化についても答弁願います。

(3) 以上の中で、未達成で成果が計画どおり十分に上がっていない、不十分な計画・事業は今後どうしていくつもりでありますか。項目ごとに今後の改革案、方針等、具体的にわかりやすく答えてください。

(4) 地区振興計画は、日置市が平成21年度以降に取り組む事業の基礎資料であ

ると同時に、地区の直面する課題と市民と行政の共同関係により解決の方法を探る市民参画の事業ですと、企画課策定の地区振興計画策定要領の冒頭に述べられております。これらの策定趣旨を踏まえて、本市内26の地区公民館は、この地区振興計画を8月までに提出すべく、その策定に向けて懸命に作業中であると思われま

す。
そこで質問いたします。8月までの提出を要請してる26地区振興計画作成の目的、本市全体の経過と進捗状況並びにそれらに伴う現在の課題と対策等をお答え願います。

第2点、住民ニーズについてお伺いいたします。

1、行政の長、そして政治家として、首長、市長はどのように住民ニーズをつかみ、今や全国の自治体のほとんどが掲げている住民参加のまちづくりをどのように進めていくかが非常に重要であります。首長として、また政治家としてのポリシーは、現地現場主義が最も大切であると思われま

す。とにかく現地を自分の目で見て、現場の意見を聞く、行動力を持って現地を回る、徹底した現地現場主義こそが政策への自信をもたらし、首長は住民ニーズを把握する簡単で効率のよいベストのやり方だと思われま

す。自分で相当意識して外に出る機会をつくり、市民には顔と動く姿を積極的に見せ、そして黙せず語りかけ、多くの市民の声を直接聞いてこそ、市民のニーズと意志をつかむことができます。自分の好き嫌いを卓越した、あくまでも公平公正なきめ細かい現地現場訪問で、市長と利害関係を持っている一部の限られた親しい市民だけではなく、広く市民の多数が、今何を求めているか、あるいは日置市としてやるべき改革の方向性が皮膚感覚でわかってきて、計画や政策に反映させることができると思われま

す。具体的な住民ニーズ把握方法としては、ウィークリー市長現場訪問、マンスリー市長学

校訪問、移動市長室、市長との定期的な触れ合いミーティング、車座集会、カレーランチミーティングなどいろいろと考えられます。市長はどのように住民ニーズをつかみ、どのように市政及び政策形成に反映させているか答弁願います。

(2) 住民主体のまちづくりを進める上で、住民ニーズの把握は不可欠ですが、公聴関係者の頭を悩ます問題が浮上しています。それは、公聴協力者が偏り固定化現象が生じていることでもあります。若者や勤労者などの、いわゆるサイレント・マジョリティ、物を言わない、黙っている、黙する、大衆化、大衆への対策が求められております。地方自治体の公聴活動には、インターネット意見募集、首長との対話、首長への手紙、モニター制度、アンケート、懇談会、出張講座、施設見学会等、多彩な制度が導入されております。市長は、サイレント・マジョリティ主流時代の公聴をどのように考えて、本市内でそれをどのように実行してるかお伺いいたします。

(3) 近年、政策立案に当たって、市民の意志を十分にくみ取るとともに、市民、事業所、政策の当事者として巻き込めるかがどうか政策の是非を決定するようになっております。自治体の標準装備になりつつある自治基本条例等におきましても、市民の意志を確認、把握するための制度は重要な位置づけにあります。自治基本条例は自治の運営に関する基本条例でありますので、この条例には、

(1) 自治の主体である市民の意志を確認、把握するための制度が幾つも規定されております。その他、過去に政策の過程における意見聴取、基本規定として多様な意見聴取ルートの確保、計画実施評価の段階での意見聴取、市民意志の把握方法として審議会や懇談会への委員としての参加、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会、ワークショップなど多様方法を活用します。市民意見提出手続。

4、市民からの意見要望、苦情等への的確な応答義務など。5、住民投票。このようなものが今まで全国の多くの自治体で制定されている自治体基本条例の中の住民意志の把握制度としてあります。本市としましても、自治基本条例を制定して、住民自治を充実させるとともに、その中の一つとして広く、深く市民意志を的確に把握するつもりはないか、市長にお聞きいたします。

4、地方自治新時代と言われます。新時代におけるまちづくりの主人公は、言わずと知れた住民であります。そして、住民はこんな行政をやってほしいと行政に信託をします。信託を受けた行政は、まちづくりのさまざまな案件について主人公である住民とともに考え、ともに決定し、ともに行動する、協働イコールパートナーシップ型のまちづくりを進めることとなります。みずから創造する自治の時代においては、住民の反映は、民意の反映は地方行政の基本であり、重点であります。協働のもととなる信頼関係を構築するために公聴がどうかかわり、その技術をいかに磨いていくかは非常に大事なことであります。公聴には2つの意味があり、公、つまり広く聞くという意味と、聴、つまり心の耳で聞く、イコール真意を把握するという2つの意味があります。

そこで市長にお尋ねいたします。自治体職員が求められる聞く技術と公聴マインド等どのように考え、職員にどのように実行させようとしてるか、所見をお伺いいたします。

第3点、最後であります。地域産業振興についてお伺いいたします。

(1) 地域振興には観光による集客増だけでなく、企業誘致による他地域からの移住促進や地場企業、地域住民との連携考慮も欠かせません。過疎化や少子・高齢化が進めば、行革効果も次第に出にくくなります。企業誘致でどの程度新たな活力を呼び込めるかが、

日置市活性化の大きな鍵を握っているのではないのでしょうか。例えば、岐阜県高山市は、交通の便が向上するのを見越して、昨年4月に企業立地促進条例をつくりました。

ことし3月18日付の、私も所属している総務企画常任委員会の所管事務調査報告書で企業誘致を行うことによって日置市にもたらすはかり知れない効果を具体的に5点ほど上げた後、次のようにまとめ上げております。すなわち日置市には亀原工業団地、清藤工場団地に未活用の土地があるが、日置市の一層の発展を図るためには企業誘致担当者のみでなく、従来にも増して市長もトップセールスマンとして企業誘致に力を入れるべきであり、議会議員も当局とともに知恵と汗を出し、日置市全体の発展のために努力していくべきである、このように述べておりますが、市長はこの委員会のまとめをどのように受けとめ、どのように感じ、どのように努力されているのでしょうか。

本市には、現在、日置市工場等立地促進補助金交付要綱と日置市企業誘致促進委員会要綱がありますが、それだれでは不十分ゆえ、地域振興のためにも、また、高山市のように企業誘致にもっと力を入れて本格的に促進するためにも本市企業立地促進条例の制定も検討してみてもどうでしょうか。市長の見解をお示しく下さい。

②地域産業問題で重視すべきは人の姿の見える地域であり、ここは自分のまちと実感できる空間的な広がり、すなわち基礎自治体である本市町村ほどの範囲であります。この人の姿の見える地域の重要性はますます高まっており、近年、日本では少子高齢化、人口減少が進み、他方で地方分権、地域の自立が求められています。これからは明らかに地域は自分で自分のことをしていかななくてはなりません。地域のいいポイントを見つけて、そこにエネルギーを集中すればおもしろいことが

起こります。地域振興に、よそ者、ばか者、若者という言葉があるように、そこで人が果たす役割は極めて大きいものがあります。地域を愛する1人、2人の必死の取り組みが周辺の人々に希望と勇気を与え大きなうねりを形成していくんです。

近年、全国の中山間地域で暮らしと新たな産業化が起こり、産直や農産物加工、農村レストランなどが流行です。従来、農業生産と加工業は分断されてきましたが、その距離が縮まり、さらに道の駅などハード系の流れが加わり新たな可能性が広がってきました。

最近では地域ブランドや食ブランドの取り組みが全国で活発化しており、最後の成長産業とも言われ、特に農産物はブランド化を図り、消費者とできるだけ直視することが少量多種、高価格の——日本の農業に適していると言われております。

市長は、地域産業振興とまちづくりをどのように考えていますか。また、本市の産業振興戦略はどんなものであるか答えてください。

③番目、産学連携は手段であり、それ自体は余り意味がありません。産業活性化のために産学連携を起点に新たな事業を創出されたときに初めて価値が出ます。ところが、産学連携とまちづくりでは産学連携のビルだけや賑わい、肝心なまち全体が寂れてしまうようなケースも少なくありません。産学連携とまちづくりを図るプロデューサーは常に全体最適、すなわち全体としてのまちづくりの方向性と産学連携の整合性にできるだけ配慮すべきであります。産学連携とまちの個性づくりを関係づけ、かつ、局所最適と全体最適、あるいは短期最適と長期最適との間に工夫を凝らすことが重要であり、産学連携とまちづくりのコストも考えられます。市長は、産学連携とまちづくりのコツをどのように考え、どのように実践しているか答弁してください。

④地域経済を再生していくためには、地域

の根幹にある1次産業を持続可能なものにしていくという視点が求められます。その際、1次産業という言葉は非常に驚異的なものであり、農林水産業を中心に地域にある自然資本、自然環境の豊かさから恩恵を受ける自然産業としてとらえていく必要があります。

そして、自然産業の多面的機能を生かすためには柔軟な発想で、そこにその地域にあるものをどのように使うかということが非常に重要になってきます。

市長は、本市の自然産業の多面的機能を生かすネットワークづくりをどのように考えているか見解をお示してください。

⑤番目、最後です。人中心な穏やかな連帯、産官学にプラットフォームで大学との連携、産官学連携、工業高校との連携、多様な都市農村交流と多彩な連携で本市の地域支援を生かすべきと思いますが、市長は本市の地域支援をどうとらえ、どう生かそうとしているか、市長の考え方と方針をお聞かせください。

以上を申し上げ、具体的で明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の新市まちづくり計画及び第1次日置市総合計画についてということで、①番目でございます。

平成18年4月に策定いたしました第1次日置市総合計画は、平成18年から平成27年度までの10年間を計画期間とするもので、実質的には、平成18年度と19年度の2カ年が経過したところではありますが、その中で達成度ということにつきましては、実施計画に盛り込んでおりますそれぞれの事業の大まか7割から8割が達成できたものと考えております。

市民生活に関する効果といたしましては、道路整備が進んだことによる交通アクセスの

向上や農林水産業等の生産基盤の確立など、計画的に進めてきておりますので、今後、徐々に効果が出てくるものと考えております。

②番目でございます。それから、六つの創生プロジェクトの進捗につきましては、ハード的な面につきましては、予算の都合もありなかなか進まない面もありますが、ソフト面では、都市農村交流事業や法人化の支援、健康づくりなど、それぞれプロジェクトを支える組織も確立されてきておりますので、これらをベースにしながらプロジェクトの実現に取り組んでまいります。それと、プロジェクトの重点化ということにつきましては、どれを重点ということではなく、分野別の振興策との整合性を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

③番目でございます。これまで計画しております事業につきましては、毎年、実施計画のローリングをしながら、財政と整合性を図り、取り組んできておりますが、今後におきましても、事業の必要性を十分見きわめ、事業の再構築、スクラップ・アンド・ビルドを行い、成果が発揮されるよう計画的に取り組んでまいります。

④番目でございます。現在進めております地区公民館組織の確立につきましては、総合計画の基本的計画の中に分野別基本方向が示され、その中の第6節に住民自治の中で三層構造の自治組織を確立し「住民による主体的な地域活動を支援する」ということと、第7節行財政の中の市民参加のところで「市民と行政の協働による地域振興計画の策定を通じて、市民の声を施策へ反映する」というように記述されており、これを実現するためには、各自治会単位では規模の大小が著しいこともあり、今回、旧小学校区を含め26地区公民館ごとに取り組むことをスタートさせたところでございます。

それから、進捗状況につきましては、これ

まで地区公民館組織があった所、なかった所がありましたけれども、昨年の9月以降、それぞれの地域で組織が立ち上がり、地区公民館を中心に各自治会の協力を受けて活動がなされておりますので、8月末までには計画を一応提出していただけたらと思っております。

課題といたしましては、それぞれ出されました振興計画を、総合計画に確実に反映させ、少しでも早く実現させることが大きな課題となってくると考えております。

2番目の住民ニーズでございます。

①番目でございます。市民ニーズの把握ということにしましては、各種の計画を策定する際にアンケート調査を実施したり、また、計画案に対するパブリック・コメントの実施、それから一昨年実施いたしました市民満足度調査の結果などを参考に取り組みを進めております。また、市役所等に設置してあります提言箱やメールでのご意見なども参考にさせていただいております。

②番目の広聴という点では、市が進めている施策をできるだけ多くの方々へ説明しながら意見をお聞きするということが大変重要になってきますから、広報紙やお知らせ版、また、ホームページ等を活用した広報活動、それと各種団体等の会合で説明なども行いながら取り組んでいるところでございます。

③番目でございます。自治基本条例につきましては、地方分権一括法が施行されてから、自治体の「自己決定」「自己責任」による自治の確立ということが言われ、平成13年に北海道のニセコ町が「まちづくり基本条例」を制定されたのを機に、自治体の憲法という位置づけの中、現在、全国で100自治体ほどで制定されているようでございます。これらの制定団体の状況を見ますと、地方分権を進める中で「市民参加」から「市民参画」へ、そして「協働」ということを明確にした上で、市民が主体となって条例案の策定に携わり、

その内容も「理念型」から「実行型」へと変化してきており、市民の役割がより鮮明になっているようでございます。

日置市の現状といたしましては、少子高齢化が進む中で、いかに市民の皆様方のご意見を把握し、身近な市政を展開するという大きな命題に対しまして、やはり小学校区を単位とするコミュニティ、地区公民館の役割は非常に大きいと考えております。この組織を中心に「共生・協働の地域づくり」を目指すこととしておりますので、今回取り組んでおります地域振興計画の策定がその第一歩となり、市民総参画による「自治基本条例」の策定に取り組んでいくことが理想的だと考えております。

④番目でございます。市民と職員のかかわり方につきましては、通常の業務を進める中でも、それぞれの部署で市民と接しながら業務を進めておりますが、先ほど申し上げました地区振興計画の策定に関しても一歩踏み込んだ取り組みを進めようとしております。具体的には、管理職をそれぞれ地区の地域づくり協力員として配置すると同時に、それぞれの職員は各自治会担当として割り当てまして、みずから自治会の状況を把握しながら協力するように努めているところでございます。

(3)番目の、地域産業振興について、その①でございます。

市の企業誘致に関しては、市内工場の新設や増設される場合に、一定の条件を満たせば、工場等立地促進補助金要綱に基づいて補助金を交付して支援する方法で、過疎地域自立促進特別措置法と半島振興法に基づいて固定資産税等の減免を行い企業誘致を促進しております。

そこで、促進条例の制定をというご質問でございますが、県内でも大規模な工業団地を持っている自治体は条例を制定しているところもありますが、内容的には設備投資に対す

る補助金や奨励金、それと税の減免措置を盛り込んだ内容となっているようでございます。したがって、現行の要綱でも十分対応できるのではないかと考えております。

②番目でございます。地域の産業が振興することで、雇用機会の確保や定住の促進など、地域経済の活性化のためには大変重要な要素になります。また、税収の確保という面でも大きく貢献されていることが期待されます。

市の産業振興戦略ということにつきましては、開発公社等で保有している工業団地への企業誘致はもちろんのこと、市内で操業されている地場企業の方々や誘致企業の方々、さらには農林水産業を含めたさまざまな業種の方々が連携し、日置市の特色を出した商品開発などに取り組む必要があると考えており、その第1弾といたしまして「異業種交流懇話会」を設置しましたので、これを核に商工会や農協、漁協とも連携しながら取り組みたいと考えております。

③番目でございます。産業振興の進展からすぐれた物づくりを進める意味で、産業界と大学等の連携という事例が多く見受けられますが、これは、やはり産業界が活性化され、社会に貢献するという社会的責任を出すという側面があります。最近では地球温暖化等をテーマに山の計画的な植林をされるケースもあり、まちづくりの分野に積極的に参加するという動きも活発になってきております。このような形を具現化するためには、産業界や学会、行政がそれぞれで持っている得意分野を融合させ、市民が、また企業が元気になる社会をつくることが重要になりますから、先ほど申し上げました共生・協働の地域づくりという点からも、地域振興に携わる地区公民館や、地域で操業されている企業の社会貢献ということも連携できれば理想的ではないかと考えております。

④番目でございます。自然産業を生かした

ネットワークの形成ということにつきましては、イメージといたしましては総合計画の「食と農の創造拠点整備プロジェクト」になると思いますが、地産地消のことを視野に入れた農林水産業の連携と、先ほど申しましたいろいろな製造業とも連携しながら情報の発信に取り組み、それぞれの産業が活性できればと考えております。

⑤番目でございます。多彩な連携ということにつきましては、これまで申したことの総括ということになるかと思いますが、総合計画の基本理念であります「地理的特性」を踏まえ、市内のあらゆる業種の方々に連携していただき、日置市全体の活性化を進めてまいりたいと考えております。

その中の一つといたしまして、異業種交流懇話会の中に、食品関係の業種の皆さんで構成するプロジェクトを組織いたしまして、何とか市内の農林水産物等と連携した特産品開発はできないかと取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○13番（田畑純二君）

それぞれにお答えをいただきましたが、さらに深く突っ込んで重点項目に絞ってさらに質問していきます。

まず、1番目、第1次総合計画についてであります。

まちづくりのビジョンがどれだけ達成されたかを検証し、何を引き継ぎ、何を变えていくかははっきりさせる作業をしながら、評価結果に基づいて、また、新しい改革案を考えていく作業を繰り返していくことによって職員の意識も意識改革が図られていきます。行財政改革の急なる展開にとまどっている職員もおりますが、こういう職員こそ目の前の川を飛ぶ勇気、すなわち鹿児島弁で言う「泣こよかひっ飛べ」の精神を持っていると思っています。

以上の点について市長はどう考えておられますか。市長の考え方をお示してください。

それと、また、職員の意識改革を図るために現在どのようなやり方をされているかもあわせて答えてください。2点、まず。

○市長（宮路高光君）

昨年からそれぞれ現課におきます課題、特にことしも先般実施いたしましたけど、特に19年度の反省点を、また、20年度におけますそれぞれの現課の課題、これをそれぞれ部ごとに、私ども四役を含め、部長が含めましてヒアリングをさせていただきました。その中でそれぞれ評価ということにおきます反省点の中で、各課におきますまとめをいろいろと検証を今させつつございます。

2年間してまいりまして、職員におきましても、やはり今までと違うやはり課題に解決する取り組み姿勢というのが現課ごとに大分変わってきたというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

職員の意識改革をどのようにやってるか答えがなかったですけど。

次に、2番目です。合併4年目を迎えておりますが、合併したけれどいいことがなかなか実感できず、合併の効果が感じにくいという声が市民のあちこちから聞かれるのも事実であります。ある調査によりますと、9割を超える住民が合併効果を実感できず、評価をしていないという結果が出ております。これに対して合併の効果が出るまで、まあまだ長い期間を要し、まだ時間もかけなければ具体的には実感できないだろうという見方もあります。市長は、合併後のメリット、デメリットを現時点でどのように感じ、考えているか、市長の見解をお示してください。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、それぞれの地域と、またいろんな団体とお話をする中におきまして大変、合併して本当に、合併してどういう効

果が出たのかというご意見もありますし、合併せんからよかったと、そういうご意見も多々あるというのは認識しております。

特に合併効果ということにつきましては、今、基本的には行政改革というのをやっておりますので、この行政改革の成果というのは恐らく5年ぐらい後でなければ、ある程度数字的に評価はできないのかなというふうに思っておりますし、また、基本的にこの4つの地域が合併した中で、このすり合わせといえますか、やはりこのことにおきまして今まで各町といろいろ違ったことが、負担にいたしても出てきておりますので、このことに対します多くの意見といえますか、これはお聞きしております。

また、今後におきましても、やはり総合計画の中で長い目を見た中におきまして、ある程度の投資的なことも今やっっていかなければ、またそのこともいろいろと今後におきましての評価が出てこないのかなというふうに思っております。今4年目という大変狭間に当たったこの時期でございますので、ここをどうにか乗り越えていながら次へのステップに進んでいきたいというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

今のに関連して、ちょっと考え方、見方をご披露したいと思います。

まず、合併効果が実感できない理由として次が考えられます。まず第1番目、合併によって財政基盤の強化や専門性の高い職員は獲得できたが、分権が進まないため地方の権益や役割がもとのままで合併効果の使い道がない。

2番目、効率性の高い行政運営は、支所の廃止や施設の統合につながるため利便性に欠けるとともに、合併市町の中央に機能が集中し、周辺に活気がなくなった。

3番目、合併前の小さい町は人口が少なく、ここを地元にした議員は合併後の巨大な自治

体で戦えず消えていく運命にあるなど、さまざまであります。

合併と分権はセットでなければ何の効果も上がらない。分権が前進し、合併市町村が地方の自主権の受け皿になったとき住民は初めて合併効果が実感できることになると、こういう見方でありませう。市長はこの見方に対してこの点、どう思われますか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、議員の数とかいろんな問題で削減されております。また、それぞれの支所におきまして職員も減っております。そういう現実的なものをとらえながら、今それぞれ国を含めまして、この基礎自治体のあり方、この提議だというふうに思っております。

今後、やはり地方分権がさらに進んでくるというふうに考えておりまして、今この基礎自治体として、どう分権の受け皿ができてくるのか。今ご指摘のとおりまだまだ分権がどこまで進むのかわかりませんが、その時期にやはり基礎自治体として国、県の移譲をきちっと受けられる体制ができるのかということであると思っております。

今はもうご指摘のとおり各支所におきます人員的なものも含めて、また、議員の数を含めて、直接的に今市民とのつながりの中が薄れてきたと。これはもうご指摘をしておるとおりというふうに思っておりますので、これ乗り越えた中におきまして、次のステップにおきます地方分権を含め、また、あらゆるそれぞれの改革の中で私ども日置市の自治体がどう立ち上がっていくのか、やはりこのことを十分腹に据えて、地域づくりといひますか自治体づくりをしていかなければならないというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

今度は新市の創生プロジェクトについて、プロジェクトの進め方については先ほど――

進み具合について先ほどソフト面とハード面に分けて大まかに説明をされましたので、今度はちょっと突っ込んで項目を絞っていきます。

一昨年と昨年の9月議会で私が、1番目、いきいきすこやか拠点整備プロジェクト、昨年の12月議会で吹上浜アスリーートの森づくりプロジェクトについておのおの一般質問しまして、その当時の取り組み状況をお聞きしました。そのときの答弁、位置については、財政的な問題と現在おのおの取り組んでいるので、整備プロジェクトとして取り組むことは無理であるが、日吉地域は市民病院初め多くの福祉施設があり、今後はそれらを生かしながら連携を図っていききたい。また、おのおのの制度改正により拠点づくりの必要があれば検討していく。2については、合併後おのおのの地域で年次計画に基づき拠点施設整備を進め公園なども整備してきた。スポーツ大会等の誘致についても吹上浜施設利用促進協議会や観光協会と連携し取り組んでいるというものでした。この一つのプロジェクトを私は非常に本市にとっても重要であるし、また今後進めていくべきであると思っておりますので、この点について今の状況をさらに詳しく知らせてください。

それと、4月1日に発足した日置市観光協会の顧問に宮路市長も就任されていようですが、本市行政とのかかわり具合やどんな連携をしているかなど、観光協会についても具体的にわかりやすく説明してください。

以上2点。

○市長（宮路高光君）

今、2点ほど話――プロジェクトの中のいきいきすこやかと吹上アスリート、昨年の答弁とさほど変わってないということでございます。

基本的に、いきいきすこやかにつきましては、日吉地域に病院または所、いろんな福祉

施設があるわけでございますけど、このことも一つ改革の中といいますか、この制度上の中におきまして改善していかなければならない点ということで。新しい物をつくるという、そういうハード的な面で事業の進捗というのはなされてないというふうに思っております。

また、吹上浜アスリート構想でございますけど、今ご指摘ございましたとおり、やはり面的な整備というのは大変難しい部分があるというふうに思っておりますので、これをいかにして活用していくのか、そういうソフト的な面の中で、この項目のプロジェクトの中でもハード的な面とソフト的な面でどれだけ進捗をしたか、そういうことで評価をしていかなければならないというふうに思っております。

特に、観光協会の問題につきましては、約2年間ほどいろいろと旧4町におきます観光協会の役員の皆様方が協議を進めて、ことし4月に発足したわけでございます。まだ今発足したばかりでございますので、基本的にはことし1年間はそれぞれの旧町におきますいろんなイベント等を含めた中で進めていくのかなというふうに考えております。その後におきまして、やはり日置市としての観光協会のあり方の中で何をどういう規模でどうするのか、こういう、しかしまた大きな未来——大きなことを考えて協会とも私は協議してくるのかなというふうに思っておりますので、まだ私も顧問という形の立場でおりますので、また側面からいろいろと協会の役員の皆様方と十分話をさせていただきたいというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

さらに、今度は情報化タウン推進プロジェクト、これにつきましては平成20年度着手していた事業計画を見直して情報通信整備やテレビ地上デジタル放送への対応は別々に切り離して再度検討したい、防災無線統合は最

優先で別の手段を考える、情報格差解消の各者への施策も引き続き進めると、1月22日の全員協議会で説明受けました。その後の取り組み状況はどうか。現在その後変わっている点、どういう今進め方、どういう状況にあるか説明してください。

○市長（宮路高光君）

基本的なスタンスは1月にお話ししたとおりでございまして、特にきのうも市内の有識者3名の皆様方と意見交換をさせていただきました。その中で今防災無線、ケーブルテレビ、いろいろとご意見をいただき、この情報化におきます格差是正という一つの中をどうしていくのか。また、今それぞれの無線、有線、この無線と有線をどう連結していけばいいのか、きのう本当に市民の皆様方の大変知的な方と、きのうは私ども幹部が懇話会といえますか話をさせていただきました。もう少しちょっと時間をいただきながら一つのたたき台をいろんな方々から意見を賜りながら進めていきたいというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

今度は吹上浜について、ちょっと、さらにお聞きします。

総合計画の新市の特性と課題、地域資源として日本三大砂丘・吹上浜を最初に掲げていて、本市における最大の観光資源として位置づけております。しかし、本市の今までのやり方を見てみますと、せっかくのこのお宝を本市行政として積極的に活用しようとする市長の熱意が諸政策に余り感じられません。今まで何回も聞いてきたつもりであります。市長は、このお宝の活用をどのように考え、どのように本市政策に生かそうとしているのか、この場でもう一度明確にわかりやすく答えてください。

○市長（宮路高光君）

この吹上浜海岸につきましては、大変自然に恵まれた、それぞれ松林を含めた、また海

との状況を含めてすばらしい自然的な環境であるというふうには認識しております。

ご指摘のとおりこの3年間の中で具体的にこの吹上浜海岸を含めた観光ルートという中におけます位置づけというのはまだできてないというふうには認識しております。

今後この地域を含めまして一つの観光ルートとどう結びつけていくのか。基本的に吹上浜海岸一帯だけの観光ルートというのは大変難しい部分がございますので、JTBとかいろんなところと話をしている中におきましては、特に私どもこういうすばらしい自然のある海の部分、特にサーフィンとかいろんなそういう運動的なことについてはたくさんの方が来ておりますけど、今私どもも進めております修学旅行の受け入れ態勢とかいろんなことをするにおきましては、やはり薩摩半島全体の中のこの吹上浜海岸ということを位置づけとしていかなければ難しいのかなと思っておりますので、今後各それぞれの薩摩半島の市の皆様方とも十分打ち合わせをし、私どもの日置市がどう受け持ちをしていくのか、これは恐らく観光というのは広域的な形の中の観光ルートという形を位置づけて進めていかなきゃならないというふうに思っておりますので、まだまだちょっと時間もかかることであるというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

じゃ、2番目の住民ニーズについてさらに突っ込んでお聞きします。

今や全国の自治体のほとんどが住民参加のまちづくりを掲げており、情報公開や情報共有の重要性も十分に認識されつつあります。そうした住民参加のまちづくりを進める上で、その前提となる先ほど申し上げています住民ニーズについて、自治体や住民はどのように考えているかがキーポイントになってまいります。そして、どのような方法で住民ニーズを探り、住民の声はどのように計画や政策に

反映させているかが大事になってきます。市長は、この点をどう考えておられるか、もう一度答弁してください。

○市長（宮路高光君）

先ほど議員がおっしゃいました現地現場主義、やはりこれが一番私は大事だというふうに思っております。

この現地現場といいますか、それぞれ机上ではわからない、現場の中でいろんな生き方といいますか、生きている、やはり生きている声とかそういうものをどう私ども行政、また議員の皆様方もですけど、それを把握して、これが行政施策にどう表現できるかということであるというふうに思っております。

私もやはり議員がおっしゃいましたとおり、この現場主義という中でいろんなところの会合、またいろんなところの祭りにも時間の許す限り出ていくつもりでございます。今後もやはりそういう現場から生の声を聞いた中でどうしていくのか、おっしゃいましたとおり位置に偏った形じゃなく日置市全面的にそういうスタンスの中で市長として今後とも行動していきたいというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

さらに、今度は市長という職業についてお伺いいたします。

市長という職は本当に忙しいと思われれます。市長室には幹部職員がひっきりなしに政策的判断を求めたり、市長の決裁をもらいに來るし、各種団体の來訪もたびたび。その間に市役所内の打ち合わせや庁舎内外の各種行事に出席し、先ほどからも答弁がありますように、国、県などに交渉にも行かなくてははいけません。市長は、自分の市長としての職業や日常活動をどのように認識して、どういう信念、方針で市長としての活動をされているのかお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

市長という立場の中におきましては、先ほ

ども申し上げましたとおり、やはり私どもは市民の皆様方がどう考えているのか、それをいつも的確に把握できる情報スタイルといえますか、そういうものをきちっと確立をしていかなければならないというふうに思っております。そのための手段におきまして、やはり国、県とのいろんな交渉ごと、こういうこともきちっとしていかなければ基本的に財政的な確保とか、また、長期的な展望の中で今地方行政がどういう立場で置かれているのか、そういうことも的確に勉強もしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、それぞれいつも土日を問わずいろんなところに飛び回っていくし、また、ときには政策立案する場も設けていかなければならないというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

じゃあ、今度は、広報と広聴の関係について再度お聞きいたします。

広報と広聴は車の両輪と言われていますが、今日までは知らせることに主眼が置かれ広報が重視されてきました。ところが、近年、広聴が——広く聴く——広聴が重視され始めてきました。その理由は、地方分権の到来であり、地方への権限移譲は自治体の主体性を促し、地域らしさを感じさせるまちづくりの推進を意図しているからであります。地域らしさを創出するには、地域に住む人々の意見を聴取し、施策に反映させる。先ほどから言われておりますように協働型行政が必要不可欠であります。意見を聞く意見聴取こそが広聴活動そのものであります。繰り返すようですが、もう一回確認の意味でも、市長はこの考え方をどう思われるかもう一回答弁、見解をお示してください。

○市長（宮路高光君）

広報と広聴ということでございますけど、やはり基本的にどっちが先かというのと、やはり広聴といえますか、やはりそういう市民の

声をお聞きすることで、また、その結果等を含めて広報していくということでございますので、やはり広聴ということをやはり第一に進めていかなければならないというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

さらに言いますと、先ほど言いましたように広聴には広（こう）——広く、つまり広く聴くという意味と、聴（ちょう）——つまり心の耳で聞く、すなわち真意を把握するというこの2つの意味があります。分権時代の新時代の行政が広聴に関心と努力を向けるとき、この2つの側面からアプローチしなきゃいかんというように言われておりますが、市長はこの点をどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

大変難しい見解——ご質疑だと思っております。この広聴の中でいろんな会議がある中におきまして、声を挙げていろいろと言われる方、また、その会に出席しても声を挙げないで帰られる方、両方いらっしゃいますけど、その声なき声というのをいかにして私はくみ入れていかなきゃならないのか、そのためにはやはりいろんな方々といえますか、議員さんを含め自治会長さんもいらっしゃいますけど、やはりその声なき声をいかにして行政の中に入れていくのか、これも大きな一つの役目だというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

今度は企業立地促進条例、先ほど1問目で言われましたように岐阜県高山市の企業立地促進条例の主な点は、製造業や情報サービス業を中心に投資額3,000万円以上の案件に対し、新規の市民常雇用者を1人当たり20万円で5年間助成するほか、拠点施設や常雇用者3人以上の増設については、10年間、固定資産税や都市計画税相当額の助成します。新規の投資に対しては、さらに投資額の10%を上限として支援しますという具体

的に言われております。それで、先ほど市長の答弁がありましたですけども、余り理想的であるということで、現状の交付金要綱5条で——交付金要綱、ここら辺で十分だと、新たに立地促進条例を考えることではないというふうにちょっと私は理解したんですけど、この高山市の条例の主な内容を申し上げました。それで、本市の要綱と比較してどんな感想を持たれましたか。それと本市の条例をもう一回真剣に今の分で足らすと、足りるという視点もちろんわかりますけども、もうちょっと今度は違った意味で、ちょっと別の角度から真剣に検討するつもりはないか、さらに改めてお聞きします。どうでありましょうか。

○市長（宮路高光君）

高山市のことを若干お話ございまして、基本的にはすばらしい制度だというふうに思っております。基本的には、こういう誘致におきましては、私ども市が財政的な負担をどれだけし得るのか、基本はここだと思っております。条例をつくる中におきまして高山のことにつきまして市として5年間そのように、また、財政的なものを一般財源の中でできるかどうか、今の、いろいろさっき申し上げましたとおり私ども日置市の中におきましては今要綱している中の制度ぐらいいか今財源的に乏しいというふうに認識をしております。

今後やはり財政的なものを、どっちが先なのか、企業を誘致して今それだけ投資をして企業を呼んで活性化していくのがいいのか、今現時的にある程度の要綱の中で企業を呼んでいただけるのか、ここあたりがいろいろと論議を呼ぶというふうに感じておりますけど、今の段階におきましては、この要綱の中の支援の中で進めていきたいというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

1問目で述べましたんですけども、我々の総務企画常任委員会所管事務調査結果報告書

のまとめ、先ほどお聞きしたんですけど、市はどのように受けとめ、どのように感じ、どのように努力されているのでしょうかという問いに対する答弁がなかったようですので改めてお尋ねいたします。どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

先般、所管事務調査の意見というのをいただきました。このことにつきましてさっきもちょっと若干触れた部分があったわけですが、皆様方のご意見というのも十分尊重しながら、この企業誘致を含めたことは進めていきたいというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

あと1分でございますので、これを最後の方にしたいと思います。

まず、産業政策についてでございます。

今までいろんなことをされてきたと思うんですけども、産業政策。それについて日置市はどんな取り組みを積み重ねてきたのか、もう一回具体的に例を示してください。

それから、これからの地場産業としては、1、無農薬や有機栽培など安全性とうまさ重視した地域ブランドの確立。2、首長や議会のトップセールスとインターネットの活用による消費者と生産者の直結。3、国の機関との協力による東南アジアなど富裕層に対する販売ルートの確立が必要というふうに言われております。それで、日置市が今まで取り組んできた積み重ね、その実績とこういう取り組みの考え方について市長はどう思われるか、この2点をお聞きして終わりにします。

○市長（宮路高光君）

基本的には地場産業の振興ということで、さっきも申し上げましたとおり、企業異業種懇話会を設置し、地元におきます地場といいますか、その拡大といいますか、拡張を図って今したところでございます。基本的にはやはり地理的ないろんな条件を考えたときに、やはり農林水産業といいますか、やはり食を

中心とした生産、製造、流通、こういう一貫性ができるような形で今後取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

ご指摘ございましたとおり今後海外の輸出です、この輸出につきましてもやはり私ども市だけでなく、いろんな関係がございますので、十分自分たちの特産というのを確立した上で、また、海外に向けたことは研究していかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時40分とします。

午後2時30分休憩

午後2時40分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、大園貴文君の質問を許可します。

〔10番大園貴文君登壇〕

○10番（大園貴文君）

私は、先に通告いたしました魅力ある日置市建設について、市長に質問をいたします。

日置市、合併して4年目に入りましたが、率直な意見として、予算規模は大きくなったものの、何か日置市全体の市民にとって夢を持てる政策が図れたのかと思います。なぜなら、投資的経費は合併前から計画されていたとかで、特定の地域や施設に予算が集中し、整備が進んでいる一方、過疎地域ではこれまで大きな事業としては合併前からの継続の道路整備ぐらいじゃないかと考えるからです。これでは、どこに住んでいても不便さを感じない社会基盤づくりが進められていると言えるのでしょうか。

私には、旧町時代には住民にとって、きめ細かな制度があり、助かっていた。また、行

政サービスも地元をよく知る職員で対応が早かった。今は支所に行っても知らない人が多く、相談や聞きたいことも思うようにできず、見直し、見直しで、よい制度まで廃止となる。さらには、行政の協働・共生の名のもとに、負担が重く地域に求められてきているが、実際のところ高齢化が深刻なものとなり大変困っている。今では市民を支える行政ではなく、行政を支える市民だと、合併しても何もよいことはない行政批判の声が入ってきます。

私は、その声は決して間違えた声ではないと受けとめます。また、昨今の社会情勢は、世界規模で大きく早いスピードで私たちの生活に直接関係しています。中でも特に高騰の続く石油類は、生活の重要な交通手段のエネルギーとして利用しなければなりません。特に公共交通の不足する地方では、なくてはならないものであり、産業面においても基幹産業である農業、漁業にも大きな打撃を与え、存続すら難しくなっています。そして、その大変な時代の到来に加え、少子高齢化の問題も現実的に急速的に過疎地域の活力に影響を与えています。

この先行き異常な不透明な社会情勢の中で、市民から行政政治は今何が必要か何をすべきかが求められております。本市にも重要な施策が求められている時期に来ていると思います。もちろん現在本市が取り組んでいないわけではないのですが、さらに一歩進めた魅力ある経済政策を民間も含め協働の中で進めていくべきではないでしょうか。

私は、日置市の魅力は何といっても鹿児島市に一番近い立地にある自然豊かなまちとして環境であることと思います。しかし、比較的安い宅地、農地、自然がそろっているものの、いざ土地を求め、家を建て、定住しようかと考えたとき、生活環境、利便性を求めれば、本市の中でも過疎地域に住むよりも整備の整った伊集院に職員も含め集中してきてい

る現実ではないでしょうか。

過疎地域にいと、地域の奉仕作業から役員までと、中心部に比べ過疎地域住民の負担やわずらわしさは極めて大きな問題であるかと考えます。このような地域格差を是正しなければ、市全体としての発展が見込めないのではないのでしょうか。中心である伊集院だけではなく、周辺の過疎地域にも目を向け、本市の中で協働・共生・共存しながら、基本理念であります地理的特性と歴史や自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくりに向けて、高い見地から地域の自然を最大限に生かし、格差のない社会基盤づくりを進める政策が必要と考えます。

そこで、質問の要旨に沿って市長の考えをお聞きます。

1 問目、日置市にとって市長が最も重要と考える施策は何と考えられますか。

2 問目、過疎地域でさらに少子高齢化の進む東市来、日吉、吹上の現状から、活性化策は何と考えますか。

3 問目、基幹産業である農業は、高齢化、後継者不足、減反政策により農地の荒廃が進んでいるが、遊休地の解消から利用促進への市の対策はありますか。

4 問目、ふれあいあふれる町としての公共交通の整備については、市長はどのように進めるお考えかお聞きます。

5 問目、防災無線の整備計画に昨今の社会情勢を見て、安全安心して住める日置市に緊急通報システムを検討すべきと考えますが、どのように市長はお考えですか。

以上を申し上げ、1 回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の魅力ある日置市建設についてというご質問で、その1でございます。基本理念の地理的特性は、県都鹿児島市に隣接する地

理的優位性を、自然や歴史との調和を生かしたという部分は、市内に存在します歴史的な催し物や農林水産業の自然の調和を生かし、人と人がふれあう中で健康なまちをつくるということを言っています。

そこで、この理念を実現するためには何が最も重要かというご質問でございますが、まずは市民や市外からの交流を促進するために必要な道路網の整備があります。それから、交流を支える受け皿として、いろいろな組織を支える人づくりが重要になると考えております。これらのことをあわせまして、定住促進をするための企業誘致や生活しやすい環境整備、さらには農林水産業の振興など、いろいろ関連して重要な施策があります。

2 番目でございます。3 地域の活性化策については、やはりこれだけの少子高齢化による人口減少が大きくなりますと、少々の企業誘致や住宅団地造成では間に合わない状況にありますので、しばらく人口が減少する中で、それぞれの地域をどうやって活性化させるのかを考える必要があると思っております。そこでキーポイントになるのは、そこに住んでおられる市民の皆様方の力、とりわけ地区公民館単位の取り組みを進め、地域と行政の協働による地域づくりが活性化を図る一つの切り口ではないかと考えております。

3 番目でございます。日置市内の遊休農地は、山間部を中心に散見され、市で把握している面積では211ヘクタールとなっております。また、後継者が見込まれず、高齢化していく農家や市内に居住しない不在地主の農地など、今後を見通しても増加してくると予想されます。

市でも農用地利用の流動化を進めていくために、担い手の利用集積を図っているところでございますが、条件のよい優良農地は引き合いが多いところですが、条件不利な地域や基盤整備が実施されないところは、遊休化し

ていくものと思われま

農地の遊休化を防止していくためには、現在、中山間地域直接支払制度と農地・水・環境保全向上対策によりまして、農地保全活動に地域を挙げて取り組んでいただいているところでございます。

さらに、積極的な取り組みとして、企業等農業参入支援推進事業が吹上地域で計画され、特定法人が市と日置市農業公社と三者協定を結び、遊休農地、もしくは遊休化してくるおそれのある農地に対して、簡易な基盤整備や排水対策を行い、農業経営ができるよう事業を図ったところでございます。

4番目でございます。市民や市外からの来訪者、特に高齢者を中心とする交通弱者の方々が、市内を自由に移動していただける交通体系を確立することは非常に重要な課題であります。特に一昨年、いわさきグループの路線廃止により、一段と急を要する課題と認識しております。

そこで、その整備についてお尋ねでございますが、この問題は大きく2つに分けなければならないと考えております。その一つは、コミュニティバスによる運行をどう考えるかということ、それが路線バスにどのように影響を及ぼすかということに分けまして、路線バスについてはできるだけ民間の事業として存続していただかなければ、行政だけで市民の交通手段、現行の路線バスを含めて確保ということはできないと考えております。

また、コミュニティバスにつきましても、これまで答弁しておりますように、市内4地域で運行形態が違いますので、利便性を向上させながら、4地域で同じ運行形態を構築する方向で検討しているところでございます。

5番目でございます。寝たきりの高齢者や障害者、ひとり暮らしの高齢者など、地域における見守る活動の中では把握できない異変や緊急事態を通信システムを活用し、いち早

く知らせることにより、事件、事故、あるいは孤独死といった事態を回避し、高齢者や障害者等、要援護者を救済するための連絡手段としては有効な方法であると認識しております。

ご質問の要旨にありますように、この緊急通報システムを防災無線の整備計画にあわせて検討してはということでございますが、現在、防災行政無線の統合に向けては、アナログ方式、デジタル方式等、あらゆる方法で本市の防災行政無線の運用に即した機能であるかも含めて検討を進めているところでございます。

しかし、いずれの方式による戸別受信機において、双方向での送受信が可能な機能を持ち合わせていないことから、現在検討を進めている防災行政無線の中では、緊急通報システムを取り入れて検討することは難しい状況でございます。

それで、緊急通信システムについては、現在福祉課に日置市緊急体制等整備事業として事業を推進しておりますので、要援護者に対する通報対策については、こちらの事業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（大園貴文君）

今、市長にそれぞれ答弁をいただきました。市長の考えをお聞きした中で1点ずつお伺いしたいと思います。

まず初めに、1番目の日置市にとって市長が最も重要と考える施策は何ですかということでお伺いいたしました。その中で、国の中でも県の中でも地域格差ということが非常に問題になっている。それが地域の活性化を衰退、疲弊させているということでございますが、日置市の中でそういったことは市長の方では感じられませんか、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この地域格差という文言でございますけど、

環境的なもの、また精神的なもの、両面があるというふうに思っておりますけど、生活環境の中におきましては、やはり道路網を含めた中におきまして大変大きな格差があるというふうに思っております。

また、その地域におきます精神的な中におきまして、やはりいろいろと地域におきまして自治会組織を含めまして、大変過疎化していく中におきましては、大変こういう——言葉で限界集落という言葉がございますけど、そういう地域も日置市にはあちこちあるというふうに認識しております。これを今後いかにして格差を全体的になくすという言葉じゃないけど、この格差を少しでも縮めていくような努力をしていかなければならないというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

市長のほうも格差があるということをお話をされました。これはいろんな角度から言えるわけなんですけど、地域の経済、そしてまた地域社会の整備ですね、こういった部分で負担が過疎地域には非常に多く求められていると。

先ほど私が申しました地域の奉仕活動にしましても、河川伐採、道路伐採、同僚議員の東市来の議員からも話がありました。もう80歳ぐらいになって、川ばらいするとか、そういったことは非常に危険が高い。また花田地区では草はらい、道路を伐採している最中に、鉄板の破片が飛んできて目を失明したと、そういった状況も起こってきております。

やはり生活の環境につきまして、伊集院地区のこの中心部におきましては、そういったこと等が簡易な作業で済む、こういったレベルにしていかないと、なかなか地方で過疎地域でそれを存続することが難しい。5年、10年先を見据えて、市長に最初のほうで申し上げましたように、高い見地からやはり地域のそういったリスクになる負担部分を軽減

し、私は地域にある建設業者にそういった部分を委託しながら、我々に地域にこんだけの予算でやってくれということであれば、建設業者の方々もその予算でできるんじゃないかと思うんです。やはりそういった形の中で、補佐的に地域の住民の皆さんが参加をすると、そういったことをしていかないと、地域の負担は全然軽減されないと考えますが、どうですか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃるとおりだという認識は持っております。それぞれ今、農村地域をどう守っていくのか、国策でもいろいろと事業等を進めておりまして、先ほど申し上げましたとおり、この中山間地域直接支払制度、農地・水・環境保全対策事業、これはその中心部には余り該当しないで、この農村地域にこの事業は今該当していると思っております。

やはりさっきも申し上げましたとおり、河川の状況にいたしましても、いろいろな問題につきまして、やはりこういうすばらしい助成制度を活用しながら、さっきも申し上げましたとおり、ある程度委託できるものは委託していかなくちゃならない。自分たちでできるものは自分たちでしますけど、今まではこういう制度もございませんでしたので、やはりこういう制度を活用しながら、農地、また水田、また川、いろんなものを守っていただきたいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

今、市長が言われる農地・水・中山間、こういったもので、対象になっている地域はそれなりにできるでしょう。しかし、対象になっていない地域がそういった問題で非常に困っているんじゃないでしょうか。

時限立法である、この政策であるこの農地・水、こういったものの中で、やはり5年先を見据えた計画をしていかないといけない。そのために何をすべきかということをしていろいろ

る進めていかないといけないと思うんです。

やはりこれまでは地域の方々で奉仕作業をしていたのも一生懸命やっておられました。でも、最近、私もずっとその奉仕活動の内容を見てみますと、非常にもう負担が来ている。今の時期に河川愛護をするときに足元が滑ったりとか、いろんな不安があります。そういったことを地域の人たちに負担をさせるんじゃないくて、補佐的に私はやらせれば良いと思う。そうしていかないと、やはり若い人たちが過疎地域へ住んでまいりまして、最初、草払い機を買いなさい。地域の奉仕活動に参加しなさい。出てこなかったら違約金がありますよ。そういったわずらわしいところに、鹿児島市内に住んでいる人たちにはそういったことはないわけです。やはりすべてできなくてもいいかもしれません。ある程度の補佐的な活動に参加して、環境を守るという意識は移り住んできた人たちにも伝えていかないといけないと思うんです。しかし、今現在住んでいらっしゃる地域の方々も、それが限界に来ているという。だから、私が考えるのは、予算を特別につくるわけではなく、そういった予算で建設業者の方々をお願いしていったらどうですかと、そういったことで負担を軽減していったら地域の皆さん方も喜ぶんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

先ほど言いましたように、財源的にいろいろとそういう手だてをしていけばいいと思っております。その一つ、この土地と地畑、これは個人所有でございます。この個人所有という一つの分点の中におきまして、またやはりそれぞれ自己責任の中で守っていく義務も私はあると持っております。

今言いましたように、公有地、事業的にかからないところ、いろんなところがあると思っておりますので、そういうものはまた個別にいろいろと相談をしてもらえばいいと思

っておりますけど、さっき言いましたように、5年でも、時限立法の中でも、今はあるものをどううまく活用していけばいいのか、またその後はその後で今おっしゃいましたとおり、どこも高齢化してきておりますので、その財源をどれぐらいの中でやっていくのか、これはこれとして十分今後検討していかなければならないことだというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

ということは、市長の考えの中では、このまま続けてくださいと。5年先、その補助事業の対象になっている地域の人はそういったものを使って、それ以外のところは自分たちでそれぞれやってくださいと、そういった認識でよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

その中におきまして、どうしても今河川等いろんな中におきまして、できないところがあつたら、そういうのは、また地区を含めまして申し入れをしていただき、対処していかなければならないと。一律的に、今までそれを全体的に業者の方に委託をすると、そこまでは今の現状の中では難しいんじゃないですかということでございます。

○10番（大園貴文君）

その業者の方々とも話し合いをされる考えはありますか、どうですか。

○市長（宮路高光君）

今もそれぞれ伐採を含めまして、やはり事業費的に大変安い中の事業で業者の方にしてある部分もでございます。今後やはり地域を含めまして、その現場がどういう状況であるのか、私どもも十分それぞれ現場も確認しながらやっていかなければならないということでございますので、そこあたりはケース・バイ・ケースを含めた中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

やはり話し合いを進めていくという一番目

の答弁なんです、私が言ったこの質問は、なかなか地域の声でございます。きちっととらえて、その対策を早急に進めていかないと非常に難しくなっていくのではないかな。やはり行政の信頼というものを相談できるところはして、窓口をつくっていくべきだと思います。それで公共のサービスに格差がないということを進めていかなければならないと思います。高齢化、過疎高齢化という言葉だけではなくて、しっかりと福祉の政策の中で、そういった観点からも見ていく必要があると思います、市長どうでしょう。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、地域には地域のそれぞれの特色ある進め方をしていると思います。

先般も申し上げましたとおり、この農地・水対策を使いまして、河川の除去までやっている地域もございました。私どもも今この農地・水・環境の中で、それぞれの地域がございます。そのような方々にもこのような事例等をし、また普及もしていきたいと思っております。

今おっしゃいましたとおり、この道路の作業、また愛護河川、このことにつきましては今までもいろいろと論議があったというふうに思っておりますけど、今後もやはり一つの課題として、まだいろいろと論議をしていかなければならないというふうには思っております。

○10番（大園貴文君）

今、市長の方で答弁をいただきましたが、19年度、20年度、4つの地域が合併して、投資的経費がつかまして報告申し上げますと、伊集院地域が20年度で50.1%、東市来地域が27.1%、日吉地域が6%、吹上地域が15.9%、その他が0.8%と。19年度にしましても、似たような投資的経費の使い道でございます。やはり過疎地域には過

疎地域に合った政策予算、そういったものを十分検討して、地域に住まわれる方々の状態を把握して予算組みをすべきだと考えます。市長どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今までも議員の皆様方から、その地域性の中におきます投資的経費だけを見た中におきまして、いろいろとご指摘をしていただき、基本的にはこの3年間、継続事業を中心的に一応管理をさせていくのが努めであるというふうに私は答弁させていただきました。

今その中で、特に市の事業の中でそれぞれの国県補助事業をあわせて中で事業は総額で上がっております。特に吹上地域におきましても、今広域農道とか、ほかにおきます県の事業の中におきまして、市町村もそれにかかわりながら、ここに見えない、ある程度の大きな投資額もやっております。そういうことを地域といたしまして、私は県・市町村という区別ではなく、やはりその地域におきます投資額というのを皆が自覚をしていただきたいというふうに思っておりますし、単独事業のことにつきましては、今までございました地域におきます配慮というのは十分させてもらったということを思っております。

今後におきましては、ある程度の事業が完了いたしますので、この地域計画進行計画ということ踏まえまして、またどの事業を導入して、どの地域にどうしていくのか、そういう今までされていない部分を含めまして、ある程度この格差といいますか、言い方の中では縮小していく努力はしていきたいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

国も県も地域の格差、疲弊しないようにということで、今度知事選がある、このマニフェストの中にも入っているようでございます。そういった事業を取り組んでいただいて、やはりどこに住んでいても豊かさを実感できる

日置市として広域によって考えて進めていくべきだと考えております。

次に、2番目の過疎地域が進む東市来、日吉、吹上の現状から活性化策はということで話をしました。市長のほうは、企業等いろいろな定住促進の対策を練っても非常に難しい、一気に効果が出ないと、やっているけれどもということでお話をいただきました。

そんな中で、先ほど一番最初の質問にありました。やはり地方であっても住みやすい環境づくりというのが私は基本的な考え方だと思っております。そういったことも十分福祉の中で検討していきながら話をしていきたいと思えます。

旧吹上町の中で、吹上町では定住促進に関する条例で、行政だけではなく、民間にも政策を練りまして、人口の増加と町内建設業者の育成に努め、活力に満ちたふるさと創造し、もって町民の豊かな暮らしを寄与するという事で、民間も一緒になって取り組んだ事例があります。副市長もこちらにいらっしゃいますので、そのとき3カ年の時限立法だったと考えています。そのときには建設業者、水道屋さん、いろんな人たちが一生懸命になって、自分たちの地域を造成したり、そしてまた建て売したりした経緯があります。その辺について、行政が今、日置市の吹上20区画のうち販売を進めておりますけれども、それが非常に採算性があるのかと。坪6万円ぐらいの単価で出ておりますよね。で、特別買われた方々の優遇措置も先般このような割引制度も出てきました。こういったのも非常にいいことだと思います。あと20区画ほどあるのかなと思っておりますけれども、やはりこういう分譲とか、ことにつきましては、旧吹上町時代に民間も一緒になって進めていく制度をつくるべきだと思いますけれども、市の財政を負担かけずに補助的な制度でやっていったらどうかと思えますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございました、この吹上町の定住促進条例、平成13年から16年、3年間の期限立法でやられたということは認識しております。今、私ども日置市になりまして、今後の定住促進ということで、特に民間も入れた中というご指摘もございますけど、今公社の方で土地をまだいっぱい持っております、実際はこの公社の土地をだれか買っていただいて、していただければ一番ありがたいというふうに思っておりますけど、そこまで難しいのかなと思っております、今回吹上の方に20区画し、特にこのことにつきましては定住ということと、若者の定住、こういうものの両面を含めまして、最高20%の割引100万円程度という形にやっております。このことについては、ほかの地域にあります公社の方も該当をしております。

今言いましたように、これは伊集院地域にはそういうところはございません。ひとつ、やはりその周辺部にあります今の既存のものをどうしても整理をしていかなきゃならない。今おっしゃいましたとおり、新しいこういう制度もございますけど、今公社の抱えている土地の処分というのを私は最優先させていただきまして、その後におきまして、また地域におきますいろんなこの定住促進のあり方というのは、また新たな気持ちで事業を事業化していかなければならないというふうに思っておりますし、また先般いろいろと意見が出てきております、地域におきます住宅施策、特に公営住宅、こういうものもひとつの地域におきます要望等もございますので、そういう諸々を含めまして今後進めていかなければならないかというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

簡潔で答弁は結構なんですけれども、こういった割引制度は、今後民間も協働の社会、共生という中で、民間をまた圧迫してもいい

ないと思っているんです。その辺はどう考えられますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に民間を圧迫する民間造成というのもございますので、そこあたりは地域におきます不動産の方々にも十分ご説明をさせていただいたところでもございます。

○10番（大園貴文君）

説明で納得できる部分と、例えば仕方がないなどあきらめるのかどうなのか。

私は、旧町時代にやった、この定住促進策ですね、非常にいい制度だったと思っています。そしてまた、この割引制度ですね、若い人たちに入ってきてくださいという今日置市がやっている、このことはいいことだと思っています。やっぱり一緒になって日置市を盛り上げていくんだったら、一緒になって同じような方向性に向いていかないと、心が、目標が一つ定まらないことには、なかなか地域の発展性というのではないのかと考えます。

そういった意味で、副市長ちょうどいらっしゃいますので、この以前取り組んでいた定住促進策、地域にどんな影響を与えたのか、一言感想をいただきたいと思います。

○副市長（横山宏志君）

私が旧町時代につくりました制度で、3年間実施をさせていただきました。新築をされる方が、これは多分年齢制限も設けていたと思いますけれども、町内の建築業者といたしますか、そういう方をもって家を建てられたときに100万円を新築のために助成をするという制度でございましたけれども、その制度はそれなりに相当数の利用もありまして、今議員もおっしゃるような、業者の方々にとっても町内受注といたしますか、そういうような住宅メーカーとの受注にありまして、一定の成果があったのではなかったかと思っています。

あと集合住宅への助成とか、民間分譲に対

する助成というのは、集合住宅の方はもうちょっと3年間の間に対象はなかったかと思っておりますけれども、民間分譲の方も1軒だけ該当する例が出てきて助成をしたというふうに記憶しておりますが、それだけの効果はあったというふうに私は受け取っております。

以上です。

○10番（大園貴文君）

ほかの町でそのような制度があったかどうか分かりませんが、やはり私はこれから人が産業を興す、そのように考えております。企業誘致するとは非常に難しい昨今の時代ではないかと思っております。やはり人が産業を興す、人が住んでいただくために何をすべきか、新型交付税につきましても、人口と面積ということで補助金が、交付税が決まってくるかと思えます。やはり鹿児島市に近いこの地の利を生かして、いかに日置市に住んでいただくか、そしてまた過疎地域であれ、どこであれ、その人に合った住みやすい環境をいかにつくるべきかが大事かと思えます。

今、副市長の方からも話がありましたように、そういった制度が地域にも非常にいろんな産業につながっていったと、よかったんじゃないかというご意見もいただきました。市長、やっぱりそういったことから一つずつ進めていくためには、民間と行政が一体となってやっていかなければ、行政のお金は市民や法人からの税収、交付税、そういったものからできていくわけです。ということは、同じような立場から一生懸命まちづくりに努めていかなければならないかと思えます。その辺、市長どう考えられますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に行政だけで投資的にはできるわけでもないし、人口対策も基本的にはできません。私、基本的にいつも常に思っているのは、行政ということは、やはり生活面の環境整備といたしますか、特に道路を含め、その排水路

を含め、そういうものをしていくんだと。基本的には、それに上屋に建つのは民間が基本的にお願ひすればいいのかなというふうに思っております。ですけど、今おっしゃいましたとおり、この過疎地域を含めたところに実際民間が来るのかどうか、そういうものは大変な大きなクエスチョンマークがつくわけでございます。そういうことを含めながら、今後やはりこの民間と協働で、その地域におきます人口対策というのは進めていかなければならないという認識は持っております。

○10番（大園貴文君）

そうですね、やはり国県を挙げて過疎地域の対策としていろんな施策を練ると、そういった地域にならないところをやるという予算も含まれております。それについては、行政だけではなくて、一体となって進めていくことが大事かと考えます。そして、その中で地域に活力がわくということは、私は人口と人が産業を興すという考えであります。市長は地域の産業は何だと考えられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

もう産業というより地域というのは私は人だと思っております。やはり人づくり、人がおって、そこでどういうふうに仕組みをつくって事を起こすのか。この人づくりを最優先的にそれぞれやっていかなければならない。これはもう子供たちから大人まで一緒だというふうに考えております。やはり人づくりをして、人がそこにどう定着をしていくのか、このことを一番最優先しながら進めていかなきゃならない。また、今おっしゃいました国の中で過疎法、この過疎法も何十年も法律の中で運営されておまして、特に新しく来年以降、この過疎法の改正もされそうでございます。

基本的に大きく分けますと、この過疎法、今まではハード的な面が主になったという部分があったんですけど、これをソフト的な、

人づくりを中心とした過疎法に変わろうとしているのがあるというふうに思っておりますので、特にこの過疎地域を含めた中におきましては、そこに定着するリーダーといいますか、そのリーダーというのも育成というのも十分大事であるというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

そういったことをひっくるめて定住を進められる政策を進めていくべきじゃないかと思えます。

きょうの新聞でしたが、鹿児島県206集落消滅のおそれということで出ておりました。日置市、吹上の方でも集落合併で一つの大きな校区に平鹿倉地区になりましたけど、一つのこれはこの中の一つになるんじゃないかなと。ただ統廃合はしましたけれど、400戸以下の対象の地区ということになっていきますと、もう完全にその中にはまっているのかなと。そういったところに、やはり人が住んで栄えるまちとして何かをしていかないといけない、ああいったときに、やはり何かの魅力が、日置市の中につくっていかなければ非常に難しいことなのかなと思っております。その辺を十分新しい県の伊藤知事の選挙公約にもあります、また、国の2008年度の政策の中にも予算が組まれているようでございます。その辺を組み立てをして、農山漁村の活性化の事業として取り組んで進めていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

私どもの方も今ご指摘がございました農村地域におきます活性化、国、いろんな事業等も活用しながら進めていきたいというふうに思います。

○10番（大園貴文君）

次に、基幹産業である農業は、農業について答弁をいただいたわけですが、国の新しい事業、企業——企業の参入をして、取り組んでいるということでした。実は今回

6月補正で出てきているのは、私どもの下与倉の地域でございます。地域で自分たちも一生懸命草払いを、遊休地を防ごうということで行ってきました。しかし、利活用がなかなかうまくいかないところに、そういった利用の方法があるということをお聞きしまして、農林水産課の方で一生懸命労をねぎらっていただきまして、今回6月の補正となっております。そういった地域が山間部にいけばいくほどあるかと思えます。そういった地域につきまして、事業、こういう企業等の参入の事業につきまして、日置市として基幹産業を農業とするのであれば、何らかの、国が50%するのであれば何らかの補助をすべきじゃないかと考えるのはどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

話のとおり、これ、国の補助事業を含めまして、まだ市の負担というのはいくばか出る中で、このことにつきましてはやはり応分の負担を含めながら、そういう地域を含めた、またほかに箇所がございましたら、また地域の皆様方と、また企業の皆様方にもお願いして、やはり遊休農地の解消ということには進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

ということは、山間部やそういった地域で利活用が見込めるという計画が三者協定の中でできていくときに、農地・水・中山間、いろんなものをひっくるめながら市としても対応していくという考えでよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

そのとおりです。

○10番（大園貴文君）

それに関連いたしまして、こういった企業の参入と、そして、また吹上の方に伊集院の方からお茶をつくられる方、いろんな方々が参入してきております。で、その地域にはもちろん農業をするための農道とか水路とかあ

ります。こういったところを整備をするのに非常に、借りていらっしゃる方々がその奉仕作業に参加されていないと、そういったことがあります。日置市の基幹産業として位置づけるのであれば、やはり農地の整備の日とか、何かそういったものを一つ設けて進めることも考えていきながら、企業さんもそういった自分が借りてる農地の周辺の整備に、この日は日置市に行って自分たちの利用させていただく所を草払いしたりするということが必要かと思いますが、市長、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、農地、また水田、水路、こういうものにつきましては基本的には共同作業であるというふうに思っております。その地域でなく、そこで耕作している人、特に賃貸を含めた中で地主さんと借地をしている人とが違うというふうには思っておりますけど、基本的にはそこで耕作をしている人が中心だというふうに思っておりますので、またいろんな方法の中でそういう方々に伝達方法というのは市といたしましても呼びかけをしていきたいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

今現在農業委員の選挙期間中ではありますが、やはりそういった部分につきましては市と農業委員会が一体となってそういった取り組みについていろいろ協議していただきながら、整備をし、地域の皆さんの負担を軽くしていくべきだと考えますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に賃貸を結ぶときにおきまして、そういう要綱等も設けながら進めていきたいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

続きまして、ふれあいあふれる町として公共交通の整備について答弁いただいたわけですが、私は前から市を周遊する周遊バスを早期実現してほしいということで話をしており

ました。市長の答弁の中では、コミュニティバスをどうするか、路線バスの影響はどう考えればいいのか、その辺をご意見いただきました。

現実的にはそういったバスがあることによってどういったことが予想されるかと申しますと、やはり日置市の中には吹上高校、それから伊集院高校あります。交通の便として非常に利活用が考えられるんじゃないかと、そのように考えております。そして、また4つの町の中にある特色をつなぐという交通の手段の中では非常に重要なものになっていくかと思えます。環境の面からも地球温暖化の問題、いろんなことから考えますと、公共交通機関を使いなさいと。東京でできた副都心線もそうじゃないでしょうか。ガソリン税の税を使ってあんだけの整備ができる、じゃあ地方は何もできないのか、そういったことではなくて、やはり目の前に直面する企業との話し合いもあるかもしれませんが、鹿児島市もカゴシマシティビューが走ってる。どこも走ってますよね、いろんな車が走ってます。

今、この前、日吉で「せつぺとべ」がありました。だけれども吹上から行こうかなと思ってもその足がないんです。どのバスで行って、交流してください、参加してください、いろいろな会合が伊集院の本庁であります。吹上から来るときに幾ら車で来たらかかるでしょうか。やはりそういったこと等も考えると、やはり交通の便というのは非常に地域の足ということでは大事なことだと思います。

岩崎産業さんがどんなふうを考えられているのかわかりませんが、地域住民にとっては交通の足というものはなくてはならないもの。そこを早急に進めるべきだと考えます。そうしないとその地域だけでイベントがあつて、だれもそこに新しく風が入ってこない、人が入ってこない。

交流から滞在、滞在から定住ということを

市長は先ほどから最初話をされましたけれども、伊集院まで電車で来ました、電車に乗って来られて、伊集院駅で降りて、市のぐるっと回るバスに乗って日置市を散策、楽しめる空間というのはできていないんじゃないでしょうか。それで交流とかそういったものができるでしょうか。

市長は自分で車を運転されるからそうは思われなくてもいいかもしれません。やはり高齢化が進んでいる地域では、もう、息子から免許を取られた、もう乗る物がない。行こうと思っても行けない。そういったことを早く解決してあげるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁させていただいてとおりでございますけど、交通機関の確保というのは大変大事なことであるというふうには認識しております。さきにも申し上げましたとおり、民間の事業者と私どものコミュニティバス、基本的にはこれは市といいますか、市の中で直接委託をしている部分でございますので、市営バスと言ってもいいぐらいな形であるというふうには認識はしておりますけど。特に民間との競合を含めましてコミュニティバスの路線を含めた中で今検討委員会というのをまだ継続中ではございまして、特に今後特に過疎地域におきますこのコミュニティといろんな乗り合わせ、こういうものを含めて、また早く方策というのを出していかなければならないというふうには思っております。本当に過疎地域におきます足の場の確保をどうしていけば最良のお金で最大の効果できるのか、こういうことを究極的に考えながらまた今後とも早い検討委員会で具体的に結論が出るよう努めてまいりたいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

国土交通省が2008年に出した支援策の中に、公共交通に再生に支援策、地方都市の

中心市街地活性化を引き続き進めるため支援面にも拡充、地域公共交通の再生を図る取り組みをバックアップするため地元自治体と交通事業者、住民らでつくる協議会が決めたバスなどの公共交通活性化策を支援する総合事業が新設される、このようになっております。やはり、これは日置市だけではなくて、日本全国、よっぽど都市のど真ん中以外は必ずあるかと思えます。やはり必要以上のものを創設してほしいと言っているわけではなくて、朝、学校に行く時間2便ぐらい、で、昼の時間前後2便ぐらい、夕方、仕事が終わる学校が終わるころ2便ぐらい、日置市を回るバスがあれば非常にそれによって住民にあった観光が、先ほど東郷記念館の話もありましたけれども、そういった所に楽しみながら行ける、そして交流が図られる、そういったためにはこういった国の制度事業、財源を使って、市長はいつもやるという話をされております。財源、日置市の中で財源がないということを使うのではなくて、この問題を国、県の財源を使ってどうやってやるかということにつきましては、企画サイドも自由な位置づけにあるかと思えますが、まずそういったことも進めていくべきだと考えますが、市長、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘がございましたとおり国土省の方で今回そのような検討委員会を設置して事業を導入するということがございましたので、市といたしましても早くこの検討委員会を設置いたしまして、特に今回、市、事業者、これはバスだけでなくタクシー会社も含めまして、いろんな事業者を入れまして、基本的に市として交通網の確保ということと一緒に検討するというのも国土省の方の一つの方策でございますので、早くこのことも実施できるよう進めていきたいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

了解しました。

次に、防災無線計画につきましては、市長の答弁で私はいいかなと考えております。ただ、双方向で使える、せっかく無線の整備を進めるのであればきちっとした整備をしてほしい。そして、孤独死があったり、そういったものが吹上でもありました。そういったことがないように何とかしてあげたいという気持ちがあります。やっぱりこういった日置市の中での高齢化の町として、福祉の政策を進めることによって日置市に定住人口が私はふえると考えております。そういったことを十分理解しながら、やはり住民にとって負担になる部分を一つずつ前向きに早く解決していかないと非常に乗りおけているような気がします。もちろん道路や物をつくるのも大事なことなんですけれども、現在住んでいらっしゃる方がやはり安心して住めるまちを進めていくべきと考えます。

市長にその答弁いただいてから私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

おっしゃるとおり、それぞれこの福祉の中におきます高齢者の皆様方の今後の安心安全という中におきまして、どういう方策がいいのか。今ご指摘ございましたように緊急通信システムを含め、まだ地域におけます見守り活動、やはりその両面の中で今後進めていきたいというふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を15時45分とします。

午後3時35分休憩

午後3時45分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、花木千鶴さんの質問を許可し

ます。

〔6番花木千鶴さん登壇〕

○6番（花木千鶴さん）

私は、さきに通告してありました2点について質問いたします。

1点目は、資源ごみ収集について伺います。

まず、本年4月から全市袋収集に統一されましたが、分別や排出の状況はどうなっているか。

次に、コンテナ収集より運搬経費が安くなるという理由で、袋方式での統一となったわけではありますが、経費はどれぐらい軽減されたのか。

また、新聞紙などについて収集の指定業者以外の者が収集している現状がありますが、市はどのような対策を講じているのか。

そして、このような場合、「資源ごみ持ち去り禁止条例」を制定しているところもあるようですが、本市でも条例を制定する考えはないか伺います。

2点目は、財政について伺います。

国と地方の借金合わせて1,000兆円に上ると言われ、重ねて急激な少子高齢化が進んでいます。しかしながら、これといった国や地方行政の展望は見えないために、信頼感より不安感ばかりが高まっているのが現状ではないでしょうか。そのような中で起きた夕張市の財政破綻は全国的に大変ショックを与えました。これまでも昭和の時代に288自治体の破綻があったと言われていますが、これほど問題にはされませんでした。しかし、平成になってから、特に国の財政状況が悪化しているため、深刻な問題として取り上げられています。今回、自分たちのまちが第2の夕張にならないかと住民の方々から聞かれます。マスコミの影響もあるかもしれませんが、しかし、マスコミもただいたずらに不安をあおったわけではありません。事実、国の財政難を理由に三位一体改革、税制改革、医療制

度改革、財政健全化法など、自治体の財政を取り巻く情勢はめまぐるしく変化しています。住民の方々には難しい行政用語はわからなくても変化を肌身で感じているのだと思います。

国は、この10年間で地方交付税を6兆円減らしています。平成19年度税源移譲すると言いながら、地方の収入は6兆円減少しています。国に依存してきた地方自治体がこれまでのように存続できるのか問われてくることは必至であります。

さらに、平成19年6月に制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律で地方自治体の行財政の自己責任と自立が求められることとなりました。平成21年4月からの本格導入であります。本年秋に出される平成19年度決算から指標の公開をすることになっています。そこで、健全化法の導入で最も心配されるのが特別会計との連結や公社、組合等を含めた将来負担比率などありますが、本市の財政状況をどのようにとらえておられるのでしょうか。

また、歳入面において、特に地方交付税や地方債について、歳出面では各種事業や償還金、公債費などについて、今後の考え方を伺います。

以上、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の資源ごみ収集についてご質問でございます。

資源ごみの排出につきましては、本年4月から全市袋方式に統一したところでございます。ご承知のとおり今回、伊集院地域につきましてコンテナ収集から袋収集方式に変わったわけですが、私ども、当初いろいろと心配したところがございますが、市民の皆様、また地域のリーダーの皆様方のご理解、ご協力によりまして、現在2カ月が過ぎたわけでございますが、特に問題なく定着してきている

と思っております。

分別状況についてでございますが、缶、ビン、ペットボトル、容器プラスチックは、2カ月間の結果ではありますが、不適物混入率が昨年よりわずかでありますが向上しております。排出については、古紙類、缶、ビン、ペットボトルは減少していますが、容器プラスチックだけは、昨年より7%と少しふえている状況でございます。

次に、運搬費の軽減ということでございます。

コンテナ収集については、「前日機材配付」があるため収集袋より経費が高くなりますと説明してまいりました。コンテナから袋に変更になった伊集院地域につきましては、平成19年度約4,491万円であつたものが、本年度は約3,911万円になっており、約580万円の経費節減になっております。

市民の皆様から「持ち去り」の連絡を市の方へ届いているところでもございます。4月から5月まで53件の情報をいただきまして、連絡により現場に行き探しますが半数以上は去った後か、わからないことが多いこととございました。現在、市としては、ごみステーションに市が回収するために搬出してあるので、持ち去りはルール違反じゃないかと指導しているところでもございます。特に古紙類は、昨年の2カ月間で比べると、回収量が約半分となっております。このような状況を考えると全部持ち去りが原因ではないと思っておりますが、資源ごみの持ち去りは実際起きておりますので、資源ごみ持ち去り禁止条例の制定につきましては今後十分検討し、また、市の環境保全審議会等でも十分このことにつきましてはご審議をしていただきたいというふうに思っております。

2番目の財政問題でございます。

①番目の、平成19年度から財政健全化法が制定されまして、実質赤字比率、連結赤字

比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の公表、さらに、財政健全化計画の策定が義務づけられることになりました。

19年度の決算につきましては、現在、従来の決算統計と並行いたしまして、健全化判断比率算定作業を行っているところでありますが、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となる場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

本市の決算見込みは、繰り越し事業による翌年度繰り越し財源を除いた実質収支額で、約6億円を見込んでおりまして、実質赤字比率につきましても今年度は黒字決算となる見込みなので、健全段階にあると思われま

す。次に、連結実質赤字につきましては、公営企業会計を含めたすべての会計におきまして実質収支額の合計が黒字となるようですので、早期健全化の基準（16.25から20%）には該当しないものと考えております。

次に、実質公債費比率でございますが、積算基礎であります公債費元利償還金や標準財政規模の増減による変動はありますが、比率は、前年度と同程度の16%前後になるものと予想されますので、財政健全化の基準（25%）には該当しないものと考えております。

次に、将来負担比率や資金不足比率については、具体的な判断比率につきましては、現在作業中の決算統計が終了しないと積算できませんが、早期健全化基準には該当しないものと考えております。

そのようなことで、すべてにおいて早期健全化基準に該当しないものと考えていますが、財源の多くを補助金や地方交付税等の依存財源に頼っている財政状況を考えますと、今後アクションプランや財政計画に基づく着実な歳出削減を図るとともに自主財源のさらなる確保に努めてまいりたいと思っております。

②番目でございます。地方交付税の今後の

動向でございますが、平成20年度につきましては、地方財政計画の中で1.3%程度の増額見込みが示されております。また、本年度は、地方再生対策費が新たに創設されたこと等によりまして、昨年度と同額程度の地方交付税が交付されると考えております。

なお、平成21年度以降の交付税の見込みにつきましては、合併から10年間適用されます合併算定がえによる交付税算出によりまして、交付額の急激な減少はないものと考えております。

また、地方債でございますが、地方債の発行に当たりましては、元金償還額以下での借り入れを行い、プライマリーバランスの黒字化を図るとともに、交付税措置のある過疎債や合併特例債などの有利な地方債を活用してまいりたいと考えております。

なお、地方交付税として算定されるべき額の一部が、地方債の発行に振りかえられます臨時財政対策債につきましては、平成19年度までの借入額は約59億円であり、現在の残高が57億円であり、発行額の100%が後年度に交付税措置されます。

③番目でございます。各種事業の計画に当たりましては、総合計画に上げました事業を原則とし、限られた財源の中で優先順位や緊急性を十分考慮し、さらに国県補助事業の選択を行い、真に必要な事業を執行を図ってまいりたいと考えております。

また、償還金の件でございますけど、元金償還金以下での市債の借り入れや、平成19年から21年までの3年間で、金利5%以上の公的資金を約2億1,000万円繰り上げ償還を行いまして、市債残高の減少を図っていく計画であります。年度別に申しますと、平成19年度に約8,000万円、20年度に約7,000万円、21年度に約6,000万円を一括償還いたしたいと考えております。

なお、この地方債残高の中には、平成13年度から、国の財源不足によります地方交付税の一部が起債に振りかえられています臨時財政対策債が、19年度末で約57億円含まれておりまして、元金償還金の全額が、このことにつきましては交付税措置されます。以上でございます。

○6番（花木千鶴さん）

それでは、1問ずつ伺ってまいります。

まず、ごみ分別の問題ですけれども、おおむね良好に進んでいるというような状況の報告だったと思うわけですが、それでは、これまで伊集院の資源物収集は決まった日に同じ日に全部の品物も持ってくるという方法でしたが、週が変わったり曜日が変わったりで大変変則的になっています。その辺のところでは集まっている状況はどうですか。混乱している状況はないですか。

○市民生活課長（宮園光次君）

お答えします。

当初は月1回でありましたので、週――月2回に変更になりましていろいろと混乱も起きましたけれども、先ほど市長答弁がありましたとおり、2カ月済んだ段階では収まってきたというのが現状でございます。

以上です。

○6番（花木千鶴さん）

じゃあ、出ている物はいいとして、袋になっていってチェックが甘くなったと言うと変なんですけど、可燃ごみの中に分別すべき物がたくさん入っていて、何かもう面倒くさくって焼却する方に回してしまうというような感じで可燃ごみの中に分別すべき物が混入しているというのは調査をされていますか。

○市民生活課長（宮園光次君）

ただいまの質問ですけれども、そういうことであれば昨年よりも可燃ごみがふえるということでございますけれども、2カ月間ではございますけれども、4月、5月分対しまし

て可燃ごみは昨年の95%ということで、ふえている状況ではないということは考えられます。

○6番（花木千鶴さん）

これについても、まあ、おおむね良好に進んでいるという報告であります。では、新しく名前を書くようになりました。それで、名前を書く、書かないで少しトラブルが起きるんですが、名前を書くことになっていない、書くことになってはいますが書いてない物については収集しないでもらいたいと、自治会長さん方からの要望が来たりしていませんか。

○市民生活課長（宮園光次君）

そのことにつきましては、当然、要望は来ております。

以上です。

○6番（花木千鶴さん）

私の方にも再三この辺のところで問い合わせがあります。名前を書くことになっているから書かなきゃいけないと思って書く人、もう書きたくないからそのまま置いていってしまう人があって、名前の書いてない物をどうするかというのが問題になっています。では、問い合わせが来ているということでありましたが、名前が書いてなくて持っていかなくて収集所に残っているその物についてはどのような対処していくおつもりですか。

○市民生活課長（宮園光次君）

お答えします。

今の状況は、7時から8時まで提出してくださいというふうをお願いしてございます。その間に記名がないということは分別指導員が立っているということではないと考えております。もしそういうことがあるとすれば8時以降に出した物としてであると認識しております。

○6番（花木千鶴さん）

課長はそのように言われるんですけども、現実的にはあると思うんです。あると思って

いろいろな問い合わせが来ていると思います。そして、分別指導員と称する人の取り組みについても自治会でさまざまであると思います。この問題については、コンテナ収集をする場合には報奨金等も含めてやり方もそうでしたが、自治会での取り組みというのが前提になって進んでいたところもあったと思います。このことについては、さあ、じゃあ、残ってしまった物は自治会で、そしてまたその責任者である自治会長さんで何とか対策を講じるものなのか、それともやっぱそのところは市の担当課がリードしていくものなのか、その辺の考え方はいかがですか。

○市民生活課長（宮園光次君）

お答えします。

当然ごみステーションの管理は自治会でございますので、自治会でお願いするのが当然だと思っております。ただ、今の段階では連絡があった所は3時以降に回収に何回か回ったことはございます。

○6番（花木千鶴さん）

ごみの搬出についてはどの問題であっても搬出そのものは搬出者の責任でありますので、私は個人の責任であろうと思いますが、その次にまたその個人の指導するのが行政の役割であります。そして、ステーションを管理するのはその自治会の皆さんで、話し合っているかもしれませんが、そのことについての介入についてはあるかもしれないけど、出したごみについての責任が、さあ、自治会にあるのかどうかというのは議論がまだあるところじゃないかと私どもは思います。その辺のところについては今後どうなのかということとはもう少し考えていただきたいと思うところですけれども、次に、運搬経費についてお尋ねしたいと思います。

で、収集業者については、これまで随契であつたり一部入札であつたりということですが、その方式に変化がありましたか。

○市民生活課長（宮園光次君）

お答えします。

吹上地域につきましても、若干の設計額の変更、それから当然、伊集院地域につきましては、コンテナ収集でしたので袋収集に変えるために各ステーションの回り方の変更等もありまして大幅に契約内容が変更になっております。

以上です。

○6番（花木千鶴さん）

私が伺ったのはその業者との契約内容ではなくて、随契になっていたりするところもあったかと思うんですが、一般の競争入札にはなっていなかったと思うんです。そのことが変化があったのかと伺ったわけです。ただ、今お答えいただいたように、それぞれの町区域でそのままやっている形だと思います。吹上地域は吹上地域とか、旧町のスタイルをそのまま引き継いでいると思います。それにも変化はなかったという答弁であろうと思いますが、ただ、私は前から申し上げているわけですが、ただ、私は前から申し上げているわけですが、一般家庭から出されたごみは産業廃棄物ではありません。今回袋方式になって前日配付もなくなったわけですから、いろんな人が参入できる、いろんな人が収集できるという考え方に立つことができると思います。それでいろいろな方が参入できて、そういった仕組みをやっぱり考えて、これからはやっていくべきではないかと思うんですが、その辺のところは行政の方ではどのように考えておられるんですか。

○市民生活課長（宮園光次君）

お答えします。

現在のところ、収集業者は変更はしておりませんが、今後そのような要望とかそういうのがあれば、また検討しなくてはならないというふうには考えております。

○6番（花木千鶴さん）

今日、分別が始まって、そしていろんなタ

イプの収集物があります。それで、ほかの自治体では、いろんな団体や、そして業者に自由にいろいろ参入してもらって、いろんな方がいろんな形で収集をする、そしてまた就業のチャンスを与えるといいますか、雇用の機会を与えるというか、そういうふうにして取り組んでいるところもありますので、ぜひこの辺のところは、これまでの契約していたところが変わりがないというのであれば、検討の余地があるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお祈いします。

それから、業者への委託料というのは、このようにして1年間契約でやっているわけです。量の多い少ないには関わらず支払っているわけです、収集業者には。

そこで次の質問ですが、収集業者には運搬費を払いながら、年間で契約をしていますよね。で、住民が出した新聞などは有価物として売却して、売り上げたお金は市の収入に充てていますが、それをほかの人が持っていかれるのを黙って見ているのでは、何のために住民は搬出をして収集委託料を市は払っているのか、全くわからなくなります。

今、環境問題のことがあって、紙類の原料である木材チップは大変高騰していると聞いています。で、一体どれくらいの量が持ち去られているんだろうかと思ってお尋ねしているわけですが、先ほど持ち去られた量が半分ぐらいだということでしたが、金額にするとどれくらいになるか積算していますか。

○市民生活課長（宮園光次君）

お答えします。

まず、紙器類でございますけれども、判定できるのが伊集院地区と東市来地区だけでございます。伊集院地区で申しますと、2カ月間で約31トン減少しております。これが全部抜き去りであるというのは断定できませんけれども、これで算定しますと、年間161万円程度不足するというので、これ

を東市来と足しますと、2地域だけで229万2,000円という試算が出ております。

それから、これは紙器類でございますけれども、アルミ缶、スチール缶、それからペットボトル、瓶というものも、生活状態が変わって瓶等も大分少なくなっているんでありますけれども、ただ単純に、去年と今年の2カ月分を4月、5月分を対象に上げてみますと、これは日置市全体でございますけれども、年間に231万5,000円という試算が出ております。

以上です。

○6番（花木千鶴さん）

額にして、これが多いのか少ないのかという議論は、また別な問題として、必要があって私たちはこの分別をしているわけですので、そののちをよく考えて今後どのようにしていくか対策を講じていただきたいと思いません。

私は、前の一般質問でも、袋方式のところでは持ち去られている事例があると指摘いたしました。今回、伊集院地域が袋方式になるに当たっては、当然狭い範囲で最も多く効率的に集めることができるから、持ち去りの被害が拡大するだろうと予測して、何か手を打てなかったのかなと不思議でなりません。

今、全国でもこのような問題に対して条例を制定する動きが始まっています。鹿児島市も3月議会で制定されたようであります。まだ罰則規定については上位法に規定がないことから課題も残っているようにありますが、既に条例を制定した岩手県盛岡市では、持ち去りが減り、回収量がふえたという報告があったり、東京都の世田谷区では、古新聞を勝手に持ち去った男に対して、東京高裁から有罪の判決が下されているようであります。

先ほど市長は、環境保全審議会等に諮問もして考えていきたいという前向きな答弁であ

りましたが、できればいつごろまでには形にしたいとお考えか、もう一度お答えいただけませんか。

○市長（宮路高光君）

できたら本年度中に一応環境審議会の方に諮問をして、その審議会の内容決定の経過によるかもしれませんが、来年の中でできればと思っておりますので、早く環境保全審議会につきまして、この資源ごみの持ち去り条例等を含めた答申をしていきたいというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。と言いますのは、なぜ自分たちはこんなふうにして面倒くさいことをしなければならないのかというのが、やはりこの「ごみ」と呼ばれるものに対して労力を使わなければならない、住民にとってはやはり大事なことなんだよという行政の姿勢を示してこそ物事は進んでいくんだと思います。

ですから、一日も早く、先送りすることなく、住民の意識がなえないうちに早急に取り組んでいただきたいと申し上げておきたいと思えます。

では次に、財政の問題に移らせていただきたいと思いますが、財政問題では、健全化法に照らしていけば、今のところイエローカードは切られないだろうというような答弁であるかと思うんですが、そこで健全化法は、私も指標を見る限りでは、それにアウトになるようなことはないと思うわけですが、財政を語るときに「入るをはかって出るを制す」とみんな言うわけですが、その中身についてちょっとお尋ねしたいと思います。

で、歳入面について交付税のことを伺いたいと思いますが、交付税の推移について、市長のほうでしょうか、これまでの流れ、少し交付税がどのように推移しているのか、その辺のところをお示しいただけませんでしょうか

か。

○市長（宮路高光君）

この交付税におきましては、普通交付税と特別交付税がございます。ちょうど合併前と合併後のときから若干ちょっと推移でお話申し上げますと、平成16年度普通交付税が74億1,200万円程度、17年度が69億9,600万円、18年度が78億5,400万円、19年度が77億7,500万円というふうになっております。それに付随いたしまして、特別交付税というのが16年度が8億7,800万円程度、17年度が10億1,400万円、18年度が9億2,400万円、19年度が8億6,700万円、これに付随いたしまして、特にこの交付税だけでなく、臨時財政対策債というのが付随してまいります。このことも列記をいたしますと、16年度が10億7,100万円程度、17年度が8億2,900万円、18年度が7億4,600万円、19年度が6億7,600万円程度、そのような推移になっているということでご理解していただきたいと思っております。

○6番（花木千鶴さん）

16、17というと、合併直前から合併した後ですね。で、私もここで少しこれまでを調べてみたんですが、随分と合併をする以前の西暦2000年ぐらいまでというんですか、そのごろまでは、合算額が大体90億円ぐらいだったんですね、4町ですね。で、交付税は基準財政需要額の中で基準財政収入で不足した分も補うということになっているわけですので、だから基準財政需要額というのは、ほとんどその町が1年間必要最小限度といいますか、人並みにとといいますか、というのを基準にした、それだけ使う使わないのは別として算定するわけですね。その額は、ですから当然合併する前も後も変わらないのが普通です。それをずっと指数で見てもみましても、

ほとんど変わっていません。本市で128ぐらいだったでしょうか。で、それは変わっていないので、収入も難しい形で計算すると、収入についても多少増減はあるにしても、税源移譲になる前まではそう変わらないといえますか。だけれども90億円ぐらいあった交付税が、合併する、この16年あたりから74億円という数字になっていることに、やっぱり交付税が減っているんだなというのを実感するわけです。約16億円ぐらい交付税が確かに減ってしまいました。しかし、必要最小の生活をしなければならないし、それを保障する交付税制度ですから、補わなければならない、それがこの先ほど言った臨時財政対策債というものになっていると思います。それが出されているわけですので、市長が言われたように、臨時財政対策債も含めて交付税の推移でお話くださったんだと思いますが。

では、ここで少しちょっとお話があれですけども、交付税は基準財政需要額に対して、収入額の不足分を補うものとされています。平成12年までは旧4町あわせて128億円前後の基準財政需要額で、収入額が三十七、八億円ぐらいとなっています。ですから、交付税は90億円ぐらいで需要額に達していたわけです。でも、平成15年度の決算を見ますと、基準財政需要額は111億円となってしまいます。そのため、15億700万円という臨時財政対策債を発行して、これまでの基準財政需要額と同じぐらいの126億円にした。ところが、交付税の対象とはこれはしないわけですから、基準財政需要額の収入と差し引いた74億円が交付税になっているわけです。要するに90億円ぐらい交付税を払わなくちゃならないが、74億円ぐらいしかないので、残りの15億円は、後で交付税で見てあげるから借金をしてくれという話じゃないですか。いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に議員がおっしゃるとおりでございます。特に、この13年、12年度から三位一体改革を含めまして、この交付税の係数といえますか、特にこれはこの地方におきます係数というのが大変多く見ておったということでございますので、いつもこの係数で若干のこの交付税という額が変わってくるわけでございます。

おっしゃいましたとおり生身といえますか、生身の交付税は10数億円少なくなりまして、このかわり臨時特例債をそれだけ借りなければならなかったということで、今の私どもの市の地方債の残高、約350億円程度ございますけど、これが本当は交付税で算定されるべきの中におきまして、さっき申し上げましたとおり60億円近く、これがこの地方債の残高にも影響をしているということでありませう。

○6番（花木千鶴さん）

おっしゃるとおりだと言われれば、喜んでいいのかどうかあれですか、そういう仕組みですよ。で、これを見てもみますと、本当に国は大変なんだなと。借金しながら借金させて国を動かし地方を動かしているんだなというのがよくわかるわけです。で、国はもちろん、地方も借金漬けで問題の先送りをしているのかなとしか思えません。で、ここで問題になるのが、借金することで交付税を配付したり、公共事業と地方債を連動させた形で交付税措置しますよと言ったりして、この交付税措置する交付税措置するという、この何かわかるようでわからない、この仕組みですよ。そして、その交付税はその年の基準財政需要額の中で公債費として見ると位置づけられているわけです。しかし、この基準財政需要額は、毎年本当は余り変わっていない。と、こういう仕組みの中でよくわからないわけです。で、そこのところで地方債の中で元利償還金の一部を交付税措置しますよということ

になっていますが、その仕組みというのを説明できますか、できたら簡単に説明ください。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

国の交付税の中に個人的な経費と公債費と2つに分けておりますので、その公債費は別に除いて交付税が算定されると。そして別枠という形で公債費を算定されるというふうに考えているところです。

○6番（花木千鶴さん）

よくわかりませんでしたよね。（笑声）基準財政需要額がこちらあるというわけですよ。そこの中の額は決まっています、ここの中に公債費はあるというわけでしょう。で、もう一度その辺のところがよくわからないので、わかるように説明してください。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

基準財政額、この中には個別算定経費、そして公債費、そしてまた包括算定経費というのがございまして、その公債費の中で、先ほど言いましたように、臨時財政特例債は交付税として100%の算定をしていると、全額ですね。それと、過疎債とか辺地債とかいろいろありますが、それについては70%の算定をこの基準財政需要額の算定の中の公債費という形で算定しているところがございます。

○6番（花木千鶴さん）

そうしますと、基準財政需要額を考えて交付税が決まるわけだから、そのまた基準財政需要額という中に、その借金で積み込んだ公債費も入っているんですよと、こういうわけですから、そうしますと、そこら辺のところはあれですが、この中に見込まれる公債費がふえれば、ほかのところの経常費が圧迫される、これはそう考えられますか。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

それはないと思います。

○6番（花木千鶴さん）

その辺のところ、このグラフの中からいくとわからないところなので、ぜひもう一度

私もほうも勉強してみないといけないなとは思いますが、非常にこの辺のからくりがよくわからなくて、今度またその算定方法が新型交付税になったら少し変わるとか、いろんなのがありますが、基本的な考え方は変わらないんだと思いますけど、ただこういったふうにして基準財政需要額、で、需要額の中で交付税、そしてまた臨時で見る、またそれも借金で交付税で見るという、こういった流れの中で非常にわかりにくいわけですが。

そこで、歳出の場合の各種事業について何うわけですが、この各種事業というのは、今言ったように、交付税措置するからとか、いろんな形で入っているものが多いわけですね。で、このこういうものは市の総合計画や基本構想に沿って進めなければなりませんし、それには財政の裏づけもなければなりません。で、長期的な財政計画はこういう場合不可欠だと思いますが、それが自治体の財政計画運営の資金石になろうかと思いますが、私がこれまで長期財政計画の質問をするたびに、市長は3年ぐらいのローリングでやっていくんだと、こう言われます。けれども、こんなふうにして、先ほども私は歳入で言ったわけですが、交付税に算入されるよ、だけれども、そのからくりはいろいろあるんだということ、本当に財政がうまくやっていけるのか、ツケはどんなふうにして回ってくるのかが見えない面があります。そのためにも長期計画を立てて、いろんな財政の裏づけをしていきたいと思うわけですが、市長は長期計画は今でもつくるおつもりはありませんか。

○市長（宮路高光君）

その長期計画ということでございますけど、先般、皆様方にもお示しいたしましたとおり、22年までの長期的な財政計画ということで、皆様方にも19年から23年まで、この範囲の中で財政状況におきます見通しということで今お示しをしております。今のところはや

はり23年度まで、長期的というのは、あと10年の長期的をおっしゃるのか、ちょっとわかりませんが、せいぜいこの5年ぐらいの中におきまして、さっきも言いましたように交付税の動向とか、いろんなものを含めながら、歳出と申しますか、事業計画は行っていないかなければならないというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

本市では、これから大きな建設事業を抱えているんじゃないでしょうか。それはまず学校が幾つかあります。それから、南薩のし尿処理問題も大変大きな事業になるだろうと予測されますが、それ以外にも、いろんな突発的なことも、あつてはなりませんがあつたりする場合、そして決して楽ではない状況の中で、危険だとは言わないまでも必死で頑張っているというような財政状況の中で、今後どう考えていくのかというときに、長期計画をつくらぬままに本当に何と言うか、市長は見通しがしっかりしておられるのかどうか、私たちが素人だとかということで心配し過ぎだということなのかわかりませんが、大変市長はこういった短期のローリングの中で大丈夫なんだというところをお聞きして、それは市長が大丈夫だと言うのであれば大丈夫だと、信頼していかねばならないのかなと思う次第ですが、本市の財政状況は先ほどもあつたように、健全化法で公表する指標については大丈夫だと。しかし、私が見ますときには、弾力性やゆとりを示す指数であります経常収支比率が96.8%となっています。これは、何とか財政はもっているけれどもぜいたくはできないよと。いろんなことはゆとりはないんだという数値のあらわれであります。だからこそ、今後をどうゆとりある生活にしていくのか、ぎりぎりの生活をしていくのかという、そこに岐路に立っているということなのでしょう。

で、同じ1,000円を、例えですが、持っていたとして、「いや、私はまだ1,000円あるから大丈夫だ」と言う人と、「1,000円しかないから、何とか今のうちにしないとイケない」と言う人、これはいろいろ人であるでしょう。しかし、私たちこの財政を抱えて議論をする立場にある者は、個人の感性だけでやるわけではなくて、確かに将来にツケを回さない運営をしていかなければなりません。

で、今回この質問をするに当たって、私も大変未熟でありましたし、限られた部分だけの勉強を試みましたが、改めてやっぱり国の大変さがわかったように思いました。そして、もう一つ感じましたことは、合併をしてもしなくても、現在地方の自治体が置かれた立場は同じだということがよくわかったように思います。それは、それぞれの町が選択した結果でありますので、いろんなことはありましようが、それぞれに私たちは4町が抱えた、持っていた算定がえという有利なものを持っていますし、そしてそのことは合併をしなかった市町村もその額は保証されているということでありますので、それぞれの町が歩んだ道をそれなりの形で皆必死にやっていると、その立場は同じだと痛感いたしました。特に交付税に対してはそう思ったわけであり

ます。

国の目的は一本算定にあるわけですので、数字合わせだけは多分早い時期にやってくるんじゃないだろうかと、私はまた分析をする中で思うことでした。政務調査でいった単独の町は、危機感があって財政改革に大変必死に取り組んでいました。合併市の中で、将来の算定がえが切れたときに備えているところがどれぐらいあるのだろうかとは痛感しました。

すべての市長の答弁を伺って、「まあ君、心配のし過ぎだよ」というぐらいは言葉にはなさいませんが、大変市長は大丈夫だという

ような姿勢でいらっしゃるといふふうにかがうことができ、きっと聞いていた市民の皆さんは安心されることだろうと思った次第であります。

以上、質問を終わります。

○議長（畠中實弘君）

これで一般質問を終わります。

△散 会

○議長（畠中實弘君）

以上で本日の日程は全部終了しました。あすは午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時37分散会

第 3 号 (6 月 2 0 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（1番、3番、4番、26番、22番、24番）
-------	----------------------------

本会議（6月20日）（金曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西園典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	島中實弘君

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	池上吉治君	市民福祉部長	坂口文男君
産業建設部長	中村治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	小園義徳君
日吉支所長	松山洋一君	吹上支所長	樋渡健郎君
総務課長	桜井健一君	財政管財課長	奥園正名君
企画課長	富迫克彦君	税務課長	地頭所浩君
商工観光課長	鉾之原政実君	市民生活課長	宮園光次君

福祉課長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宇 田 和 久 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	馬 場 静 雄 君	市民スポーツ課長	芝 原 八 郎 君
会計管理者	朴 木 義 行 君	監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君
農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中寛弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（畠中寛弘君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、1番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔1番出水賢太郎君登壇〕

○1番（出水賢太郎君）

皆さん、おはようございます。私は、さきに通告をいたしておりました2つの事項につきまして質問をいたします。

まず1番目は、ふるさと納税制度であります。地方税法の改正により、今年度から始まるふるさと納税制度は、生まれ故郷や応援したい自治体に寄附を行った際、寄附金額から5,000円を引いた額を、居住地の住民税額の1割を上限に税額を控除するもので、従来の寄附金控除税制を拡充する形で導入されました。

鹿児島県では、受入窓口を県に一本化して、その4割を県の方に、6割を市町村の方に分配することになっております。過疎化、少子高齢化による税収の減少に悩む私たち地方にとっては、このふるさと納税制度は財源確保の一つの方法として歓迎すべき制度ではありますが、一方では、自治体同士の寄附金の奪い合いとなることを懸念されております。

そうした中、先月の29日、県の窓口となる鹿児島応援寄附金募集推進協議会の設立総会がありました。この総会には、宮路市長初め県内の各市町村長が出席し、規約や取り組みの方針などを確認、会長には伊藤知事が就任をされたとのことでございます。

今回のふるさと納税制度の導入では、関東、

関西に約220万人以上在住する鹿児島県出身者をターゲットにし、県が東京と大阪の両事務所にふるさと納税課を新設して専従職員を配置するなど、県の強いリーダーシップが前面に出ております。

そこで、1点目として、この協議会の設立の経緯と今後の運営についてどのようになっているのか伺います。

また、評議会の中で、各市町村からどんな意見が出され、また、その意見がどのように反映されているのかを伺います。

また、南九州市や奄美市などでは、また、県内外の多くの自治体では、条例を制定して、寄附金の使い道や、その募り方を決めるなど、独自の取り組みをしていくようであります。そして、寄附者へのお礼などについては記念品を贈るなど、各自治体でさまざまなアイデアが出ているようでございます。

2点目として、我が日置市では独自の取り組みを行う考えはないのか。市長のご見解を伺います。

そして、3点目でございます。寄附金の使い道については、どのようにお考えでしょうか。指定寄附金としての扱いではありませんので、一般寄附金として扱い、一般財源の一部として認識をすればよいのでしょうか。具体的にどのくらいの寄附金額になると予想し、また、それをどのように使いたいのか、市長の素直な思いを伺いたいと存じます。

2番目のインターネットの危険性についての質問に移ります。

皆さんは、マスコミの報道などで学校裏サイトという言葉をお聞きになったことがあると思います。学校裏サイトとは、子供たち同士が自分たちの通う学校に関する情報交換や連絡、また、交流などを目的に設けたサイトで、学校が公式につくったホームページとは異なる非公式のサイトのことを指します。

不特定多数の人が自由に参加でき、また、

書き込みができることで、インターネットによるいじめや犯罪の温床になっていると指摘をされており、文部科学省の調べによれば、全国に約3万8,000件もあると言われております。

10日にありました県議会の一般質問では、鹿児島県内の公立の小中高校で学校裏サイトが334件あり、そのうち216件については、他人や学校への誹謗、中傷など、書き込みに問題があることが公表をされました。

また、学校裏サイトに関し鹿児島県警に寄せられた相談が、昨年の2007年、1年間で36件もあったことで、この学校裏サイトが大きな社会問題になっております。

1点目に、日置市の学校裏サイトなどの状況はどのようになっているのか、教育長にご答弁を願います。

学校裏サイトは、その名のとおり簡単に見つけることができない裏のサイトであります。言葉を言いかえたりとかして、インターネット上で検索、探し出すのが非常に難しく、保護者や教職員がその現状を把握できない状況になっております。

そのような中、県教育委員会が調査をされたわけですが、2点目として、日置市の教育委員会や市内の各学校ではどのような方法で、この学校裏サイトの把握を行っているのかを伺います。

県教育委員会では、いじめ対策プロジェクトを設置し、2月にネットいじめ対策をまとめた保護者用のリーフレットを10万5,000部作成し、中学生や高校1、2年生の保護者や、また、全教職員に配付をしたとのことでございます。

また、インターネット上の有害情報から青少年を守ることを目的としたいいわゆる青少年ネット規正法が、11日の参議院本会議で可決成立をいたしました。背景には、このような学校裏サイトなどの有害情報から子供たち

を守るのは、私たち大人であるという認識があります。

そこで、3点目として、日置市では子供たちにインターネットの危険性を認識させるためにどのような取り組みをされているのかを伺います。

以上、2項目につきまして、市長並びに教育長の誠意ある答弁を求め、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、ふるさと納税制度についてというご質疑でございます。平成20年5月1日に制度がスタートしたことにより、5月7日に県知事が定例記者会見で市町村との連絡協議会設立に向けての発表がありました。これを受けて5月14日に市町村担当課長会が開催され、協議会設立に向け、市としての賛同を求められましたので、翌日に賛同の意思を伝えました。

5月29日にかごしま応援寄附金募集推進協議会が県内全市町村の加入により設立され、規約・活動方針等の取り決めがなされ、6月から本格的に動き始めているところでございます。

設立に至った経緯については、東京や大阪といった大都市に集中している税源を地方へ移転できないかという問題意識から生まれた「ふるさと納税制度」の趣旨を踏まえ、県内市町村が寄付金を取り合うことを避けるとともに、県と市町村が寄附金の獲得をめぐる競争・競争することになれば、県外の出身者・関係者等に対し、県全体のイメージダウンにもつながるものなど、決して望ましい姿ではないと考えの上から、県と市町村が一体となって寄附金募集の取り組みを行おうとするものでございます。

推進協議会の具体的な活動内容は、原則、県が窓口になり募集を行い、寄附申し込みの

受け付け、お礼状の送付、寄附金受領証明書発行など、事務やパンフレット作成、PRの経費も県が負担するものであります。寄附金の配分については、市町村の指定があれば6割、県が4割を受け取る内容になっています。また、市町村の指定がない場合は、6割のうち4分の1を均等割、4分の3を人口割となっています。

今後の運営方法につきましては、東京、大阪、名古屋、福岡における日置市郷土会の会合等の情報があつた場合、速やかに県に連絡し、協議会と協力して募集を行うこととなります。

なお、本市に直接寄附の申し出があつた場合は、ふるさと納税寄附金として受け入れたいと考えております。

その中の2番目でございます。市独自の取り組みについては、市町村が独自で寄附を広く募集することは協議会の趣旨に反するので、自粛を求められているところでもございます。協議会の趣旨に沿っての取り組みや、市ホームページ等でもわかりやすいふるさと納税制度の啓発に努めていきたいと考えております。

使い道については、「環境、保健・福祉、観光・産業の拡大、人づくりのための教育、市民との協働によるまちづくり」等を推進するために活用していきたいと考えております。基金の条例の制定については、ふるさと納税は寄附者の意思によるものなので、利用者数や寄附金額を今のこの時点で予測するには大変難しいと考えておりますので、その実績等を踏まえながら、今後検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

インターネットの危険性について、学校裏サイトの本市の状況はどうかということですが、裏サイトに関しましては社会問題化して

おりまして、早期対応が求められる事案であると認識をいたしております。そのため、ことしの5月に市内全小中学校で、学校裏サイトに関する調査を実施いたしました。その結果、学校裏サイトの存在は確認はできませんでした。ただ、掲示板等への書き込みは確認をされております。

2番目に、学校裏サイトの把握をどのような方法でやっているかということですが、教育委員会や各学校の裏サイトの把握状況についてお答えをいたします。

教育委員会、各学校とも、配備されたパソコンから学校非公式サイトについて確認を行っておりますが、学校非公式サイトは、日々増減したり、パスワードをかけてあると存在を確認できなかったりする性質上、確認するのは大変難しい状況でございます。

また、本市のすべての学校においては、すべてのパソコンにフィルタリングが施されておりまして、現段階で学校非公式サイトを確認するのは大変難しい状況にあります。そのため、児童・生徒、保護者へのアンケート調査等を実施して、被害等がないかの把握に努めているところでございます。

また、学校によっては、個人パソコンや携帯電話等で学校非公式サイトへの把握に努めておりますが、これも確認するのはなかなか難しいようでございます。

3番目に、子供たちにインターネットの危険性を認識させるためにどのような取り組みをしているかということについてお答えいたします。

学校での主な取り組みとしましては、全校児童・生徒へのネット犯罪や情報モラル等の講話や道徳、学級活動、総合学習等の授業での指導、リーフレット等を活用した指導等が上げられます。

また、PTAに対しても同様の内容についてPTA総会や学級PTA等で啓発に努める

とともに、啓発用資料を作成し、配付をいたしております。

また、携帯電話会社や県警サイバー犯罪課等、外部講師による指導も行っており、今後とも指導の充実を図っていく予定であります。教育委員会としても、各学校への情報提供や管理職研修会等での指導を引き続き行ってまいりたいと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

それでは、順を追って1番目から質問をいたします。

なお、きょうは22番議員も同じ内容で、ふるさと納税の質問をされておりますので、私は、今回この推進協議会の運営についてを中心に質問をさせていただきたいと思っております。

まず、市町村が6割、県が4割ということで指定された場合、分配をすることになったわけですが、この根拠というのは、地方税法の税率に準拠されているのかどうか、まずここを1点確認させていただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

市町村民税の中で市税と県民税がございますので、県の指針におきますと、市町村民税の割合を遵守した形の中で6対4というふうに決めたというふうに報告を受けております。

○1番（出水賢太郎君）

わかりました。そういうことだろうと私も予測はしておりました。

その中で、先ほど市長の答弁でありましたとおり、市町村の指定がない場合に、その市町村の指定がない分の6割の中で4分の1は各市町村の均等割、そして、4分の3は人口割ということで、これでいきますと約15%が均等割、45%が人口割という計算になってくると思います。この根拠、こういった説明があったんでしょうか。

これでいくと、人口が多い鹿児島市とか、こういうところになるとかなり多くの額が集まってくるわけですが、我々みたいな中小の

市町村になってくるとちょっと不利な条件かなというような気がいたすわけでございます。

うわさの聞くところによりますと、最初は県が5割、市が5割というような話もあったようでございますが、どうしても県が少しでも財源を確保したいというような何か背景とかいろいろあったのかなと思うわけでございます。このような数字になった根拠は一体何だったのか。そういった説明があったのかどうか、詳しくご説明をいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

具体的な説明はなかったわけでございますけど、県の意向の中で、それぞれふるさと納税ということで、出身者というのが大前提でございますけど、県の説明の中におきますと、県にゆかりのある人という中におきまして、特に県教委にもたくさんの国からの派遣の人が来ていたり、また、国のそれぞれの出先がある、そういう方々にもターゲットをしていくんだという一つの説明でございましたので、その方々が鹿児島市に集中しているのかわかりませんが、具体的な説明はなかったわけでございます。

基本的に私ども、基本的なこのふるさと納税の方々は、大方はそれぞれの出資をしてくれるという方向の中でございましたので、このことについて協議会の中で、この割合について質疑等も何もなかったようでございます。

○1番（出水賢太郎君）

ほかの市町村も含め、日置市もそうですが、県に準じるというようなスタンスなのかなというふうに今の答弁では伺ったわけですが、しかし、そういう中で質疑はなかったというんですが、おかしいなと市長自身個人的に思われたこと、この中身を読んで、もうちょっと少しうちの市に入ってくるような要素がないのかなとか、疑問に感じられたことというのはなかったんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、私もこのことにつくよりも、やはり指定といいますか、やはりこの方が大方多いのかなと思っております。

指定なしというのは本当にどれだけなのかということでございましたので、余りそういうことは質疑もしませんでしたし、また、基本的に協議会の中で出された1点が、協議会は年1回という形でありましたけど、恐らく募集要項と年2回ぐらい、精算をしたとき、1年間そういうふうにして2回ぐらい開催をしてくれとご要望もありまして、県の方も知事の方も、2回しましょうと、その中におきまして1年間どういうそれぞれの各市町村におきます配分等を、そういうものをやはり参考にしながらという一つのご意見があったようでございますので、今回は私もまだどういう動きでどれだけのお寄附金があるのか予測もつかない状況でございましたので、この制度の中で推移を見守っていきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

あと、先ほどの答弁で、この協議会の事務局の費用、これはすべてリーフレットの作成、PR、事務関係処理、すべて県の予算の方で組まれるということなんですが、通常ですと、何かこういう協議会をつくる時は、市からの支出金とかも普通はあるわけですが、これはゼロというふうに考えてもよろしいんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、私ども市町村はゼロと、特にさっき言いましたように、県が4割という一つのいただくということで、その分は県がそれだけしましょうと、本当に手続上、事務は私は煩雑すると思っております。

申し込みを配付する、また、来てから税務署にとの確認がございますし、大変これは一人の本当に、ここにやって市独自ですするには、

大変二、三人の担当していかなければ、ただ税控除とかでなくて、関係機関にやはり通知をし、そこからどういうふうにしてまた引き落としできたのか、いろんな確認もございますので。

県はそういうことを含めまして、それだけの体制をしていくということでございますので、今回の事務費につきましても6、4という、さっきありましたように、5、5だったのかわかりませんが、その経緯は。そこまで県が今回大きなリーダーシップをとっていただいたというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

今市長が言われたように、事務処理の煩雑さとか、例えば小さい町村であれば、その受け入れ体制が整うことができないというのは目に見えてわかっていた話であって、沖縄県などでは41市町村のうち11市町村が対応できないというようなアンケート結果も出ているようでございます。そういう点で考えれば、この鹿児島県のやり方というのは画期的でもあり、鹿児島の実情に合ったやり方なのかなとも思うわけですが。

そういう中で、先ほどの答弁でもありましたように、日置市に直接寄附をする方が出てきた場合に直接受け入れるわけですが、市の方で。この受け入れるのは100%の金額を受け入れるのか、もしくは4割また県に市から戻さないといけないのかどうなのかということと。

もう一つは、この担当課は、所管は財政管財課の方でされるのかどうか、その体制はどうなっているのかというのを伺いたします。

○財政管財課長（奥藺正名君）

先ほどありましたように、活動方針の中にもありますように、市町村に直接入った場合は、市町村で取っていいと、制約は全然しないということでもあります。

そして、今現在二、三件の問い合わせが来ております。徴収としましては、今、課としましては、財政管財課の方で、通常の寄附金の受領を今までしていた関係で行っているという状況でございます。

○1番（出水賢太郎君）

そういうことであれば、例えば予算書の中で、もしその寄附金が入ってくれば、一般寄附金の項目のどこに入ってくるということで考えればいいと思うんですが、そういった場合に、市が直接受けた寄附金と県を通して受けた寄附金は、これは項目を分けるべきだと思うんですが、その辺はどういうふうに処理をされるのか、ご予定があるのか伺います。

○市長（宮路高光君）

基本的に市で直接受ける分、また、鹿児島県と一緒にする、使い道は基本的に私は一緒にしていかなきゃならんというふうに思っております。

その中でこの寄附金をして、さっきも言いましたように、この基金条例、こういうのも今後つくっていかなきゃなりませんけど、一般寄附という形の取り扱いはちょっと難しいと、これはふるさとという納税の意識していただいた方は、この県がしているのも一緒だと思っておりますので、やはり使い道は一緒に合算して、ちょうど、今後のことですが、基金条例等もつくって一緒にその目的に沿った形の中で使い道をやっていきたいというふうには思っております。

○1番（出水賢太郎君）

先ほどの市長の答弁で、県の方から市町村が独自でPRというか、呼びかけというのは自粛してほしいということで、県の方に一本化してほしいということです。そういう説明があったというふうなことでしたが。

ただ、ちょっと矛盾してくるとは思うんですけれども、市の方に、日置市に指定してもらうためには、やはりそれなりの呼びかけと

いうか、PR活動というか、日置市と書いてくださいねと。

ここに申込書があるんですけども、かごしま応援寄附金申込書、ここに1から46と市町村の番号を指定するようになっています。日置市が11番目です。ここに「11」で書いてもらわないと意味がないわけです。もしくは、100%もらいたいのであれば、市の方に直接振り込んでもらうというふうにしてもらわないと何の意味もないわけですが。

そうなったときに、やはり直接日置市に入れてくださいねと言わないと、それはなかなかだれも、制度そのものを、システムをわかっていないければ、日置市に直接という形にはなつてこないと思うんです。

でも、半面、県の方はそういう活動は自粛してくださいよと言っているわけですから、これはすごくジレンマを抱えることになるんじゃないかなと思うわけですが、その辺の考え方は、市長はどうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

基本的に私どももそれぞれ関西、関東にそれぞれのふるさと会というのがございますので、私もこの29日の日には吹上の関東会の方に行きます。先般もほかの会もございましたけど、やはり私も直接行きまして、こういう趣旨も、会合に100人ぐらい来ていらっしゃると思っておりますけど、自分自身も直接行きまして、そういう趣旨もきちっと話をさしていきたいというふうに考えておりますし。

また、そういう名簿、そういう方々につきましても、やはり市は市なりのそういう一つのPR方法というのはやっていきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

ということは、自粛とは言われていますけれども、実質はそういう活動はしてもいいと、お墨つきじゃないですけども、そういう形

では了承は得られているということで理解してよろしいのでしょうか、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

了承とか、そういうことじゃなくて、暗黙の中でそれぞれの市町村の中でやはり動きはしていくとっておりますので、基本的にはこれをつくった趣旨もございますので、さっき言いましたように、また次の会の中でいろんなまたこれについては課題はまだ残されている部分もたくさんございますので、いろんな各市町村からの意見というのも出てきますし、また、結果がどういうふうにして数字にあらわれてくるのか、そこあたりがまた一つの見どころじゃないかなというふうにお考えしております。

○1番（出水賢太郎君）

ちょっとあいまいな部分というか、まだスタートしたばかりですので、確かに市長が言われるように、これからの協議会の場でまた意見を出していただきたいというふうにお考えしております。

2番目と3番目は重複する部分が出てきますので、まとめて追加の質問をさせていただきます。

まず、県人会というか郷土会、日置市の出身者の会に市長も直接行かれて活動をされたということですが、まずその前提になるのが、幾らぐらいになるかもわからないということですが、今実際に関東、関西、福岡、それから東海方面合わせてどれぐらいの日置市の出身者がいらっしゃるのか。

大体、それで、こういう言い方をしたらいけないでしょうけど、一人最低額の5,000円もしされた場合に、大体の概算というのは出てくると思うんですが、その辺はどのようにお考えか、お調べであれば披露をしていただきたいわけですが。

○市長（宮路高光君）

今、その数といいますか、人員というのは

調べてはないわけでございますけど、今のそれぞれの郷土会の中に行きますと、大体100から百二、三十名は出会をしております。その中におきまして、今私どもが正式に行っているのは、7つぐらいの、それぞれ東市来、伊集院、日吉、吹上でございますけど、7つぐらいそれぞれ関東、関西にあるようでございます。

その人数で、出会に来ない方もいらっしゃるようでございますので、まだ今の時点でどれぐらいの目録ということはひとつも試算はしておりません。とりあえず今、そういうPRの時期でございますので、この1年間こういうPRをして、その実績を踏まえた中でまた次のステップをやっていきたいというふうにお考えしております。

○1番（出水賢太郎君）

ちょっと市長の対応は、僕は後ろ向きじゃないかなと私は思うんですけども、なぜかと申しますと、伊藤知事は全国で一番の手厚い体制を敷いて取りに行くんだというふうにテレビでもおっしゃってましたし、すごい意気込みです。職員も東京と大阪に5名ずつ専従職員も配置しますし、日置市としてもそれに乗らない手はないと思うわけです。

ただ、この制度が5月1日に施行された時点で大体、これは去年から議論されていることですから、ましてや去年も一般質問で出ている話題です。それであればある程度日置市の出身者というのがどれぐらいいて、どれぐらいを目標にしないといけないというところもやはり定めていかなければ、ただこの制度を使って何かやってみようかなというぐらいの感覚では、寄附をされる方もどうかと、やっぱりこの熱意というのが伝わってこないと思うんです。その辺はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

私もずっと大阪に行っております。その中

で、やはりふるさと、寄附できる体制なのか、やはりそれぞれ、来られる方は80歳、70歳、恐らく年金暮らしの方が大半でございます。

その中におきまして、この税法の中のもの、寄附金、そこあたりも、相手がおりますので、やはりそういう部分で、やる気と、ほかのものと違って、やはりこれは相手の尊重した中で物事を整理していかなければ、ほかの、取りに行くとかなんとかというものじゃなく、やはり快くどう相手がしていただけるのか、そういう体制をしていかなければ、やはりこちらから取りに行くという形をしたら、やはりみんな相手はこういうふうに、寄附というのは、快くどうしていけばいいのか、このことをやはり十分、私ももう何回もそういうふるさと会に行つて、皆様方とお話しておりますので、ここあたりは、やはりそういう雰囲気づくりをきちっとした中でやらなければならない。

時には、もう寄附なんかしないと、寄附、そういうものがあれば来ないとか、いろんな方がいらっしゃいます。やはりそういう人の配慮をし、やはりふるさと会をこの寄附金の中で壊しちゃいけないと、やはりそういうことを、私は自分がそういう会に行ったときにそう感じましたので、そこあたりはやんわりした形の中で、納税のこの寄附制度というのは進めていきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

そうなりますと、寄附される方の意思というのが重要になってくるわけですが、ただ、日置市の今回の使い道の考え方でいきますと、一般財源化するという形で考えていいのではないかと思うんです。

先ほど市長が言われた「環境、健康・福祉、そして観光・産業の振興の拡大、人づくりのための教育、市民との協働によるまちづく

り」を推進するために活用と、ただ、鹿児島県が出しています使い道の県内の全市町村の一覧を読みますと、ほかの市町村では特定に使い道を限定している部分も多いわけですが、日置市の場合はそういう形では書かれていないと。

かたやほかの町を見てもみますと、東串良町とか始良町とかは一般財源として活用と堂々と書いております。しかし、中には奄美市とか南さつま市を初めとして、この事業に限定しますよということに分けているところもあると、うちの市の場合は、その中間のあいまいなところかなというような気がいたすわけですが。

しかし、納める方してみると、何に使われたんだろうなというのもやはり知りたい気持ちもあるでしょうし、納得したいなというところもあると思うんです。その辺の説明責任というんでしょうか、借金の穴埋めに使われるんじゃないかとか、そういう指摘も中にはあるわけです、このふるさと納税の制度に関しては。そういう考え方に関して、市長はどういうご見解をお持ちなのか。

○市長（宮路高光君）

さっきも環境とかいろいろとその目的の範囲はお話いたしましたけど、会に行きますと、やはり皆様方が集まっていますけど、それぞれ東市来、日吉、吹上、伊集院ありますけど、私の感覚では、やはり校区といいますか、やはりそのふるさと小学校とか、この会もたくさんありますけど、やはりそういうふうにして自分ところの、吹上であっても花田小学校のところはどうなったのか、そういう趣旨が多いんです。

だから、私今回、地区館を含めまして、いろいろと活動の中でしておりますけど、その意思というのは、やはりふるさとと言えば吹上、伊集院、その名称はいいんですけど、それ以前に小学校、こういう気持ちというのが

大変強いような気がいたしましたので、今後はやはり、この使い道は、ここに書いてございます市民との協働のまちづくりの中におきまして、特にこの地域におきます伝統芸能とか、ふるさとでどういう祭りがあったとか、行かれた方は小さいときにそういうことを味わっている方が特に多いようでございましたので、今後は、今回も行きますけど、やはりそういうもの皆様方と意見交換をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。

○1番（出水賢太郎君）

全くおっしゃるとおりだと私も同感であります。額もそこまでふえてこないと思うんです、初年度は。ですから、例えばそういう伝統芸能、地域の祭りとかの運営補助に充てるような形で限定していった方が、私は寄附者の思いというのでも伝わってくるのかなというふうに思っておりますので、今のところこうやって公の形で、使い道としては、今言われたような大ざっぱな形でやっていますけれども、内々ではやはりその辺は精査させていただきたいと思えます。

また、今の議論でいきますと、県外の方々に対するアプローチが主になっていますけれども、これは鹿児島県内にいる日置市の出身の方、特に鹿児島市にお住まいの方々というのやはりターゲットになってくるのかなというふうに思うわけですが、その辺への取り組みというのはどうされるのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

先般の協議会でもそういうのが若干出ました。さっきちょっと言いましたように、鹿児島県の市町村間の争い、このこともいろいろと危惧する部分もございますので、とりあえずその方向性というのは県外という方向の中でやっていきたいと思います、さっきも申し上げましたように、この一、二年続いていく中におきまして、特に私ども日置市におきましても、鹿児島市に在住の方がたくさんおります

けど、やはりいろいろとまちづくりをしていく中におきまして、市町村間の県内でぎくしゃくする部分については、やはりいいところ、悪いところございますので、とりあえずこの一、二年を含めた中では県外の方にといい、その目を向けていった方が私はいんじゃないかなというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

私、先日、市のホームページを開いて見てみたんですが、ふるさと納税の部分というのが案内が何もまだ入っていないようでございます。できれば市のホームページにもしっかりと案内を載せて、直接市の方に寄付金が来るような仕掛けをつくっていかないといけないというふうに思うわけですが、いかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に今後、そのようにホームページ等も開設してやっていきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

それでは、ふるさと納税はこの辺にいたしまして、学校裏サイトについて、質問に移りたいと思えます。

先ほど教育長のご答弁ございましたが、特に確認はされていない。掲示板には若干あるのではないかということでしたが、掲示板にもいろいろ種類がありますね。例えば携帯で見たときに携帯で出てくる掲示板、簡易の掲示板だったりとか、あと2チャンネルとよく言われますが、大きな掲示板だったりとか、すぐ消されるやつもあれば、ずっと一、二年放置されているような掲示板もあります。いろいろあるわけですが、どういった種類、どこまで調べられたのか、ちょっと難しいとは思いますが、これ非常にいろんな種類、もう本当にたくさんあるわけですから、どこに限定できないとは思いますが、逆に言うと、確認できないとされてますけれども、

若干もしかしたらあるかもしれない。

私、実はなぜこういったことを申しますかといいますと、やはり各学校どうなってるかわかりませんが、ある中学校では先生がたまたまそういうのを発見したと、いろいろ探してて発見して、ある特定の生徒の名前が書かれていたという例があったようでございます。ということは、確認できてないわけですが、実際にあったわけですが、もう少しそこ踏み込んで調査をされたほうがいいと思うわけです。その辺ちょっと教育長のご見解を伺います。

○教育長（田代宗夫君）

学校裏サイトの問題は大変難しいんですが、一応、何ていいますか、一つだけ分けて考えたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、俗に言う学校裏サイトというのは、特定の学校の裏サイトであって、例えば〇〇中学校とか、その中学校のことを公式なホームページじゃなくて、ことをいろいろその中でお互いにやり合うと、これ一般的には特定学校裏サイトと呼んでいる方もいらっしゃるようです。

ところが、一般の学校裏サイトと呼ばれて、これは仮にそう呼んでいるんですが、といいますのが、先ほど1番議員が話がありましたように、例えば鹿児島自殺団とかいうのをクリックしますと、鹿児島の大人から子供に至る者がその中で書き込みをやっておりますし、また、チャットとかいうのもありますし、それから、変なものいっぱい、ティーンズ学園とか、学校性学園とか、いろんな名前なのがいっぱいございます。あるいは、10代のこくり場とかいうのをクリックしますと、また中から出てまいります。そういう不特定多数の一般の裏サイトの中に学校名とか個人の名前が記された記述が出てまいります。それは出てまいりましたけれども、先ほど確認できなかったと言いましたのは、特定の学校の裏サ

イトと言われるものは、今のところ確認はできなかったと。ただ、確認できなかったものでありまして、実際あるかもわかりませんが、そういうことでございます。

○1番（出水賢太郎君）

ということは、裏サイト確認ということですが、先日の県議会で答弁があった内容の334件、県内にあったと、これにはもう日置市内は該当しないということで判断はしてよろしいんでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

あの数の中には、私どもの日置市からは2という数がとりあえず上がっております。ただ、いろいろと確認した結果、裏サイトではなくて、実際は、例えば保護者のホームページの中に書き込みがあったとか、そういうものでありまして、後からよく調べた結果、そういうことでございます。

○1番（出水賢太郎君）

少しほっとしたというか、どこもあるわけですが、これはただ、日々、先ほども答弁ございましたとおりに、ふえたり減ったり、いろいろ出てくる現象ですので、チェック体制というのは厳しくこれからもしていただきたいと思います。

子供たちの携帯電話、今もう中学生とかもかなり持っておりますね。やはり自分たちが携帯電話持ってて、そこで学校には持っていないんだけど、家とか学校外で携帯のインターネットを使ってこういう書き込みをしたり、見たりとかあるわけですね。学校裏サイトといっても、先ほど教育長が言われたように、ただの情報交換というか、部活のお話をしたりとかいうのもあれば、中には「死ね」とか「きもい」とか「うざい」とかいう書き込みをしたりとか、もう本当幅が広いわけですが、そういう中で、やはり子供たちの携帯を持っているからこそこういう問題が出てくるわけでありまして。

そこで、お伺いしたいのが、日置市内の小中学生の携帯の所持率というのは把握されていらっしゃるでしょうか。

○学校教育課長（肥田正和君）

お答えします。

これは昨年の8月末現在の調査なんですけれども、小学校で携帯電話を所持している数が全在籍児童数の3.8%ございます。それから、中学校では在籍生徒数の13.9%が携帯電話を所持しております。

○1番（出水賢太郎君）

全国平均と比べれば低い数字だと思います。ただ、これもやはり保護者の感覚というか、いうのもありますでしょうし、また、日置市の場合は、どちらかといいますと、何ていうんでしょうかね、山間部も多いですので、防犯上というか、通学の安全というのも考えて携帯を持たせる方もいらっしゃるかと思いますので、一概にそれを取り上げるとか、そういうことを言ってるわけではありません。やはりそこで学校なり保護者なりが携帯の正しい使い方を教えていく、先ほどフィルタリングという話がありましたが、要は、携帯からそういう有害なホームページ、サイトを開かないようなブロックをあらかじめかけるというシステムをやはりしっかりと使っていきべきだというふうに思うわけであります。

2番目、3番目に移りたいわけですが、先ほども教育長はなかなか把握難しいということと言われたわけですが、今度、学校裏サイトをチェックする、そういう何かサービスというか、学校裏サイトチェッカーというものが開発されたそうであります。どういったものかといいますと、これはベンチャー企業の会社がそういうのを開発したそうで、今から、これまでできたばかりですので、各学校とか市町村の教育委員会に売り込んでいくようでございます。ネットでも紹介されてますので、ちょっとチェックをしていただきたいな

と思うわけですが、学校名とか、例えば日置市とか打てば、その該当するページが全部出てくるそうなんです。その中から、今言われたように、これはじゃあ保護者がつくったものかとか、裏のものかとか、いろんなものがチェックができると、非常に有効だなと思うわけであります。

また、例えばフィルタリング協議会といったものが全国にもあるわけですが、そういったところが、先ほど言われたようなIT関係の研修を、教職員向けの研修、そういうのを開発して、1回で何万円でしたかね、5万円か、そこらだったと思うんですが、そういう形で全国講習を始めたそうでございますので、そういった情報収集もされたらいいかなと思うわけであります。

そこで、質問ですが、こういうITとか、こういうサイト関係にお詳しい、精通した教育委員会の職員もしくは学校の教職員というのは、日置市内で大体どれぐらいいらっしゃるのか、ちょっと把握はされているかどうかわかりませんが、どれぐらいいらっしゃるのか、簡単で結構でございます、ご答弁願います。

○教育長（田代宗夫君）

こういう裏サイトを探すような超専門的というのは多分いないと思います。ただ、パソコンをもちろん操作したり、いろんなプロジェクターの資料をつくったり、ほとんど操作はできますが、ちょっとこれは特殊な技能ではないかなと思いますので、そういう者は今のところいないと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

確かにおっしゃるとおり特殊な技能ですので、そういった研修とか、例えば先ほど答弁であられたように、警察との連携で、少しでもそういう技能を教職員や教育委員会の職員の方々には身につけていただきたいと、そのための予算措置も必要であれば、しっかりし

ていただきたいというふうに思うわけであり
ます。

3番目でございますが、例えば2月に配ら
れた、ネットいじめ関係の対策のリーフレッ
ト、保護者向け、教職員向けのリーフレット、
これについて質問するわけですが、ただリー
フレットを職員と保護者に配っただけでは意
味がないわけであります。

そこで、例えば携帯電話の所持もしくはフ
ィルタリングに関して、保護者に対してどの
ような指導を具体的にされているのか。ただ
P T A総会とか学級P T Aで話をしても、な
かなかそのときだけの話なんです。実際に
問題が起こるのは、特定の生徒とかの書き込
みがあって、警察に相談があったときに初め
てそういうことが発覚するわけでありませ
ん。未然に防ぐためには日ごろからの対策と
いうのが必要なわけですが、具体的に話を
するだけではなくて、ほかにも何か組みこ
みというのは何かされていますか。

○教育長（田代宗夫君）

おっしゃるとおり、ただの指導をしている
だけでは、なかなか保護者の十分な理解に
までは行き届かない面が多々あるのではない
かと思っております。したがって、近年とい
いますか、大体ことしになりましたからは、
例えば伊集院小学校もさきの日曜日には日曜
参観がありまして、その後、講演会でe - ネ
ットのキャラバンの講師を呼んで、保護者に
そういうインターネットの怖さとか、こうい
うときはどうするんだとかいう、具体的な携
帯を使った指導をしていただいたところでご
ざいます。また、伊集院北中のほうでも、こ
れは生徒や保護者、学校職員を対象にして、
県警のサイバー犯罪課の人に来てもらって、
話をしてもらったということがございます。

したがって、私どももそうなんですけれど
も、実際に操作してみないとなかなかわか
りませんし、やはり現物の携帯を使った中で保

護者あるいは子供に対する指導、これがやっ
ぱり一番効果があるんじゃないかなと思いま
すので、今後についても、そのような具体的
な、やっぱり実際に専門的に詳しい方を講
師に呼んだやっぱり指導というのを今後ふ
やしていきたいなと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

あと、やはり先ほど言われたように、そう
いう現物というのか、実際に書き込まれた
内容とか、道徳教育の中でそういうのを入
れていくべきだと思いますし、保護者もで
すし、地域もそうですが、結構この存在と
いうのをなかなかご存じでないですよ。言
葉では聞いたことあるけれども、どういた
つ中身なのかというのは、我々議員も含
めてそうですが、なかなか知らない。そう
いう啓蒙活動というのは、教育委員会を
中心に率先してやっていただきたいと思
います。

さて、最後の質問でございますが、もし
子供たちとか保護者の方から相談があつた
場合の体制についてであります。恐らく警
察に相談するというのが適切な措置かと思
うわけですが、中にはこういった例があり
ます、学校の先生のほうに相談がありまし
たと、生徒から。学校の先生が掲示板の
管理人に削除してくれと、これ削除でき
るんですよ、管理人にお願いすれば。そ
の管理人の削除したことに対して、また
その削除した親とか先生に対しての誹謗
中傷の書き込みがまたあるそうなんです
。もうこれは本当イタチごっこなんです
が、そういったときの体制が今、現段階
ではどうなっておられるのか、相談体制
、対策というのか、もしあつた場合、ど
うやって動かれるのか、まずそちらのほう
をお伺いしたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

確かに担任が保護者から相談を受けた
ときにどう対処するかというのは、担任が
知らなければできないと思いますので、こ
とし校長

会の研修会では、迷惑メールが来たときの対処方法ということで、それぞれのアドレスを書いた、例えばNTTドコモとか、ソフトバンクではここですよとか、先ほどから出ておりますように、県警の安心メールとか、子供を犯罪から守るためのネットワーク、あるいは、そのほかネットワーク犯罪に注意をとくか、そういう具体的なそれに関する相談窓口というんですか、そういうものを今回配っておりますので、多分各学校では担任がそれを持っているだろうと思いますので、それをもとにそういうところへ相談したり、あるいは学校で話し合いをしてから、対応するなりの方法をとってくれているんじゃないかと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

最後ですが、こういった対応を誤らないようにしていただきたいと思います。これは一つ間違えれば刑事事件にも発展することありますので、毅然とした対応をとっていただきたいと思います。

最後に、終わります。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時5分とします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、下御領昭博君の質問を許可します。

〔3番下御領昭博君登壇〕

○3番（下御領昭博君）

私は先般、2項目について通告してしましたので、2項目について質問いたします。

まず1番目に、梅雨や台風シーズンとなり、水害や土砂災害、冠水などに適応するための対策について質問します。

平成5年度には予想以上の大雨が降り、大水害となり、がけ崩れや河川のはんらんで冠水した地域が多く、大災害がありました。あれから15年が過ぎ、これまで以前のような災害もないように記憶しております。しかし、地球温暖化で異常気象が発生し、局地的、時間的に大雨が降るなど、不安の多い状況であります。

また、本県は台風常襲地帯、多雨地帯、特殊土壌地帯という気象・地理的に厳しい自然条件のもとに置かれています。河川はその大半がシラス台地を流れ、洪水の被害を受けやすい特質であり、さらに、宅地化等による土地利用の変化のため、河川の安全度は低下する傾向にあります。このため、社会資本整備重点計画に基づく河川整備を行っているが、未改修河川が多く、長期的展望に立って、緊急度の高いはんらん区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮しつつ整備事業を推進しているようです。しかし、県も財政状況が厳しく、なかなか思うように事業が進まない事態であるようです。最低限守らなければならない住民の生命、財産の確保を行うためにも、特に危険度の高い箇所は早急な整備が必要と考えます。

そこで、市長に伺います。①市内で冠水した地域は前年度で何件ぐらいあったのか。また、そうした地域の対策はどうしたのか。②2級河川や準用河川などで住民より申請や相談が何件ぐらいあったのか。また、市としてどのような対応をされているのか。③市内を流れる河川で、特に危険性の高い地域はどれぐらいあるのか、あるとすれば、今後どのように進めていくお考えか。

2番目に、修学旅行の農家民泊の受け入れについて伺います。

グリーンツーリズムとは、農村の美しい景観と伝統文化を受け継いでいる、ヨーロッパ等で広く行われている余暇活動の一種であり、

わかりやすく言うと、農村観光であるようです。日本におけるグリーンツーリズムの広がりには、まず、背景にバブル経済の崩壊による大規模リゾート開発の挫折と、高度調整の中での農業産物直輸入の自由化による農山村活性化の危機のための対策であり、新しい食料・農業・農村政策等の方向においてグリーンツーリズムの振興が示され、各県で本格的な取り組みが始まっているようです。

近年、農村部では高齢化が進み、荒廃地が進行し、農業離れが年々拡大する中で、何とか魅力ある農業経営の回復を図ろうと、どの自治体でも基盤産業である農業の振興につながる方策を検討しています。農業に連携させ、都市住民との交流、グリーンツーリズムによる農村地域の活性化をねらいとした整備対策に取り組んでいます。

我が日置市では、平成18年度より、関東、関西の中学生、高校生の修学旅行を、ブームとなっている民泊、農業体験型を各農家で受け入れています。昨今、食の乱れが社会的な問題となる中、食の基本である農業の大切さや人との触れ合いなど、わずかな時間であるが学び、身をもって体験することで、これから先の進路、将来に子供たちに与える影響ははかり知れないものがあると私は思います。旬の野菜、確かな食材にめぐり合い、手づくりでつくった伝統料理を食するなど、さまざまな経験ができるのではないのでしょうか。また、牛、豚、鳥など、家畜はいずれ私たちの食材、食料となるものですが、肥育中は愛情を注ぎ、慈しんで育てられています。このような場に接することで、命の大切さや命の犠牲であることからこそおいしく食することができるありがたさなどを感じるのではないかと思います。受け入れ農家にとっても、これまで経験したことのない体験をして、農家にとっても、農業を見直すよい機会だと思えます。また、地域づくりの新たな起爆剤となる

ことが期待されるのではないのでしょうか。

そこで、市長に伺います。①、平成18年度より、修学旅行生の民泊を受け入れているが、今後どのように進めていくお考えか。②、農業は時期的なものがあるが、生徒は満足できる農業体験ができているのか。③、修学旅行の時期など、学校からの意向が大きいと考えるが、受け入れる日置市で何らかの情報を発信しているのか。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、梅雨や台風シーズンとなり、水害や土砂災害、冠水などに適応するための対策にというご質問でございます。

その1でございますけど、前年度は冠水した地域はありませんでした。予想される地域に対しましては、必要に応じて広報及び防災無線等により早目の自主避難を呼びかけ、被害の未然防止に努めております。

2番目でございます。市内に県管理河川21本、市管理河川145本あります。その中で、平成19年4月から現在まで河川に対する要望等が23件ありました。内訳といたしましては、県河川で19件、市河川で4件、その中で、寄り洲除去が15件、改修が2件、維持補修が6件ございました。

なお、県管理河川につきましては、その都度現場確認を行い、県地域振興局日置支所へ傳達しております。市管理河川については、現場確認を行い、予算の範囲内で優先度の高い箇所から対応をしております。また、河川改修及び寄り洲除去等の予算確保と早期実施について、機会あるごとに県へ働きかけているところでございます。

3番目でございます。特に危険性のある河川は、県の水防計画によりますと、本市内にも重要水防区域の河川の指定はありませんが、重要水防区域外で危険と予想される区域は

3 地域ございます。

なお、この地域については、現在のところ、県としては、対応策の計画は今のところないということがございますので、今後、十分県とも打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

2 番目の修学旅行の農家民泊の受け入れについてでございます。

その1でございますけど、修学旅行受け入れの今後の進め方についてであります。日置市といたしましては、平成18年から受け入れを行い、旧吹上町では平成16年から受け入れをしております。この受け入れは、NPO法人エコ・リンク・アソシエーションが主体となりまして、南さつま体験型観光として、枕崎市、南九州市、南さつま市、日置市の各農家で、関東、関西の中・高校の修学旅行を受け入れております。

この取り組みの背景には、近年、高校の修学旅行等が、これまでの観光地をめぐる形態から、農家民泊や農漁業体験などの体験型修学旅行へと変化していることが上げられます。このことは農山漁村の体験を通した命の教育や食育、環境教育を重視した修学旅行が主流になってきたものと考えられます。

このようなことから、民泊体験型修学旅行の受け入れは、地域ににぎわいができ、経済的な効果もあり、地域の活性化になります。また、受け入れ農家が指導となり、中・高校生に農漁業の生活の知恵や技を伝える環境づくりや地域の人材発掘にもつながり、地域資源を見直すいい機会になると考えられますので、今後も行政、NPO、受け入れ農家等が一体となった推進体制を確立していきたいと考えております。

2 番目でございます。現在、日置市内で修学旅行受け入れは、東市来地域で26世帯、伊集院地域で14世帯、日吉地域で10世帯、吹上地域で23世帯の73世帯の農家・非農

家に取り組んでおります。農業の体験プログラムといたしましては、野菜収穫体験、稲刈りの体験、酪農・畜産体験、芋掘り体験、ミカン狩り体験、農産加工体験等、受け入れ時期に応じた体験プログラムを実施しております。受け入れ農家の取り組みの経緯が浅く、ふなれな点もありますが、修学旅行生の農業体験に対する意見を集約いたしますと、十分満足できたという生徒が多いようでございます。

また、市内農家・非農家も含めた農家民泊、修学旅行生の受け入れ希望世帯を、一昨年、昨年と広報紙等を通じて募集し、広報に努めておりますが、地域への浸透が足りない状況でございますので、受け入れ農家の登録制を設けるなど、受け入れ先の確保や地域全体の意識の向上を目指し、体験プログラムの充実を図っていきたいと考えております。

3 番目でございます。現在の受け入れの時期については、NPOの依頼を受け、今年度の修学旅行の受け入れ学校の人数に応じて、市で各地域の受け入れ農家に受け入れ可能かを確認して、修学旅行生を受け入れております。

また、市としての情報発信は行っておりませんが、日置市の都市農村交流情報については、県のホームページのグリーンツーリズムガイドや観光かごしまキャンペーン推進協議会が発行するパンフレット等で紹介されております。

修学旅行受け入れに関する学校等への情報発信は、学校のクラス数、生徒の人数で日置市のみの受け入れが困難な場合がありますので、今後もNPOを通じて情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3 番（下御領昭博君）

今、市長のほうから答弁いただいたんですが、また1番から追って質問したいと思いま

す。

先日は河川の問題につきましては、20番議員と重複するところもございますが、私なりに質問をさせていただきます。行政側も梅雨前や大雨が降った場合などは安全パトロールを実施して、危険な地域などは事前に把握していることと思います。しかし、4町が合併して範囲も相当広くなり、なかなか隅々まで行き届かないのが実情だと推察いたします。

日置市全域に言えることですが、やはり地域のことは地域住民の方が一番理解され、把握されているのではないかと思います。例えば土砂が堆積して寄り洲ができ、流下断面がわからなくなった箇所は、堤防を侵すおそれがあり、災害となりかねないわけです。また、護岸施設等の老朽化が進行している箇所では、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれも予想されます。そういった箇所は、地域と行政が一緒になって県河川課へ要望していくことは、地域を守る上でも一番大事だと私は思うのですが、しかし、申請書を提出するとなると、書き方がわからない、さまざまな理由で提出がなされていない現状があるようです。そのためにも、市報だよりやお知らせ版などを使って呼びかけや指導を行い、周知徹底していくことが一番大事ではなかろうかと私は思います。そうすることで災害を未然に防ぐ取り組みもできるのではないかと私は考えるのですが、市長の見解はどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、やはり地域のことにつきましては、地域の皆様方が一番十分いろいろとご存じであるというふうに思っております。特に自然災害につきましては、予期せぬいろんなことが起こります。また、予防という中におきまして、それぞれ私ども行政もございますけど、特に消防団の皆様方にも、それぞれの地域におきます危険箇所を

含めたところのご意見は賜っておるところでございますので、今後におきましても、やはり地域の自治会長さん、また消防団の皆様方と十分連携をとりながら、対策を講じていきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

寄り洲の場合の例をちょっと1件だけここで申しますと、結局、寄り洲ができたばかりに对岸側の河川の根が洗われ、護岸が約五、六十メートルにわたって根を洗われたために倒れたということもございますので、やはり寄り洲の撤去というのは、大雨が降る事前に申請して、撤去する必要が私はあるのではなかろうかと思えます。

私も先般、前の地域振興公社の建設課の支所長のところにちょっとお伺いに行ったんですが、やっぱり寄り洲の撤去の申請がかなり上がってしまっていて、現段階で13件ほどもう発注したと。やはり危険度の高いところから順次、寄り洲の撤去についてはしていくということで、今回は10月ごろに見直しがあるということで、危険なところは行政を通じて申請をされるほうがいいというふうに聞いておりますので、やはり、地域の方に聞くと、なかなか申請書を出すというのが何かおっくうみたいというか、思っているけど、なかなか出してないという実態が私かなりあると思うんですよね。その辺のところをもう少し行政側が指導するとかいった考えはないものか、もう1回伺います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘いただきまして、さっきも申し上げましたとおり、河川におきましては、寄り洲の件が、さっきも申し上げましたとおり、一番私どもの市役所のほうにも多ございます。この場合につきましては、私どもも絶えず県のほうに要望しておりますけど、今ご指摘ございましたとおり、県のほうに行かれても、やはり予算の範囲内の中で一番危険度の高いと

ころからするんだということはいつもおっしゃっておりますけど、基本的には、県の中におきまして、寄洲の除去というのでやはり予算を組んでいただきたいというふうに思っております。特に今、今回県の中でお聞きいたしますと、河川に関する予算が、特に昨年の集中豪雨を含めた川内川上流、これにこの5年間は大方つぎ込まれてしまうと、こういうものをお聞きしております。どっちが大事なのかということは、その地域からすりゃあ、自分のところを早くしてくれというのが一番の常でございますけど、やはり県の予算配分の中でそういうことも言われておりますし、また私どもも、川内川上流付近におきますあれだけの被害があったということは認識しておりますけど、やはりこの部分につきましては私ども市だけでもできませんので、今後やはり県のほうに要望していきますし、今ご指摘のとおり、自治会長さんでもその申請が面倒くさかったり、できなかつたりという方はいらっしゃると思っておりますけど、そこあたりはまた議員の皆様方のお力もいただきながら、また力添えをしていただいて、やはり基本的には、いつも申請は上げていかなければならないというふうに思っておりますので、どうかまた地域の方々にもそのようなご指導もしていただきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。今回、河川を質問するに当たり、私もこの前の雨が降った際に、一番懸念している箇所が現場にございまして、現場確認に行きました。当日はもう雨も降っており、悪天候の中、現地をパトロール中の市役所の土木課長に偶然お会いしたわけですよ。課長みずからパトロールされており、地域住民にとっては、こうした状況を見ると、安心するということではないでしょうか。日ごろよりパトロールは十分されているとは思

いますが、今後もこのような取り組みが、市民にとっては地域を守ろうとする意識が高まり、行政と協力体制が構築されるのではないかと私は考えます。

また、鹿児島地域振興局もあと3年ぐらいたつと本所のほうに引き上げるというふうに聞いているわけですが、そうしたことを考えますと、ますますこのような取り組みが必要と考えるわけですが、市長はその辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、合庁の再編におきまして、鹿児島の振興局のほうに土木部門も吸収されていく、現場的には維持管理ができる体制の中であるというふうにはお聞きしております。そういうことを含めまして、やはり市の体制といたしまして、やはり予算要求は別といたしまして、現状維持、こういうものにつきましては、特に今までもやっておりますけど、河川にいたしましても、県道にいたしましても、やはり地域のことはやはり市の中である程度の見守りをしていかなきゃならない、こういう体制というのは、今後とも私ども市の職員の体制の中でやれるところを十分やって、地域、さっきも言いましたように、特に大雨の時期を含めたときは、今の土木建設課のほうにおきましてそれぞれパトロールもし、また、そのことを即座県のほうにも上げますけど、また地域の方々とお会いしたら、またいろんな、その場でいろいろと話をお聞きする、そういう会を今後とも、こういうふうな梅雨時期でございまして、また、台風時期とか、いろいろとこういう災害のする多くの時期もございまして、災害に対する私どもの職員の体制というのも十分充実していくよう努めていきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

ぜひともそのように取り組んでほしいと思

います。

続きまして、次の質問に移ります。

今の河川の整備というの、だんだんと地域のことは地域で守っていかねばならないわけですけど、市長はこの日置市管内を流れる2級河川、この整備率というのがどの程度進んでいると思っていらっしゃいますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この改修につきまして、私はまだ本当に不十分であるというふうに思っております。今さっき議員もご指摘ございましたとおり、平成8年の15年前の大変大きな災害をこうむりまして、特にこの日置市におきまして、神之川、大里川、伊作川がございまして、どこにこの河川改修に含めたところで大変多くの、以前でございましたけど、冠水した実績がございまして。

その中で、今手をつけていただいておりますのは、大里川と神之川ということで、それぞれ改修していただいておりますけど、まだまだ不十分であるというふうに考えておりますので、今後におきましても、この2級河川におきますそれぞれの改修、寄り洲もですけど、特にこの局改といいますか、特に住宅地があるところ、本当、田んぼにいたしましても財産でございまして、住宅が点在しているこの地域は、やはり最優先した形の改修ということをしていかなきゃならないというふうに思っておりますけど、何しろ河川改修に対します事業費というのが大変莫大なものございまして、ここあたりを粘り強く県の方には要望していきたいというふうに考えております。

○3番（下御領昭博君）

日置市管内の河川の整備率というのは44%ぐらい進んでいるそうです。それは、山を流れるところは外して44%ぐらい日置市の場合は進んでいるみたいです。

そこで、神之川の件についてまた質問です

が、鹿児島県の河川の整備状況は、平成18年3月現在で、1級河川の県の管轄で45.2%、2級河川では44.9%で、日置市内では44%であり、未改修河川が多いようです。

現在、日置市内の改修工事は、先ほど市長も言われたように、大里川で東市来の湯之元地内と、神之川下流の東市来で河川改修工事が行われているようです。

神之川の河川改修工事は、延長が1キロ100メートルで、この工事は平成22年度には完成する見通しのようです。

また、計画として、大田地内が600メートル、市街地、この市役所周辺です。これが1,600メートルの計画があり、一部長松川を含む計画があるようですが、現在のところ、先ほど市長も言われましたように、県北部の豪雨災害に予算がほとんど集中しております、なかなか他の地域への予算がカットされて、見通しが立たない状況であるとお聞きしていますが、この神之川の、あと大田地内とか市街地の1,600メートルぐらいの工事の見通しとしては、いつぐらいになるか、市長の方は大体わかっていたらお教え願えませんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

私の方も、今なるべく早くという形ですけれども、いつまでというような県から明確な回答は来ておりません。基本的に、今、神之川の南神之川地域の方を改修しております。

特に、次に入るのが大田地区なのか、徳重地区なのか、基本的には徳重地区の方を早くしていただきたいということは、やはりこのことについては、地域のそれぞれの自治会を含めまして、県の方にも直接的にご要望もしておりますし、このことについて私ども行政も一体となって早期着工といいますか、そういうことで要望をやっていただきたいというふう

に思っております。

○3番（下御領昭博君）

今答弁の中で、いつごろになるかわからないということで、できるだけ要望を強くしていくということですが、以前、市街地のところの河川改修工事で、場所は私、定かではないんですが、一部親水護岸の計画があったように記憶しているんですが、その計画はまだ今もあるんですか。

○市長（宮路高光君）

ちょうど平成5年のころだったと思いますけど、ちょうどタイヨー付近のあのところを県としてもやりたいということをございましたけれども、それどころじゃなくなってしましまして、やはり防災が先であるという認識の中で、この親水工事というのは、恐らく今の中じゃ難しいと、防災におきますやはり住民避難、安全という、このことについて重点を置いていこうというのが県の願いでございますので、この親水工事というのは、私は今の当分は難しいというふうには思っております。

○3番（下御領昭博君）

難しいということですが、やはり人と水とのふれあいというのは大切なことでありますので、できることなら一部分でもいいですので、親水護岸を入れて、水と人間とのふれあいができるような計画をしてほしいと思います。

続きまして、準用河川についてお伺いします。

準用河川は特に山間部や農村部に多く、重要な役割を担う河川であります。用排水に利用され、地域にとっても役割は大変大きいものがあります。最近、農村部でも高齢化が進み、以前のような管理ができない状況であります。準用河川については整備がおくれている状況で、昭和50年ぐらいからあの準用河川改修費補助制度というのがスタートして

からまだ日が浅いというふうに思っています。

財政も厳しい状況で、予算的な面もあるわけですが、地域住民の負担を軽減する意味でも準用河川の整備を進めるべきと私は考えるんですが、市長はこの準用河川の整備についてはどのような見解をお持ちですか。お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

準用河川については市の管理でございます。おっしゃいますとおり、重要ということは認識しております。その中におきまして予算を伴うことでございますので、特に私どもはこの準用河川につきましては、特に災害、基本的にこの災害にのした形の河川改修を含めた中で今対応をしているというのが実情でございます。

そういう中におきまして、本当に緊急度と申しますか、そういうものも配慮した中で今後も進めていかなきゃなりませんけど、準用河川よりも、さっきも言いましたように、まだ多くのところも予算を必要としているところがあるのかなというふうに思っておりますので、特にこの災害と一緒に合わせた整備というのを今重点的にやっておりますので、この方が補助率を含めまして大変早い形の中で整備ができるようでございますので、こういうことを趣を置きながら準用河川の取り扱いは今やっているというふうに認識していただきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

準用河川の件についてはわかりましたけど、やはり、危険度も高いところもあるので、やっぱりその辺は点検して、事前の対策が必要と考えますので、要望をしておきます。

次に、2級河川の件について伺います。

危険な箇所でということ、先ほど市長の答弁があったわけですが、2級河川の野田川の件でお伺いします。

野田地内の国道3号線の野田橋の上流より40メートルぐらいの右岸側であります、上流へ200メートルぐらいの区間で市道と河川が並行している箇所がございます。この区間は河川と道路面の高低差がなく、もちろん余裕高も確保されていない状況であります。また、野田橋の上流に固定堰があり、梅雨時期と農繁期が重なるため、大雨が降るたびに道路面すれすれまで水位が上昇し、地域の住民の不安の箇所となっているようです。

また、この道路は人家も多く、生活道路として利用度も高いことから、県河川課と協議して早急な対策をしなければならない箇所だと私は考えるんですが、市長のお考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、今のところは先般いろいろと豪雨するときは田んぼが冠水する地域であるということは認識しておりますし、また、そこにちょうど市道の方が併設しているというのも認識しております。

現場におきまして、この市道の改良、また、河川の改良、このことにつきましてまた県とも十分打ち合わせをさしていただき、また、先般、課長の方も現場も確認しておるようでございますので、十分今後対応はさしていただきますけど、いつまでということは約束はできませんけど、この河川ができなければ、道路の問題をどうすればいいのか、そこあたりの部分を十分検討さしていただき、また、地域の皆様方といろいろと話もさしていただきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

ぜひ前向きに検討をして、少しでも早い時期に道路をかさ上げするなり対応をしてほしいと思います。

続きまして、2番目の修学旅行の農家留学について伺います。

今後とも行政、NPO、受入農家が一体とな

った推進体制で確立したいと考えていると市長の答弁でございましたが、受け入れに際しましては、農林水産課長を初めとし、職員の方々、毎回苦勞をされているのはよく知っております。現状では、民泊先のメインは南さつま、枕崎など、受入農家の不足のときに日置市も含まれるということのようですが、推進体制を確立したいとの回答でございましたが、現状の体制なのか、それとも日置市単独での受け入れなのかを伺います。

○市長（宮路高光君）

基本的に相手の受け入れ、学校の学級数もございますけど、今の現状といたしましては日置市単独でそういう整備するということじゃなく、やはり薩摩半島を含めた、さっき申し上げましたとおり、枕崎市、南九州市、南さつま市、日置市、この4つの中で何か連絡協議会等をつくってやっていかなければいけないと。

先般、JTBの担当職員の方も来られまして、今後新幹線を含めた中に、今、長崎の方にいろいろと修学旅行生が多いから、これをどうにか受け入れられないか、この修学旅行が今一番多いのは沖縄であると、基本的に、なぜ沖縄が多いかというのは、特に今まで平和のといいますか、そういう平和に関する命の尊さ、こういうものを一つの修学旅行の中で中学生、高校生に学ばそうというのが一つの大きな中で沖縄が多かったということでございまして、私どのこの地域は、平和とすれば、やはり南九州市、これと農業体験。

そうすれば、私ども日置市だけでこの受入体制というのは、やはり関東、関西につきましてアピール度が小さいと、日置市だけでは、この薩摩半島のこの一つの大きなターゲットの中ですることが、やはり関西、関東からの受入体制というのが十分であるんじゃないかなと思っておりますので、さっき言いました4つの市で連携を、きちっとした体制をする

組織を今後立ち上げていきたいというふうに考えております。

○3番（下御領昭博君）

市長の方で、4地域の体制で受け入れをしていくという答弁でしたが、以前、市長が受入農家の反省会の席で、日置市もモデル地区にしていきたいと言われたことを私、記憶しているんです。市長としては、具体的にどのようにモデル地区にしていきたいのか、その辺は。

○市長（宮路高光君）

今、この修学旅行の受け入れ、農家民泊を含めたのが、私ども鹿児島県の中でも何カ所かございますけど、中心的に私ども日置市ですけど、モデルという言い方の中におきましては、やはり県下におきますその体制を、やはり日置市が中心となってやらしていただきたい。また、それにはやはり、さっきも申し上げましたとおり、受入農家の皆様方の体制というのも大事にしていかなきゃならない。

これが今後、5年、10年、どういう流れになるのかわかりませんが、最初、モデル的という言葉は、やはり最初される方については大変不安でございますので、その間は行政としても十分受入農家のバック体制というのをやっていきたいと、そういう意味で申し上げましたので、ご理解していただきたいと思っております。

○3番（下御領昭博君）

わかりました。結局、日置市内の農家は、兼業農家が多く、季節的なものもありまして、満足できるような体験が厳しい状況であると思えます。

そこで、日置市には農業大学とか農業公社などがあるわけですが、その辺の協力を求めて農業体験をさせるという考えはないものか伺います。

○市長（宮路高光君）

それぞれ市来農芸を含めたり、また、私ど

も農業大学もございますけども、基本的には、やはりこのことが、民泊をしてくれた皆様方と親しんで、このことが次のまたリピーターといたしますか、また、5年後、10年後に何かのご縁をつないでいただきたい。

このことが、やはり私ども日置市を含めた発信になってくるというふうに思っておりますので、基本的には、農業大学の協力と、体験をする場所としてはいいと思っておりますけど、そこで一緒に泊まらずということよりも、やはりこの農家の皆様方の家で親しく風土を味わっていただきと、それが大きな一つのこのねらいではないかなというふうに思っておりますので、活用という部分については、農業大学等も活用していけばいいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

ちょっと考え方が、農家民泊ということですので、私も農業体験を重視するのか、農家民泊を重視するのか、その辺がちょっと、まだ始まったばかりで、果たして生徒がそれで満足しているのかわかりませんが、日置市にはいろんな自然がありまして、三大砂丘の一つである吹上浜もあつたりとか、妙円寺参りなども時期的にはあるわけです。

そういった時期に修学旅行生を受け入れて、いろんな体験をさすということで、日置市をPRする意味でも、そういった取り組みは考えられないか伺います。

○市長（宮路高光君）

基本的には、農業体験というのはありますけど、私は、やはりこの風土の違いの中の農村といたしますか、やはり農村地域のこういう風土の体験というのがやはり一番子供たちにとっては大事な事かなというふうに思っております。

今言いましたように、イベントのときを含めたのも一つの方法かもしれませんが、やはり相手の計画がございますので、その時期

に合えば、またそういうものも一つの体験といえますか、一つの見学とか、そういうことをすればいいというふうに思っておりますけど、今のところは、やはり向こうの体制に合わせた中で、私どもが合わしていく必要があるのかなというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

あくまでも農業体験で農家民泊ということですので、ちょっと趣旨が違ったようですが、今回、今まで何回か民泊されているわけですが、その体験メニューに対して、生徒は満足しているのか、アンケート調査などを行っているのか、行っていないのであれば、アンケート調査などをして満足したかしなかったなどの調査を行い、今後の受入体制の参考にできるものと考えますが、今後行う考えはないのか伺います。

○農林水産課長（上園博文君）

アンケート調査等の内容でございますけれども、今のところは行っておりません。

ただ、せんだって埼玉県立の和光国際高等学校、こちらの方からこうして文集が送ってきております。「あなたと私とサツマイモ」という文集なんですけど、その中で、生徒の皆さんから一言言ってくれた言葉がありますので、若干紹介させていただきます。

帰ってきたとき、ほとんどの人が「沖縄より楽しめたよね」と言ってくれたので、よかったです。ありがとうございました。正直、修学旅行が近づくまで、行き先が鹿児島ということに納得できずにいました。けれど、今では鹿児島がよかったかなと思います。農作業体験や、民家に泊まるなんて、これから先簡単にできることではない。何より鹿児島の人々の温かさを感じることができました。

旅行委員は、決めることがたくさんあって大変だったけれども、やってよかったです。そして、成功して本当によかったです。

ありがとうございました。

と、一部の生徒のお二人の意見を紹介さしてもらいましたが、かなり生徒の皆さん方にとっては感動、そして、農村の皆さん方の温かさというものを非常に心から感じたということを受け取れました。

ついこの前の中学生の受け入れの際に、この本庁舎前から大型バス1台送りましたけれども、議員も一緒に送ってもらいましたが、中学生が男女を問わず涙を流して別れていくという、あの風景を見ますと、わずか一泊二日であったものの、生徒にとっては貴重な体験をしたんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○3番（下御領昭博君）

今、課長の答弁の中で、生徒は満足しているというようなご意見をいただきまして、私も修学旅行生の農家民泊を受け入れたわけですが、私のところでは、農業をすとしても、自給自足で、農業体験というほどのことは私はできなかつたと、私は感じているんです。

それで、生徒が果たして満足したのかなということがやはり気になります。これから先、この農家民泊を続けていくのであれば、やっぱり行政と農家が一体となって取り組んでいく姿勢が一番大事なんですけど、やはりそのためには、農家の人たちの受入体制の整備とか、農業体験の充実、そしてまた、学生側が求める内容の充実等を聞いて、行政とJAにも協力をいただいて今後進めていくべきと私は考えるんですが、これを最後に、市長の今後の修学旅行生の農家民泊について決意のほどをお聞きして、私の最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

ちなみに18年度から推移を申し上げますと、18年度は1校で3クラス120名の受け入れでございました。19年度が2校の6クラス、238名の受け入れ、20年度が、先ほど課長が言いましたように、中学生の方

も117名受け入れておりました、今から秋口に高校を3校、中学校を1校、4校、これだけ年々やはり多くなってきている状況でございますので。

今、農家の皆様方も3年間という大変実績を踏まえまして、さっきご指摘ございました、やはり学校の方の要望といいますか、さっきも言いましたように、手紙はいただいたりしておりますけど、またそこで反省点があったり、いろいろと、先生たちとも基本的にコミュニケーションをし、一番ここで、JTBの方もだったんですけど、そういう会社もですけど、やはりロコミといいますか、学校の先生方がやはりそういう体験というのに感動をした。

今は、このようにして年々ちょっと多くなってきているのは、やはりロコミでその感動をそれぞれの、次の学校に転勤したときは、その学校をさせようという一つの風潮が出てきたということでございますので、私どもは、やはりこの受入体制、農家の、さっき言いましたように、今73世帯ぐらいございますけど、まだまだ、多くしていくにはまだ100世帯、200世帯という、私ども行政としては、この受入体制の幅を広げていく、このことをやはり市民の皆様方にもご理解していただきながら今後充実していくよう努めていきたいというふうに思っております。

○議長（畠中寛弘君）

次に、4番、門松慶一君の質問を許可します。

〔4番門松慶一君登壇〕

○4番（門松慶一君）

私は、さきに通告してありました2点の事項について質問をいたします。

まず初めに、老朽化した公立小学校公社の補強・改築についてであります。

先日、18年、19年度で調査されました耐力度調査の結果が発表されました。これは、

小学校4校が対象となっております。優先度調査で厳しいポイント数の順でいきますと、伊集院小学校、伊作小学校、伊集院北小学校、上市来小学校の順になっております。このことは、これからの児童数の問題も加味しなければならないわけであります。

また、学校の施設は勉学生活の場であるとともに、災害のとき、地域、住民の避難場所になります。

先月の5月12日、不幸にも未曾有の大災害、中国四川大地震が起きました。犠牲者は7万人とも言われております。この大地震で校舎の倒壊が相次ぎ、多くの児童が犠牲になったわけであります。そのことの一の問題点は、校舎の耐震度、耐力度の弱さであります。

5月20日、我が国は国内の公立小中学校の校舎などの耐震化を加速させるため、地方自治体の補強・改築事業に対する国庫補助率引き上げや、関連予算増額など、対策の検討に着手していくという方針を発表いたしました。

また、先週には学校耐震化について、文科省より原則3年を目標に取り組んでほしいという要請文も出されました。

学校校舎の補強・改築に当たっては、前々から出ていますように、財政事情の問題が大であります。しかしながら、国の方針が大きく変わりました。

また、先週、岩手・宮城内陸地震も起こったばかりで、人ごととは思えません。これからの状況においては、改築・補強が早まる可能性が出てきたと考えます。

そこでお聞きします。まず初めに、5月に伊集院小、伊作小、伊集院北小、上市来小学校の耐力度調査の結果が出ました。このことについて、市の考え方をお聞きいたします。

2番目に、中国四川大地震で多くの児童が犠牲になったことで我が国の方針が変わりま

した。市としても取り組みが急がなければならないと考えます。これからの対策、展望をお聞きします。

次に、観光協会の合併に伴い、今後の考え方についてお伺いいたします。

先月5月に4地域の観光協会が合併し、日置市観光協会が誕生しました。紹介との関連もあるかと思いますが、日置市の観光事業、イベント等、これから一つの組織で行われていくわけであります。このことは言うまでもなく、観光協会と行政が両輪でやっていかなくてはならないことであります。

前にも言いましたように、日置市は日本の渚100選にも選ばれた日本三大砂丘吹上浜、江口海浜公園、400年の歴史を誇る薩摩駅の里美山、鹿児島県の三行の一大事の一つである妙円寺参り、吹上地域の流鏝馬、また、先日に行われました日吉地域のせつぺとべなど、豊かな歴史と文化に恵まれております。

湯野元吹上温泉など良質の温泉もあり、また、スポーツ施設も充実し、合宿等の誘致も推進しているわけであります。

皆さんもご存じのとおり、今年度は10月ねりんピックの開催、大河ドラマ篤姫の放映と、観光事業については大きな転機の年でもあります。このときに鹿児島市に一番近い日置市を売り込む大きなチャンスだと考えます。

ねりんピックまであと4カ月、総参加人員約50万人、経済効果80億円から100億円と聞いております。日置市がどのような展開をしていくのか市民も大いに期待しているところであります。

そこで、お伺いいたします。まず初めに、商工会からおくれて1年観光協会が合併しました。日置市観光協会が誕生したことで、市としてのこれからの考え方、姿勢をお聞きします。

次に、ねりんピック開催、大河ドラマ篤

姫放映と観光に力を入れなければならない年であります。観光協会と行政がどのように協力していくのか、このことについて考え方をお聞きします。

これで、1回目の質問を終わります。

○議長（畠中實弘君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を13時とします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目については、教育長の方に答弁をさせます。

2番目の観光協会の合併に伴い、今後の考え方についてということで、その1でございますけど、本市では、本年4月1日に2年間にわたる合併協議を経て、旧4町の観光協会が合併して、日置市観光協会が発足し、先般の観光協会設立総会において、会長を初め各地域からの選出された役員と、事務局についても事務局長と事務局員の2名が配置され、運営体制が確立されました。

このことは、これまでの地域を中心とした観光振興に加え、本市一体となった広域的な観光振興が推進でき、今後の観光産業の発展が大いに期待できるものであります。

しかしながら、これまで旧町の観光協会におきましては、一部の観光協会では、市職員が観光協会の事務局員として携わっていたほか、ほかの協会においても商工観光担当職員が協会主催のイベントなどの運営に積極的ににかかわることにより、事業の円滑な実施に努めてきた経緯がございます。

観光協会が日置市における観光産業の振興と、特産品開発のための積極的な取り組みを

推進することで、地域の活性化、本市の経済・産業の振興に寄与することが期待されているところであり、市といたしましても、これまでの経緯を十分に踏まえ、観光協会と一体となった観光施策の充実に努めてまいりたいと思っております。

2番目でございます。現在放映中の大河ドラマ篤姫の鹿児島県内の平均視聴率は33%、関東地区では23%と好調で、全国的に注目を集めています。このドラマで一躍脚光を浴びた小松帯刀公の墓があります園林寺跡には、放映開始後、関東、関西方面からの観光客を初め、多くの人々が訪れ、大河ドラマの効果が顕著にあらわれています。

また、10月には本市を含む県内13の市と町を大会会場として、ねんりんピックが開催されますが、期間中、県下で述べ50万人の観光客が見込め、本市での開催協議であるソフトボール、ウォークラリー関係者のほか、県が設定しました25種類の観光コースの一部に美山の薩摩焼体験ツアーが組み込まれるなど、篤姫ブームと、ねんりんピックは日置市の魅力あるPRを絶好の機会ととらえているところでございます。

そこで、本市におきましても県の魅力ある観光地づくり事業における観光案内看板、道路標識の設置や観光パンフレットの発行、日置市観光モデルコースの設定、語り部としてのボランティアガイドの研修など、観光客が迎える環境整備も行っており、観光協会につきましても、ねんりんピック会場における観光PRコーナーを含め、伊集院鍋の提供や特産品販売コーナーを担当するなど、心からのおもてなし実現のため、市と観光協会が協力し、さらには商工会、飲食業振興会、旅館組合、施設利用促進協会など、関係団体の連携も図って、受入体制を整えてまいります。

さらに、今後の取り組みにつきましても、近年の観光市場は、小グループ、家族、個人

旅行の志向が強まる中、選択肢がますます個性化・多様化し、旅行者志向を的確に備えたサービスの提供、対応が求められていますので、市といたしましては、観光地としての基盤を再構築し、情報提供や次世代の観光担い手の育成などに取り組み、また、観光協会におきましても、特産品の開発や観光ガイドの整備など、受入体制を充実して誘客促進を図るなど、市と観光協会が一体となって観光の振興に取り組んでまいります。

以上で、終わります。

[教育長田代宗夫君登壇]

○教育長（田代宗夫君）

学校校舎の補強・改築についてお答えいたします。

第1点は、耐力度調査の結果を踏まえて、市としてどう考えるかということですが、耐力度調査結果に基づき、建築年度、耐力度点数などから勘案し、建築順としては、伊集院小、伊作小、伊集院北小の順に早急に整備していきたいと考えております。

建築年次については、22年度で伊集院中が完成いたしますので、財政等を考慮し、検討していきたいと考えております。特に、伊集院小は敷地が限られておりますので、21年度あたりから基本設計、委託料など予算化し、早目に取り組む必要があると考えております。

2番目の四川大地震を受けて、その後市としてどう取り組むかということですが、本市では、18年度耐震優先度調査を実施いたしましたので、これに基づきまして、本年度より旧耐震基準の建物につきまして、22年度までに耐震診断を終わるように計画をしているところでございます。この診断結果に基づき耐震化計画を立てていく考えであります。

○4番（門松慶一君）

ただいまご答弁いただきまして、順次質問をさせていただきます。

4校の耐力度調査が出たわけでありまして、先般、教育文化常任委員会で所管事務調査で伊集院小学校の方を実態調査をしたわけでありまして、59年に大規模改造がありまして、外見はそんな見た目は悪くないわけでありまして、中に入りますと、やはり、私は何度か中を見ておるわけでありまして、委員の皆さんはびっくりされておりました。

非常に、やはり53年たっておりまして、特に3階の理科室は、私がいたときの開き戸でありまして、感動するなり寂しくなるなり、本当に大事に使っていたなという気がしてならないわけでありまして。特に、北小もですが、3階にトイレがないと、こういう学校もいまどきあるのかなというぐらい非常に不便な形で今、生徒さんがあるわけでありまして。

日置市、伊集院小学校は今700ちょっとですか、生徒数、はっきり大規模校であるわけでありまして、先生方は、こちらに転任されてきて、非常に楽しみで来られるわけでありまして、校舎を見て、中をみてがっかりされるというのを聞いております。

そういう意味でも、もっと早くすべき事項であったわけでありまして、今、教育長のお話の中で、22年度に基本計画を立てていくということでありまして。これは、今まで1回もそういう形では表明していなかったわけでありまして、今回始めてちゃんと計画に乗せるということでありまして。

この伊集院小学校が21年に基本計画になりますが、ほかの学校等の問題はこれからどうなるかちょっとお聞きします。

○教育長（田代宗夫君）

国の予算等につきましても、この前、先ほどございましたとおり、地震防災特別措置法が決まりましたけれども、今後国の方がどういう動きに出てくるか、そういったこととも関係があると思うんですが、とりあえずは、今ははっきりしているのは、先ほど申し上げま

したように、いずれにしても、21年度ごろから設計に入りたいということで検討していきたいと。残りについては、この前、先ほど申し上げましたとおり、順番からいきますと、耐力度調査の点数等からいきますと、このように伊作小、それから伊集院北小という順番になるのではないかと。いつどうというところまでは今のところまだはっきりはいたしておりませんが、早急に計画を立てていかなければならないとは考えております。

○4番（門松慶一君）

このことは前にも触れましたけど、やはり財政的なものが非常に問題になるわけでありまして、簡単につくりたいといっても、財政を、予算的なものがあるわけでありまして、これは2番にもちょっと関連するかと思いますが、ちょっと説明していただきたいんですが、5月の22日に四川大地震があった後、10日後に発表された新聞記事であります、学校耐震促進策を検討という形で政府補助率引き上げという中で、倒壊の危険性が高い校舎の工事費を最大で98%国が負担するため、地震防災対策特別措置法改正案を議員立法で今国会に提出することを決意したとなっておりますが、これが6月18日は決定しております。そして、その最後のほうに、これは耐震の問題になりますが、震度6以上の大地震で倒壊のおそれがある場合に関し、原則としては補強で2分の1、改築で3分1となっている国庫補助率をそれぞれ3分の2、2分の1に引き上げ、地方交付税措置を充当することで市町村の費用負担割合を現在の30%から二、三%に圧縮することにしたとなっておりますが、これどのような解釈をすればいいのか、ちょっと説明してもらえますか。

○教育長（田代宗夫君）

今説明があったとおりですが、大体地震の補強事業につきましても、補助率を2分の1から3分の1にすると、それから改築、建

てかえですけれども、改築につきましては、3分の1のところを2分の1にするということでございますけれども、震度6の地震があったときに倒壊のおそれのあるというのを、IS値が0.3未満、以下の場合にそうなると言われておりますので、0.3以下の建物について補強を主としてやっていくということでございます。ただ、どうしてももう補強ができなくて、改築をせざるを得ない場合は、またやむを得ず改築事業をする場合はということで、先ほど補助率が3分の1から2分の1と申し上げましたけれども、基本的には補強工事というのがこの場合は非常に中心になっているようでございます。

したがって、実際的にどうなるかということでございますけれども、補助対象事業というのが基本にございますけれども、補助対象事業の中でこのことが行われるわけでございます。補助対象以外の事業には適用はなされないということがまず第1点ですね。それから、第2点目は、補助単価というのがございますので、1平米当たり幾らという補助単価がございますので、文部省が決めている補助単価でいきますと、実際に建物を建てる場合の補助単価のほうがずっと高いですので、その差額というのが出てまいります。したがって、実際的に地震防災対策特別措置法の、これの対象に仮に、無理だとは思いますが、なるとしたにしても、この経費の中での率でございますので、ということは、国庫補助はふえてまいりますけれども、その分起債が減ってくると。したがって、実際の市の持ち出しというのはそんなに多くは変わらないと。端的に申し上げますと、そういうことでございます。

○4番（門松慶一君）

この記事は非常に紛らわしい記事になりました。これを見ると、すごく国が補助してくれるのかなという錯覚をちょっと陥るとこ

ろありますが、一つのちょっと基準が違うということになるかと思います。この耐力度調査の中で、今この改築は、今、伊集院小学校が発表されましたが、この中ではどのような予算的なもの、これはまだ出てませんか。大体どれぐらい費用がかかるとか、伊集院中学校が大体13億円かかったということで、あれは体育館がありましたので、ある程度、相当かかったと思うんですが、もう今回伊集院小学校をする場合に大体予想される額はどれぐらいかと。それと、市の負担はどれぐらいなのか。

○教育長（田代宗夫君）

伊集院小学校、この補助を対象としたときと考えるとよろしいですか。大体総額が、これまでの建物の経緯からいたしまして、15億円程度かかる見込みでおります。その中で、現行でいきますと、国庫補助が2億円、3億円程度になります。起債が7億円程度と、それに一般財源が6億円程度と考えてよろしいんじゃないかと思います。それを今回のこの法案を適用していきますと、大体国庫補助が4億3,900万円と、数字でございます、この分、大体1億4,000万円程度の国庫補助が増額になります。したがって、その分は、今度は起債のほうが大体5億5,000万円程度になりますので、起債が1億3,000万円程度減るということになります。結果としては、一般財源が大体5億7,000万円程度になりますので、1,500万円程度減ると、こういう格好になるようでございます。

○4番（門松慶一君）

10億円と、やっぱり結構かかるわけですね。体育館がないから私はそうでもないかと思ったんですが。あそこの場合、伊集院小学校の場合、これから建てるとなると、非常に大変なことになるかと思うんですけど、要するに校庭が非常に変なつくりをしております、じゃあどこにプレハブをつくるかとい

うことも非常に問題になってくると思います。これからだと思いますけど、伊集院小学校のPTAの方々も署名運動もなされまして、昨年出てると思います。そこはこれからの話になると思いますが、どのような形でつくっていくのか、そこはまだわからないですかね。

○教育長（田代宗夫君）

大変難しいです、したがって。したがって、先ほどもちょっと申し上げましたけども、21年度から取りかかって、22年度に実施設計という形をとらないと、ちょっとそういう地形、現在の校舎の配置かれこれ考えて、時間をかけないといけないんじゃないかなと思ってると思います。

○4番（門松慶一君）

非常に難しい問題だと思いますが、それから、経費等の問題ですが、やはり余りそんなメリットはないわけですね、この措置法がある中でも。1,500万円ぐらいの差しかないというんですね、持ち出しが、そういうことですね。

それと、ここに期間が3カ年の時限措置と書いてあります。これは3カ年でやらなければならないというわけで、これは、これに値するのはやっぱり伊集院小学校だけになるわけですかね、対象になるのは。

○教育総務課長（山之内修君）

今回のこの地震防災対策特別措置法であります、これはご承知のように、阪神淡路大震災が起きまして、その経験から平成7年6月に施行されたものでありまして、現在まで3回ほど、5カ年ずっと走ってきております。現在のところが平成18年から平成22年までの計画ということで、今回の急遽出されました改正によりまして、3カ年というのは、今から20、21、22の3カ年を指していると思います。

現在、この改正、これに該当するというところで、本市の場合は伊集院中学校と伊集院小

学校が大体この年度でやる予定でありましたので、現在のせてあります。今後につきましては、また恐らくこれ5カ年ずつの延長というか、計画になってますから、引き続きまた23年からまた5カ年というのが出てくるのかなあと、これ見てみますと、そのときにまた今後予想されます改築事業についてはのせていくと。ただ、先ほどから申し上げますように、これは補強を主に考えておりますので、国は特にもう財政も限りがありますというふうな関係から、とにかく補強を優先しなさいという考え方ですから、この辺になりますと、また今後私どものほうとしてもどうしていくか、やはり改築でなければいけないのか、補強でせざるを得ないのか、その辺の判断はまた今後していかなければならないと考えております。

以上です。

○4番（門松慶一君）

非常に今理解できるわけではありますが、やはり改築となると、相当なやはり額がかかるということになるわけではありますが、補強となると、そんな額は要らないと。

それと、先ほどから言いましたように、やはり児童数のやっぱりこれからの経緯、今少子化ですので、これから生徒数がふえるというのは非常に難しいかと思えます。ただし、伊集院小学校はこれまたふえるようなことも聞いておりまして、これはやっぱりすべきだなどは思っておりますが、児童数との問題をどのように考えているか、ちょっとお聞きいたします。

○教育長（田代宗夫君）

今後の児童生徒の推移なんですけれども、伊集院小学校が、本年度が704という数字で今記載しておりますけれども、21年が692、22が702、23年が686、24、687、25年度671、26年度689と、大体700人近い数で推移をして

いくと。——済みません、住民基本台帳による数字で、ちょっと訂正をしたいと思います。平成21年度が713、22年度が731人です。23年度が720人、24年が731人、25年が732名、26年が771名と、こういうふうに住民基本台帳でいきますとなります。失礼しました。

○4番（門松慶一君）

今の予想を聞きますと、今が704で、相当5年後にはやっぱり100ぐらいふえるということで、非常に大規模校を維持するといえますか、実は妙円寺小は10年ぐらい前に伊集院小を抜くという状況があったんですが、あと一、二年でこれは妙円寺小が伊集院小を抜くぞということだったんですが、今はごらんのとおり妙円寺団地が余り売れ行きがよくないということで、今差をつけられているわけですが、伊集院小学校はこういう形での推移をしているということは、やはり早目に校舎の改築をしていかなければならないかと思います。

やはり日本の復興は、やはり基本は教育にあるかと思います。やはりその基本の教育のやはり環境をやはり整えてあげるのが、私はやはり一番大事かと思います。皆さん方、伊集院小学校を見たかと思いますが、本当に大事に今までの生徒、先生方、また保護者が使っているのを、私は非常に意義あることだと思っております、このことで、またOB、ましては保護者の方々非常に喜ばれると思います。早目にそういう方向でいただきたいと思いますということでよろしくお願いいたします。

それでは、次の、2番目の観光協会の合併についてお尋ねいたします。

今、一応先般も商工会のときにお聞きしましたが、観光協会、やはり民間のやはり中心になる母体でございます。この観光協会と商工会がタイアップして、いい形でまちの活性

化をしていかなければならないわけでありまして、もう1回聞きますが、観光協会に期待するものを、もう1回市長、お聞きさせていただきます。

○市長（宮路高光君）

今回4つの観光協会が合併したわけございまして、今まではそれぞれの地域におきますイベント等もそれぞれの地域を中心にした経緯がございましたけど、今回の契機をくみまして、日置市としてのそれぞれのバックアップといいますか、いろんなイベントにいたしましても、協会が主体的になって実施してくれるということを大変期待していきたいと思っております。

○4番（門松慶一君）

先般、観光協会の総会に出席をいたしました。設立総会ですね。その席の中で、各地域で持ち寄って予算も計上しておりましたが、各イベントが各地域でちょっとさまざまでありまして、東市来が10、伊集院が3、日吉が3、吹上が10というイベント数でありました。その予算も、東市来が800万円、伊集院が440万円、日吉が140万円、吹上が310万円と、各それぞれ予算を計上しているわけですが、吹上地域は10のイベントがある中で310万円と、非常に低い予算でやっている、頑張っているなど、これで見受けられるわけですが、伊集院が3というのは、もう大きいのだけ3つやってるのかなと思うところあるんですが、これから1年は各地域が今までのイベントを、やってることを例年どおりやる形になろうかと思うんですが、問題は次年度であります。この1年でどのような形で淘汰していくのか、ましてやそのままずっと続けていくのか、そこを観光協会並びに商工観光課、商工会等が話していかなければならないかと思いますが、どのように市長はお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ことしそれぞれの地域の予算を、私どもも市として今の補助金を出しております。また、それぞれ観光協会独自でしているイベントもあるのかなというふうには考えておりますけど、今後、やはり観光協会としての主体たるイベント、また地域がその中で観光協会がどう携わっていくのか、ここあたりの精査というのは、ことしの中におきまして早い時期に来年度に向けましたいろんな話し合いをしてほしいというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

やはりこれはさっき、今も出ましたように、補助金が一つの大きな対象になってくると思います。やはり毎年どの部門も削減されていくわけでありましたが、来年度少しは減るかと思えますが、ただ、この予算が全体を足した中で、今回日置市観光協会誕生して、予算計上が1,890万円、200万円ぐらいふえているんですが、それは皆さん方の持ち寄る中で予算を立てられると思うんですが、イベントをするに当たって、やはり自助努力が必要になってくると思います。これからいろんな面で、自分たちのイベントは自分たちでやっっていかなければならないという形になるかと思えますが、ただ、こういう非常に厳しい状況の中で、協賛金、寄附金というのは非常に集まりにくいかなと思います。そこをどうやっていくのか、これから各組織団体の中でイベントをする中で、そのちょっと考え方、市長、どのように思いますか。

○市長（宮路高光君）

それぞれのイベント、また地域におきますいろんな夏祭りにいたしましても、観光協会主催でないといえますか、そういうものもたくさんございます。そういう中におきましては、やはりそういう通り会を含めた、自分たち独自の中でやっているものもございまして、やはりもうこの観光協会の中にある程度の市の補助金が入っております。やはりここ

あたりのないところ、今までしてないところは自分たちでやってる部分もございまして、やはり全体的に協会が一本になったわけございまして、やはりここあたりの整合性といえますか、ある程度の統一といえますか、やはりこういうことを含めて、やはりある程度のイベントにおきましてやはり淘汰していく、淘汰といえますか、統合していかなきゃならないイベントもあるのかなと思っておりますので、十分これは、会長を含め、役員の皆様方がそれぞれいろんなアイデアを出しながら運営をしていただきたいというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

ただいま市長が言うとおりの、私もそう思います。これからやっぱり4町が、4地域が協力して、今まで商工会と同じような形の観光協会やっていたわけでありましたが、それと同じような形で、点が面になったわけでありますから、そういう意味でも統一してやっってもらいたいかなと思っております。

先般、観光協会長にお話を聞きました。なったばかりで何をしたいかということであったわけでありましたが、日置地域全体のイベントは極力出て見てみたいと、どういうイベントがあるのか、どういう祭りがあるか、極力参加して、そして、来年はどのようにしていくかを決めていきたいということも言っておりましたし、また、日置市は、これは県からも言われてます、観光ルートをつくったかどうかということ、観光ルートは今つくってるかと思えますが、ちゃんとした観光協会の観光ルートがないということで、それをどうにかつくってきたいなという意味もございました。そういう意味で、役員さん1年間大変だと思いますが、そこで、やはり当然行政もこれにお手伝いしなくちゃいけないと思うんです。商工観光課が非常に忙しくなるかと思えますが、その点どのようにお考え

なのか。

○商工観光課長（銚之原政実君）

先ほど市長の答弁にもございましたように、これまでそれぞれのイベントなどにも積極的にかかわってきた経緯がございますので、そういったことも十分尊重しながら、これまで以上にまた各種イベントに対する推進をやってまいりたいと思います。

○4番（門松慶一君）

もうこれには、観光協会もですけど、やっぱり商工会もちょっとかかわってくると思います。商工会の中の観光部会というのもあります。そういう中で、商工会、観光協会、そして商工観光課、要するに行政の代表の中で一緒にやっていってもらいたいと思っております。

2番目に入りまして、ねりんピック開催と篤姫の今上映であります。ねりんピックがあと4カ月、10月25日が要するに開会式でございまして、次の日、日曜日、26日がこちらのほうでウオークラリーとソフトボールがあるわけですが、今経済効果とか参加人員を言いましたが、わかってるだけでよろしいですから、ウオークラリー、ソフトボール、参加人員、並びに、できればどれぐらいの効果があるのか、はじいていけば教えてください。

○福祉課長（豊辻重弘君）

それでは、私のほうから回答させていただきます。

初めに、参加人員につきましては、ソフトボール、今の段階で66チーム、990人、ウオークラリーにありましては500人を予定しております。100チームですね、それほど予定しております。

また、本市への経済効果につきましては、大会期間中の他まです。今後、安心・安全の食の売り込み、また今後の観光客の増加など、数千万円の経済効果が期待できるんじゃないかというふうに考えております。

ないかというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（門松慶一君）

今、参加人員、これはチーム、要するに参加する人たちだけですね、これは。周りの人たちは入ってないですね。経済効果は数千万円というのは非常に寂しい限りでありまして、80億円、100億円の中でもうそれぐらいかという、非常につらくなるのでありますが、当然、鹿児島市、霧島市、指宿市に流れていくことは否めないわけですが、やはり一番鹿児島市に近い日置市がもっと何かできないかなと、当然、宿泊施設がないというのは非常に問題があるわけですが、今からするわけにはいかないわけですが、何かあと4カ月でできないのか、ちょっと今どのように取り組んでいるのかをちょっとお聞きします。

○福祉課長（豊辻重弘君）

具体的な取り組みと申しますか、経済効果につきましては、大会期間中、宿泊、飲食店への影響と、またお土産、焼酎とか、本市におきましては、焼酎とか薩摩焼、それらのものが今後販売等、全国47都道府県からおいでのになるわけございまして、大変期待できるというふうに思っております。また、小さいことで申しますと、車の出入り等によりまして、例えばスタンドとか、そういうのも経済効果として期待できていくんじゃないかなということ、あとは、観光のほうにどうか、商工会、観光協会等、絶好の機会がありますので、積極的なPR、取り組みを期待したいというふうに思っております。

以上でございます。

○4番（門松慶一君）

いい方向で取り組んでいるかと思いますが、私は観光協会が誕生したということで、この前もちょっと会長さんとお話をしたんですが、あと4カ月しかないんですが、これは逆にあ

と4カ月もあるという発想で、何か委員会等もつくって、ねんりんピックのために、特に25、26は相当の数来ると思っていますので、そこで何かできないかということをおっしゃいます。委員会が立ち上がると思いますが、そのときは行政も一緒になって何か前向きな形でやっていただけるのでしょうか、お聞きします。

○福祉課長（豊辻重弘君）

昨年、今議員がおっしゃいますように、市の実行委員会立ち上げて、取り組んできておられるわけですが、具体的に観光協会でも申しますと、本年3月におもてなし等の打ち合わせ会開催させていただいております。また、5月、先月には特産品の販売等の打ち合わせ会、そういうのも積極的に開催させていただいております。もちろん観光協会会長さんにも委員さんとして入っていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○4番（門松慶一君）

いい方向で協力してやっていただきたいと、そう思います。特に商工観光も一緒にやっていただければと思います。

25日が開会式、この日は妙円寺参りの前夜祭であります。26日が妙円寺参りの大祭当日の本祭でございますが、そのときにウオークラリーが伊集院で、東市来でソフトボールがあるわけですが、相当な人数がその日来る、来られると思うんですが、私はその日を一つのターゲットにしてもらいたいなど。やはりねんりんピックというのは65歳以上の方々が来られます、全国から。こういったら何ですけど、結構余裕のある、また時間もちゃんと持っていらっしゃる方が来られるわけでありまして。リピーターとしたら最高の方々が来られます。ことしよかったです。また来年も来られるという、非常にチャンスのおかげかと思うんです。そ

のときに妙円寺参りだけではなく、各地域の、日吉、吹上、東市来の何かいいものを一緒に集めていただきまして、何か催しをしてもらえればかなと。特に今、篤姫で小松帯刀の日吉地域、あそこも何か関連できないかなと。それから、今吹上で一番元気のある青松太鼓、この前も私も見に行きましたけど、非常に活力を感じました。10年前は、鹿児島県は蒲生太鼓坊主が主役だったんですが、今はっきり言って、吹上の青松太鼓が主役をとっているような気がします。この太鼓の場合は非常に波があって、やはり若い人たちがいないとできないわけですが、この前、相当数の吹上青松太鼓の若い人たちの活力を見まして、これを見せない手はないなと思うところもあります。

そういう意味で、いろんなところを持ち寄ってやれば、何かおもしろいものができるんじゃないかと。東市来の薩摩焼も何か一堂に集めてできないかなと、そういうことをどうにか考えていければ、25、26日をターゲットに、何か日置市の地域の発信ができるんじゃないかと思うんですが、市長、どのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今それぞれのウオークラリー、ソフトボール、基本的には協会ですか、運営する協会のほうに自主的にお願いしているのが実情でございます。今おっしゃいましたように、郷土のそれぞれの催し、こういうものをどう組み合わせられるのか、また、スタッフ的にどうできるのか、また、会場にどういう形でみんなが参入するのか、ソフトボールにいたしましても、もう選手の中で、本当に実際そういう余裕がある、時間があるのかどうか、ウオークラリーにいたしましても、約、来られる方はそれぞれ参加します。ここあたりの時間設定を含めて、そういう郷土芸能の場面をつくれるのかどうか、やはり大変ちょっと時

間的な制約がありますし、そういうものもやはり妙円寺参りのフェスタのところでそういうものをするのかどうか、やはりちょっと工夫しながらしていかなければ、やはりもう、一つは競技をして一生懸命している中と、そういう時間的なセッティングというのが今後必要であるというふうに思っておりますので、こういう詳細について、もう1回それぞれの団体の皆様方とも十分打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

制約されて難しいところもあろうかと思えます。ただ、ウオークラリーの場合、一つの競技ですけど、一応歩いて回るということですので、そこに何か趣向を凝らして、見て、当然武者行列は2時ごろ出ますので、そのころに本通りを通るとか、徳重神社に着くとか、そういう形にすると武者行列も見れるわけですが、そういう形で全国の方に見ていただきたいという一つの願望もあります。そういう意味でも、伊集院地区だけじゃなくて、ほかの地域の方々も、何かそういう形の、趣向を凝らした形の皆さん方に見せていただけるような、見ていただけるような何かキャストをしていただければと思います。

ねんりんピック、篤姫が、放映があるわけですが、きょうちょっと聞きますと、篤姫効果が、読売新聞でしたかな、私見てないんですけど、ちょっとお聞きしましたら、篤姫効果が前よりはないと。要するに、前よりはないといえますか、鹿児島に来られますけど、日帰りで帰るとか、何か余り経済効果に寄与してないということに聞いておりますが、市長はそれは聞いておりませんか。

○市長（宮路高光君）

報道の中で篤姫館の来場がどうだったとか、基本的に経済効果、基本的にはさっきも議員がご指摘のとおり、やはり観光という中におきます一番大きいやはり宿泊でございます。

ほかのやはり土産物とか飲食というのは、そんなに大きな効果というのではないというふうに思っております。そういう意味の中で、今話の中で、日帰りしたときにはそれだけの効果しか出てこないのかなというふうに思っております。視聴率を含めた中で、特に今場面がもう江戸のほう、東京のほうの場面が多く、もう今放映の中でも鹿児島が出てくるのは2分か3分ぐらいなのかなという、やはりそういう、前のときは大変鹿児島を中心とした放映でしたけど、今はこのような状況の放映の内容でございますので、またこの放映がどういうふうにして進んでくるのか、やはりそこあたりでまた一つのまた変化が出てくるのか、今のところこれで効果があった、これが効果がなかったとかということは、ちょっと私も実態のほうはまだつかんでないというところでございます。

○4番（門松慶一君）

非常に難しい問題ではありますが、ただ、あと、これからねんりんピック、まだ放映があるわけでありまして。どうか日置市が一番今いい転機の年でありまして、この観光を売るときでありますから、どうかいい方向になるようによろしくお願いいたします。

これで質問終わります。

○議長（畠中實弘君）

次に、26番、佐藤彰矩君の質問を許可します。

〔26番佐藤彰矩君登壇〕

○26番（佐藤彰矩君）

梅雨になりまして、ことしの災害はどうかということで毎日心配をしているきょうこのごろでございます。そこで、今回は消防に関する質問をいたします。

通告しておきました2点について、まず、市町村消防広域化についてをまず質問いたします。

我が国の消防は、昭和23年3月の消防組

織法の施行により、自治体消防として発足して以来60年が経過したが、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務を全うする必要があります。しかし、全国の消防体制を見ると、管内人口10万人未満の小規模消防本部が6割を占めている状況にあります。小規模消防本部は、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理、財政運営の面で厳しさが指摘されるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない状況にあります。

このようなことから、国においては、市町村消防の体制の整備及び確立を図るため、平成18年6月に消防組織法の一部改正を行い、消防の広域化を推進することとしたが、消防の広域化については、市町村消防の原則は維持しつつ、特に都道府県の役割が重要であることにかんがみ、消防の広域化に関する都道府県の法的役割を明確にするとともに、同年7月には市町村の消防の広域化に関する基本指針を告示し、各都道府県においては、平成19年度中に広域化推進計画を作成することとしたようであります。

本県におきましては、小規模消防本部が県内19本部のうち15本部と、全国の消防体制同様、小規模な消防本部が多数を占めていることから、市町村消防の広域化を推進する必要があると判断し、市町村や消防機関代表のほか住民代表で構成する鹿児島県消防広域化検討委員会を設置し、消防の広域化に関する課題や広域化の枠組み等について検討協議をし、平成20年3月、本県の地理的特性や住民の日常生活圏等を考慮した、県の地域振興局市町単位の区割りにしまして、県域7消防本部体制の組み合わせを主な内容とする、鹿児島県における消防広域化に関する報告が

なされたところであります。県としては、本県のこれからの消防需要に十分対応できる市町村消防の体制の整備及び確立のため、県の広域振興局、市町単位の区割りによる県内の7消防本部体制での広域化を進めることとし、鹿児島県消防広域化推進計画を策定しました。

については、本市においても、本計画に基づき広域消防運営計画の作成の上、市町村消防本部が相互に連携して、平成24年までではございますけれども、広域の実現を図るような積極的な推進を進めていくことが必要と考えるが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、消防団のほうの充実強化についてでございます。

消防団は、大規模災害時の災害防御や住民の避難誘導、平時における災害予防の住民への働きかけ、また、新に国民保護法において住民の避難誘導の役割を担うことが明記されるなど、地域の消防防災の担い手として、今や欠かせない存在になっております。

しかし、社会変化により地域人口や若年人口の減少、また消防の常備化が図られたことなどから、理由により、消防団員は年々減少しております。そのため、国においては、地域住民が消防団に参加しやすい環境をつくるため、機能別団員及び機能別分団の制度を導入し、消防団組織制度の多様化を図るほか、平成19年1月から消防団協力事業所表示制度を導入するなど、消防団の充実強化を推進しているところであります。

県内においては、平成19年12月、鹿児島市においては女性団員24人が入団するなど、現在12市町村で女性消防団員が火災予防活動、広報活動を行っており、そのほか、消防団OBによる消防団支援組織も結成されている市町村もあります。さらに、消防団協力事業所表示制度については、いちき串木野市において11事業所が既に認定されるなど、各市町村で消防団の充実強化が行われている

ところであります。

一方、本市消防団においては、4月1日現在、4方面団の中に18分団が設置されておりますが、552名が昼夜を問わず活動されておりますが、消防団員の条例定数613人に達していないのが現状でございます。また、伊集院町飯牟礼地区においては、防火自主団体の善福防火クラブなど団体があり、地域の消防防火力向上のために取り組んでおります。

そこで、お尋ねしますが、消防団及び地域で消防防災活動を行う団体の充実強化に関する本市の取り組み状況について、市長のお考えをお尋ねいたします。

以上、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市町村消防の広域化についてというご質問でございます。

現在、県内にある7地域振興局管轄にブロックを分け、県内7消防本部の案で進められております。日置市消防本部は、鹿児島市消防局、いちき串木野市消防本部、三島村、十島村で一つのブロックとなっております。今後、それぞれのブロックで運営協議会設置準備事務局を立ち上げ、消防広域化運営協議会設立後、その運営協議会で広域化に向けて協議が進められることになっております。

2番目の消防団の充実強化でございます。

消防団員の数は、本年5月1日現在で554人です。消防団の活動としては、災害防御活動、住民の避難誘導、被災者の救助活動などがありますが、地域における消防防災体制の中核的存在であり、地域住民の安心・安全の確保のために果たす役割は大きいものがあります。消防団員には、サラリーマン化とか高齢化が進んでおり、今後、事業所の理解を深める活動の推進と公務員や公共的団体職員の加入促進を図っていきたいと考えております。また、市総合防災訓練はもとよ

り、中継訓練、水防訓練などの訓練を重ね、有事に備えたいと思っております。

2番目でございます。女性団員につきましては、全国的に活発化が進んでおります。ご指摘のとおり、消火作業や防災活動に携わるだけでなく、火災予防や広報を主に活動しているところが多く、家庭の主婦など常に地元に住居しているため、火災予防の効果があると考えております。今後、団員の方にもご協力をいただき、まず各地域の防火婦人クラブ等に呼びかけていきたいと考えております。

3番目でございます。消防団協力事業所表示制度については、現在、県内では3本部、4市町村が取り入れております。勤務中の災害出勤など、事業主のご理解をいただかなければならないこととございますので、本市でも実態を調査し、早急に要綱等を整備して、導入を図りたいと考えております。

以上でございます。

○26番（佐藤彰矩君）

広域化のほうからまず質問をいたします。広域化について、なぜ市町村消防を広域化しなければならないのか、広域化しないとどうなるのか、広域化のメリットはどのようなものがあるのか、まずお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

なぜ広域化しなければならないのかということでございますけど、消防の広域化につきましては、市町村合併を含め、以前から私もこの地域におきましても、一部組合をつくりまして広域化したところでございます。特に消防本部におきますそれぞれの役割というのが、今、高齢化を含めまして、救急体制、これが約8割から9割が、これが一番大きな役割じゃないかなというふうに思っておりますし、また、多様化する大規模の災害等におきます、有事に備えますに当たりましては、やはりある程度の広域化が必要であるというふうに考えております。

また、特に財政規模が小さいところにおきますと、私ども日置市の消防本部でもございますけど、はしご車とか、そういう特殊な車両を整備するのに大変財政的な負担がありますので、そういうものがない消防本部も数多くございますので、こういうもので広域化すれば、それぞれ活用はできるというふうに考えております。特にメリットと申しますか、メリットにつきましては、今のことを述べたようなことが大きなメリットじゃないかなというふうに考えております。

○26番（佐藤彰矩君）

そのような状態になるんですけれども、今後の進める中において、一応いろんな留意点、それから配慮するべき問題というのが出てくると思うんですけれども、その中で、まず、今現職員の反応とか、それから、予定されています、市長も説明ありましたが、こういう市においては、鹿児島市との合併という形になるということなんですけれども、鹿児島市の、日置市の職員は67名なんですよね。そうすると、鹿児島市が472名なんです。そのような形で、市来が入っても、市来は48名というような形で、市来と日吉と合わせても115名、その中で500名近い472名という中に入った場合、吸収的なものにされて、職員の心理的な環境的な問題というものも非常にいろいろあるかと思っておりますけれども、その辺については現在どのような話をされているのか、その辺にお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたまだ話はゼロでございます。さっき申し上げましたとおり、県の方でこの7本部という案が出されただけでございます。今後この広域化の運営協議会というのを設立して、それぞれの消防本部、3つの消防本部がございますので、それぞれの立場の主張が出てくるのかなと思っております。

特に、この広域化という中におきまして、特に、広域連合を組むのか一部事務にするのか事務委託をするのか、広域化にすればそれ3つぐらいの手法があるというふうには思っております。ですけど、その手法につきましても、こういう運営協議会の中におきまして、やはり最初どういうスタートをするのか、そういう話し合いがなされてくるというふうに思っております。

特に、私どもこのブロックにおきましては、ちょっと余りにも差がある消防の広域化ということでございますので、十分その点については慎重にいろいろと対応していかねばならないというふうに思っております。

○26番（佐藤彰矩君）

広域化を進めるとなると、枠組みの場合、鹿児島市以外では、南薩地区とか北薩地区とかあるわけでございますけれども、そうなった場合に、中心的からコンパスひいたときに遠距離的な位置に本市はなるというふうな地理的な問題もあろうかという気がいたします。そうすると、財政的の問題から申しますと、鹿児島市の方がベターかなというような個人的考えもあるわけでございますけれども、今後の課題として、そういうところはメリット、デメリットでちょっと協議していかねばならないと思っておりますけれども、何せこの事業については進めるということで、恐らく県内一円でみんな事業を推進してまいりたいと思っております。そこで、この事業の中で国が財政的な処置をいろんな状況を打ち出してございますけれども、この辺について何かそういう事情的な、優遇措置的なものがあるのか、その辺についてお尋ねいたします。

○消防本部消防長（福田秀一君）

広域化に対します国の財政措置でございますが、市町村に対しましては、広域消防運営計画の作成に要する経費について、特別交付税で措置すると。それから、広域化に伴い必

要となる経費、本部施設の統合、あるいはシステム変更、本部の場所の変更等に要する経費、その他準備事務局関係経費、こういった経費に対しまして、一般財源所要額の2分の1を特別交付税措置すると。それから、ハード的な面でございますが、所掌等の整備につきましては、一般単独事業といたしまして、運営計画に定められたものに対しまして、一般単独事業債を発行すると。充当率が90%で元利償還金の30%を交付税措置するというところでございます。それと、消防庁舎の整理、こちらの方にも同じく一般単独事業債を充当するというところでございます。

また、防災基盤整備事業といたしまして、庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設の整備、あるいは通信司令施設の整備、これに防災対策事業債を充当するというところでございます。これにつきましても、充当率が75%、95%で交付税措置率が30%と50%と、こういった市町村に対する財政措置でございます。

○26番（佐藤彰矩君）

今回の広域化に関する費用としては、そのような費用、言うなれば、市町村合併のときの費用と同じような形で国としても、そういうような処置をしているような気がいたします。

要は、今後の市長も若干スケジュール的なものを言われましたけども、運営委員会の協議会の設置とか、そういう今後のスケジュールについては、どのようなお考えでしょうか、日置市としては。

○市長（宮路高光君）

この運営協議会におきます構成メンバー、どういう方を入れてこの運営協議会をするのか、まだちょっと私の方にも何もそういう情報も入っておりませんし、こういう事務局を最初どこにするのか、こういうことも何もまだ今のところ情報は入っておりません。

今後やはりそういうことが明らかになってきまして、また議会の皆様方にも報告をしながら、このことは進めさせていただきたいというふうに思っております。

○26番（佐藤彰矩君）

そこで、広域化した場合に、市町村の分担金、払う方のお金、これがどういうふうな形で財政的メリットが市町村が出てくるのか、また、負担が多くなるのか、その辺の状況については、現状においてはわかりませんか。

○市長（宮路高光君）

この消防に関しまして、地方交付税の中の財政需要額の中にそれぞれ市におきます常備と非常備といいますか、そういう形の中で交付税が措置されております。今回の広域化の中におきまして、その負担率、そういうものも何もまだ今後どうなるのか、そういうものも一つもまだそういう施策もしておりませんので、今後いろいろと今議員がご質疑になったようなことが、ひとつ問題化されまして、この運営協議会の中でいろいろと論議をしていかなければならない項目ではないかなというふうに思っております。

○26番（佐藤彰矩君）

この広域化については、国としては各県一律、すなわち県警本部の組織機構的なものに持っていくのが最終的な目的みたいな気がいたしますけども、そういう中で、やっぱり住民のサービス、住民の有事に対する対応というのが一番大事だという気がいたしますので、今後広域化される中においても、地元住民の安全安心というものを最優先的にこの問題は進めていただくように思いますけども、市長も同じ考えか、再度お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には、今ご指摘ございましたとおりでございます。やはり市民を安心安全をいかに確保して、その運営をしていくのか、ここを私どもはやはり日置市民という一つの立場

を貫いた中で広域化の方向の中でどう位置づけをしていただけるのか、やはりここは市民本意の中でその協議会の話し合いの場の中ではいろいろと日置市におきます実情も訴えていかなければならないというふうには思っております。

○26番（佐藤彰矩君）

県内の状況をほかの地域も同じような状況だろうと思います。よって、一応方式としては、広域連合とか一部事務組合、そしてまた、事務委託、この3つの方法しかないだろうと思いますので、本市としましては、県内のほかの地域の状況等も照らし合いながら、今後この問題については早目に対応して、というのが、合併の問題でも、長い間いろいろと市町村合併でも時間がかかりましたので、この問題につきましても、恐らくなかなか時間のかかる問題になってくるんじゃないかという気がいたしますので、その辺の配慮をしていただきたいと思います。

次に、消防団の方の次に移らせていただきます。現在、613人の定数に対しまして、550数名ということでございますけども、各4地区の現在の実数を再度お示しいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

東市来方面団が定数が126で実数が115でございます。伊集院方面団が208の定数に189、日置市が120の定数に109、吹上が159の定数に対しまして141、合計いたしますと613の定数に対しまして、実委員が554人というふうに、これは5月1日現在でございます。

○26番（佐藤彰矩君）

そのような今60名ぐらゐの減ということになっているようでございますけども、そういうものに対して女性の消防団員というものを募集すると。そういうことで、先ほどから申し上げました広報活動とか、後方支援とい

うようなこともあるし、また、予防活動、防災の予防活動、そういうものでソフト的なものの活動が女性において図られると思いますけども、市長も先ほどの答弁におきまして募集もしたいというような、相談もしたいというような話ですけども、具体的にこの辺についてどのようなお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今日置市におきましては、消防団員の女性団員はゼロということでございますけど、今までの経緯につきましては、東市来方面団の方に2人ほどおりましたけど、やはり仕事の都合上とか、いろんな中で退団されたという経緯がございます。

特に今消防団員女性の皆様方で一番関心といたしますか、その予備的な知識を持っていらっしゃるのがやはりこの婦人防火クラブだというふうに思っております。特に、今善福の婦人防火クラブ、下草田の防火クラブ、日新の防火クラブ、こういうひとつ3団体が今あるようでございますので、こういうある程度の消防に対します意識のある方々に加入といたしますか、こういうお願いをし、早くお願いし、ほかの皆様方につきましては、やはり消防団員の女性の方もほしいわけでございますけど、やはりそれぞれ方面団、また分団、部それぞれでございますので、やはりそういう幹部の方々とも十分打ち合わせをして、その地域におきます受け入れ体制がどうなるのか、その部、分団の受け入れ体制、こういうことも十分意見をお聞きしながら、この女性団員の募集等はやっていきたいというふうに思っております。

○26番（佐藤彰矩君）

なぜ女性をとということでございますと、常に地元にいるという有利点があるわけでございます。というのは、日置市の消防団員の中で自営業者が156名、そして、地方公務員が39名というふうな方、これの方は大体うち

に、地元にはいっしょにやるわけですけども、非雇用者団体的な、そういうふうな雇用者ですけども、332名ぐらいはいっしょにやるんですよ。この半分は地区外に仕事に出てらっしゃる方がいるということで、いざ有事のとき実際駆けつけられる団員という方はごく限られた人数なんです。ですので、この辺の対応、有事のときの対応的なものを考えれば、地元にいる方、女性でも早期対応ができるんじゃないかというようなことで、この60名ぐらいの団員の補充という形で、もう何名か女性の方を採用する、そういうことにおいて、奥様方の防火に対する意識の向上というものが図られるんじゃないかという気もいたします。そういうことで、女性の方の団員の方の確保というのを申し上げている状態でございます。

そこで、団員の確保の一つとして、薩摩川内の方で建設業者における格付的なものの中で団員の確保を図る手段としてやっているところもございます。というのが、格付の基準について、薩摩川内市の工事及び製造の請負物品の販売に係る指名業者的な入札資格の中で要綱の中で、ボランティア活動をうたっています。その中でボランティア活動を業者の中の従業員、それから、職員、一応そういう方々、団員に加入すると1人2点ずつ加算されるというふうな方式をとっているところもございます。これは、最高が20人まで40点までを限度をするという形でございます。

また、災害協定を、本市も業者との災害協定を結んでいるということでございますけども、これは協会と結ぶということで、協定に入っている業者においては、18年、19年度までは、各最高2点までとするということでございますけども、実は、20年度から20点までということになったそうです。

このような方式をして団員の確保を図るということでございますけども、この辺につい

ての日置市の対応はいかがでしょうか。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時25分とします。

午後2時13分休憩

午後2時25分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○副市長（湯田平浩美君）

先ほどの佐藤議員の質問にお答えをいたします。消防団員の格付、建設工事への格付の範囲設定でございますけれども、市といたしましては、平成20年度から市内業者の意見も踏まえまして、県が格付のために算定した総合点数を使っての格付を行っております。県は、総合点数の算定に当たりまして、ボランティア活動の実績も考慮しているところでございます。最大24点でございます。消防団員のこの雇用につきましては、今のところ考慮していないという状況でございます。

したがいまして、現在、日置市におきましては、消防団員のものについては、格付に反映をされていないということでございます。来年度以降の格付につきましては、現在県においての見直しを行っておりますので、日置市におきましても、その結果を踏まえて対処していきたいというふうに考えております。

それから、昨年、19年度に簡易型の総合評価の入札を実施をいたしましたけれども、その中でボランティア活動の実績も点数に反映をいたしまして、その入札の実施をいたしております。

以上でございます。

○26番（佐藤彰矩君）

一部、そういうふうな形でやってるということでございますけども、川内市は一応地元業者に限定して、そういう地元の発注の工事に対して対応するというので、そういうこ

とで地元の業者の仕事に対する張り合い、また、市に対する協力体制、ボランティア活動、そういうものが非常に有効に図られているということでございますので、この点については、本市においてもある程度早急に対応する必要はあるんじゃないかと、そういう価値があるんじゃないかということを考えますので、ぜひこの制度を導入していただきたいという気がいたします。

それから、消防団の協力事業所の表示制度でございますけども、この制度について、再度内容の説明を求めます。

○消防本部消防長（福田秀一君）

消防団の協力事業所表示制度でございますが、これにつきましては、消防団に積極的に協力している事業所、その他の団体に対しまして、消防団協力事業所表示書を交付すると、そういうことで、その事業所のイメージアップにもつながると、信頼を得ると、そういった効果があるわけですが、そういうことをもって地域の消防防災力の充実強化の推進を図ると、こういうったことが目的でございます。

○26番（佐藤彰矩君）

そうなる、一応サポート業者が多いほど環境的にはよくなるという気がいたしますけれども、これは、だれでも参加できるのか、何か条件があるのか、その辺についてはどのようになるんでしょうか。

○消防本部消防長（福田秀一君）

一応国の方で要項の例を示しておりますけれども、この中に認定基準というのがございます。国が示しているのを申し上げますと、従業員が消防団員として相当数入団している事業所、従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所、災害時等に事業者の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所、こういった認定の基準を設けております。大体先進の団体を見てみまして、大体こういうのを参考にして、相当数という団

員数でございますが、この辺につきましては、それぞれの団体の判断で2人以上とか3人以上、あるいは全従業員に占める消防団員数の割合とか、こういったので定めておるようでございます。

○26番（佐藤彰矩君）

そういうふうな条件があった場合、本市において、対象になるような業者、お店、そういうのはどれくらい予想されるものでしょうか。

○消防本部消防長（福田秀一君）

本市の消防団員が2人以上勤務しております事業所が日置市内に33、市外に6、合計39事業所ございます。3人以上の事業所は7事業所、これはすべて日置市内でございます。

○26番（佐藤彰矩君）

そういうような形で、川内市等においても大分少ない、またいちき串木野市あたりも11ということで、今現在も活動中であると。そして、また、先般鹿児島市でも、そういうふうな制度をとって、鹿児島市では25ぐらいだったですか、一応そういうようなことで、大分各市町においても、こういうような業種の認定をし、そして、消防にかかわる環境の整備というものを図っているような気がいたします。

本市におきましても、そういう業者のサポート、また、お店のこういうふうな対応をしながら、今後また有事のときのいろんな環境整備をしていかなければならないという気がいたします。

そこで、最終的に市の定数のことでございますけれども、定数がどうしても60名ぐらい減ということで、これは4町合併のときの定数をそのまま引き継いでいるという状況なんです。そこで、5万2,000の人口規模で消防団員の定数の基準というのは、どれぐらいの基準になっているんでしょうか。

○消防本部消防長（福田秀一君）

消防団員の数は消防庁の長官が定めております消防力の整備指針というので定められておるわけですが、その算定の方法としまして、消防団の管理する動力ポンプの種類ごとに法に規定する消防隊の隊員の数に住民の避難誘導に必要な数、これを足した数字が基準の消防団員の数ということになっております。この動力ポンプには、消防ポンプ車に5人とか、小型動力ポンプに4人、こういった基準がございますので、そういった数字がもとになって基準の団員数が出ておるということでございます。

そういったことで計算しますと567人という数字が出ておるようでございます。

○26番（佐藤彰矩君）

ただいま、そういう新しい基準の中での567人、613人ということからしますと、新しい市町村合併の中で新しい基準的なものも考慮して改正していかなければならないという気もいたしますので、この消防団員の定数条例における改正というものも今後必要じゃないかと思っておりますけども、市長、どうでしょうか、この辺については。

○市長（宮路高光君）

今消防長のお話ございましたとおり、555名ぐらいというのが、それぞれの車両を含めた実数だと、実数と合っているわけでございます。このことにつきましては、また消防の幹部の皆様方とも十分この定数について協議をしていきたいというふうに思っております。

基本的にこの消防団の中におきます役割というのが、今消防長の方が話しましたけど、この消防活動ということばかりでは私はないと思っております。やはり地域におきますと、いろんな運営におきます裏方もしていただいておりますし、また、この定数を削減するだけでということじゃ、消防だけじゃなく、

その地域をやはり大きな側面といいますか、やはり担い手といいますか、こういうのが私は消防団の皆様方がそれぞれ地域を見回してみてもなっぺいらっしやると思っておりますので、消防力のその実数と、またそこに寄与している地域貢献、こういうものも含めながら、この定数についてはまた幹部の皆様方と十分話をさせていただきたいというふうに思っております。

○26番（佐藤彰矩君）

ただいま市長の言われたとおり、各地域において、消防団員のエネルギーというものは莫大なものがあるし、また、活性化にも非常に繋がっているというのは理解しております。よって、私も消防団の充実強化ということで今回申し上げた次第でございます。その中において、いろんなこういう問題もあるよという問題提起をさせていただきました。

ということで、今後女性の消防団員の確保とか、それからまたいろんな事業所の問題、そういうものも含めながら、総括的に消防団の方の充実強化をしていただきたいということで終わります。

○議長（畠中實弘君）

次に、22番、重水富夫君の質問を許可します。

〔22番重水富夫君登壇〕

○22番（重水富夫君）

今回私は市長に3問、教育長に1問質問いたします。

まず、1問目、ふるさと納税制度について市長に質問いたします。午前中1番議員への答弁で重なるところは割愛されて結構であります。

①であります。県は市町村と一体の協議会を設立し、県に窓口を一本化して活動する考えのようである。東京、大阪事務所に6月1日付でいち早くふるさと納税課を設置された、そのことで市長の見解を伺います。

②いち早く南九州市、南さつま市など、基金や特定財源の制度を設け、寄附した人が使い道に納得できる制度にしたいと南日本新聞にありました。本市の対応、対策をどのようにされようとするのか、市長のお考えを伺います。

次に、2問目、公立小中学校耐震化促進事業について、教育長に質問いたします。この件も4番議員への答弁で重なるかもしれませんが、重なるところは割愛されて結構です。

①中国四川大地震で校舎の倒壊が相次いだ事態を踏まえ、国内の学校の耐震化についての補強、改築への国の補助率の引き上げ、耐震化の取り組みを促す考えである、本市の考え方を伺います。

②本年度を含め、来年度以降の耐震化への調査、補強、改築の予定、前倒しでの事業実施予定など考えられないか伺います。

次に3問目、農家、農村の支援策について市長に質問いたします。

今社会では漁業だけではありませんが、原油の値上がりで燃料費の高騰で、現在は2.4倍になっているそうでありますが、採算がとれず操業の中止、出庫の見合わせ、会社の倒産など大きな社会問題になっております。いちき串木野市でもついこの間ありました。今回は、本市の基幹産業でもある農家、農村の支援策について伺うことにしました。通告書にあります、本年度産1番茶がキログラム当たり2,500円を割り込んだことは市長もご承知であると思います。30年来の安値でありました。これは何を意味するかといいますと、今後の2番茶、3番茶が異常と言われるぐらい値段がしない限りお茶農家は赤字だということでありました。飼料用トウモロコシも、アメリカでバイオ燃料の原料に回り、日本への輸出減のため、昨年以來1.5倍以上の値上がりが続いております。米も減反が続く中、価格は上がらず、畜産、

お茶、野菜、果樹、花卉、普通作農家ではすべてが限界に近い状況であり、農業に魅力がなく、農業委員会でも取り組んでいます、後継者も育たない現状であります。

今世界的に食料の供給不足が問題になりつつありますが、先進国と言われる我が国も、自給率はわずか40%、日本に将来があるのでしょうか。国がすること、県がすること、また、市ができることを真剣になってやるべきときだと思いますが、市長の考えを伺います。

最後に4問目、遊休市有地の民間への活用策について市長に質問いたします。合併前からのものがほとんどであります、どういう理由で現在あるのか、公共事業などで残地になっているのか、事業で移転したり、建物を取り壊して更地のまま前の土地が処分もさせずそのまま残っているのか、町の部分、地域の部分に何も利用されずに荒れたままで管理もなされず、草木が茂り、景観も悪く、病害虫の発生源、冬など火災の発生源となるなどの土地がたくさん見受けられます。

①であります。本庁、各支所ごとにどのような土地が地目別に何筆で面積が幾らで、評価額が幾らぐらいあるのか伺います。

②であります。毎年度市の一般会計予算も減額を余儀なくされており、財政も厳しい中、市として今後利活用などの計画がないものか、民間に売却し、活用を図った方が市の管理料も不要になり、固定資産税の増収も見込まれ、私は早く進めるべきと思いますが、市長の考えを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のふるさと納税制度について、このことについては、先ほど1番議員の方の質問にお答えしたとおりでございます。その1でございすけど、先ほど申し上げたとおり、

市町村同士で鹿児島県の市町村同士で競争することなく、県と一体となってこの募金活動に今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

2番目でございますけど、基金等の条例につきまして、先ほども申し上げましたとおり、環境とか福祉、また教育、また市民との協働、こういう項目を考えているわけでございますけど、基本的に今後まだ募金をしていただく皆様方のそういう意思といいますか、そういうものをきちっとまだ確認しておりませんので、今後そういうことのアンケート調査ですか、そういうことも実際やった中において、基金条例を上げるときに皆様方にお諮りをしていきたいと、さように考えております。

2番目は教育長の方が答弁します。

3番目で、農家、農村の支援策について。原油価格の高騰の影響を受け、これまでにない極めて厳しい状況にあることは言うまでもございません。特に、お茶のこししの相場は消費者が在庫を抱えていることと、リーフ茶消費の伸び悩みが原因とされ、加えて1番茶がふぞろいで大葉が多かったことや、まだ色のりがよくない点、また白い茎が多かったと、いろんな要因があるわけでございまして、茶の価格低迷につながっているというふうに思っております。

また、燃料が高騰し、売値も安くコスト高になっておるといのもそれぞれの作物、また畜産におきましても、大変採算割れをしているという状況でございます。

国におきましても、それぞれ今対策をしているところでございますので、本市におきましても、きのう農協との連絡会といいますか、そういうことがございまして、農協といたしましても、今回のそれぞれの原油価格に相当する形の中で、特に資金等といいますか、そういうものを出していきたいと。そのために、市町村に幾ばくかの協力してくれと、そうい

う要請もございました。そういうことを踏まえながら、今後におきましていろいろと農業だけでなく、水産業を含めた中でそういう資金の借り入れとか出てくるのかなと思っておりますので、今後十分配慮していきたいというふうに考えております。

また、後継者の育成につきましても、ことし日置市におきましても、新規が2名、後継者が6名というふうに、新たに8名の新規就農者がございました。励ます会等含めながら今後この農業に従事する方々が多くなるよう、市といたしましてもバックアップをしていきたいというふうに考えております。

4番目の遊休市有地の民間への活用策についてというご質疑でございます。本市における市有地の筆数は976筆で、面積で691万3,000平米、固定資産評価額といたしまして24億5,347万円あります。そのうち849筆は山林や国、県への貸付地で売却できない土地であるんじゃないかなと思っております。

したがいまして、残りの127筆、売却の筆、もしくは貸付可能資産でございますので、7万236平米、固定資産の評価額にいたしまして、約3億9,924万円程度であるというふうに思っております。

また、市においても、アクションプランにおいて、未利用土地の活用処分を進めておりまして、平成18年、19年度においても、処分のための10筆の不動産鑑定を行っております。これまでの市有売却実績といたしましては、18年度で4筆、売却で1,841万6,290円、19年度が2筆を売却いたしまして、2,689万7,217円の収入がございました。

今後におきましても、20年度におきましても、このような不動産鑑定を行った部分につきまして、購買広告等をやっていきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

公立学校の耐震促進化事業についてお答えいたします。

第1番目の国の耐震化の加速を受けて、本市の考え方を問うということですが、安心安全な学校づくりにおいては、これまでの取り組んできているところがございます。今回国は補助事業の見直しなど検討されつつありますので、本市といたしましても、厳しい財政状況下ではありますが、最優先課題に続けて取り組んでまいりたいと思っております。

2番目に本年度以降の調査、補強、改築予定、前倒しの事業実施予定などについてということですが、先ほど4番議員に耐力度調査結果を受けた取り組みについてはお答えいたしましたので、それ以外のことについてお答えいたします。

本市では、本年度より旧耐震基準の建物について、22年度までに耐震診断を計画しているところがございます。この診断結果に基づいて耐震化計画を立てていく考えであります。なお、耐震診断の結果次第では、耐震化補強工事など前倒しで実施する必要が生じることも考えられます。

○22番（重水富夫君）

それでは、2回目以降順を追って質問をいたしていきます。

まず、ふるさと納税制度であります。県と平行して市独自の考えということで市長にちょっとお尋ねしたいと思っております。東京大阪事務所に専従職員各5名置くということで、全国で一番手厚い体制と伊藤知事は自信を持って言われているようであります。このことで、これは、5月の30日の南日本新聞ですが、原則として県が窓口となり、市町村に役割を分配、窓口一本化を踏まえ、市町

村独自の寄附呼びかけは控えることを申し合わせたとあります。寄附する側は特定市町村への納税を希望する場合に限り、県の窓口は通さず、各自治体が手続をする、これは、先ほど市長のおっしゃったとおりであります。市町村が独自に寄附金を広く募集することについては、協議会の趣旨に反するという意見、それと、特定市町村への寄附要請も協議会の輪を乱すような取り組みだということで、県はそういう指導といいますか、各市町村にそういうことをしていただきたいということであったと思います。それと、県主導への疑問の声もということで、大口市の隈元市長ですが、地方分権の流れの中で自立のために頑張らないといけない市町村なのに、県が窓口を一本化し指導することが前提にした取り組みはどうなのかとの疑問がある。期待していたのは、鹿児島市などからの寄附金だったが、広く成立ができないのは残念だと。町村会の会長井上町長ですが、市町村間で競合すれば困難を来すということで足並みをそろえた。自治体にはまだいろいろな意見があるだろうが、まずはこの制度を活用して税収確保に全力を挙げたい。それと、最後に、寄付者の意思を制限するようなことがあってはならないということで、いろいろ賛否両論あるわけですが、市長もこの会に臨まれたと思いますが、どういう考えで臨まれて、そしてまた、今のお気持ちはどうなのか。先ほど幾らかはわかりましたけども、まだはっきりとわからないような答弁でありました。確認の意をもって市長の今の考えをお聞かせいただきたいと思いません。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁申し上げましたとおり、まだ今からスタートするわけですので、県と一緒に足並みをそろえた一つの手法の中で進めていきたいと思っております。

このことがさっきも申し上げましたとおり、

1年、いろんな中におきまして、またいろんな課題が出てきましたら、またいろいろとご意見を申し上げていきたいというふうに思っておりますけど、今の段階におきましては、特に県外といいますか、関東、関西、そういうところの出身者の皆様方に主にお願いをし、県と一緒にこの事業を進めさせていただきたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

県が主導型でやっていくことには私もやぶさかではないわけですが、市は市で自分でやはり努力をするべきだと。また、納税者、寄附者については、そのまちのために、あるいは自分たちのふるさとのために納税をする、寄附をするというのが基本でありますので、その気持ちを大事にするのであれば、やはり各市町村もやれることはやれるということでもありますけど、まだまだ県に遠慮をした感じのやり方、手法じゃないかなと思うところであります。

まだ本音が、皆さんが出ていない、その調整がついてないと私はそのように思ったりもするんですが、市長、どうでしょうか。はっきりしないと私が言ったのは、県がやることについては余り反対をしないという気持ちでしょうか。本市は本市でやる場所はやるよという腹があるのか、そこをちょっと聞かせていただきます。

○市長（宮路高光君）

基本的に、そういう事務的ないろんな問題につきましては、県の方もしますけど、やはり私どもは、市の方であれ独自でそれぞれ市がお願いに行かなければ、やはりたくさんの方のふるさとの寄附金を集められないというふうに思っております。そういうことで、さっきも申し上げましたとおり、今月29日も私もみずから東京の方に参ります。やはりそのようにして、私を含め、また職員、またそういういろんな機会を通しまして、やはり市は市

としての動きをしていかなければ、ただ県にお任せの中では一つの成果というのは出ないというふうに思っておりますので、その集めた方、広報とか、そういうものについては従っていきますけど、やはり市としてはいろいろなお願い事につきましては、市としてのやはりそういう誠意というのを見せていきたいというふうには思っております。

○22番（重水富夫君）

よくわかりました。二本立てで行くということでもいいですかね。

それと、その寄附金の使途、使い道、いろいろ先ほどは言われましたが、南九州市、さつま市でしたか、もうそういった条例制定、あるいは基金にするとかいろいろもう今きのう議会でもう決まったか決まるかということになっていると思うんですが、本市の場合は、まだそういうことを今後考えて、それをしていというふうな先ほどの答弁ではあったと思うんですが、私はこれはちょっと遅いんじゃないかと、目的を早く持って形を決めて、そして、やるべきじゃないかと思うんですが、市長の今制定をされようとする、その考えをちょっと伺います。

○市長（宮路高光君）

それぞれの目的の中で寄附をいただくわけでございますので、大方はこのような、さっき申し上げましたような中で考えておりますけど、実際寄附をしていただく方の意見といますか、申込みを含めて、県の申込書の中にはそういうことはちょっとあられない部分もございますので、私どももやはりした方々に、またどうには、また返信を含めた中で、やはりそういういろんな項目をやはり上げて、皆様方にはまたそういう意見を聞く場を設けて、最終的に市としてこういう基金条例を上げるときに、こういう意見が多かったということで、また基金条例するとき、上げるときに皆様方にお伺いしたいというふう

に考えております。

○22番（重水富夫君）

市長、慎重に考えていたらそうなるんじゃないかなと思いますけども、ぜひ早い機会にそういう筋道、方針を早く決めていただきたい、決めた方がいいんじゃないかと思いません。

それと、先ほどの答弁の中でありましたけども、例えば、市を指定して、市町村を指定して寄附する人もいるでしょうけども、その中でちょっと話も出ましたが、あるいは本市の中でもある地区の何に使ってもらいたいという細かい希望でしょうか、納税者、寄附者の——もあたりもすると思うんですが、その場合、指定された場合は、これを使うとかいうような、そういう条例に盛り込むとか、そういうことは考えられませんか。

○市長（宮路高光君）

この基金の運用の中におきまして、その寄附者の方が限定するという部分があるというふうに思っております。今までも、それに子どもたちの図書費に充ててという寄附金もございました。そういうときには、やはりそういう部分の中でしておりますので、今回はこのふるさと納税という一つの制度の中で行われる部分でございますので、特定にそこにしてということだったら、まだそういう形をしますけど、こういう基金条例を含めた趣旨といいますか、そういう今、さっきも申し上げましたとおり、小学校区とかそういうふるさと、やっぱりそういう本当に自分が昔そういうものを味わった、それ今までもまた続けてくれんとか、そういう意味も大変多いのかなと思っておりますので、そういうまたその配分におきまして、どういう配分にするか、また今後十分寄附金もいただいた中で考えていかなければならないというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

それは非常に難しいというか、本当に大変な作業だと思うんですが、そういう気持ちがあれば、いろいろ調査研究されてされるということでしょうから、それはそれで置きたいと思えます。

それと、この納税者の方については5,000円だけの負担があるんです。先ほども出ましたが、それを各市町村いろいろあるんでしょうけども、幾らかの例えばお礼の気持ちを込めたふるさと小包でしょうか、そういうものをおあげするとか、あるいは地域の情報などを非常に知りたい、そういう方に市報を送るとか、そういうのを幾らかはしないと、そういう寄附というのは多く集まらないんじゃないかと思うのですが、それについては市長はどう考えますか。

○市長（宮路高光君）

県の方でもその中身の中でそういうふるさとのもた品物とか、そういうもの一つの論議が出ましたが、その返信のハガキのお礼とか、品物を何をどうするかというような金額によっても5,000円する人もおるし、ひょっとしたら20万円と100万円という方もいらっしゃる。基本的にこの寄附金の今回のあり方というのは、その本人もやはり納税をそれぞれしていらっしゃる人なのか、それによって基本的には所得税、住民税が減額される。寄附をしても納税をしてない方もいらっしゃるかもしれないんです。そういうちょっと複雑した形の中で今回のこの納税の寄附金がございますので、やはり人によってはもう納税もしてない方も寄附される方もいらっしゃるというふうに思っております。

そこあたりがどういう傾向に出てくるのか、私どもまだ実態がつかんでないというのが事実でございますので、いろいろとケース・バイ・ケースが出てきますので、今後十分このことについては対応して検討してまいりたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

ちょっと市長今の答弁で私は納得できないというか、これは寄附額に対して私はお礼をせろというわけじゃないです。5,000円以上であれば、5,000円は寄附者が負担せにゃいけないわけです。6,000円したら5,000円は1,000円しか返ってこないんです、本人は。5,000円はもう担保ですよ、とられるわけですから。だから、これは10万円しようが、20万円しようが、100万円しようが、この人は5,000円分だけとられるわけです。収入の、納税の少ない人はパーセントでいけば1割以上やったらそれはもう返ってきません。だから、金額じゃないと思うんです。5,000円に対してのお礼を何とかその中ですれば皆さんはする、するしないはその人の自由ですから、義務的に5,000円だけはあなたが負担しなさいというのがこの制度だと、私はこのように理解してるんです。その辺は市長どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃいますとおり、5,000円控除した中でこの制度があるということでございます。このことについて、ほかの地域を含めて県もどう対応するのか、ここあたりも見ていかなければならないということでございますし、今ご指摘のとおり、本人が納税の約1割の中の5,000円引きということでございますので、ひょっとしたらその納税に関係ない人も恐らく寄附をいただくかもしれないんです。それはもう5,000円引きとか、そういうものじゃなく、その方が1万円ときは5,000円引きじゃなくもう1万円という形のストレートで寄附をしていただけるというふうに思っておりますので、さっき言いましたように、いろんなケース・バイ・ケースが今回いろんなのが考えられるんじゃないかなと、そういうことも想定した中で、

もう最初から5,000円相当ということじゃなく、県もございますので、このお礼等については十分いろんな各市町を含め検討、いろいろと十分打ち合わせをして進めていきたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

次にまいります。学校の耐震化であります。先ほどの答弁の中で大体わかったんですが、この制度が3年ですから、22年度までですよ。22年度で終わる。今教育長が、耐震化の調査を22年度で終わるということ。これはほぼ延期だと感じたわけですが、今、本市において耐震化率がどのくらいなのか。そして、まだ耐震化の未実施が何棟あるのか、これ何%くらいなのかわかっていますか。

○教育総務課長（山之内修君）

本市におきます耐震改修状況で、これはことしの4月1日現在でございます。耐震化率としては49.5%となっております。今、先ほど申し上げました耐震度調査で現在改築を考えているところが3校ございますので、これを除いたあと残りの17校、35棟について今後耐震診断を実施していきたいという考えでございます。これ耐震診断の対象になっている棟数というふうに考えていただきたいと思えます。診断をしますと、通常IS値が0.7でございますと安全ですよという値になっておりますので、過去にも耐震診断をして、その数値を上回っているのが何校かございますから、そういうふうにご承知置きいただきたいと思えます。

以上です。

○22番（重水富夫君）

この未実施の35棟ですか、これはパーセントで大体どのくらいになるかわかりませんか。

○教育総務課長（山之内修君）

耐震化率が49.5ということになります

ので、あと残りが50.5ということになるかと思います。

○22番（重水富夫君）

ちょっとこの数字の出し方が私はどっちかが悪いかと思うんですが、2007年の4月1日現在、公立小中学校、これは全国です。約13万棟あるんだそうです。耐震化率が58.6%、耐震診断を受けていない施設が6.6%ということで全国はなっておって、鹿児島県は、耐震化率が49.9%、耐震の未実施が4.7%というふうになっておるんですが、先ほどの本市の場合、耐震化率49.5、これは県が49.9ですから、ほぼ県並み、ちょっと少ない。この未実施、これについて、余り開きがある数字が出てきてるんですが、全国が6.6、県が4.7%、県全体で100棟となっています。本市が何で50%ぐらい高いのか、ちょっととり方が何か違うのでしょうか。

○教育総務課長（山之内修君）

この耐震診断を実施したのがほぼ100%になっている数字ですよ。これにつきましては、平成18年に学校の建物については耐震化優先度調査というのを、簡易な調査をいたしました。これをもって本市の場合も100%になっております。診断をしましてよという形で学校の施設につきましては、ご承知のように、耐震診断についてはかなりの費用を生じますので、実施することについて簡易な調査でやる方法がございます。これを平成18年度で職員で実施しておりますので、これをもって一応診断を終わらせた。これに基づいて現在耐力度調査、そして、ランクがありましたので、その順番に基づいて随時、いわゆる精密な診断というか、それを実施しているところでございます。

以上です。

○22番（重水富夫君）

結局、耐力度調査が50%ぐらい残ってる

と言われて、調査はやったということ、100%本市は優秀であったということではないですか。県で4.7%残っておるんだけど、本市はもうゼロ%だということだと、私は今の話ではそう思いました。本市は優秀だったということですが、先ほど教育長が、22年度で耐震の調査全部終わると言われましたね。これは今のこの補助率の高い時期にできるんですが、先ほどの話もありましたけども、改築となると、伊集院小が10億円ぐらいとっちゃったですかね、相当な金がかかります。それをしたらもう1校しかできません。あとに、結局改修補強という方法もあるんですが、この残ったところを前倒しで、そういった危険のあるところは何とか部分的にでもやる方法は考えられませんか。

○教育長（田代宗夫君）

耐震診断の実施をいたしまして、IS値がどの程度の値になるかわかりません。したがって、0.3以下とはないと思いますけれども、非常にもし仮に値が出る建物が出たとした場合は、またそれなりにその学校の耐震補強を早めてするとか、それなりの方法を考えていかなければいけないんじゃないかなと思っております。

○22番（重水富夫君）

細かいことは私もわかりませんが、今比較的大きな学校、伊集院小、伊集院北、伊作、上市来は点数がよかったということでありましたけども、まだ小規模校でも本当に危ないというのか、早くしてくれればいいのかなどというのがあるかとも思います。そういうところを調査されて、この機会にぜひ教育費の全体の予算枠もあるでしょうけども、やはりこういう今の特例がありますので、これを検討されていただきたいと思います。

次にいきます。農家、農村の支援であります。先ほども言いましたけども、飼料の値上がり1.5倍になったそうです。本当に肥

育農家、酪農を営んでいるところはもう大変であります。国も730億円支援すると報道があったようですが、もう業界からは、このくらいの支援では焼け石に水になるとんしれんぞということの今声が挙がっているようでございます。お茶については、リーフ茶の販売不振による過剰の在庫で昨年より13%安いんだそうです。市長は品質が悪いから下がったと言われましたけども、もちろんそうでしょうけども、今買い手市場ですので、ちょっとしたことでけちをつけて安く買う、これが実態であります。

それと、ペットボトル用のお茶が何とか前年並みでいったとありますけれども、もう少し本市もそういうことで何か考えられないか。先ほど市長言いました、燃料の高騰、いろいろそういうことで融資、資金のしようとするところは融資をしたならと、農協、あるいはこれは県もだったんですか、県はまだしてない、農協の話だったんですかね。農協の話の中でそういう話があったと言われますが、市はそういったもので融資をされようと思いませんか、市長。

○市長（宮路高光君）

きのうのお話の中でも、特にお茶の暴落、またそういうものの話が出ました。きのう会のメンバーがJAさつま農協の管轄の市、鹿児島市、いちき串木野市、日置市、南さつま市のそれぞれの首長ということと農業委員長、そういうことで話し合いがあったわけでございます、特に、今こういう原油等の中におきまして大変農家は困っている。その中で、農家の皆様方もそれぞれ収支するときに、やはり恐らく借り入れとかいろんなの出てくると。そういうときに、基本的に無利子ぐらいできればいいのかというような状況でございます、そのときも市もその利子補給を補てんしてくれんかということでございましたので、きのうの4市、その中におきましても、

市の方も助成するから、農協としてその取りまとめをしていただかなければ、何の部門にどれぐらいという1つのそういう試算を早く出してくれと、そういうことを出した中において、市としての対応をするからということ、きのうはそういう会議の中で発言もさせていただきました。

○22番（重水富夫君）

それはすばらしいことですので、ぜひそうしていただきたいと、私はそのように思います。

それと、稲作についてですが、今、休耕田転作いろいろ米をつくるなど時代であります。つくらないのに国は金をやるという時代であるんですが、世界的には食料はもう不足するということになっております。それで、特に畜産農家は、アメリカがバイオ燃料に使うために、トウモロコシが日本に輸入がたくさん来なくなった。飼料が1.5倍になったのはその理由ですが、もう少しこの水田に、例えば、私もいろいろ振興局に今問い合わせたりしてるんですが、ことは間に合わなかったんですけども、飼料用の稲わらだけじゃなくて米、自分たちが食べられないようなまざり米、量が1.5倍できます。そういうのを飼料に回すのが今試験的に栽培されたりしておるんですけども、もうちょっと早くそういうのをどんどん本市に取り入れてきて、せっかく遊んでいる水田にそういうのを植えて、そして、価格が飼料ですから安いですから、その差額を国、県あるいは市、補てんをして農家が何とか生計が立つようなことはできないかということをいつも考えてるんですが、市長はその件についてちょっとお考えですか。

○市長（宮路高光君）

もう水田につきましては、市の方でも協議会をつくっております。協議会の中におきましても、この飼料用の米ということで意見がこの間出たようでございます。今ご指摘ござ

いましたとおり、この転作の奨励金といえますか、そういうものをあわせながら、またこの飼料用の米、これをどう作付を拡大していくのか。今おっしゃったとおり、種から確保しなきゃことはもう間に合いませんので、来年以降、やはり農協とも十分打ち合わせをし、このできたものを今度はどこにどう販売していくのか、こういうものも早目に来年に向けた形の取り組み方はしていかなければならないというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

時間が押し迫ってきましたので、あんまり以外とこになります。今、これも南日本新聞でしたけども、離農者に後継ぎ紹介、後継者、そういうことで記事が出ております。これは、農林水産省の委託事業で、5年以内に経営をやめる意向のある農家、新規就農を目指している非農家が対象ということで、移譲までには市町村農業委員、行政職員などが後見人として就農希望者の支援に当たるほか、弁護士や税理士、不動産鑑定士といった移譲手続に必要な専門家も派遣する。そういうことで、我々はそういった、この議会でも出ましたが、限界集落という言葉も出たようでありますけども、そういった離農者のところに、新規就農を促すための政策がなされつつあるということですが、これについて市の取り組み方、市長の取り組みはどう考えておられるか、ちょっと伺います。

○市長（宮路高光君）

今までも日置市、旧吹上町の中におきましても、農業公社の中におきまして、新規就農者ということで、特に県外からも含めて、もう何名か就農をしていらっしゃる方もおりますし、またその間、市といたしましても、2年間ぐらいの研修ということで、ある程度のバックアップもしてきております。ことし、そういう募集も行ったわけでございますけど、残念ながら、20年度におきます農業公社に

おきます、就農者がいなかったということもちょっと残念なことだというふうには認識しております。

そのような状況も踏まえながら、さっきも申し上げましたとおり、先般この新規就農者ということで、日置市におきましては8名の方が就農をしていただきました。若い方もいらっしゃるんですけど、会社をやめた40歳とか50歳近く、そういう方もいらっしゃるようでございますので、今後におきましても、この新規就農者、後継者もなんですけども、新規就農者の育成、こういう方々につきましても、今回の中におきましては、花農家が3名、施設野菜が2名、お茶が1名、ブロイラーが1名、水稻果樹が1名と、こういう多種にわたった中で新規就農者でございました。こういう方々には特に資金を含め、また技術の指導、こういうものも議連会を含めましてバックアップしていきたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

わかりました。この件の農業農村振興協会がやっている、これは離農者に後継ぎを紹介しても、本当にその離農者がよければ後継者がいるわけですね。やっせんとはおれはせんぞというても、あとで、ならあたいがするかというたら難しいと思います。そう思いますが、何人かやめる人がおられて、それまとめて、そんなら私がやろうというのはあるかもしれませぬ。そういうところで、取り組みを前向きに今されようということですから、これで次に行きます。

最後ですが、遊休市有地のことでありますけども、先ほど市長の方から答えてもらったんですけど、ちょっとはっきりがわからなかったんですが、土地として127筆と言われましたね。約7万平米ですよね。金額にして約4億円、3億9,000幾らですから、たくさん土地があると思います。これにまだ、

これは見込みのあるという土地でしょう——である、これ結局もう全然見込みのない土地もこれよりたくさんあるわけですけども、なぜこういう土地が残ってきているのか、市長に今何で残っていたのかをちょっと聞きたいと思います。もう町からの時代なんですけれども。

○財政管財課長（奥藺正名君）

残っていたというよりも、今まで売買しなかった点もあります。というのは政策的な面もあると思います。都市計画とかいろんな事業がありますが、そういうところで換地にしたり、そういった形で残しているところもあると思います。

ですから、昨年度も19年度も2筆ほど売買いたしました。しかし、募集はなかったと、公売したんですけども売れなかったという状況もございましたので、今後も先ほども市長が申しあげましたように、少しずつ売れるところを見つけながら、また公売したいと思っております。

○22番（重水富夫君）

私が何でこれを聞いたかといえば、例えば、市有地がある、自分はほしだけなと思う人がもしいたら、なら市に行って、これを払い下げというんですか、売却というんですか、していただきたいということを簡単にできると思っていないと私は思うんです。これは市はこうはなりやせんぞと、私はそう思うんです。だから、皆さんが望まないんじゃないかと。まだまだ購買ちゅうか、皆さんに人はいますかといえば、買ってくれる人はいると思うんです。これをむだなのを何でそのまま置くんのですかということ言うんです。これは、市長、どうでしょう、そういう望まれるのなら、まずは個人的にその人だけ売るわけじゃありません。公表して売られると思うんですが、そういうものを積極的に図る気持ちはありますか。

○市長（宮路高光君）

先ほども申しあげましたとおり、未利用地、市として今後のそれぞれ活用がないところといますか、そういうものにつきましては、もうどしどし売っていきたいというふうに思っております。特に道路関係の中におきましても、残地が残っておる部分もたくさんあったようでございますので、特にこの場合については、隣の筆数を持っていらっしゃる方にも優先的にやっていかなきゃならない。基本的には今それぞれの宅地があったり、だれでも使えるようなものにつきましては、やはりある程度公募という形をしていきますので、また、先ほども申しあげましたとおり、短期間だったり、いろんな周知が足りなかったというふうに認識しております。ことしは、やはりそういうふうにして、未利用地については、やはりあらゆる機会を含めまして、1回でだめだったら、また2回、3回という形の公募をし、いろんなところの媒介を使って皆様方に公募できるスタイルを早くたくさんつくっていききたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

去年でしたか、伊集院のある地区に所管事務調査に行ったときに、道路改良があつて10メートルもないですよ、平行してあつたのを道路が2本あります。これ何で潰して田んぼにせんかったというたら、売れないからというふうなことで、売れないというか、今売らないんでしょうか。この隣接の人が買えば田んぼになるんですよ。それをやっぱり残してる、管理も市がせんにやいけないということになります。そういうのがちょこちょこありますね。

だから、やはり市民が、繰り返しますけれども、市に言えばすぐ売ってくれるんだというものの感覚がないんです。だから、むだなのは早く売却して処分して、市が持つっても管理だけせにゃならん、何も益は要りませ

ん。それより民間に移譲して、売却して、幾らかでも固定資産の税収になったらどっちもいいじゃないですか。そういうことで、市長はそれをすると言われましたので、ことしはそういうことを市民に周知してもらって、皆さんがいるのがあれば、本当財政が困って売るといふ意味じゃありません。こういえば、日置市も困っちゃってもう身売りをしたというふうになりますから、それではなくて、むだなものはちゃんと処分をして有効に活用しましょうということで、皆さんに市民にぜひそういう周知をしていただきたい。

そこで、もう最後確認して終わります。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、今後未利用地につきましては、どしどし市民の皆様方、ひょっとしたら市外の方になるかもしれませんが、売却できるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を15時40分とします。

午後3時26分休憩

午後3時40分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、24番、谷口正行君の質問を許可します。

〔24番谷口正行君登壇〕

○24番（谷口正行君）

通告しておきました1点だけ伺います。

公金は市民の税金であり、それを扱う職員にありましては1円足りともむだな扱いになつてはならないと、公金の適切な支払いについて伺います。

現在、市長にあっては、行財政改革等のことで職員に対しても日置市の将来をしっかりと見据え対応できる行政マンの育成に力を入

れられている市長に大いに敬意を表するところではありますが、しかしながら、全職員が今日の厳しい財政状況を踏まえた職務に専念しているとは思えない状況をかいま見ることもあります。市長が日ごろより財政が非常に厳しいと、よって、指定管理者や委託制度、また補助金のカットとあらゆる手段で財政削減に取り組まれておりますが、でも、そんな中に全く市民感覚としては到底見過ごすわけにはいかない、むだな公金の使い方があるように感じます。

よって、市長は厳しい厳しいと言われるが、片や一方では、穴の空いたバケツで本当に厳しいのかと、一部かと思いますが、公金に対する認識が低いのではと、市長の意向が全然伝わってない職員もいるように感じます。公金の支払いのあり方は業者等の契約にしる、各種団体の補助金にしる、すべて事細かく市の条例で決められております。当然職員は、その決まりに沿った使い方であればならないはずであります。条例によっては、疑義を生じたり、現実と乖離する部分もあるように感じております。そういったところから、条例のとらえ方にモラルある職員とモラルのない職員が出るのかなと。

私は、昨年9月、18年度の決算審査特別委員会に入らせていただきました。そこでの議会事務局の公金の支払い、特に旅費支出のあり方に大いに疑問を持ちました。議会議長にありましては、ご存じのように、たびたび県外の出張を余儀なくされるわけでありませぬ。当然、局長も随行することになります。

18年度は、東京が4回、沖縄1回、東北の秋田が1回というような状況で、そして、それは、秋田を除いて東京と沖縄の出張が、決算時の審議でいずれも2泊3日になっており疑問を持ちました。予算から見ると、1泊2日の出張が2泊3日の延泊出張になっており、当然旅費、費用弁償も増額がなされてい

たわけであります。

私は、当初の計画に変更が出たのであれば説明をして補正をするのが当然だと。また補正をする間もなかったのであれば、事後の報告がなされてもよかったのではと指摘いたしました。でなければ、我々の当初の予算審議は何だったのかと全く意味のない審議になっていたわけであります。

予算が間違いないものと認めてゴーサインを出すのが議会であります。その議会自体でこのような予算執行がなされていたとは、議員の私には信じられないことでありました。この辺の旅行命令書や決済のあり方にも疑問を感じております。

同じくここで私が疑問を持ったのが、公費の旅費負担に対して実費精算がなされていないのではこのことであります。通常は出張することになった、旅費の支払いを受ける、そして出張する、公務が終わった、帰ってきた。そして、ここで精算をするわけでありますが、ここで最初の概算払いから旅費の実費を差し引いた余剰分のお金は返されていないということを感じました。私はこういったことは、今の時代きちんと実費弁償という形で領収書をつけて、残ったお金はしっかりと返金すべきが常識であると思います。これらの出張はいずれも航空運賃を伴うことになりませんが、現時点での航空運賃は、新たな広告会社の参入、あるいは旅行会社の競争によって決められた運賃というものはあっていないようなもの、当然、執行部、職員、議会部局にあっても計画された出張はほとんどが旅行会社の手配によりキップが取得されるはずであります。

したがって、予算書に組まれた旅費と出張後の精算にあっては当然これは違いが出てくるはずだと。よって、現在の条例による基本的な旅費の積算はどうなっているのか、旅費として積み上げることのできる種類とその金額を伺います。

例えば、一番頻繁に行われております東京出張であります。1泊2日で飛行機出張した場合の旅費の公務、交通運賃とか宿泊料、いろいろ雑費ありますが、その積算額であります。また、九州外の出張はほとんど飛行機を利用するのが多いと思いますが、出張で航空機を利用するのは何かということも伺っておきたいと思っております。

それと、精算のあり方、どのような精算方法になっているのか伺います。

これらのことについて、条例はどのようになっているのか確認の上からも質問させていただきますが、でも、幾らかは今日の状況においては疑義を生じたり、乖離している状況にあると思ったりもいたします。

それとまた、課長会とか部長会とか執行部にございますが、そのときに、ああいった決算のときの意見が出たと報告が市長になされておりますか。そういったことが市長に伝わっているのかと思っております。疑問を感じております。逆にまた市長の意向も職員に伝わっているのかと思っております。こういうことを伺います。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

公金の扱いについてというご質疑で1番目でございます。日置市職員等の旅費に関する条例は、地方公務員法の規定に基づき、国及び県の条例等に準じた公務のための旅行する職員等に対し支給する旅費に関する事項を定め運用しております。また、諸事情により、国、県の条例等の改正があれば、その都度検討して対応していくこととしております。

2番目と3番目につきましては、関連ございますので説明させていただきます。

東京へ1泊2日出張した場合の旅費であります。日置市職員等の旅費に関する条例により、交通費相当額、旅行諸雑費、宿泊料等それぞれ計算し、その合算額を旅費として

支給することになります。航空機利用の場合は8万8,140円です。内訳といたしまして、航空賃が7万円、宿泊料が1万2,000円、旅行諸雑費が2,400円、交通費実費が3,740円です。鉄道利用の場合は7万620円です。内訳として、鉄道賃が5万6,220円、宿泊料が1万2,000円、旅行諸雑費が2,400円です。基本的には交通費は実費で、旅行諸雑費と宿泊料は定額で支給しております。なお、出張伺いには公文書を添付させ、場所、時間など、その業務内容に応じた命令を行っております。鉄道を利用した場合は、移動に時間がかかることから、飛行機を利用した場合よりも出張期間が1日多くなるものと思われま

す。4番目の精算の仕方でございます。旅費の精算の仕方についてですが、日置市職員等の旅費に関する条例により手続を行うこととなります。旅行者は、旅行を完了した後に所定の請求書に領収書等必要な書類を備えて請求の手続を行い、旅費の支給を行います。また、概算払いにより旅行の前に旅費の支給を受けた場合は、旅行者は旅行を完了した後に、概算払い精算費用に領収等必要な書類を備えて精算の手続を行います。なお、実費により計算する旅費については、精算の結果、概算払いした額が過払いとなった場合には返納をさせていただきます。

5番目でございます。出張による飛行機の利用についてであります。日置市職員等の旅費に関する条例により、旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により、旅行した場合の旅費を計算することとされておりますが、経済的というには、経費の面においても最小であるという意味ではなく、時間的な面、あるいは旅行目的との関連等から見た幅広い意味に解されておりますので、飛行機以外の経路が費用の上では最小であっても、時間的に非常にむだがあるような場合には総合的に判

断して飛行機を使用しております。

6番目でございます。これまで職員に対しては財政計画等説明会、予算編成方針説明会、財務研修会、毎月定例で開催されてます4役部長会等を通じて、常に経費の節減の意識向上に努めているところでございます。具体的には、多人数出張の制限、公用車の使用による交通費実費の削減を行い、さらには職員一人ひとりが、みずからの事務事業を見直し、予算は使い切るものという意識の改革、コピー1枚からのコスト意識の徹底に努めております。

今後におきましても、経費削減へ向けた取り組みを継続し、効率的な運営に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○24番（谷口正行君）

市長も国が変えていけば見直すところもあるやにちょっと言われました。国家公務員に準じているのかなと、このように思っておりますが、であれば、どこの部分がどのように疑問なのか。私もそれを非常に疑問に感じております。そういったところ、これまでどのように扱ってきたのか、ちょっと検討していただく上で私の疑問をちょっと尋ねてみたいと思っております。

まず、東京に出張した旅費額総体で8万8,000円と言われましたか、そのうち航空運賃が幾らでしたか、これちょっと再度。

○財政管財課長（奥藺正名君）

往復で7万円でございます。

○24番（谷口正行君）

改めてこの旅費条例を見てみましたけど、言われたように定額支給を定めているところもあります。でも、私はやはり市民感覚として、こういった残ったお金、これはもう公金でありますから、これは執行残としてしっかり返すのが筋であろうと思っておりますが、そこで、第17条に航空賃の額は現に支払っ

た旅客運賃によるとなっております。これは、航空賃だけはっきりと実費支払いを規定しているわけでありませぬ、間違いないです。これ専門の方にも聞いてみましたが、現に支払ったというのは、これはもう実費支払いのことだと。必然的にこれは領収書の添付も義務づけられているということですが、日置市も、飛行機を利用した場合に領収書の提出がなされておられますか。

それと、航空賃の余ったお金、概算払いされるということでありましたが、概算払いと領収書との差額、その処置はどうなっているのか伺っておきます。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

航空運賃の場合はパック料金だけ違いました、先ほど言いましたのは通常の交通運賃でございます。パック料金をした場合は、そのパック料金の中に宿泊代というのは幾らかというのはわかりませんから、航空運賃と合算したパック料金となっておりますので、宿泊代をという形でパック料金から5,000円を引いた残りを航空運賃として見ております。そして領収書を添付して精算をしているところでございます。

ただ、航空運賃だけパック料金だけが含まれてなくて、通常の飛行機で行く場合、往復料金でとった場合は安くなりますので、そのときには精算をしているという状況でございます。

以上です。

○24番（谷口正行君）

領収書が出されているということで、これはもう役所としては当然のことです。ただ、航空運賃の場合は、ここに領収書が出されているから間違いはないんだということには、これはもうならないと思っております。

それと、なぜ航空運賃だけがこの条例実費弁償規定しているのかと、これについてちょっと調べてみました。第7条であります、

旅費は最も経済的な通常の経路で云々と。ただし、やむを得ない事情により、通常の経路で旅行しがたい場合は、その現によった経路及びその方法によって計算すると、このようになっております。

したがって、航空機の使用は、このやむを得ない事情、ここに該当するということでもあります。これは、この旅費規定を制定をした昭和30年、40年ごろ、大分昔でありますけれども、その当時の航空運賃が非常に高かったと。我々も小さいころは本当に飛行機に乗るということはなかったわけですね。簡単に乗れなかったと。でも、急用の場合は、航空機を使用することを認めていたんだと。そこに、たとえその運賃が高かったとしても、それは実費を弁償するんだと、そういうことになっているようであります。

この旅費条例、市長も言いましたが、国家公務員法に準じているようであります。この旅費は、全国的に裏金づくりの資金になっていたことも皆さんもご存じかと思いますが、でも、私は、これは定額資金云々と言われましたけれども、旅費は本当もともと実費弁償が基本だと思っております。現在は、この飛行機出張がもう当たり前みたいな時代になっておりますけれども、現在の交通状況、あるいはまた、今パックを申されましたが、宿泊状況、これも本当昔と違って今は変わってきております。よって、私は今のこの時代には、何かこの条例、よく見てみますと、見るほどわかりづらいというようなところもあるわけですが、今の時代に合わなくなっているんじゃないかと。具体的にこの辺をどう思われるかちょっと伺っておきます。

○市長（宮路高光君）

東京出張の場合は、大方はパックといたしますか、航空パックを利用しております。パックの一つ大きな欠点というのは、緊急にいろんな諸事情で変更せざるを得ないときには大

きなキャンセル料を払わなければならない、そういうこともあるようでございますので、今ご指摘ございまして、このパック料金を含めた中で、今支給しております。それぞれの各市町村、また県、こういうところもこのパック料金を含めた中で見直しをしていかなければならない分については、もう今後十分検討をしていかなければならないというふうに思っております。

○24番（谷口正行君）

先ほどの積算からいきますと、総旅費額が8万8,000円でありました。大分高いなと。ことしの20年度のやつは6万4,000円になっているようでありますけども、燃料が上がったからかなと思ったりもいたしますが、そのうち、航空運賃が7万円ほどだったかと思いますが、であれば、これはもう先ほど言いましたように、領収書の添付がなされるはずであります。それに加えて、搭乗券の半券、これの提出がなされておりますか。これは、今搭乗券の半券がないと監査は通用しないと言われております。要するに、飛行機に乗った証明が半券がないとできないんだそうであります。だから、これは、国、県も今はもう義務づけているということを聞いております。ここらあたり、うちのまちではどうなのか、提出を義務づけているのか、恐らく義務づけてないと思っております。それと、こういったことにどう考えておられますか。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

航空運賃の場合は、先ほど申し上げましたように、パックの料金の場合はパックの領収書、航空運賃の場合は通常の往復の正当旅費で行った場合の領収書、それはつけるようしております。搭乗券の半券はつけておりません。

○24番（谷口正行君）

やはり、これは、もうこれからはうちも、やはり搭乗券の半券をつけるというふうにして

んにゃいかんなど、このように思うわけですが、とにかくこれ17条で、航空運賃はとにかく実費支払いですよということは間違いないわけですよ。であれば、先ほど言われましたけども、割引パックのことであります。割引パック、決算委員会的时候にもこれをほとんど利用しているということであります。そして、今答弁の方でもありますが、そのパックを利用した場合には、5,000円を引いた運賃精算をするということでありました。これなぜ5,000円なのかとちょっと疑問に思います。

これは、条例からすれば、実費の支払いというのが規定をされているわけで、そこにはしっかりとした今の状況であれば領収書ですね。それに従って精算するのが当然であります。だから、パックを使ったから5,000円引いて精算するというのは、これはおかしいと、そういうことですね。やはりちょっとこれは条例の方でも、パックを使ったから5,000円引くというようなどんぶり勘定でいいとは書いてありません。だから、こんな状況で出される領収書がちょっと真実性が問われるなということも言えると思います。

それと、パックの場合、これは当然宿泊ホテルつきになります。ホテル分がただになりますよね。恐らく2カ所のホテルに泊まる方おられないと思いますが、ここに宿泊料が払っておられますよね。なぜホテル分がパックで出るのに宿泊料を払うのかということになるようであります。

私は、ここの宿泊料はやはり1万2,000円になっているようでありますけども、出さないのは筋だと思っておりますが、これはおかしいと疑問に感じております。

確かにこれ言われたように、第6条の方でも宿泊料は定額を支給するとはなっておりますけれども、でも、このような場合、これ第26条、旅費の調整、支払わなくてもよいと

なっているようにもあります。そしてまた、規則では、調整ができるというようなふうにもなっております。でも、これはどうなんですか。払っているとすれば条例違反にもこれはなっぴきませんか。でも、払っておれば、これは当然1万2,000円がまずいということ、悪く言うわけじゃないですけども、東京出張のたびに1万2,000円が浮いてくるということになるのかなと。

そこで、このような残額の処理であります、これはもう公金は余ったら返すのが常識であります。また、これは足らなくなったら、これはもう補正をしてもらえばいいわけでありすけれども、旅費条例の第12条の2でありますけれども、旅行者は旅行管理をした方、1週間以内に旅費の精算をしなければならぬと、そのようになっているようであります。精算をなさないとされているんですよ。これ3,000円の精算じゃありません、この辺の精算ですから、ちゃんとしたお金の精算をなさないとことですよ。だから、こちらあたりをどうとらえればいいのかなど。また、この第3項では、過払い金があったら返納なさいと、こういうふうにもなっているようであります。よって、こんな場合の精算が適正になされているかということでありす。これちょっと伺っておきます。

○財政管財課長（奥蘭正名君）

先ほど申しましたように、交通費は実費でございます。ですから、パック料金の中には宿泊代が幾らというのが表示してございませぬ。パックで航空運賃とセットで幾らというふうになっておるものですから、ホテル代は別ということで、そのパック料金から5,000円を引いたのを航空運賃としております。そして、宿泊代は別に支給していると。正当旅費でいきますと、先ほど言いましたように7万円ですが、パック料金でいきますと、通常4万円から、時期によって違ふと

思いますが、それから、5,000円引いた、通常でいけば7万円かかるんですけど、パックでいけば5,000円引いた残りが航空運賃という計算をしておりますので、安くなっておりますので、そういう関係でパック料金で5,000円という金額で引いているところでございます。

以上です。

○24番（谷口正行君）

課長、意味はよくわかります。これはもう現実としてパックの場合は宿泊がついてくるというようなことはもう常識であります。だから、一般市民感覚としてはどうしても、なぜ宿泊はついているのに、なぜ宿泊料が出るのかと、そこなんです。だから、私はこちらあたりがどうもこれはこの条例は何かおかしいなど感じているわけでございますけれども。課長の方では、要するに条例の範囲内ではしっかりとした精算がなされているというふうなことであります。

でも、条例の中ではそうやってなされているかもしれませんが、私どもはおかしいと、こう思っているわけでありす。しっかりした精算がこれはなされておれば、決算委員会のときも堂々とこれは答えられたはずなんです。だから、やっぱりそこにはおかしいところがあると、職員の方も気がついておられるから答えられなかったんじゃないのかなと、このようにも思ったりもいたします。だから、繰り返しますけれども、やはりこの条例はちょっと見直す必要があると思っております。

要するに、もう本当これははっきりとした私は実費精算を規定すべきだと思っておりますけれども、これ市長ご存じかと思ひますけれども、日本銀行がこの飛行機出張に過払いが発生していたというようなことで、会計検査院から摘発を受けております。結果、これ18年から過去7年の過払い金7,300万

円を出張者から返してもらうというようなことになりました。原因は全くこれうちと同じことでもあります。要するに、ちゃんとした実費精算がなされていかなかったということでもあります。それと、領収書だけでは通用しないと。結局搭乗券が必要だということでもあります。7,300万円、退職をした方もおられますけれども、そこに対しても持って行って支払っていただくというような対応をしているようでございます。

さて、次に、出張に飛行機を利用するのはなぜかということでもあります。これはもう先ほど言われたようでもありますけれども、要するに公務の効率、それこそもう当然のことでもありますけれども、出張日数を短くするためのものでもあります。これ出張先の会議に間に合わないのであれば前日に出かける、あるいは2つの会議が重なってしまったとかの場合には、これは2泊3日も、これはもう当然あるでしょう。それは当然かと思えます。だけど、そういったことが何も無いのに、出張前日から引き寄せたり、あるいは延泊してはならないかと。職員のこれはコンプライアンス、倫理の原則であります。よって、これ旅行命令者が宿泊の必要性をしっかりと見ているのかと、同時に、出張職員の人数は適当なのかと、そういった旅行命令書のそういった書き方というんですが、それは適正にされているのかということでもあります。条例では様式1号というようなことになっておりますが、同時に復命書、帰ったら帰ったで先ほど何も報告書を出すというようなことを言われておりましたけれども、ちょっとそこらあたりどうなっているのか伺っておきます。

○財政管財課長（奥藺正名君）

出張伺いには、公文書、それに場所、時間、その他の業務の内容を書いて、そして、出張伺いを回します。そして、終わった、帰っていらっしゃったときには、その復命書をどう

いう内容だったかということで、ちゃんと復命の内容を記入しまして精算をしているという状況でございます。

○24番（谷口正行君）

わかりました。課長、私が疑問を持ったところは、やはり出張職員の人数、あるいはまた宿泊の必要性、そういったところをしっかりと見てもらわなきゃいかんなど、このように思ったわけでございます。こういったことがしっかりとされないとなんか誤解を受けることにもなりますので、これからはしっかりとこの命令者の方は見ていただきたいなど、このように思います。

市長、私はこれまで述べたことは、先ほども言いましたように、決算委員会で指摘したわけでございますけれども、これはその後、市長の方でもこういったことは検討がなされると思っておりました。ところが、今日までも何らそのような嫌いがなかったわけがあります。市長はいつも本会議のときを初め、いろんな会議のたんに、皆さんからの意見は検討してまいりたいというようなことを言われておりますけれども、どうなんですか、あのような決算委員会で出た意見等は、こういった課長会議とかあるいは部長会議とか、そういったところでお出しておるんですか。出しておればこういった旅費条例はおかしいと。やはり市長みずからも検討されてもよかったんではないのかなと、このようにも思ったわけがあります。こういったことが伝わっておりますか、市長に。

○市長（宮路高光君）

1週間に1回の部長会をいたしております。基本的には部長の方から委員会、そういうことにおきます報告はいただいております。今出てきておるこの旅費の規定につきまして、それぞれの準則、いろんなものにつきまして見直しをしていかなければならない分は見直しをしていかなきゃならないと思っておりま

す。特に、今いろいろご指摘の中でございますこのパック料金の問題、各市町村もさまざまであるようでございます。ここあたりも県を含めまして、この航空運賃、宿泊料の問題、私どもは今5,000円という形をしておりますけど、ここあたりを十分ほかの市町村を見ながら、また県の方を見ながら、この中の旅費につきます見直しといいますか、そういうものは今後していきたいというふうに思っております。

○総務企画部長（池上吉治君）

旅費の現在の条例の中での状況をもう一つ申し上げますと、ご質問にありますように、旅費そのものをすべて実費としますと宿泊料に問題がございます。それは、どのホテルを選ぶかによりまして金額が違ってまいりますと勢い、高いホテルだけに集中して、実際の実費額が逆に大きくなってしまふという懸念もございます。そういったことから、旅費の中で宿泊料というのは定額に決まった経緯がございます。

それから、先ほど市長の方からありましたパック料金等につきましては、現在までは航空運賃は実費ということになっておりますので、パック料金は航空運賃が幾ら、宿泊料が幾らという金額が明記されておられませんので、実費である航空運賃の見直し額をそのような形で積算をしているということで、今市長が申し上げますように、各市町村におきましても、この取り扱いは若干違っておりますので、そういった中で今後検討、その部分については検討の余地があるんじゃないかというふうに思っております。

○24番（谷口正行君）

部長、旅費のいろんな精算が難しいこともよくわかります。でも、やはり今言われる、そういうことを、こちらから聞けばもう言いわけにしか聞こえないわけでありまして。ちゃんと条例は実費ということになっておるんで

すから、これはやはり実費として精算するのが当たり前だと。それ当然だと思います。

それと、そのパック、宿泊ホテルが高いところになるというようなことでありますけど、これはちょっとモラルの問題です、これは、もう常識の問題です。恐らくそういった職員は、それこそ市長の意向が伝わっておれば、そういう高いホテルをとるとか、そういうことはないはずであります。だから、やはりそういったところはちょっと伝わってないのかなど、このように思うわけであります。やはりそこらあたりは、本当言われたように、しっかりと見直していただきたいと思っております。

市長のこういった節減策、行財政改革私も同感であります。が、しかし、交付金に対する認識は今言いましたように、ちょっとこれは欠けている方もいるのではないのかなど。

実際これ17年度の議長や委員長のボーナスも私の指摘で過大な支払いがなされていたことが発覚いたしまして、あのときは25万円弱の大金を市に返していただきましたけれども、あれは、私が気がつかなければこれはどうだったんだろうかと、あのままだったんだろうかと、本当いまだに信じられませんけれども、こういったことがあれば、まだほかにもあるのではと、そんな気にもなります。

支出された公金は市民が厳しい生活の中から払った血税であります。ああいったことはむだ遣いというよりも、これはもう不正は支出、違法な支出ではないかと思っております。税金を本当大事に使わねばならないとの職員の意識を必要とするところでありまして。これはまた、こういった公金を不正に支出させたということは、市長が市民への信頼をこれはなくしたことになると思います。やはりこういったことはしっかりと市長の管理をしていただきたいと思っておりますが、こういったことは職員の服務や倫理規定からも外れていると思っております。

やはりこういったことは、市長もしっかりとしたけじめのある態度をとらないと、ほかの部下の信頼のなくすということにもなります。

私は本当いつも言っておりますけれども、公金は市民の税金であり、1円であっても不明瞭な会計は許されないと。全国的にこの公金のむだ遣いが指摘されておりますが、やはりこの旅費の条例おかしいことはおかしいと思っております。もう本当経済的、効果的な執行が求められる今日でありますけれども、本当に職員が公金を大切にこれ使っていただくように、しっかりとした市長の指導をお願いしたいと思っております。

それとともに、こういったことに、市長がこれらのことに取り組む意気込み、最後に何って終わりにいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に私どもはこの条例とか規則、いろいろそういうものに基づきましていろいろと執行するわけでございます。今後、やはりそういう適正に執行されているかいなか、こういうことも的確にしながら、また改めるべきはきちっと改めて今後していきたいというふうに思っております。

○議長（畠中寛弘君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（畠中寛弘君）

以上で本日の日程は全部終了しました。6月23日は、午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会します。

午後4時20分散会

第 4 号 (6 月 23 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（5番、16番、2番、14番、27番、11番）
-------	-----------------------------

本会議（6月23日）（月曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西園典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	島中實弘君

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
市民福祉部長	坂口文男君	産業建設部長	中村治君
教育次長	外園昭実君	消防本部消防長	福田秀一君
東市来支所長	小園義徳君	日吉支所長	松山洋一君
吹上支所長	樋渡健郎君	総務課長	桜井健一君
財政管財課長	奥園正名君	企画課長	富迫克彦君
税務課長	地頭所浩君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	宮園光次君	福祉課長	豊辻重弘君

健康保険課長	脇 忠 男 君	介護保険課長	満 留 雅 彦 君
農林水産課長	上 園 博 文 君	土木建設課長	樹 治 美 君
都市計画課長	久 保 啓 昭 君	下水道課長	宇 田 和 久 君
水道課長	岡 元 義 実 君	教育総務課長	山之内 修 君
学校教育課長	肥 田 正 和 君	社会教育課長	馬 場 静 雄 君
市民スポーツ課長	芝 原 八 郎 君	会計管理者	朴 木 義 行 君
監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君	農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中實弘君）

総務企画部長から実母の葬儀のため欠席の旨連絡がありましたのでお知らせします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（畠中實弘君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、5番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔5番坂口洋之君登壇〕

○5番（坂口洋之君）

皆さん、おはようございます。一般質問も3日目でございます。本日のトップバッターを務めさせていただきます。社民党の自治体議員として、市民の暮らしと健康と平和と雇用を守る、そういった観点から質問をさせていただきます。

1点目でございます。本市の自殺・うつ病対策について質問をいたします。

2週間前の日曜日、東京の秋葉原で7名の命を殺傷し、13名に大けがをさせるという、大変悲しい通り魔殺人事件が発生いたしました。多くの国民が、25歳の青年がいとも簡単に人の命を殺傷することができるのかと思ったと思います。

今、社会では人間の命を大事にできない、安易に命を絶つようなことが大変多いように思います。1998年から日本の自殺者数は3万人を超え、世界で人口当たりの自殺者数が常に上位を占めております。交通事故死の4倍近い人数が、毎年みずから命を絶つという現実がございます。2006年、これまで自殺というのは社会問題化されつつ、個人の判断と自己責任的な考えがございましたが、国や地方自治体も自殺をなくす取り組みを本

格的に実施する自殺対策基本法が施行されました。近年、自殺をなくす取り組み、住民に対してのうつ病対策が各自治体で実施されているようでございます。鹿児島県の人口当たりの自殺者数は、全国的にも非常に高い水準と言われます。そういう意味でも本市の自殺対策と市民・職員のうつ病、心の健康予防について、以下の観点で質問をいたします。

本市での過去5年間の年度別自殺者数と男女の割合、また、主な原因は何と考えるのかお尋ねいたします。2つ目に、自殺・うつ病予防・メンタルヘルスの本市での取り組み内容と啓発について、どうなのかお尋ねいたします。3つ目に、妊婦への産後うつ予防対策の取り組みは本市ではどうなのかお尋ねいたします。4つ目に、全国的に見て、自治体の合併後自治体職員が環境の変化で心の病気になるケースが非常にふえております。本市の職員向けのメンタルヘルスの取り組みと、心の病が原因での休職者総数は何名なのかお尋ねいたします。

2つ目でございます。後期高齢者医療制度の考え方と保険料の負担について質問をいたします。

4月より後期高齢者医療制度がスタートしたばかりでございます。いざ保険証を手にして、当事者の皆さんが何ともいえなくやしい思いで怒りの声が上がっているようでございます。この制度は、2006年6月小泉内閣のとき、野党の反対を押し切って自民・公明の与党によって強行採決されたものでございます。政府は説明不足を言っていますが、医療費抑制のために75歳以上の方々は自分たちで支え合ってください、保険料は年金から天引きですよという仕組みになっているのが大きな問題だと考えます。4月15日より年金から天引きがなされ、去る13日は2回目の天引きがされたようでございます。全国的にもこの制度について多くの国民がわかり

にくく、また、もともと国保自体負担の少ない一部自治体では大幅に負担が上がったケースもあるようでございます。今回の制度の中身は、医療サービスの制限が変わることでもございます。これまで受診できた医療サービスが受けられなかったり、問題も出ているようでございます。国は、全体的に見ると負担は軽減したということを行っています、まだまだわかりにくいようでございます。試行から2カ月、この後期高齢者医療制度について、以下の観点から質問をいたします。

後期高齢者医療制度の現時点の基本的な考え方について市長にお尋ねいたします。これまで、市民からどのような苦情・相談・問い合わせが寄せられたのかお尋ねいたします。

4月から保険料について、負担増世帯、負担減世帯の傾向はどうであったのか、さきの環境福祉委員会の答弁では、全体的に減額されたという答弁でございましたが、再度本市の傾向をお尋ねいたします。

3点目でございます。非核平和都市宣言自治体日置市の平和に関する取り組みと平和事業・教育の充実について質問をいたします。

本市は、2006年9月議会において日置市非核平和都市宣言が制定されました。本所・支所に非核平和都市宣言の啓発看板が設置されております。宣言をした以上、平和への啓発活動、取り組みが期待されるところでございます。そういう意味で、以下の点について質問をいたします。

本市の平和に関する事業の主な内容と、啓発活動についてどのような活動があるのかお尋ねいたします。小中学校での平和教育の取り組みの内容はどんなものがあるのかお尋ねいたします。3つ目に、米軍機らしき飛行機が市内各地を超低空で飛んでおります。市民からの苦情、問い合わせなどがこれまでなかったのかお尋ねいたします。

以上、市長、教育長にお尋ねいたしまして

1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、本市の自殺・うつ病予防対策についてというご質問でございます。

その1番目で、年度別自殺者数は、平成14年が10名、男性6、女性4、平成15年が10人、男性8人、女性2人、平成16年が19名、男性14名、女性5名、平成17年が14名、男性11名、女性3名、平成18年が21名、男性15人、女性6人、5年間で74人ございまして、男性が73%、女性が27%でございます。鹿児島県全体でも、平成17年度458人、男性337人、女性121人で、男性が多い状況でございます。

年代別では県全体しか把握できませんが、65歳以上が全体の30.2%、50歳代が27.1%、40歳代が16.6%となっております。原因といたしまして、日置市としての原因は公表されていませんが、鹿児島県警の統計で、健康問題が全体の30.3%、経済・生活問題が25.1%、家庭不和が10.2%、勤務問題が6.4%、男女問題が3.5%となっております。

2番目でございます。本市も平成15年度よりうつ・自殺対策を進めているところであります。これまで日置市としては、県内でも先駆的に、基本健診やがん検診などの機会をとらえて心の健康度評価表、いわゆるうつスクリーニングを実施しております。その結果、うつ傾向のある方の保健師等による相談や訪問、場合によっては専門医療機関への受診勧奨をしております。自殺者の9割はうつ状態であったという報告から、このスクリーニングは有効と考えられます。

そのほか、住民の皆様にはパンフレットの配布や広報紙で啓発を行い、民生委員など関係団体の理解と協力の依頼を行っております。

地域づくりといたしましては、補助金を活用していきいきサロンが全自治会の52%に広まってきております。特に高齢者の心の健康づくり対策として大きな役割を持つと思われ

ます。
3番目でございます。本市では、県内でも早い時期から産後うつ対策を組んでまいりました。新生児訪問、3カ月から5カ月児健診に、ほぼ全員にうつに対する聞き取りアンケートを実施して、心身の状況、家庭の支援環境など把握に努めています。3カ月から5カ月受診で360人実施、陽性率は6.5%という状況でございます。陽性の母親については、その後も健診や家庭訪問、親子の教室などで経過を見ております。

4番目でございます。本市で、10月5日現在で全職員に心健康度自己評価表の提出も義務づけ、うつ等の早期発見に努め、保健師による面接実施、その後の継続的なフォローを行っており、職場での定期健診等でも異常のあった職員は、産業医からの直接指導を実施し、早期治療を促しているところでございます。心の病が原因の休職は現在おりませんが、これまでの総数は2名となっております。

2番目の、後期高齢者医療制度の考え方、保険料負担でございます。

その1でございます。18番議員にも答弁いたしましたけれども、後期高齢者医療制度は、高齢化に伴い医療費の一層の増大が見込まれる中、国民保険制度を将来にわたり持続可能なものにするため、現役世代と高齢者とともに支え合う制度であるというご理解をいただきたいと思っております。

2番目でございます。3月末から4月中旬にかけて、多い日は約30件の問い合わせ、相談がありました。問い合わせでは、保険料が幾らになるのか、後期高齢者制度の制度内容と算出方法、保険証が届いていないというのが主なものでございました。これらにつき

ましては、制度内容を説明し、ほとんどの方が保険料が安くなることから、トラブルなどはありませんでした。ただ、少ない年金からの保険料の天引きへの不満、保険料仮徴収決定通知の字が小さくてわかりにくい、そして国民健康保険の4方式賦課と後期高齢者の2方式賦課の勘違いによる苦情など数件ありました。

3番目でございます。県の調査で4つのパターンに分けて国保税と後期高齢者保険料の比較でございます。一つ目が基礎年金単身世帯、2つ目が夫婦とも基礎年金夫婦世帯、3つ目が厚生年金単身世帯、4つ目が夫は厚生年金、妻は基礎年金の夫婦の4つのパターンで比較しております。

結果といたしまして、国保税が不均一のため、旧4町ごとですので16のパターンが示されており、14のパターンの後期高齢者保険料が年間それぞれ2,000円から1万9,000円の減額になり、2つのパターンが1,000円前後の増額になります。また、年金400万円の高所得世帯で計算しても、後期高齢者保険料が数万円ほど減額になっております。

3番目の、非核平和都市宣言自治体日置市の平和に関する取り組みと平和事業・教育の充実についてというご質問でございます。

その1でございます。心豊かでゆとりある平和な暮らしは、私たちのみならず全世界の願いであります。平和尊重の時代を確かなるものにするため、薄れつつある悲惨な戦争の記憶を常に新しくし、その悲惨と惨禍の歴史から本当の歴史とは何かを学び、平和の尊さをしっかり取り組んでいかなければならないと考えております。

本市における平和の取り組みといたしましては、毎年8月6日の広島市原爆投下日と8月9日の長崎市原爆投下日において、原爆死没者のご冥福と世界恒久平和の実現を願い、

原爆投下時刻に合わせて1分間の黙禱を捧げられるよう、防災行政無線を通じて日置市民へ黙禱への周知を行っております。また、8月15日の「戦没者を追悼し、平和を祈る日」においても、全国戦没者追悼式開催の周知と、正午の時報に合わせて黙禱に参加くださるよう、防災行政無線により周知を行っております。

現時点においては市独自の平和事業の実施は特に行っておりませんが、世界恒久平和を願う取り組みの周知や、各地で開催されるイベント、民間活力による事業については側面から協力していきたいと考えております。

3番目でございます。米軍機らしき飛行機が低空で市内上空を飛行しているという目撃情報や、飛行時の爆音並びに墜落しないかといった不安や苦情が市役所に寄せられているのも事実でございます。また、その目撃情報をいただいた都度、飛行時間、飛行方向、飛行機の形等寄せられた情報を収集し、関係方面に問い合わせを行っていますが、米軍機と特定する情報には至っていないのが現状でございます。

今後、低空飛行の情報が寄せられた場合は、県への情報の提供を行い、引き続きその飛行機の所属、目的等の情報に努めていきたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

職員向けメンタルヘルスの取り組みと心の病が原因の休職者数について、教育委員会職員についてお答えをしたいと思います。

現在、心の病が原因で休職している職員は一人もおりません。

次に、職員向けメンタルヘルスへの取り組みですが、先ほど市長の方から答弁があったとおりですが、特に長時間勤務にならないように日ごろから指導しているところでござい

ます。また、表情のさえないなどの職員に対しては個別に面接をし、健康状態を把握させるとともに、効率的な職務遂行がなされるように指導をしているところでございます。

次に、小中学校での平和教育の取り組み内容は何かということですが、平和教育の取り組み内容として、まず教科・道徳におきましては、日本国憲法や第2次世界大戦、人類愛などについて学習をしております。

次に、学校行事や総合的な学習の時間等では、体験活動や発表を通して学習しております。例えば、修学旅行における長崎原爆記念館の資料見学をしたり、文化祭における戦争をテーマにした劇発表、地域の高齢者から戦争に関する体験談を聞いたりすることで、平和の尊さについて体験的に学習をしております。

また、8月1日の出校日では、ほとんどの学校が原爆投下や終戦記念日について全校朝会等で講話をするなど、時期や機会をとらえた指導も行っているところでございます。

○5番（坂口洋之君）

市長、教育長より質問に対しての答弁をいただきましたので、随時再質問をさせていただきます。

自殺の問題、今大きくクローズアップされているようでございます。日置市内でも過去毎年のように鉄道自殺をしたようなケースもありますし、また、伊集院町内の高いビルから飛びおり自殺があったようなケースもありますし、また、高速道路の橋から飛びおりをしたという、そういった非常に悲しいケースもございます。私も実は知り合いが、5月なんですけれども、自殺という形で断定はできないんですけれども、女性の方だったんですけれども、うつ病で長く闘病生活をされておりました、睡眠薬を日ごろから飲まれていた方だったんですけれども、その方がたまたまかなりの量を飲まれたみたいで、そのまま亡

くなったという、そういったケースでございます。結果としてこの方が自殺という判断になっているかならないかは私もわかりませんが、やはりこういった問題は、今から社会全体で啓発をしながら、少しでもなくす取り組みが大事ではないかなということの思うところでございます。

先週の金曜日だったと思いますけれども、南日本新聞を初め全国各紙で、全国の自殺者数が3万3,000人、鹿児島県の警察署の、警察の発表で577人という数字が新聞各紙に載られたと思います。多くの方も多分読まれたかと思いますが、まず、市長、この新聞記事、読まれたでしょうか。今、南日本新聞でも自殺について関連の連続の記事が載っておりますので、その紙面をまず読まれたのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

一応、南日本新聞のその紙面につきましては目を通しました。

○5番（坂口洋之君）

先ほども私も述べたと思いますけれども、やはり、今国が自殺対策基本法を制定し、また特に自殺の多いと言われている秋田県、宮崎県などの、自殺を少しでもなくそうという自治体の取り組みが非常にされているわけでございます。そういった意味でも、自治体を含めた社会全体で取り組みすることについて、まず理解されているのか、また、1998年から自殺者数が毎年3万人を超えております。改善に国も努めているんですけれどもなくならない、自殺者がなかなか減らない、そういった状況を、まず背景について市長はどう考えられているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきもちょっと原因の中で答弁させていただきましたけど、基本的にはやはり健康的なもの、また経済的なもの、そういうものが主に原因としてはなっているのかなというふ

うに認識をしております。

○5番（坂口洋之君）

先ほどの答弁の確認をいたします。

日置市の自殺者数が、平成14年で10人、15年で10人、16年で19人、17年で14人、18年は21人という数字がございました。その数字を見てもなかなか多いのか少ないのかわかりづらいと思うんですけれども、今日本で一番自殺の多い秋田県が、10万人当たりの自殺者数が37人です。そして、2番目に自殺者数が多いという宮崎県が、10万人当たりの自殺者数が34人という数字がございました。単年度で見ると判断しづらいんですけれども、平成18年度の日置市の自殺者数が21人という数字が出ます。10万人当たりに換算しますと、やっぱり37人ということでございます。そうなりますと、特にこの16年、18年は本市の自殺者数は非常に高い水準にあるということで確認していいのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁させていただきましたとおり、この伊集院保健所、旧管内におきましても、この取り組みにつきましてはもう平成15年度から実施をしておるところでございます。特に本市におきましても、さっき答弁させていただきましたとおり、うつスクリーニングといいますか、こういうものを早くから実施いたしまして、早期にその人の心のケアといいますか、そういうものも取り組んできているのが実情でございますけど、数字的におきましてはそういう効果、これがなされていない部分がありますけど、やはりこのことは今後におきましても起こり得ることでございますので、継続的に、市といたしましてもこの対策については実施をして、継続的にしていきたいというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

日置市も伊集院保健所などと連携しながら、

早期な取り組みということでいろんな取り組みをされているようでございます。

自殺、うつの方々の原因というのが、先ほど、自殺者数の一番の原因はまず健康問題ということなんですけれども、その次にやっぱり経済的な理由でみずから命を亡くなっているという、そういったケースがございます。過去日置市内でも、事業を起こしまして経営不振になって亡くなった方もいらっしゃいますし、また、知り合いの方の保証人になって亡くなった、そういった悲しいケースがございます。そういった意味でも、やはり経済的な自殺予備軍をいかに早急に対応するかということなんです。特に40代、50代の男性の方の自殺もふえております。その多くの方が、やはり経済的な理由がございます。そういった意味でも本市としても、この前の税の相談とかございますけれども、経済的な理由な方は税金も支払えないという、そういった状況がございますので、市として、多重債務の相談とか税金などのそういった相談を今後しっかりしていきながら、経済的なフォローをする必要があるんじゃないかと思っておりますけど、そこら辺についてどう考えていらっしゃいますか。お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、特に事業主の方、このことにつきましては、中小企業の関係の団体、商工会、そういう各関係の団体の皆様方とも十分今後打ち合わせをさせていただき、いろいろと私どもの方も、それぞれ心配事相談とか消費におけます相談、そういう業務を行っております。また、ここからまた専門的に、弁護士とかまた税理士さんとかいろんなご紹介はしていきたいというふうに思っております。市としてどこまで携わっていいのか大変微妙な部分もございますけど、やはり相談という形の中で十分窓口は広げたいというふうには思っております。

○5番（坂口洋之君）

今市長から答弁をいただいたわけですけども、特に今の原油高、またそれに伴って非常に物価が高騰しております。そういった中において、今消費が非常に低迷しながら、農林業の方とかまた工場を経営されている方も非常に経営が厳しくて、今後どうして生きていっていかかわからないという、そういった嘆きの声が全国各地から聞こえております。そういった意味でも、市としての税務相談、多重債務の相談などをしっかりとした形で実施して、また市民にしっかりとした形で啓発をしていただきたいと思いますと思っております。

自殺・うつ予防は、やはり医療機関とも理解と協力が必要だと思っております。鹿児島県は自殺・うつ予防として、日置保健所と川薩保健所を中心に、主に病院の看護師さんに患者の悩みや相談を聞く中で適切な支援をするという目的で、うつ病予防の対策としての心のケアナース制度というのを実施しまして、その養成講座を一昨年から実施しているようでございます。養成講座自体は県の事業でございますが、この事業の、本市の一般病院の自殺・うつ対策という観点でどのような効果が期待できるのか、また、本市は市民病院を持っておりますけれども、市民病院からこの心のケアナース養成制度に参加しているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

市民病院から参加しているかという実態はちょっと把握しておりませんが、特に私どもの日置市におきます保健師さんたちが、そのように今日置保健所と一緒に取り組んでおりますし、また今おっしゃいましたとおり、関係する医療機関、医療機関とも連携をしているということでございますので、今後それぞれの医療機関等含めながら、保健所と連携をとりながら進めていきたいというふうに思

っております。

○健康保険課長（脇 忠男君）

心のケアナース養成講座ですけれども、市民病院が平成18年度に受講しております。

○5番（坂口洋之君）

うつ病の方は、5割以上の方が心療内科及び一般の病院に通いながら治療をされているということです。そういった中において、病院の看護師さんが直接すべての患者さんと話すことはないんですけれども、いろんな悩みを聞きながらうつ病や自殺対策について適切な処置がとれると思いますので、今後そういった意味でも、人材を育成しながら病院からの啓発活動の充実を求めていくことを願うところでございます。

本市もいろんな自殺・うつの取り組みをされていると思います。本市の健康増進の計画の中においても、心の休養についての取り組みということで、日置市の課題ということで、市民の6人から7人に1人はストレスを大いに感じていると、特に20代女性、30代男女、40代の男性の5人に1人はストレスを大いに感じている、市民の4割は気分転換やストレスが解消できないという、そういったアンケートもとられているようでございます。

今回、日置市の健康増進計画にはこういった課題も書かれてまして、うつ病予防ということのストレスの削減ということについて具体的な削減目標を書いておりますけれども、全国的にこの自殺の問題が大きな課題になっておりまして、国は今後2割の自殺者数を削減しようということでございます。本市も具体的に自殺をどの程度削減するという、そういった目標をしっかりとした形で健康増進計画に盛り込むべきではないかと思いますが、その点についての考え方をお尋ねいたします。

○健康保険課長（脇 忠男君）

健康増進計画には、ストレスを大いに感じるということで平成18年度14.8%です

けれども、目標値、平成27年度に10%にすると、それから気分転換、ストレスを解消しているというのが平成18年度54.5%ですけれども、目標値を平成27年度60%という形で、そういう数値を掲げてございます。

○5番（坂口洋之君）

私もこの推進計画を読ませていただいたんですけども、やはり今後は、具体的に削減目標をしながら自殺削減については取り組み考えていただきたいと思いますと思っているところでございます。

先ほど市長は、関係団体と連携をとりながら取り組んでいるということをおっしゃいました。そういったことをされておりますけれども、先進的な自殺削減に取り組んでいる事例としましては、やはり関係団体と日ごろから連絡協議会をとりながら自殺対策促進について取り組んでいるようでございます。秋田県や宮崎県の事例を見ますと、自治体と県と警察、医師会、薬剤師会、また学校などと定期的に自殺対策の連携をとりながら、情報の共有化をしながら常に対策をとっております。そういった意味でも、本市も連携はとれておりますけれども、今後やはり連絡協議会的なそういった会を設立するべきではないかと私は考えておりますけれども、本市の考え方をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、うつ病だけじゃなく、この自殺を含めたことも関与いたしますけど、やはり私ども、県、また消防、警察、保健所、こういういろんな犯罪を含めた部分もございまして、その中で、このうつ病の問題と自殺の問題も出てまいります。この協議会につきましては、今保健所管内の中でも行われておりますので、この自殺を一つテーマとした、まだそういう連絡協議会はございませんけど、今全体的な協議会がございまして、その中で、どう

いうふうにしていけばいいのかまた審議をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

先進的な事例としましては、やはり宮崎県の小林市とか静岡県富士市、また秋田県などが連絡協議会を設置して取り組んでいるようでございます。お隣の宮崎県は、実は厚生労働省の動態調査によりますと、1位は秋田県なんですけども、2位は宮崎県でした。宮崎県もやはり自殺が非常に多いということで、県を挙げてそういった形で取り組んでおります。この前小林市に電話をいたしました。これまでは小林市だけが自殺対策の協議会を設置してありますけども、やはり宮崎県が全国2位という数字を見まして、これは県内各地に設置しながら、宮崎が全国2位の自殺率ですので、何としまして少しでも減らそうという、そういったことが出てきたわけでございます。

例えば、薬剤師会なんかと常日ごろ連絡をとりますと、うつ病の方は多くの方が不眠症です。その方々が病院に行ったり薬局に行ったり、睡眠薬をよく買われるそうです。そういったところに自殺・うつの啓発のいろんなチラシやポスターなんかを張りまして、睡眠薬を買われる方は大概の方が薬を買うとき薬剤師の方とか店員さんにいろんな形で相談するわけでございますので、そういった話をしながら薬局の方が心療内科などにつなげることによって自殺が少しでも取り組めたという、そういった事例がございます。

次の質問に行かせていただきます。職員のメンタル面について質問をいたします。今、働く人たちの雇用状況、非常に厳しくなっております。また、3人に1人が非正規労働ということで、働く環境が厳しくなると同時に、病気をされる方も非常にふえております。それでも本市も合併して4年を迎えて、これまで知らない者同士が一緒になって仕事をして

おりますけれども、いろんな感じで人間関係の難しさも出てきたと思います。市長として、本市の職員のストレスについてどのようにまず分析されているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、合併いたしまして、基本的にストレスの発生するのは人との携わり方、そういうものが一番大きなものだというふうに思っております。それを解消できる人、できない人さまざまであろうというふうに思っております。当初、そのように合併して、どんな人なのかなという、大変不安だったということは思っておりますし、3年たちまして、徐々にそういう部分もある程度解消してきているのかなというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

4年目を迎えますと、全体的に職員の融和というのは少しは進んでいるのではないかと思っております。全国的な自治体の例を見回しましても、特に合併直後は自治体職員で病気を、心の病気で休まれる方が非常に多いようでした。大きい市と合併した小さい自治体というのは、働く環境が大きく変わりますと、特に鹿児島市なども、これまでの鹿児島市から旧5町が合併したということで、職員の労働環境も大きく変わったということで、病気になったケースも非常に多いですので、今後は職員の健康増進については十分配慮しながら取り組んでいければと思っております。

時間がございませんので、次の質問に行かせていただきます。

後期高齢者医療制度について質問をいたします。毎日のように後期高齢者医療制度、新聞やテレビなどで大きな問題になっておりますし、また市民も非常に大きな関心を持たれていると思っております。

先ほどの答弁では、30件程度、問い合わせがあるかと思っておりますけれども、市長自身もいろんなところを回りまして市民と接する機

会がございました。

私は、3月、4月、回りますと、後期高齢者医療制度について非常にいろんな問題を提起されたんですけども、市長は回りながら、後期高齢者医療制度についてのいろんな問題を、また指摘されたのか、そこら辺についてどうなのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれの地域にいろいろと話もさせていただきました。基本的に話をする中で、この後期高齢者の必要性というの、私の方も説明させていただき、基本的には、今まで国保の運営につきましては、やはり合併前を含めまして96市町村といいます、市町村単位で運営されておると。これを今回、鹿児島県の全体的な単位の中で運営するんだと、こういうことが運営上、安定的になると、こういう説明を一番大きく変わったのはここでございます。

また基本的に、今、制度の中で、保険料のとらえ方の中で、なぜ75歳以上をするのか、年金から差し引きをするのか、そういういろんな細かい意見の市民のお声というの、十分いただいております。

そういうことを踏まえながら、やはり、この制度におきます、また補足していかなきゃならない。基本的にいえば、低所得者の方をどう優遇していくのか、これが一番私は大きな課題であるというふうに思っておりますので、この制度をこれをまた、もとに戻して、今、日置市で運営していくというのは、大変今後、私は、このことは危惧しております。県全体でこの運営というのは、基本的にしていくことが必要であると、そのように認識はしております。

○5番（坂口洋之君）

先般の18番議員の質問の中においても、国保会計の厳しい日置市にとっては、後期高齢者医療制度は、市民の負担も軽減するし、

また、財政的にも負担が少しでも軽減するというのでございます。先ほども、市長も、やっぱり基本的にはこの制度を維持するというのでございました。

県内各地、私も、何人か聞いてみました。例えば、始良の町長も、この制度については理解はするけれども、やはり問題も多いということで、今後、鹿児島県の広域連合なんかに見直しなどを求めていくという、そういった考えもあるようでございます。

これは、財政的な負担は軽減するかもしれませんが、これまで受けられた医療サービスがやっぱり後退したりだとか、また、ございますので、そこら辺も十分認識していただきと思っております。

今回、後期高齢者医療制度の中で、若い世代の負担の軽減と医療費の抑制をうたい、医療費の適正化ということがうたわれております。

確かに、高齢者が増加していった、確実に総額医療費が負担が上がっております。まず、保険料の適正化とは、何を国は目指しているのか、まず、市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この適正化という意味は、広範囲の中で考えるんじゃないかと、全体的な医療費の拡大ですか、そういうものがあげられるのかなというふうに思っておりますし、ここに対します保険料の問題と、医療費のそれぞれの負担の問題、これが、ひとつ指摘されるというふうに考えておりました、この適正化という部分につきましては、やはり今後、そういう個別にいろいろと論議をしていかなければならないことかなというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

医療費については、今後、高齢者もふえていきますので、負担が増すのも十分理解しております。少しでも、医療費を削減するというのは、やっぱり国も進めておりますし、考

えていけないと思います。

例えば、私は3月議会の中で、一部医療機関が過剰診療ではないかということで指摘をしました。頻りに薬を出したりするということで、高齢者の方々も、まあ、あんまり飲まないっちゅことで捨てるという、そういったケースもあるようでございます。そういった意味で、今後、日置市もレセプト点検等の調査を踏まえながら、県内、ずっと連携を図りながら、一方では、医療機関の医療の適正化をやはり目指すべきではないかということを伝えたいと思っております。

では、次の質問にいたします。

今回の見直しのポイントは、低所得者への軽減措置が目玉でございます。対象者への理解を求めることの必要性から質問いたします。

本市の対象者の負担については、総体的に下がったという答弁でございますが、その反面、現役世代の収入がある市民は、数万円程度減額ということなんですけれども、現役並みの対象者というのは何名、現在、いらっしゃるのかお尋ねいたします。

○健康保険課長（脇 忠男君）

平成20年の3月末時点ですけれども226名です。

○5番（坂口洋之君）

現役並みの所得のある方が226名という答弁をいただきました。

次のちょっと質問に移らせていただきます。

今回の制度の特徴は、保険証の取り上げがあるということが、いろんな新聞やマスコミなどで指摘されておりますけれども、原則、年金が18万円以上の方で、年金から天引きということで、じゃあ年金が18万円以上の方は年金から天引きされますから、滞納という心配がございませんが、特に低額年金者については、納付払いになると思っておりますけれども、軽減措置がほぼ9割ということなんですけれども、やはり無年金生活者とか低年金生活者

にとっては、たとえ、それが少額であっても、経済的に非常に負担があると思っております。

そういう意味でも、保険料を1年以上滞納すると資格証明書が発行され、医療機関の窓口患者負担が10割が待っていると思っております。

この方たちは、日々の生活に大変困窮しております。資格証明書については、自治体の判断で、発行については異なるようでございますが、本市としても、こういった本当の低所得者については、最大限、配慮するべきだと思いますが、その点についての答弁を願います。

○市長（宮路高光君）

一応、相談業務の中でやっておりますけど、特に、今回のこの後期高齢者の保険料、国保の保険料、議員もご指摘のとおり、この国保料の滞納というのは、本当に年々ふえてきているのが実情でございます。やはり、この保険料を含め、税のやはり皆様方にします均衡性ですか、平等性ですか、このこともきちっとお互い認識していただかなければ、まだまだ国保におきましても、まずは後期高齢者かもしれないんですけど、滞納というのはふえてくる。

お互いに、いろんな低所得者を含め、事業不振、こういう方々については、やはり相談業務の中で、今、分納制度もやっております。そういうことをきちっとしていかなければ、まだ、ますますそういう滞納というのがふえてくるんじゃないかなと思っておりますので、そこあたりを十分私どもも精査しながら、窓口といたしましては、そういう分納制度を含めた中で、相談はしながらやっていきたいというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

まあ、後期高齢者制度についても、国保についても、非常に滞納が多いという事実はございます。

しかし、昨年1年間だけで、31名の方が、

病院にも行かずに、やっぱり行けるお金もなくて亡くなっていると、そういった事実がございますので、そこら辺について、まあ難しい問題かもしれませんが、しっかりとした形で相談をしながら、弱者については最大限、配慮を願いたいと思うところがございます。

3つ目の質問にいたします。

すみません、時間もありません、平和について質問をいたします。

2006年9月に、日置市非核平和都市宣言を制定されたと思いますけれども、非核平和都市宣言後、本市の平和行政はどのようにまず変わったのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この宣言いたしまして、何が変わったかということでございますけど、基本的には宣言いたしまして、それぞれ皆様方が、これは市民も意識といいますか、やっぱり心の意識の变革、これが一番大きな私は問題であったというふうに思っております。

中身的には、さっきも申し上げましたとおり、この宣言をしたから、何かを変えたということは、今のところはやっておりません。

○5番（坂口洋之君）

宣言そのものは、本市を含めて支所に看板は立っているんですけども、なかなか看板は立っているんですけども、日置市の非核平和都市宣言という認知度が、まだまだ非常に低いようでございます。

鹿児島市などは、平和宣言を制定しながら、例えば、公共施設に平和宣言の文をつくらせて額に入れて掲示するとか、また、平和のいろんな、鹿児島市は鹿児島空襲がございまして、3,000人の方が亡くなっておりますので、平和の写真展をするとか、そういった具体的に平和予算を組みながら、平和への啓発活動をしております。

今後、日置市も、額については、そう金額

的には高くなりませんが、平和予算を確保しながら、例えば、日置市の市の鹿児島市などは市の封筒に平和宣言というのを入れておりますし、そこら辺も含めて、非核平和都市宣言という文字が、なかなか見る機会がございませんので、今後とも啓発をしていくべきではないかと思いますが、その考えてについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、鹿児島市の方におきましては、空襲を含めた中で、それぞれについてお式等いろいろ式典をしているのは認識しております。

本市におきましては、今、それぞれの具体的なことは、まだ実施していないということをお答えさせていただきましたけど、また、そのような封筒とか、いろんなことについては、また今後、検討させていただきまして、どういう形の中で市民の皆様方に、このことの認識といいますか、していただきたいと、そういう願いは持っておりますので、まだ十分、このことについては検討させていただきたいと思っております。

○5番（坂口洋之君）

市長も、毎年8月6日には、反核平和の火リレー、日置市としての平和についての考えを述べられております。そういった考えを生かしながら、少しでも、市民が非核平和都市宣言だという自覚を持てるような啓発活動を今後、つくっていただきたいと思っております。

時間もございませんので、次に、米軍機らしきことについて質問をいたします。

この飛行機は、PC31といまして、空中輸送機なんですけれども、沖縄側から鹿屋を飛んで、韓国に抜けるルートやないかということが言われております。

県内各地でも、この飛行機を超低空で飛んでいるようでございますが、この米軍の低空

飛行については、日米地位協定に基づく特例法については、市街地上空に飛行すること、低空飛行について問題ないと思うが、レーダーを逃れるために、国内の航空法に定められる最低安全高度での超低空飛行は問題はないのか、まず、その点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この日米地位協定におきます飛行の際の日本の航空法により規定されている、人口密度集中地域におきましては300メートル以上、また、家屋のない地位について100メートル以上の最低高度基準を適用するということが、日米合同委員会で合意されたということによって伺っていることをごさいます。本市におけます、その高さが、飛行がどれだけあったのか、私どもの方は、ちょっともう実測というのができないというのが事実でございます。

○5番（坂口洋之君）

市内各地でも、いろんな問い合わせがありますので、今後、国や県、また県市長会などで、この問題については、ぜひ指摘していただきたいと思っております。

きょうは、今日は、県市民税、国保、軽自動車税等払込書が送られてきました。昨日は、高齢者の市民の方から、税金が上がったという指摘もございました。支払いは確実に負担増、原油の高い物価高、急速に景気が冷え切っております。農村・漁業の製造業も物価高、大変であります。多くの市民が、今、将来に不安があります。市民が不安なく希望が持てるような政治を実現することを伝えまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時5分とします。

午前10時54分休憩

午前11時05分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、池満渉君の質問を許可します。

〔16番池満 渉君登壇〕

○16番（池満 渉君）

通告の2件について、市長、教育長に質問をいたします。

最初は、拉致問題についてであります。日本国憲法第3章で、国民の権利及び義務について、すべて国民は個人として尊重され、生命・財産を初め、基本的人権は常に侵されないとしています。また、この自由と権利は、国民の普段の努力によって保持されるものと明記されています。これらの法律に基づいて、社会や学校現場において、差別・いじめなどの根絶を目指し、人権教育がなされています。

ところが、私たちの社会では、時として、個人の普段の努力に関係なく、人の命や将来が奪われる大きな事件が起き、人権を侵されています。そして、北朝鮮による拉致問題は、国民が共有する最大の人権侵害であります。

そこでまず、この拉致の問題について、市長と教育長は、どのような認識をお持ちかお尋ねをいたします。

私たちは、とにかく、他人事として、この問題を見がちであります。本市の吹上浜は30年前の市川修一さんと増元るみ子さんが拉致された現場と言われております。まさに、地元と言ってもいいこの事件について、これまで本市においては、どのような形で周知啓発を図ってこられたのか。学校現場や市民に対しての取り組みについてお示しをいただきたいと思っております。

毎年12月に、北朝鮮人権侵害問題啓発週間があります。日置市でも、一昨年は、被害者の兄、蓮池透さんの講演会があり、市民にその生々しい実態が知らされました。被害者だけのことでなく、国民全体の問題として市

民の関心も高まったはずであります。ことしの12月のこの週間には、どのような取り組みがなされるのか、その予定についてお尋ねをいたします。

さて、2点目は、本市吹上浜沖合でのまき網船の操業問題であります。

この問題は、数年前からの地元、江口漁協、吹上漁協を初め、漁師の方々の懸案事項であります。この西薩地域の沖合には優良な漁礁が設置されて、その豊富な資源を求めて、阿久根船籍のまき網船が、零細規模の地元漁民をあざ笑うかのように、一網打尽の操業を続けています。

まず、この実態を市長はどのように把握しておられるのかお伺いをいたします。もちろん、操業許可や領海の線引きなどは、国や県の範囲であり、漁業法並びに県漁業調整規則などに沿っていますが、これまで、地元の市長としてこの問題にどう対応し、どのような形で関係機関に訴えておられるのか質問をいたします。

以上について市長、教育長の誠意ある答弁を期待をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の拉致問題について、どう考えているかということですが、この問題は、北朝鮮が自国の都合のため日本人を拉致したもので、人道的許されるものではないと認識しております。

あとにつきましては、教育長の方が答弁をいたします。

2問目の吹上浜の沖合の阿久根船のまき網の船の操業が、地元住民の生活を脅かしているということですが、1番目でございます。

江口の漁協については、漁民が245人、漁船が158隻ほどあり、19年度において、鮮魚の漁獲が約210トン、金額で約1億

6,200万円となっております。

問題のまき網については、夜間に集魚灯をつけて集まった魚を一網打尽にするため、地元漁船が海に出たときは、魚も全くいないというような状況でありまして、一本釣りやゴチ網漁業に大きな影響があると認識しております。

このようなことから、過去において、阿久根市の漁業者とも話し合いを持ったり、県へも要望を提出しておりますが、お互いの利害関係が絡み、なかなか進展はなく、現在に至っている状況のことであります。

魚価の低迷に加え、原油の高騰、さらに漁獲量の減少など、漁民にとって非常に厳しい現実にあると認識しております。

また、2番目でございますけど、平成15年1日に、旧東市来町時代に、江口、串木野、川内、笠沙漁協など、9つの漁協が連名で県や県議会、漁業調整委員会に、操業制限に対する要望書を提出しておりますが、なかなか進展がないということでございます。

その趣旨は、昭和45年以前のただし書きの削除を求めるものでありますが、その後も県を含め、数回、調整案について妥協点を探っているもので、お互いの利害関係から進展はなく、非常に難しい問題であります。

特に、漁業長におきまして、このことについていち早く解決したいということのようでございます。

市長といたしましても、組合長、または関連の市町村とも話をしながら、このことにつきまして、今後とも県、またはそれぞれの漁業調整委員会の方に、また新たに要望書等も提出していくよう努めていきたいというふうに思っています。

以上です。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

拉致問題についての、どのような認識を持

っているかということですが、この問題は、日本人の生命や安全を脅かす重大な人権問題であり、絶対に許されるべきものでないと認識いたしているところでございます。

次に、本市においてどのような周知や啓発を図ってきたかということですが、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」のポスターにつきましては、全戸に配付をいたしました。この問題に対する啓発を行ってまいりました。口頭での教職員・児童生徒への周知はもちろんのこと、学校によっては、教職員・保護者に文書で周知し、啓発を図っております。

具体的には、全学級の学級通信に担当者が作成した文書を掲載したり、人権週間に実施した集会の中で、人権問題の1つとして取り上げて啓発をしたりしてきております。

また、鹿児島県教育委員会が作成した人権教育資料「なくそう差別 築こう明るい社会」の中にも、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害」が取り上げられており、12月の人権週間を中心に、同和問題、障害者、女性、子供など他の人権課題と一緒に指導している状況でございます。

社会教育におきましては、人権問題について、家庭教育学級、高齢者学級、婦人学級、成人学級で、教育の機会として実施をいたしております。

ライブラリー事業といたしましても、人権問題に関する16ミリ、ビデオ、DVDを準備してありますので、学習材料として活用いたしております。

12月4日から10日までの人権週間におきましては、人権問題についての周知文をお知らせ版に掲載する予定でございます。

次に、ことしはどのような取り組みをしていくかということですが、拉致被害救出支援実行委員会が主催する拉致被害救出チャリティーコンサートが、市川修一さん、増元すみ子さんが拉致された日の8月12日

火曜日に、吹上陸上競技場で計画をされております。市川さん、増元さんのご家族を初め、拉致被害者家族会の協力も得て、吹上青松太鼓を中心にバンドグループや他の太鼓グループ等によるコンサートのようにございます。この日は、お二人が拉致されて30年目に当たるので、拉致問題や拉致被害者救出の支援等を改めて考える機会とするために、日置市でも後援をし、一層盛り上げていきたいと考えております。

○16番（池満 渉君）

まず、拉致の問題からであります。8月12日、ことしはチャリティーのイベントがあつて、そこに、吹上青松太鼓やらも入れてバックアップをしていきたいということでありましたので、ぜひお願いをしたいと思います。

しかし、丸三十年になるこの拉致の問題、もちろん私たちだけの問題では、できることではありませんけど、随分、長い間、解決に向かわないというのはなぜなのかという気がしております。

で、北朝鮮に対して、直接私たちがどうということではなくて、どのような手段がいいのか、できることがあるのかというふうに、市長、あるいは教育長でも結構ですが、お願いになれますか。どのような手段が、今、私たちにできるんだと、できるのかということが必要かということをお聞かせください。

○教育長（田代宗夫君）

ご指摘のとおり、私どもが具体的にどうすることはできないかもしれませんが、やはり国民、あるいは子供たちすべての国民が、この拉致問題を正しく受けとめて、国民みんなでやっぱり応援する体制が必要だろうと思いますし、そして、最終的にはやはり、現在も、北朝鮮と日本との間で、いろいろ話し合いがなされているようですが、そういう場所で、最終手的には解決していかなくちゃ

ならない問題だと思います。

要は、我々国民すべてが、やはりこの問題に十分関心を持って取り組んでいくことだろうと思います。

○16番（池満 渉君）

教育長がおっしゃるとおり、私も同感でございます。

まあ、国と国の枠組みでやりますので、一地方自治体ではどうにもなりません。しかも、北朝鮮という国は、テポドンというようなものを持って、何をやらすかわからないというようなそういう部分もありますけれども、地村さん、あるいは蓮池さんといった方々の帰国で、拉致そのものは立証済みであります。

何も戦争をやろうと言っているのではありません。教育長がおっしゃるように、国民の意識を盛り上げて、そして、国がしっかりと北朝鮮と対話ができるような動きをバックアップしようと言っているわけであります。

もちろん、日朝のピョンヤン宣言というのができましたので、そこら辺に即して、話し合いができるような気概を国に持っていただきたいというようなことであります。

しかも、本市は、この吹上浜というところは、その拉致の1つの舞台になったところがあります。そして、被害者のこのお二人は鹿児島県の出身者であります。吹上浜の観光というか、そういった部分では、少しマイナスイメージになるのかなという気もしないでもなりませんけれども、少なくとも、日置市は、ほかの自治体よりも強力にこの問題に取り組んで、あるいは市民の意識を盛り上げるというような活動が必要だと思います。

今、学校現場の取り組みやらお示しをいただきましたけれども、実態が少し盛り上がりが出ていないんじゃないかというような気がしているんですが、日置市こそ力を入れて取り組むべきだと思いますが、いかがですか、教育長。

○教育長（田代宗夫君）

確かに、拉致のされた当市内に現場があるわけですが、拉致問題は、軽視するとかそういうことではなくして、先ほど申し上げましたように、大変大事な問題ですので、もちろん学校でも、あるいは地域社会でも、啓発をしていただかなければならないことは、十分私も理解をしております。

ただ、拉致問題も、すべて人権問題の一つとして、私どもも、もちろんとらえております。学校で教える人権問題といいますが、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、女性の問題、あるいは子供の問題、あるいは高齢者の問題とか、障害者の問題、あるいは同和問題、外国人に関する問題、あるいはハンセン病の患者さんに関する問題、もうたくさんある項目の人権課題が存在、実際しております。

これらの人権課題をその学校の実態に応じて、各学校それぞれ取り上げて、各学校では指導しております。

また、社会教育の面におきましても、先ほど申しましたように、いろんな学級講座の課題の一つとして人権講座は取り扱っております。そういう意味では、ふえているとかどうかという問題ではありませんけれども、大事な一つとして、私どもは取り組んでいるつもりではおります。

○16番（池満 渉君）

すべてのいろんな種類の人権問題が、もちろんありますので、突出してということは、私も申し上げません。しかしながら、吹上浜を抱える日置市としては、もう少し、この拉致の問題も力が入っていないんじゃないかなという、そういった気がしているわけでありませぬ。

しかも、何もその行政だけで取り組んでほしいということを言っているわけではありませぬ。

今月の新聞に、薩摩川内市の市民グループが、拉致家族会に活動資金の寄附をしたとありました。そして、薩摩川内市は、行政としてそのことをしっかりバックアップをしているという内容もありましたし、鹿屋市でも、市民の皆さんがイベント会場で署名活動をしているといったような記事が出ておりました。

ぜひ、私たち市民が、そのような動きができるような、もっとやる気が出るような機運になるように、行政の方でのバックアップをしていただきたいという意味であります。

そこで、先ほど学校現場での取り組みについてお示しをいただきました、本市の。お示しをいただきましたけれども、多くの人権問題の中で、こと拉致については十分なのでしょうか、この学校現場での周知啓発といった意味では、教育長がいろんな形で学校でもやっているということをおっしゃいましたけれども、これ、十分なんでしょうか。教育長、どうお感じになりますか。

○教育長（田代宗夫君）

先ほども申し上げましたけれども、拉致の問題が十分かどうかということについては、私も何とも申し上げられませんが、拉致の問題も、学校におきましては、たくさん取り上げております。

なおまた、人権問題は、先ほど言いましたとおり、拉致問題だけじゃなくして、やはり根底には、相手を尊重することだろうと思いますので、そういう人権教育を根底の部分でしっかりとやっていくことによって、こういう問題はなくなっていくわけですので、やはり人権問題、すべての中で、それぞれ先ほど申し上げましたように、12以上の項目のものを、その地域や、あるいは学年の発達段階に応じて、それぞれ指導していると思いますので、まあ、十分であるか、十分でないかという問題には、ちょっとお答えはできません。

○16番（池満 渉君）

現在の取り組み、そのものを私は責めるとかなんとかというところまでは申し上げようとは思いません。しかしながら、やっぱり子供たちが、教育長がおっしゃるように、相手を思いやるというか、拉致の現状はどうかと、拉致で引き裂かれた人たちは、どのような気持ちなのかということをもう少し深く考える、感じるというのが大事だろうと思います。

私は、市内の小学校5年生、6年生、そして中学校の2年生、3年生の約40人ほどに、直接子供たちに話を伺いました。妙円寺小学校、鶴丸、伊作田、そして東市来中学校の生徒たちでございました。もちろん、学校に行って、教室の中で聞いたわけではありませんが、下校中、子供たちを見つけて確認をしました。

拉致を知っていますかという子供たちの答えには、大体9割ぐらいが知っていますと、拉致という言葉は知っています。恐らく、テレビ・新聞、世間一般のことでわかるんだろうと思います。

拉致とはどういうことですかと尋ねましたら、殺すこと、誘拐されること、北朝鮮がやったんだといったような、これぐらいでありました。

で、学校の授業で、先生が教えてくれたんですかと、あるいは全校朝会で校長先生とか先生方が話をしてくれるんですかというふうに聞きましたけれども、授業でも、全校朝会でも、特にそういうようなことは聞いていないというふうに、子供たちは答えて。記憶の薄さとか、そこ辺が幾らかあつたろうと思います。もちろん、話はされたにしても、子供たちは、たたき込まれるような話はなかったというふうに答えたわけでありました。

そして、そのすべての子供たちが、早く帰ってくればいいのか、その拉致家族の人たちは、引き裂かれてかわいそうだとかいったよ

うな感想は1人も述べませんでした。拉致そのものはわかっている、相手が、その家族の方々がかわいそうだといったような、早く帰ってくれば良いというような感想を述べる子は1人もおりませんでした。

ですから、その周知のされ方が、もう少し内容が足りなかったんじゃないかというような気がしております。

そこで、これらの実態を踏まえて、今後、児童生徒、子供たちにどのように取り組むのかということについて、二、三、質問をしたいと思います。

3月の10日付で、内閣官房拉致問題対策本部事務局から、各都道府県の教育委員会の人権教育担当の課長あてに、映画「めぐみ」についての依頼文が届いております。

それは、各市町村の教育委員会にも送ってくれという内容だったと思いますが、本市の教育委員会にも届いているのでしょうか。その内容はどのようなものだったのかお尋ねをいたします。

○教育長（田代宗夫君）

県の教育委員会から、その文書については届いております。内閣官房拉致問題対策本部事務局総合調整室の方から映画「めぐみ」の上映についての公文が参っております。県の方から、別添写しのとおりこういうことがありましたと、したがって、各学校長へご案内くださいと、そして周知等についてご指導お願いしますという文書が届いております。

○16番（池満 渉君）

文書が届いております。で、私は今この手元に、平成18年と19年度の「拉致問題の取り組み状況」という鹿児島県がまとめた調査結果を持ってありますが、詳細については話しませんが、調査対象は県内すべての公立の小中高校、特別支援学校であります。教育長から話がありましたように、人権教育の資料である「なくそう差別、築こう明るい

社会」というこのパンフレットは、これを配布することは100%なんです。そして、それらとあわせて学校だよりあるいは新聞記事などを活用して、職員会議とか全校朝会、PTAなどで教職員や児童生徒、保護者などを対象に啓発を図っているというのも出ております。しかし、これらは内容が、「実施している」というのが60%とかあるいは30%とか10%とか、それぞればらばらでありますよ。もちろん自主申告でありますから、何かこう、やっているようでもどこかボリュームが見えない、そういう気がしているのであります。

先ほど、本市の子供たちに話を聞いたときに、拉致は知っているけれども、どうももう少し一歩踏み込んだ、難しいことはわからなくても、拉致そのものはこういうことだというようなことが本当に伝わっているのかという気がしております。さまざまなこの資料を使ったり、何度も話をしたりということよりも、実はこの内閣官房から今来ている映画の上映、拉致ということを教えるには映画そのものが一番いいんじゃないかという気が私にはしているのであります。この依頼文の中では、「映画の上映を希望する小中学校を募集する」とあるわけですので、市内のすべての学校にもう出されたんでしょうか、どうだったんでしょうか。あるいは、出されたとしたら応募状況などはどうだったのかお伺いをいたします。

○教育長（田代宗夫君）

もちろん県の方から参りましたので私ども教育委員会の方から各学校の方に同様な公文を出しております。この「めぐみ」の上映希望について希望もっております。その希望の結果、現在のところでは既に上映が終わっている中学校が1校、あと上映を検討している学校が3校ほどあるようでございます。

以上です。

○16番（池満 渉君）

すべてはまだ来てないんですかね。その応募状況というか、するしないの返事はまだすべては来てないということですね。

○教育長（田代宗夫君）

それが現在のところはすべてです。

○16番（池満 渉君）

全部来た。で、その中で検討しているとかいう内容ですね。で、各学校に通知をされるときに、教育委員会としてはどのようなスタンスで募集をかけられたんでしょうか。ただ文書を流すというようなことじゃなくて、一言推薦というか、あるいは拉致を認識するためにはいいんじゃないかというようなことで、前向きに取り組んでほしいといったような勧奨をしたりといったようなことをつけ加えての文書を流すといったようなことじゃなかったのか、どうだったんでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

子どもは、各学校につきましては、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の周知についてもお願いをしたいということと、それから上映希望のことについて周知をいたしました。なぜかといいますと、この内閣官房拉致問題対策本部事務局総合調整室の方から、この「めぐみ」という映画のことについては詳しく趣旨から書かれておりますので、あえてそれをする必要はないと判断したから、次のような公文を出したところでございます。

○16番（池満 渉君）

各学校の判断に、内容は書いてあるから任せたといいようなことでありますが、市としてももう少し、一体的に取り組むのであれば、内容を書いてあったにしても、私は教育委員会なりが一言「少し頑張りましょうや」と、「やってみましょうや」みたいなことは、しかもことしは8月12日でちょうど30年になりますので、そういった話しかけも、呼びかけも大事だったんじゃないかという気がい

たします。

映画は、今回非常にいいチャンスだと思っております。そこでぜひ、学校に総合学習の時間というのがありますが、こういったときに上映はできないかということ、教育委員会の方からもう一回各学校に問い合わせをする、呼びかけをするといったようなことはお考えになりませんか。

○教育長（田代宗夫君）

この公文が参りましたのが、4月の30日付で県教委の方から来ております。この映画の上映時間が大体90分と書かれておりますので、学校の授業であれば2時間は丸々つぶすという結果になります。何も時間をつぶすから悪いというんじゃないんですが、実は学校というのは、そこに来たものを何でもかんでも取り上げて指導するというものではないと思っております。ご承知のとおり、前年度の1月から2月にかけて、翌年度の教育課程というのを作成をしておりますので、総合学習の時間では何と何を何時間このようにやりましょうという計画は、すべてでき上がっております。それが、すべて教科もそのとおりですが、その中に4月に入ってきたから、はい、それを、ほかの教育課程を省いてそれをすぐやりなさいということは、これはやっぱりそれぞれの学校の判断があるわけですので。これがことし1年で終わりなのかどうか、これはまだ問い合わせをしましたからわかりませんが、まだこれが1年、2年続くのであれば、今後それぞれの学校で、こういう時間を前年度に設定をして見るということは私は可能だと思いますが、急に来たものを2時間を簡単につぶしてそれに充てようということは、私はやはり、それぞれ学校は学校なりの判断があるわけですので、そこまでは私はできませんし、ただ私は、これは教職員へこのことについて十分周知するとともに、この週間についても事前に言ってい

るわけですので、これで十分じゃないかなと思うんです。といいますのは何でかといいますと、学校それぞれ、この人権問題についても特色というんですか、やはり置かれた地域性、ものがあるんです。例えば、ある学校の取り組みを見ますと、人権学習の中で、障害者の方がすごい腕前の琴を学習されて、それを、学校の子供の前で琴を弾いてくださって、そして子供に——目が見えられない方ですけども、ものすごい腕前の方もいらっしゃるわけですね。そういう学習を通して人権問題を考えるということもまた必要ですね。何も拉致を考えないということではなくして、学校ではそれぞれの教育課程に基づいて、計画的な学習というのが一応計画されております。したがって、それを外してまでということについては、私もそこまでは指導するあれはございません。ただ、大事なことでありますので、今後こういうことについては機会をとらえてしていくということは大切なことだと思っております。

○16番（池満 渉君）

それぞれの学校は年間計画を決めてというのはよくわかります。非常に学校現場も忙しいし、また天候の次第とか、繰り延べになったりしたらもう大変狂ってくるといったようなこともあると思いますけれども、私は拉致だけをやれと言っているわけではありません。いろんな人権の問題があるけれども、拉致も同じように、あるいはもう少し力を入れてやったらどうかということを行っているのです。今回の依頼をされたこの結果については後もって、学校からの状況については後もってお知らせをいただけますか。いかがでしょうか。取り組み状況、映画だけで結構でございます。どの学校がどうだったは要りません。小学校が何校、中学校が何校、どのような対応だったということだけはお知らせをいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

それは、お知らせするのが悪いことでもないですので、実態としてこういう状況でありましたということは——これは16番議員に直接個人的にお知らせすることになるんですかね——結構だと思います。

○16番（池満 渉君）

それでは、ちょうど30年になりますことに、日置市の市民向けにこういった拉致の映画を上映するというのはどうだろうかという気がしております。今月の10日の新聞に、実に33年ぶりに脱出をしてきた韓国人の方の記事も出ておりました。そして同じ記事に、福島市で家族会が、集会があったということで載っておりました。その席で横田めぐみさんの弟哲也さんは、「拉致は現在進行形の犯罪であり、家族会だけでなく国民全員が共有することが解決の道」となっております。日朝協議も少し進展がありそうな気がいたしますけれども、気を緩めず気運を高めていかなければならないと思います。

で、先ほど言いました市民向けであります。が、ことし12月のこの週間に映画の上映会はできないかというふうに思いますが、いかがですか。このことで、映画をやることで拉致そのものと、そして拉致の怖さと同時に、何げなく過ごしている私たちのこの家族、普通であることの幸せというのを感じることができんじゃないかという気がいたします。おとといの南日本新聞に、映画「めぐみ」の全米でのテレビ放送が始まったとありました。教育長、この映画はアメリカ人のことじゃなくて日本人のことです。ぜひ本市で上映会などやったらいかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

今のところ、この映画の放映をすることについては考えておりません。ただ、私も新聞を読ませていただきまして、すごいなと思いました。こういう問題を一つの、国が対応し

なければならない、こういう大きな課題でありますので、もっともっと全国の公共的な放送を使って放送すべき内容ではないかなど、私はそんなふうに思いました。したがって、今のところは市の方で映画そのものは考えておりません。ただ、私どもはDVDのアニメのこの「めぐみ」というものについては、それぞれの地域の図書館等使いまして、この週間等を利用して「めぐみ」のアニメの方は上映をしたり、あるいはその週間には人権に係る、もちろん拉致の問題も当然ですが、人権その他の問題についての書籍も一緒に掲示したり、人権問題を考えるような取り組みができないか、そういうことについてはできることですので何とかやっていきたいということで、今検討を進めております。

○16番（池満 渉君）

「めぐみ」のアニメがありますね。これは相当やっぱりあちこちで上映はされているだろうと思います。教育長おっしゃるように。ぜひこの契機、ことし30年の契機に、8月に吹上の方でそういうのもあるということでしたので、日置市としても地元として気運をしっかりと盛り上げていただきたいと期待をいたします。

次に巻き網船のことですが、実はこの巻き網船は、市長が当初答弁で答えられたとおりであります、大体概要は。そして、本市の一般質問で取り上げるかどうかということ私迷いました。といいますのは、許可権者はあくまでも県でございますし、市としてどのようなことができるのか、私が市長にどうお願いをする、問い詰めるということもやれるのかということ少し迷いましたけれども、ぜひ実態を知っておいて、それから市長は漁民、同じ市民の代表でございますので、同じ側に立って県の方に、許可権者に訴えていただきたいと、その思いをもって質問をさせていただきました。

質問というよりもむしろ説明になるかもしれませんが、1にお尋ねをさせていただきたいと思います。議長に許可をいただきましたので、何かきのうからこういったようなのが随分出ておりますけれども、議会は言論の府で言葉で言うのが当然ですが、簡単に見ていただきたいと思います。このグリーンの部分が陸地であります。（発言する者あり）（笑声）また後で見せますから。（笑声）で、この白い部分が、沖合5キロ、5,000メートルの地元の漁師の方々の漁業権の地域であります。そして、鹿児島県が、15トンから19トン——船の大きさですね——の中型巻き網船の大体ちょうど15形態、15組あります、会社が、その方々に許可している海域は、川内市のこの天狗鼻から西4,000メートルから、久多島、吹上沖の久多島を結ぶ、久多島まで9,800、およそ1万メートルございます、で、それから笠沙町、旧笠沙町の野間池の岬、これから4,000メートルを結んだところの外側、こっち側で中型巻き網は操業しなさいと言ってるんです。ただし、市長がお答えになりましたようにただし書きがありまして、許可制限というところに、昭和45年の7月31日——38年たっておりますが——の時点で、この地域で操業できる場所はやってもいいですよと、この限りでないというふうに入っております、その15の許可を受けた会社のうち5つがそれを持ってるんです。で、5つのうち4つか3つぐらいが非常に頻繁に来まして、この斜線の部分で操業をやってるんです。で、赤い部分は魚礁ですけども、この魚礁の上までも来て操業をしているということでありますので、市長、ここ辺の先ほど答弁でありましたけれども、実態はご存じだったでしょうか。いかがですか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、距離の問題を含めまし

て把握させてもらっておりました。特に、おっしゃいますとおり、本当に漁民の皆様方が一極にそのような状況でされておるということでございますので、前回の中におきましては漁業だけで9つの漁業が要望書を上げておりますけど、今回私もそういう実態を含めまして、また来年そういう許可といいますか、そういうものがございますので、特に各隣接する市町とも相談しながら、また組合長とも相談しながら、なるべく早い時期に一緒に県とかまた議会、この漁協調整のところには要望書等を持っていきたくて、さように考えております。

○16番（池満 渉君）

この件については、もう本当に質問というよりお願いという形になるかもしれません。先ほどの魚礁、魚礁の魚が集まる地域に、半径1キロ、1,000メートル、合わせて2,000メートルに網を入れてはいけないというふうになっているんですが、そこに巻き網船は来まして、網は入れないんですが、ありましたように灯を入れるんですね。イカ釣り漁船とかというのは船の上の方に灯を入れますけど、この巻き網は海中に灯を入れるんです。ものすごい明るさの。そして灯を入れることによって、魚礁の上で灯を入れてずっと引っ張っていくと、1キロを過ぎたところ、そこまで引っ張っていくと、魚はほとんどついてくるんだそうです、それに。で、ついてきた1キロを過ぎたところで網を入れるんだというふうな現状のようです。しかし、鹿児島県は灯入れ、灯を入れること自体も網入れだというふうな解釈をしているんですが、なかなかちがいが明かないというのが現状であります。

串木野では、串木野漁港のすぐ前で先般漁をしていたというようなことで、串木野の漁民の方々が幸い発見をして、県の方に抗議をしたということでもあります。

やっぱりモラルの問題だろうと思います。幾ら許可権者とはいえ、そのようなところをしっかりと見ていただきたいと思います。市長がおっしゃったように、18年の8月1日が許可日でございますので、3年間の許可、21年の8月がまた更新のときであります。この第5条に「操業区域については漁業調整上必要があれば区域の変更ができる」ということになっておりますので、ぜひここら辺をしっかりと読み込んでいただきたいと思います。

もう多くは語りませんが、ちょうど40年ぐらい前につくられたただし書きであります。最近暫定とかいう言葉が随分長い間使われているようですけれども、40年前につくられたただし書きであります。今は当時とすると魚をとる技術、装備というのも格段に進歩しておりますので、限られた水産資源を守っていくといった意味からも、ここ辺をしっかりと訴えていただきたいと思います。

燃料費の高騰やら、漁業者の経営環境は非常に厳しい中でございますが、先ほども言いましたけれども、市長は市民の代表として、ぜひ許可権者の県、あるいは関係機関に、漁業協働組合などの利害関係が単体でお願いということじゃなくて、いわゆる自治体の長も一緒になっての調整、お願いをしていただきたいと思いますが、終わりにもう1回、市長にそこら辺の、本当に解決しましょうといったような決意をお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、次の更新が21年の8月ということでございますので、特にいちき串木野市、南さつま市、この両市の市長とは十分連携をしながら、そこに関与するそれぞれの漁協も含めまして、どういう内容の要望書とか陳情書になるかわかりませんが、それぞれ各関係の皆様方と連携をし

ながら、早期にこのことについては要望を上げていきたいというふうに思っております。

○議長（畠中寛弘君）

次に、2番、上園哲生君の質問を許可します。

〔2番上園哲生君登壇〕

○2番（上園哲生君）

それでは、さきの質問通告に従いまして、吹上浜の活用と課題というテーマで一般質問をさせていただきます。

先刻同僚議員より、私どもが愛してやまないこの吹上浜での、北朝鮮による拉致事件について質問がありました。昭和53年8月12日夕方、楽しいデートのさなかに事件は引き起こされ、いまだ解決を見ず、30年が経過しようとしております。市川修一さん、増元み子さん、そしてご家族の皆様の心中を拝察するとき、お気の毒でかわいそうで何ともやるせない思いに駆られます。と同時に、北朝鮮の国家犯罪に対して激しい憤りを禁じ得ません。一刻も早い解決を願ってやみません。

また、先般行われました日置警察署管内沿岸防犯協会の総会において、7月北海道で行われます洞爺湖サミットに対し、吹上浜沿岸における密出入国の警戒が強調されました。改めて国境の町日置市を強く感じることでした。このように、吹上浜にはいろいろな多くの論点があります。その中から、今回3つの観点から質問をいたします。

まず最初に、この吹上浜における水産業について伺います。

マスコミ等で報道されるように、水産業界は今未曾有の経営状況に追い込まれております。約50キロにわたる湾曲の吹上浜に、それぞれ占有の共同漁業権を持った9つの漁協、漁業者も例外ではありません。その中の日置市には、北緯24.8度から27.5度までの鹿共第19号の漁業権を持つ正組合員数、日吉

支部組合員数31人を含む111名の江口漁協と、北緯27.5度から28.0度までの鹿共20号の漁業権を持つ正組合員数41人の吹上漁協の2つがあります。

この海域は、豊富な魚種の回遊魚が砂地の遠浅の海に産卵に来る、まさに揺りかごのような特徴を持つ浜であります。そこに育成魚礁を初めとするさまざまな魚礁を設置し、ときには間伐材をイカの卵を産ませるためのイカ芝として投入し、魚の魚巣を図り、資源回復を図りながら漁業を営んでおります。しかしながら、海中環境の変化、地球温暖化の影響か、海水温度も上がり、水産資源がふえず、むしろ減少しているような状況であります。その対策として、豊かな海づくり事業として本年度も2つの漁協に30万円ずつの補助金を予算計上していただき、マダイ、ヒラメの稚魚放流事業もやっておりますが、厳しい財政事情を受け、先細りになってきております。また一方では、輸入水産物の増加により魚価の低迷が続き、よって漁業就業者の後継者が生まれず、漁業者の減少、高齢化が進んでいきます。

そうした厳しい状況の上に、さらに燃油高騰という状況がのしかかってまいりました。同じ吹上浜の漁業でも、南部の笠沙、南さつま漁協のように、海に山が迫り、海面に島影ができるころでは、大きな魚に追われ、暗い方へ暗い方へ逃げてくる食物連鎖を利用し、そこに定置網を仕掛ける漁法もできるのですが、広い海に設置された魚礁を目指し、あっちにこっちにと必死の思いで生産にいそしむ日置市の漁業者にとって、この異常な燃油高騰は大打撃となっております。ことに、川港で潮の干満差を利用し、操業している吹上漁協の漁業者にとって、鮮度を保つため目一杯の氷を積み込み、ただでさえ限られた操業時間の中での経営は余りにも経費増大となり、漁業継続の危機的状況となっております。

現在は、食の安全性がとかく言われる時代です。また、魚は健康によいということで、中国、欧州でも魚食ブームが起きています。そうしますと、将来的には輸入水産物の入荷環境がどうなるのか、厳しい状況も予想されます。我々はいい浜を、海を持っております。漁業の現場が見える中で、魚食を安心して生活していることは大変大事なことと考えます。市長はこの厳しい状況をどう認識し、こういう状況をいかな方法で乗り切り、今後の吹上浜の水産業を新たなまちづくりの中に生かしていくおつもりか、市長の見解を伺います。

次に、吹上浜の砂のことについて質問いたします。

吹上浜は日本三大砂丘の一つと言われております。昔は山から谷から、河川を通じて長い時間をかけ、こなされ、砂として海へ流れ込んでまいりました。しかも、山林がきちっと管理されていて、小魚や貝類を育てる養分、植物プランクトンを豊富に含んで流れ込んできておりました。まさに山は海の恋人でした。ときは移り、災害に対応する技術が進み、砂防工事、護岸工事がしっかりなされ、井堰工事、また同僚議員の質問にもありましたように、河川の途中で寄り州となつてとどまっているためか、砂の海への流入量が減少してきております。吹上漁協の港は市管理の第1種漁港、それも川港です。そこで、鹿児島大学の協力を得て流量計ではかってみますと、海の方から流れ込む砂の量が河川上流から流れ込む砂の量よりも多いという結論が出ております。また、海に工作物を構築すると、そこに流砂がとどまってしまうという結果も出ております。吹上浜はどう時代環境が変わろうとも、昔のまま自然の摂理で、寄せる波、引く波で砂の移動を続けております。

本年の予算を見ますと、吹上漁協においては、少しでも操業時間を確保できるよう砂の除去費用を、県管理の第2種漁港の江口漁港

も、県の広域漁港整理事業により港の出入り口の砂のしゅんせつを、そのための市の負担金が計上されております。さらに、河川から流れ込む砂の量が減少し、一方で砂のしゅんせつ量があるということは、砂が浸食され、浜崖が起こっているということです。現在はその浸食対策として、県による海岸保全事業に対し、市は負担金で対応していますが、いずれも自然を相手にした現象に対する対症療法でしかなく、根本療法ではありません。厳しい財政状況の中で、市独自の対応を求められる場面もあるかもしれません。今後どう対応されていくのか市長の見解を伺います。

3番目の質問、日置市の大きな特徴である吹上浜をまちづくりの一つの柱として本当に活用していくためには、どうしても高画質の動画ビューできるブロードバンドによるインターネットの利用が欠かせないと考えます。現在も日置市の公式ホームページで観光ガイドとして吹上浜のことを掲示しておりますが、余りにも吹上浜の魅力を伝えきっていないと思います。東市来、伊集院、伊集院に近いところの日吉においては家庭向け光ファイバーが入っておりますが、吹上には光ファイバーはなく、ADSLや電話のアナログ回線利用のISDNでインターネットに接続している状況であります。どうしてもアクセスに時間がかかります。吹上漁協漁業圏内には沖縄に向けて光ファイバーが海底ケーブルとして入っております。そのケーブルの1キロメートル範囲内は漁業制限を受けております。公共性にかんがみて協力しているのですが、割り切れない思いをいたします。イントラネット事業で近くの地区公民館まで光ファイバーが来ていますが、今後どのような対応をなされていくのか伺います。

以上の3点につきまして、市長のわかりやすい答弁を期待して第1回目の質問といたします。

○議長（畠中寛弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を
13時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（畠中寛弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、吹上浜の活用と課題について、
その1でございます。

原油高騰は私たちの生活物資やあらゆる生
産資材等の値上げを招き、市民生活に大きな
影響が出てきています。漁業経営者にとつ
ても、また農業経営者にとつても、今まで経験
したことのない非常に厳しい状況下であると
認識しております。また、魚価が低迷してい
る現状の中で、さらなる経費の増大により、
経営が一層苦しくなることは十分に承知して
おります。

今回、ことしの2月に、国の補正予算によ
り水産業燃油高騰緊急対策が出されましたが、
直接取り組めるような支援策は含まれており
ませんでした。吹上漁協の方も、低迷してい
る魚価の解決や経営を安定していくためにも、
販路の拡大、付加価値をつけた取り組み、直
売所との連携など、総合的に検討していくこ
とが大切だと考えております。

1次産業の経営安定は市民生活と密接な関
係がありますので、国、県への支援策を注視
しながら必要な要望を行ってまいります。

2番目でございます。吹上漁港の整備につ
きましては、平成17年、18年度に国の強い水産業づくり交付金により漁港内の整備を行ったところでございます。また、昨年度は県単事業と市単独によりまして港内の維持管理を実施してきたところでもございます。ご質問の河川管理との関係は、現在まで県の

方で右岸側の異型ブロックをさらに積み上げて、河口に海砂が流入しないよう対策を進めております。河口を利用した港の課題であり、県単事業等を要望していくこととなりますが、台風やしけ後の急を要する場合には、市の方で対応をしていく以外にはないのかと思っております。

また、海岸防災林は、事業効果が発揮されるまで、経過を見守りながら県へ要望をしてまいります。

3番目でございます。経済を構成する3つの要素として「人・物・金」ということが言われてきておりましたが、これに「情報」という要素が加わり、インターネットが普及した昨今、情報が最も大きな要素となっています。このような社会の構造、仕組みが目まぐるしく変わる中で、日置市内にも情報通信の分野で高速の通信体系ができない地域があり、将来的な日常生活や経済活動にも大きな弊害となることが予想されることから、交換局の改修や市のケーブルの活用など、市民の利便性が向上するように整備を進めてまいりたいと思っております。

以上で終わります。

○2番（上園哲生君）

ただいま、市長より大変総論的な答弁をいただきましたけれども、順次、少し各論的なことに触れながら質問を続けさせていただきます。

まず、マスコミ等の報道で既にご承知だとは思いますが、我々の、ちょうど本会議中でありましたけれども、6月の20日、鹿児島県漁業組合連合会——県漁連ですね——県漁連を初めとします水産4団体が、この異常な原油高騰を受け、もう漁業者の自助努力の範囲を超えているということで、政府に対し価格の直接補てん支援策を求め、また、国会等に対しましても税制金融措置による伐本的政策、投機資金の原油市場への無秩序な流

入を規制する国際措置を求めて、7月に全国一斉の休漁をするという特別決議がなされました。

実は、この前にそれぞれの漁協にアンケートが参りました。私どもは先ほども述べましたように、もうかねてから操業時間が短いと、そういう中で、漁業者自体の経営もそうですが、漁協自体の経営も大変苦しいものですから、本当にこれが効果があるのかなと、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、19年度の補正予算で102億円の燃油高騰対策のための補正予算が組まれましたけれども、なかなかそれが使い勝手が悪くて、そして結果的には余り効果を奏していないような気がいたします。それは、民主党なんかの余りにもばらまき行政も人気とりみたいなあれじゃないかというような見方に対しまして、すごく慎重に配慮した施策のやり方だっただろうと思うんですけれども、実際的にはなかなか使い勝手が悪かったと。

そういうことで、今回は、価格直接補てんの検索とか、こういうことで、全国一斉休漁を決議したわけですけれども、今、市長の答弁にありましたように、1人、水産業界だけではなくて、そりゃ、農業の世界も、それから運輸業界も、いろいろなところで支障が来しているわけでありまして、そういうところに、本当にこういうもののやって効果があるんだらうかと思ったりはするわけです。

しかしながら、我々も所属している団体の機関決定ございますので、それに歩調を合わせていかなきゃならないと思いますけれども、市長は、この全国一斉休漁ということに対して、市長のご感想をまずお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれの団体におきまして、その直面する課題におきます1つの抗議という部分を、国または国民の皆様方に理解していただき

いという大きな行動であるというふうに認識をしております。

○2番（上園哲生君）

国、政府がどういうふうに動いてくれるかわかりませんが、マスコミ等を通じて、私どものそういう動きが功を奏せばと思っております。

2番目に、先ほど答弁の中にもちょっとありましたけれども、自分たちができる生産性向上の努力と、私どもができる向上ということが、市長の答弁にもありましたように、大変重要なことだと私も認識しております。

そこで1点お聞きをいたします。本年度も、水産業振興費として、吹上町漁協の築磯事業というものに6万5,000円の予算を計上していただきました。市長は、この築磯事業というものの内容をどう把握され、そして、その成果をどのように評価されておりますでしょうか、まず、そこからお聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、それぞれ漁協におきます損失を含めた中で、少しでも、私どもも市といたしましても、皆様方に救済ができるのかなと思っておりますけど、今、おっしゃいましたように、若干のお金でございまして、まだまだ不十分であるというは思っております。

今後、このことにつきまして、また、漁協の皆様方とも十分打ち合わせをさせていただきたいというふうに考えております。

○2番（上園哲生君）

いやもう、私が要望する前に、市長から答弁出てきたもんですから、ちょっとびっくりをいたしましたけれども、この築磯事業というのをちょっと説明をさせていただきますと、これは、漁協にかかった網がかり除去事業なんです。

もう、報告は来ていると思っておりますけれども、今年度の西薩地区の水産業改良普及事業推進

協議会におきまして、ここの協議会でも事業の中に、水中テレビロボットを使いまして漁協の調査をしております。

19年度は、私の方の吹上の漁協の当番になっておりまして、そして、3カ所ほど、その魚礁の点検をしていただきました。そうしましたところ、その会議の席上で、ほかの各漁協の漁協長さんたちは、水中ロボットが撮ってきた、その海中写真で、こんなに鮮明に魚礁に多くの魚が蝟集している状況を始めてみた。これ、どういうことだというようなお尋ねがございました。

そこで私は、これは、旧吹上町時代からやってきたわけですがけれども、この築磯事業、本当に地味な事業ですがけれども、その魚礁に引っかかってしまった網を除去することによって、その網が残ってしまいますと、そこに魚が首を突っ込みまして死んだり、あるいは、そのままにしておきますと、ノリが張ったりして、魚の蝟集状況が極端に悪くなるんです。

それを旧町時代からこつこつやってきた事業なんです。その結果が、この水中ロボットを入れたときに、大変な数の小さな魚の蝟集、あるいは魚礁の中には、物すごく大きいイシダイとか、そういうのが鮮明に移った海中写真が出てきたんです。

そこで、各漁協長がびっくりしまして、これ、どれぐらいの、予算が相当かかるんだろうなというような話になりましたけども、私どもは、それに答えませんでした。

と申しますのも、やはり、この6万5,000円ぐらいの事業費で、本当に命がけの潜水士さんがもぐって、その漁協から網を取り除いてという事業ができるわけがないんです。

ただ、ここの潜水士さん、やはり吹上に在住をし、そして吹上漁協の準組合員でありまして、この方のやはり海の仲間と一緒に、好意があったればこそ、やっぱりこういうこと

につながってきたんだと私は思うわけです。

そういうことで、やはり、本当に燃油を使うような漁業をやっている以上、そこに行ったときに、本当に魚礁をしっかり管理をして、そして、そこにしっかり魚を育成をしたりすることが、とても大事じゃないかという思いが強くしたものですから、まず、このことを市長にお聞きしまして、そして、今後のことをお聞きしようと思いましたがけれども、もうその前に、要望する前に、市長の答弁をいただきましたので、ぜひともやはり、そういう形で、江口にはやはりそういう形で、網がかかっている。せつかくの大型魚礁なんか、すごいお金をかけてつくったわけですから、それをきちっと管理していくということは大事だと思いますので、1つ要望等を含めまして、次に移ります。

先ほど、同僚議員の方から、いわゆる阿久根と名指しをされていましたがけれども、阿久根とかいゑいとあるんですけども、その中型まき網ですね、はっきり言いまして、魚もやっぱり本能的に知っているんでしょう、その魚礁の中に、本当に大きなのが育っています。

ですがけれども、その網漁協は、網で漁業をするのが中心だと、そこになかなか網をかぶすことができないわけですよ。できるとすれば、ほかの漁法で、例えば一本釣りでありましたり、あるいは、もう、極端な場合は、潜水をしてとりにいたり、そういう、後でそういう形でもとろうかと思っている矢先に、海中に水中ライトを入れまして、そして引っ張っていくと。

そして、先ほども出ておりましたがけれども、装備が、昭和45年時代の装備とは、もう全然違います。巻き上げのウインチのもう力が全然違います。ですから、そういうのを引っ張っていて、大量の、あれは重い水産物を簡単に巻き上げていくと。そうしますと、翌朝、

沿岸の漁業者が出ていったときは、もう魚が1匹も見当たらないという状況にありまして、先ほども、そういう要望等が、行政からの要望等が出ておりましたけれども、市長も、ちょっと答弁の中にありましたけれども、これの決定をするのは、知事の諮問機関であります海区漁業調整委員会です。

はっきり申しまして、調整の担当者は、こういう言い方、問題があるのかもしれませんが、やはり逃げます。昭和45年当時の政治的妥協の産物が、このただし書きだと思います。ですから、これを撤廃しようとする、我々も何かを失わなきゃ、なかなか相手も、これだけ厳しい状況になってきますと、難しかろうなと思いますけれども、このことも、さっき一生懸命、また訴えていくというようなご答弁がありましたので、ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

それから、我々もできる努力の中で、2点目が販売の方法であろうと思います。これまで江口漁協は、漁協みずからが競り権を持ち、そして入札に参加をし、直売の販売場、蓬莱館でありますとか、消費者の直売でありますとか、そういうところで、蓬莱館の直売の販売高は、19年度は5億3,000万円から上げています。日吉の直売の直売のところでは、やっぱり1,050万円から上げております。やはり、そういうことを見ますと、私どもは、吹上の場合は、もっともっと努力をしなきゃならんのかなという思いがいたします。

そういうことで、今、農業大学の近くにひまわり館というのがございますけれども、まだ、漁協としての対応はできませんので。というのは、我々も、漁協には仲買組合というのがございまして、地元の魚屋さんたちが、今まで競りにしてくださって、そして漁協を支えてくださいましたので、そういうところも、こういう事態になりましたのでお願いを

したり、いろいろ手順を踏んでいかなきゃならんということで、今、2人ぐらいの漁業組合の方たちが、実績づくりも兼ねまして販売を実施しております。

こういうものを踏まえまして、行政の方にも、いろいろ要望する場面が出てくるかと思えますけれども、このひまわり館での販売方法につきまして、市長のお考え、あるいは今後の対応について、ちょっとお尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、江口漁協におきましては、蓬莱館を中心に、それぞれ地産地消といいますか、直売所を持って、消費者の皆様方に新鮮な漁獲を届けておると。だから、このことが少しでも漁協におけます経営にプラスになってくると、そういういい相乗効果が出ているというふうに認識をしております。

まあ、吹上漁協におきましても、現在ございます吹上の方に行きますと、それぞれの直売所があるわけがございますので、そこにおけます整備、指定管理者制度という形でやっておりますけど、やはり量的なものとか、また、消費者がどういうものを好んでいるのか、そういうことを含めて、やはり、このひまわり館、かめまる館、あるわけがございますので、そこあたり分については、今後、十分、行政ができる中におきまして、援助しながら、それぞれの地場産業が発展すれば、一番大きな目的でございますので、そういうことにつきましては、前向きにいろいろと整備については検討していきたいというふうに思っております。

○2番（上園哲生君）

大変前向きなご答弁いただいて、うれしい思いであります。

後ほど、やっぱり触れますけれども、江口漁協、あるいは蓬莱館の地理的条件と、そして

吹上漁協への吹上浜へのアクセスの地理的条件といいますと、大変やっぱり、ちょっと不利益なところが吹上の場合はあるかと思いません。そこはやっぱり補てんするために、後ほどお話をさせていただきますけども、IT関連で、一方は、人間が体を運んで、一方は、こういう通信関係、情報関係でもって、そしてお客さんにいろいろ情報を提供していくというやり方を進めていきたいなという思いも持っておりますんで、これはまた後ほど、ちょっと関連がありますんで、後ほどさせていただきますけれども。

次に、この砂の問題です。やはり一言で言や、自然の力というのはすごいし、同時に困ったもんだなという思いがあります。川港に堆積する砂のしゅんせつ、私が見るところでは、明らかに浜崖をしているところの砂が、海の方の河口の方から流入してきていると思っております。ですから、もっと効率的な対策はないのかなど、いつも考えております。

地域振興、県の方の振興局なんかでの話し合いの中でも、もう財政は厳しいんですから、ここに堆積する砂を持ち出すことはできませんかという最初は必ずそういう議論になります。

そうしますと、向こうは、公共事業等が出てきたその砂は国有財産ですから、勝手な処分はできませんよという、また返事になります。それじゃ、ストックヤードをつくって、そしてそれをそこに積んどって、浜崖に対応する状況で公共性のある使い方だったらどうですかと言いますと、やはり財政上の理由にして拒否をされます。

この財政が厳しいということも、我々もよく理解をしているもんですから、同じようなことを、特に冬場の場合は、そういう形で砂をかり上げて、北西の風が吹くと、ひどいときには一晩で戻っているというような状況で、また、砂のしゅんせつをお願いをすると。

我々漁業者の方も、ちょっと心苦しいところがあるんです。

そして、事業というのは、その市長の答弁の中にありましたように、2年間かけてやったと、だからもうそこは安全だと。いや、そこらは、もう大丈夫なんだということにはならないんです。

やっぱりたまるここにたまるんです。2年前の事業で済んだから、そこは今回、予算はつけられないよと言いましても、そこが、その漁業者にとっては、一番やってほしいところの事業なんです。

こういうやっぱり効率が悪いその事業に対して、そして今後、ますます厳しい状況になることが財政的に予想される中で、市長はどのようなお考えをお持ちなのか、もう一度、お聞かせをいただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

17年、18年度のこの堆積の問題事業を取り組まさせていただきましたと、今、ご指摘がございましたとおり、浜崖のところから一番大きな原因であるということで、18年度の事業におきましては、その砂をほかのところを持っていった経緯がございます。

その中におきまして、今、移転、大変輸送費がかかったと。いろいろ国の補助事業の中でやったわけでございますと、おっしゃいますとおり、県の管轄の管理であったり、国の管轄であったり、砂でございますので、この持ち去りという中の定義を、事業とは別にいろいろと整理をしていかなければならないのかなど。

事業の中で、そりゃ本当におっしゃいますとおり、上げたのをまた、そこに返ってくる。特に、17年度、18年度で事業というのは終わったわけですけど、現状は同じようなことであると。吹上浜海岸を見ますと、砂のなくなってくる場所、どうしても堆積して困る場所、こういういろんな自然体系の中で、今、

こういう2カ所の中で、大変難儀をしているというのが、昨今の状況でございます。

この事業とは別に、国有、または県有を含めた中におきます砂のあり方というのも、やはりまた県の方にも、きちっと整理をしていかなければ、事業の中でしていく中におきましては、やはりイタチごっこの形があるのかなということは、私、自分自身も思っておりますので、そこあたりは、また県とも十分協議をしていきたいというふうに考えております。

○2番（上園哲生君）

それでは、今度は逆に、行政の方から、県の方から各漁協に要望されると、お願いをされる、海砂の採取のことについて、ちょっとお尋ねいたします。

まず、海砂の採取というものが、浜崖に影響を与えているかどうか、市長はどういうふうにお考えになりますか。

○市長（宮路高光君）

この海砂の問題につきましては、大変いろいろな角度の中で論議がされておったというふうに思っております。特に、山がけを含めまして、さっき言いましたように、海砂のなくなってきたところを含めまして、海岸におきますそれぞれの地域が大変変形しております。これは海砂による影響という部分をいう方もいらっしゃいますし、何年か前におきまして、ロボットを使いまして、海底の方もそれぞれ調査をしたということもございます。

私の方も、まだ大きな浜崖におきます影響が、海砂によるものという断定はいいですか、そういうことは断定はできませんけど、何らかの影響は、いろいろな中で自然環境かわかりませんが、いろいろな関係は、一つ出ているというふうには思っております。

○2番（上園哲生君）

実は、私も、浜崖とその海砂採取が、直接的には結びついては、あんまりないんじゃないかなと思っております。もし、結びついてくれば、これは浜崖の人たちには申しわけないですけども、我々の川港の入り口に堆積をせずに、そこに流れ込んでくれて、そして、海底がなだらかになっていいんでしょうけれども、実際的には、掘った箇所が、穴がほがとったり、そういう報告も聞きます。

また、その穴がほがったことによる影響に対しても、2通りの漁業者の意見もあります。穴がほがとって、だから、魚が蝸集まると、そこに、というような話もあったりするものですから、やはりここは、今、お話にも出ましたけれども、もう一遍、水中ロボットを入れて、砂をとった後が、どういう状況になっているか、蝸集状況はどうなっているか、浜崖との関係がどうあるのか、やはり市民の皆様にも、そこに影響があると思っている人たちもいっぱいおられると思いますので、きちっと客観的に、科学的根拠で、今後していただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

また、その穴がほがったことによる影響に対しても、2通りの漁業者の意見もあります。

穴がほがとって、だから、魚が蝸集まると、そこに、というような話もあったりするものですから、やはりここは、今、お話にも出ましたけれども、もう一遍、水中ロボットを入れて、砂をとった後が、どういう状況になっているか、蝸集状況はどうなっているか、浜崖との関係がどうあるのか、やはり市民の皆様にも、そこに影響があると思っている人たちもいっぱいおられると思いますので、きちっと客観的に、科学的根拠で、今後していただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この海砂につきましても、20年度を含めまして、県の方の調整の中でやられるというふうには思っております。今までも、そのような科学的なデータという中におきまして、県の方でも調査したということは報告は受けております。

特に、この海砂につきましても、やっぱり私ども、所管する江口漁協、吹上漁協を含め、吹上浜海岸の中で大変大きな課題を残している一つでございます。私どもも、やはりその県の調整の中におきます一人といたしまして、やはり私どもの現況というのは、きちっとお伝えしながら、県下一円の中で、このことについてはいろいろと整理をしていただかなければならないと。

また、20年度を含めた中におきます海砂

の割り当てを含めた中で、いろいろとまた意見徴収がきたときにおきまして、いろんなそういう現況の意見というのは述べさせていただきたいというふうに思っております。

○2番（上園哲生君）

ぜひ、やはり県の団体にも、水中ロボットを持っていますんで、ぜひ要望していただきまして、そして、仮にやはり余りにも海底が、そういう公共事業に協力する意味で、漁業者側も犠牲を払って、そういうことに協力しているわけですから、もし、ならずことができれば、海底をやっぱりならず努力をしていただいたり、そういうことに結びつけていただきたいと思います。

それでは、ちょっと時間も、もう迫ってまいりましたんで、このIT活用に関するところで、ちょっとお聞きしますけれども、市長は、日置市の公式ホームページ、あるいは桜島のホームページ、これ、ごらんになったことがありますか。

○市長（宮路高光君）

もう日置市の方は見ておりますけれども、桜島の方は、ちょっと私、まだ見たことはございませんけど。

○2番（上園哲生君）

先ほど、私は、1番目の質問で、日置市のホームページの吹上浜に対するPRが、余りにも魅力的じゃないと、引きつけないという意見を申し述べましたけれども、市長はどういう感想をお持ちですか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、吹上浜という活用、また、私どもの総合計画の中でいろいろとうたっておりますけど、ほかからまだ、魅力といますか、そういう引きつけるような内容という形の中で、まだ、ホームページの方に載せてないというのは、実感として思っております。

○2番（上園哲生君）

今、桜島のホームページと比較して申し上げましたのは、日置市の公式のホームページの観光ガイドのところに、吹上浜の夕日が沈む様子は壮大ですばらしいよということを書いておられたんです、文書で。ですけども、その姿の写真はどこにも出てこないんです。

ところが、桜島は、きょうの桜島というのをアクセスした本人が、そこに取りつけてあるカメラを動かして、そして、その状況を見られるようにできています。それも、とりもなおさず、ある意味では、災害対策でもあらうと思っています。

私は、吹上浜の場合も、これから本当にこれだけ環境が悪化してきますと、まあ中国でも地震がありましたように、本当に津波なんか、来る可能性もないとは限らんと、そういう防災のためにも、あるいは観光的な意味でも、そういう、こういうカメラを移動できるような、操作できるようなホームページを立ち上げていただきたいと思うんですけども、市長のお考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

まあ、そこまでできるのかわかりませんが、ホームページのほかのことも含めまして、いつも新しい情報を入れていかなきゃならない、そういう努力はしていきたいと思っておりますけど、まだ、浜のところにカメラをずっと随時、常置できるのか。いろんな、まだ今後の課題もあるということですので、いろいろな方々のご意見を伺わせていただきまして、そのことについて研究はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

次に、14番、西園典子さんの質問を許可します。

〔14番西園典子さん登壇〕

○14番（西園典子さん）

私は、通告に従いまして、2項目について

お尋ねします。

ミャンマーのサイクロン、中国・四川省の大地震に続きまして、岩手・宮城内陸大地震、そして、東京秋葉原における無差別大量殺人と、戦慄を覚えるような悲しい出来事が続いております。

特に、秋葉原の事件に関しては、犯人への怒りとともに、わからない者への憤りが、人々の胸の中に渦巻いてしょうがないという現実、犯人はつかまったのに、何が真犯人かわからないという若者の悲しい声がありました。

今の社会は病んでいるように思えてなりません。実利主義、効率主義というようなものが、道義や公正・公平・誠実というようなものを超えている。そうした現実の中で、万人が被害者となり、加害者となり得る、そのような悲しい時代、社会という思いをぬぐい去ることができません。

自分の存在を実感できない、自分の払った税金の行方を信じることができない、それでいて、多くの見えない重石を自分の人生に背負わされているという思いの人々であふれてしまっているように思えてなりません。

我が国には、500万社の事業所があると言われる中で、上場企業と呼ばれる0.03%の企業も含めて、ほとんどの事業所が派遣・パートという非正規雇用、低賃金という形の競争に巻き込まれております。その中で働く人の2割がワーキングプアと言われる状態で、持てる者と持てない者との差が広がり、所得の下がった人が圧倒的にふえたという現状であります。

また、正規労働者も、長時間過密労働にさらされ、過労死、うつ病などの多発という働き方の二極化が進んでおります。また、仕事と生活の双方の負担を背負わされた有償・無償の長時間労働にさらされる女性たちの姿もあります。政府は、そのような働き方による

弊害や今後の労働力、人口減少、少子高齢化対策として、仕事と生活の調和というワークライフバランス検証や指針を出して、見直しを図ろうとしております。

日置市は、一般・特別会計合わせて約400億円という市債を抱えながら、一方で、国や経済動向などの功利主義に振り回され、また一方で、実利主義、効率主義を振り回さなければならないという実に悲しい・苦しい立場であります。

その中であって、いかに不平を少なくし、人を生かし、誠実に生きたいという思いの人や、毎日の生活に苦しんでいる人を1人でも救い、それでいて、日置市の確固たる未来づくりを図らねばならないという責務を負っております。そうした趣旨でお尋ねをしたいと思っております。

1、格差社会が広がっているといわれますが、どう思いますか。

2番、行財政改革という視点で、議会は議員定数を30人から22人に削減を決めました。このことについてどのように認識しておいででしょうか。

3番、人件費削減をしておりますが、その効果はどのような状況でしょうか。

4番、早期退職、その他退職などの理由は何なのでしょうか。また、そうした職員の辞めたあとのフォローなどはどうしておいででしょうか。

5番、職員減による職員の負担増はないのでしょうか。

6番、仕事と生活の調和を目指す、よりよいワークライフバランスをどのようにお考えでしょうか。

7番、定数削減という概念だけでなく、給与・報酬を下げて、若者たちの雇用をふやして、仕事を分け合うというワークシェアリングという概念を取り入れた人件費削減を考えてみる気はありませんか、お尋ねしたいと思

います。

2番、若手職員の方々と取り組まれた日置市職員まちづくり研究会の報告書を読ませていただきました。行財政部会と福祉部会でありましたが、その中に、多くの提案や報告がなされておりますが、どのように考え、どのように対処なさるおつもりか伺います。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の行財政改革とワークシェアリングについてというご質問で、その1でございます。

現在、あちこちで言われている「格差社会」ですが、いろいろな意味を含んでいる言葉だと思っております。当然あるべき格差、どうしてもできない格差、あってはならない格差さまざまで、また、何を格差ととらえているかという意味で、その考え方も違ってくると思っております。

一般的によく言われるのは、「所得格差」ですが、企業が効率性や合理化を求め、雇用形態を見直した結果、生まれた賃金格差、働く貧困層と呼ばれる人たちの増大など、全国的に問題となっており、その理由は、自由競争や規制緩和、成果主義などの導入と言われている。

市場主義という競争社会の中において、不安定な雇用の広がり、不景気による地域経済沈滞などにより、日置市においても、以前と比べると「格差社会」という社会不安は増大していると思っております。

格差社会は、日本全体が抱える問題であり、その是正には、国や地方自治体、企業・個人が、自覚と責任を持って取り組んでいく必要があると考えております。

行政改革は、効率化や合理化が求められますが、決して格差を助長していくものではなく、充実した公共サービスを提供していくために、市の役割や行財政システム、組織を見

直していこうというもので、市民の目線に立った改革を進めていくものでございます。

2番目でございます。行政改革大綱に基づく行政改革を進めていく上で、議会の皆様が、財政的に厳しい状況を踏まえ、議員として高い使命感を持ち、慎重かつ大胆に改革に取り組んでいただいた結果であり、行政改革の範を示していただいたと認識しております。

行政改革大綱に基づくアクションプランに沿って、市もあらゆる分野において行財政改革を進めておりますが、市民の皆様の理解を得ながら、目標の達成、市政が円滑に推進する行財政システムの構築に向け、取り組んでまいります。

3番目でございます。人件費の削減につきましては、アクションプランに基づき、適正な定員管理と事務事業の見直し、特別職等の給与減額など、年次的に取り組んでおり、その効果につきましては、17年度の退職者、18年度の新規採用者と退職者、19年度新規採用者の増減数の合計で、47人の減、金額にいたしまして約2億1,600万円の削減効果となっております。

4番目でございます。早期やそのほかでの退職につきましては、早期退職は17年度から創設された定年前退職の優遇制度の利用を希望される方と結婚による、自己都合によるものでございます。

また、辞めた後のフォローという面では、定年退職者や早期退職者で再就職されていない方につきましては、共済保険等の継続や年金の手続について、説明や書類の取り次ぎを行っております。

5番目でございます。合併で大きくなった行財政の合理化と効率化、広くなった行政区域に機能的に対応する組織の見直しという観点のもと、アクションプランの中では、「平成22年度の職員数を17年度に比べ80人削減、課数を40以下にする」という目標を

掲げ、適正な定員管理と組織機構の見直しを進めています。

職員数につきましては、団塊世代の定年退職者や早期希望退職等により、計画より若干早目に職員削減が進むような状況でございます。そのような中、本庁・支所の役割や機能を見極めながら、段階的に組織の見直しと職員配置を実施していきます。その過程において、一部で職員の業務負担増も考えられますが、事務事業のスリム化や職員の能力向上、連携を図りながら、影響を最小限に抑制していきたいと考えております。

6番でございます。ワークライフバランスは日本語で「仕事と生活の両立、調和」と訳され、仕事だけでなく、家庭生活やスキルアップのための学習活動、地域活動といった生活も満たされることで、職員が能力を最大限に発揮でき、その結果、仕事の生産性を高められるという経営戦略の一つと理解しております。

これは、とても共感できることであり、特に、合併から行政改革と自治体を取り巻く環境や職場での体制の変化が続く中で、職員のライフスタイルとしても大事なことだと考えております。

職員の満足度と仕事の効率を高めるような職場環境づくりを職員と一体となって構築していきたいと思っております。

7番目でございます。ワークシェアリングとは、一定の雇用量を、より多くの労働者で分かち合うという考え方で、雇用の維持・創出といったこと等を目的としております。このことにつきましては、大分県の姫島村でやっておりますけど、この場合につきましては、人口2,500人の村でございましたので、今、うまく活用しているというふうにお聞きしております。

いずれにいたしましても、職員の減少に伴う行政改革の見直しを進めていく上で大切な

ことで、市民サービスが低下しないように、適正な人員配置に努めることであり、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、効率で柔軟な組織体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

2番目、まちづくり研究会報告についてでございます。

先般、議会にお配りいたしました「まちづくり研究会」の報告は、部課長会等の会議の中でも報告されたところでございます。研究会のメンバーが、いろいろな先進事例の調査や職員へのアンケート調査も実施しながら、メンバー同士のディスカッションを行い、まとめたもので、職員の意識改革に役立っていると考えております。

この中に盛り込まれた提案等については、それぞれの担当課で、取り組めるものから順次、実現するよう指示をしたところでございます。

以上で終わります。

○14番（西園典子さん）

今、お答えいただきましたが、順を追って、また再質問をしていきたいと思っております。

1番の格差社会につきまして、いろいろな格差があるけれども、その中で、やはり経済的格差、賃金格差というものが影響が大きいのではなかろうかというような趣旨があったように思われます。

大変、今、鹿児島県の状況は、厳しい状況であるというのはご存じだと思いますが、5月30日に、鹿児島県の労働局が発表したところによれば、求人分、有効求人倍率は0.52ということで、全国は0.93、大変厳しい状況であるということが言えそうです。

その中で、私の友達なども、少しでもお金を稼ぎたいというふうで、家庭の中ではお年寄りも抱えているから少し、だけど生活が苦しいというので、庭にいろんな、まず、エンドウ豆を植えた。エンドウ豆を何カ月かか

けて植えて、そして、たくさんとれたので、さやから出して出荷しようとしたら、100円、150円という袋をするのに何時間かかかって持っていったと。まあ、そういうような人が、なかなか100円を稼ぐのが大変だよと。そういうような方、その人に対して、自分たち、ほかの友達が、どこか掃除に行ったら600円もらえたよって、その方がずっといいんじゃないかっていうような話を仕方でしたと、そういうようなお話もありました。

やはり、非常にワーキングプアにもなれないという人たちも、たくさん私たちの周りにはいるわけですが、市長は、そういうあちこちと、こうしていろんなところに行って、住民の皆様方とお話をしていらっしゃるようですが、そういう女性の方々、また、若い人たちの声というものを聞かれることがおありでしょうか、まず、それをお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、いろいろとそれぞれ市民生活をしていく中におきまして、いろんなお声を聞かしてもらっております。

今、ご指摘ございましたとおり、自分で働く中におきまして、600円の単価で働ける人、また、働けない人で、今、おっしゃいましたとおり、農業におきましても、地産地消を含めた中で、自分でつくったものを店に持っていき、それが100円あった。もう、そういういろんな今、お話したようなことは、あちこちでお聞きをしております。

それぞれ、人によって、そういう働きに行ける人、行けない人、さまざまであるというふうに思っております。基本的に、鹿児島県、また、私ども日置市でもございますけど、やはり雇用する部分が少ない部分もございますけど、やはりその人一人の生活におきましては、一人一人の生計のやり方がございますの

で、いろんな組み合わせといたしますか、そういうものをしていただきながら生活をしていただければいいのかなというふうに、私は思っております。

○14番（西園典子さん）

ただいま、日置市におきましては雇用が少ないというふうにおっしゃいました。役場におきましては、さまざまな働き方が、正規で働かれる職員の方、また、臨時で働かれる方々、パートとかいろんな方々がいらっしゃいますが、役場で働くってということは、非常にあこがれのまてでございます。職員の方々はもちろん、競争率が何倍だろうか、聞くところによれば、何十倍だというふうにも聞きますが、また、臨時で働くというのも、非常に役場で臨時でも働けたらいいんだけどっていう声をたくさん聞きます。

まあ、まずは、役場の中の臨時の方と正採用の方との賃金格差、それをちょっとお尋ねしたいと思います。（「市役所」と呼ぶ者あり）市役所の中の、すみません。

○総務課長（桜井健一君）

職員と臨時職員との格差ということでございますが、時間給でっていう比較はできますが、それほど賃金の方で、幾ら幾らという、もう臨時職員の方々につきましては賃金決まっておりますので、そういうような比較っていうのでよろしければ、職員、時間給っていう形で申し上げれば、臨時職員の方は、1時間640円ということをお願いをいたしております。職員は、各級によりまして、いろいろございますので、一概に幾らということは言えない状況でございます。

○14番（西園典子さん）

それを時間給に合わせてしたら、また、その比較ができるわけですが、またそれは、じっくりとしてみただければと思います。

やはり、なぜと言いますのは、そういう方々でもって、この市役所の仕事というもの

は成り立っている、支えられている、その存在を十分に尊重していただきたいという気持ちもあるからでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今、フリーターという方々なども、たくさん、こうしているということですが、フリーターという方々が、なぜ、若い人たちに多いと、そのフリーターが、なぜ若い人たちに多いというところを、こうして市長はどのようにお考えでしょうか。もし、お気持ちがあったら教えてください。

○市長（宮路高光君）

それぞれフリーターという意味の解釈といひますか、あると思ひておりますけど、自分の特技といひますか、それを伸ばしていくには、自由な時間といひますか、働ける時間に働きたいという方とか、いろいろと様相はそれぞれあるというふうに思ひておりますけど、やはり個人的な個人主義といひますか、個人を尊重した中におきまして、このフリーターという中、フリーターという方々はいらっしやるのかなというふうに私なりの解釈の中では、そのように思ひております。

○14番（西園典子さん）

いろいろな解釈があると思ひますが、例えば、生活保護、生活保護を見たときに、30代、40代の女性の母子世帯が多い。また、それか、男性から見たら五、六十代の男性の単身世帯が多いとか、それか、70代以上の女性の単身世帯が生活保護者が多いというようなことがあったり、ホームレスは五、六十代の男性が多いと。75%を占める。それはどうしてかっていったら、やっぱり、例えば、ホームレスの五、六十の男性が多いというのは、その人たちがリストラ、それから70代の女性の単身世帯が生活保護が多いというのは、前からの年金、専業主婦でいらっしやって、そして年金ができる前の以前の方々が、夫婦世代だったところが亡くなられ

て1人になったら、遺族年金になって減ったと。そういうような社会の動きの中に個人があるわけですよ。

で、フリーターという方々は、どちらかと言えば若い方々、30代未満、30代、20代、そういう方々は、バブルがはじけた、平成3年、4年、そのころが、雇用状況では絶好調で、3倍ぐらい、4倍というあれがある。その後、毎年、どんどん雇用率が、求人倍率が減って、それで、新卒で雇用をしたいというのの機会を失ってしまった就職氷河期の人たちですよ。

で今、やはり転職をあちこちする人たちは、複数、転職の何回もする人は雇用したくないという企業の風潮もあります。

そういうところで、本人の気持ちだけでなく、社会の流れが、経済の流れが、そういう中であって振り回された人々ということもあるということをお私にご理解していただきたいという思いがあります。そのことに関しましては市長はどんなに思われますか。

○市長（宮路高光君）

フリーターになった原因ということでございますけど、やはり求人倍率が低いということでございますけど、私は働く意欲ですね、この部分もあるし、自分に合っているか合っていないか、それぞれあると思ひております。やはり本当に生活のために必死になっていけば、どんな中でもやはり働く意欲という部分が第一条件になってくるのかなと。そこで自分に合っているのか、合っていないのか、それぞれあられるということであるというふうにお考えしております。そのようにどう思うのかということでございますので、基本的に働く意欲があれば、いろんなものにやっぱり自分自身も、その人も適応していかなければ、やはり働く機会というのは段々少なくなってくるんじゃないかなというふうにお思ひます。

○14番（西園典子さん）

そういう幸せなフリーターの方々だけであつたら幸せだと思うんですが、なかなか現実には厳しいという、この不景気の状況だと思います。

2番に行きたいと思います。2番の議会の30人が22人に減らしたということに関して、市長は範を示してもらった。そしてそれをきちんとあらゆる分野で取り組んでいきたいということでございますが、具体的にこれを範を示してもらったというその気持ち、議会に対してです。そして、ちゃんとしていきたいという確固たる思い、具体的にどこにどんなふうにかかしていかれるつもりかをお尋ねしたい。

○市長（宮路高光君）

それぞれ市民の皆様方の付託をした皆様方でこの結果を出していただきました。私といたしましても、今行革の中にアクションプランに沿ったそれぞれの今進めておりますので、まだ具体的にこれに22人にしたから、次に私どもは何をするということはまだ別といたしまして、今アクションプランにのっとりましたことにおきます、やはり行政改革の中で削減していかなきゃならない部分については今後ともやっていきたいというふうに思っています。

○14番（西園典子さん）

アクションプランにのっとしていくとおっしゃいましたが、先日いただきましたアクションプランにしましても、具体的な数字とかいろんなものが今から検討中というようなものが羅列しております。それで真剣になさっているかというのを私は疑いを持ちます。というのは、議員の人たちが、30人を22人にした。この思いをもっと真剣に受けとめていただきたいと思います。特別委員会でもいろんな意見がございました。もう減らすべきではないと、それから本当に地域の声が反映されるだろうか、弱い人たちの思いが

十分に届くだろうかとか、十分な議論ができるだろうか、報酬はどうなるんだろうとか、若手、いわゆる人材が本当にちゃんとその場に入れるだろうか、いろんな議論があつた中で報酬のことも出ましたが、あえて報酬のことは入れずに、入れずにですね、入れずに、そして人員だけを8人減らしたと、これは本当に議員一人一人は自分たちがいかに厳しい立場になるかということをおわかっていながら、それをやはり行革のきちつとしなければいけないという思いを十分に理解していただきたいという、行動に示していただきたいという思いを伝えたい、そういう議会の気持ちであるということだと私は思っておりますが、市長は私のこの、こういう議会の気持ちに対して今のお答えでは私は不十分な気がいたしますが、もうちょっとお答えいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれの議会の皆様方が決めたことの中におきまして、さっきも言ったように、大変素晴らしいことであつたということでありませう。その中で、さっきも言いましたように、私どももやはりこの数の中につきましても、職員の削減という大きなテーマがございます。さっきも言いましたように、アクションプランにおきまして80名ということがございますけど、今後におきましてはそれ以上の形になっていくんだと思っております。やはりお互いに、議員におきましても22人にしましたけど、本当にまたこのことにおきますことも、また市民の皆様方のいろんなご意見があられるというふうに思っています。お互いにそういう部分も含めながら、今後お互いこの行革というのを理解し合いながら進めていきたいというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

それを人員削減という形でというふうにしていくからということではございますけれど

も、本当に人員削減というのが、いい意味での人員削減、そしてそれがこの日置市をいっふうに形づくるものの人員削減、そして行財政改革ですので、それがよい形に結びつかないといけないというための人員削減、人員削減というか人件費削減、改革でなければいけないというふうに思っているところでございます。

今のお答えは何かちょっと中途半端なふうには思います。本当に議会がなぜこういういろんな、私たちもなぜこんなに減らし過ぎではないかということをおちこちから言われました。ほかの議会からも言われました。でも、あえてそうしたことは、本当に真剣にそっち、執行の方も、議会も執行もともに改革をしていかなければいけない、その気持ちを議会の方からそちらに伝えたいという思いであるということをお十分に、もうちょっと十分に、まだ今のお答えでは私は十分には伝わりませんでした。十分にお考えいただきたいと思っております。

それから、次に行きます。本市において人員削減をしていくというふうにおっしゃいました。5年間で80人削減ということでおっしゃいますが、その80人という根拠はどういう根拠で80人てなされたのかお尋ねしたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

根拠を含めましては、総務課長の方に説明をさせます。

○総務課長（桜井健一君）

根拠につきましては、昨年来からアクションプランの中でお示ししておりますとおり、各年度ごとの削減目標を定めておまして、18年度から目標16名、17年度17名——18年度16名、19年度17名、それから20年度30名、こういうふうになんと年度を追って、これよりも早いスピードで経過しておりますので、この80名という数字は達

成できるということで先ほどから市長が述べていらっしやるとおりでございます。

以上でございます。

○14番（西園典子さん）

根拠じゃないです。根拠をちゃんと言ってください。

○総務課長（桜井健一君）

今申し上げました数字を退職者、それから退職者から年度ごとの新採用者を差し引きました数字が一応この80名を超えるということで、実質マイナスが80名を超えるということで、この数字をお示ししてございます。

○14番（西園典子さん）

全くわかりません。私がお尋ねしてるのは、なぜ80人という根拠を出したのかというのをお尋ねしております。

○市長（宮路高光君）

このことを、最初アクションプランを作成する中におきまして、今私ども5万3,000人の約人口でございます。そういう類似団体を含めたり、また合併をしたところを含めてそういう目標数値というものを、基礎的なものがございまして、何人の、大体それぐらいの人口であった場合は何人ぐらいの職員が必要である。内容にもよりますが、そういう中で、今5年間の中で80名という根拠を出したというふうに理解していただきたいと思っております。

○14番（西園典子さん）

類似団体の人口でしたと、大体ですね。ということは、具体的にどのような改革をしていくから80人の削減が必要だと、そういう根拠には当たってないということに私には受けとめられたわけですが、そこはいいと思います。

そこで、予算などの比較をこうして——予算書で18年、19年、20年というところの予算などの比較をこうして調べてみました。特別職は18年から20年と比べたら、

2,853万円の増です。一般職は9,819万円の減です。それから、それでそうですが、実際またその減数にしたために時間外勤務手当とか、それから宿日直とかいろんな退職手当、その他退職とか8,000万円ぐらいの増というふうになっておりますが、実際に効果があったのだろうかどうなのだろうかという疑問があるわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ちょっと何年度の基礎的な数字をきちっと教えていただきたいと。今特別職で何が2,000万円ふえたのか、ちょっと私も今議員がおっしゃったこの数字の意味がちょっとわかりませんので、きちっとしたデータの中で教えていただきたいと思っております。

○14番（西園典子さん）

これは予算書で比較をしたわけでございます。18年、19年、20年の予算書の給与などを見させていただきましたので、そこは今ここで議論して、いろいろと細かい数字しなくても時間が足りませんので、また後でゆっくりと見比べてお互いに検討をしていくよりしょうがないというふうに思いますので、そういうふうに。

ですから私が申し上げたいのは、本当にその効果があるのだろうかというような疑問ていうものがあつたわけでございます。それで今のごことはお尋ねをしたところでございますので、そこはご理解いただきたいと思えます。

それから、いろいろとそういうことに関しまして、職員の方々が辞められてもどうにかこうにかうまくいっているというようなふうな話などでもございましたけれども、いろいろとそうでもないような話も聞いたりもいたします。やはり若手が入りにくいというような状況でございますので、それが果たしていいだろうかというような、新しい風が吹きにくいということです。退職者の自然減を待つ

ているという形で減少をしていかれるというところがございますけれども、新しい、逐次そういうようなこともするけれども、先ほどのお答えではありましたが、原則としては若手の新採用をしないという形で減少をさせていくということで、本当に日置市のこの市役所ですね、業務が、やっぱり新陳代謝という意味で新風を吹き込んで、そしてマンネリ化を防ぐという、そういうようなふうな形ができるのだろうかということを懸念するわけですが、そこ辺はいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特にこの3年間の中で一応新規採用を重点的にしてきたのが消防関係、保健師、この2つの部門については、絶えず新規採用を入れてまいりました。ほかの部門におきましては、合併いたしまして、それぞれ統合する部分が、事業的にも重複する部分があつたりして、やはり今の現状じゃ、職員数は多いんだという認識を持っております。これがあと五、六年していけば、また一つの日置市の5万二、三千人の人口に適したある程度の職員数というのが出てまいります。それにおきましては、やはり退職者した補充はずっとしていかなきゃなりませんけど、この当分の間は今のようなかにおきまして、やはりある程度の職員削減を図りながらしていかなければならないというふうに思っております。今おっしゃいましたとおり、若い方が入ってこなければ一つの新風というのはないということは思っておりますけど、そこに1人か2人とか、少ない中でございますけど、やはり私は年代別に採用していくということは思っておりますので、これは数の問題だというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

数の問題だと思っているということでございますので、数を多くするか少なくするかということでございますね。私が先ほど格差の

問題などを取り上げましたのも、やはりこうして、特に日置市が、また先ほどのお答えの中でも厳しい、経済的にも雇用の状態も厳しい状況であると、その中でやはり半分は市長の考えと私はちょっとすべて一致するわけではございませんけれども、不本意ながら、なかなかいい自分の望む仕事につけないという状態でいらっしゃる若い人たちがたくさんいると、そういう人たちをやはり何らかの形で、やはり採用できないかという思いがあるわけでございます。

結局それが先ほど、この次のワークライフバランスをどういうふうにしていくかといことのあれにもつながっていくわけでございます。そのために、やはり先ほど本当に今後これはしていかなければいけないものであるというお答えでございました。なぜ、このワークライフバランスというのが今浮上してきたかということは、先ほどから申し上げてるように、働き方の二極化、こうして正職、パート、フリーター、そういう人がふえる中で、残る方が、残った正職の方は長期間、長時間労働、そして過密労働、そういうような二極化が進んでいると、そういうことでいいのだろうか。

また、職員、そういう制限することによって、次の世代が育てられるだろうか、いろんな思いがあります。今から労働力の人口の減、それからこうして少子高齢化が進む、そういう社会、世の中の流れにあって、やはりみんなで生活を支えながら、家庭と仕事とを両立をしていかないと、今からの世の中では成り立たないのではなかろうかという意味でこのワークライフバランスをしているわけでございますので、それをきちっと進めるようにというためには、残った方々が長時間労働という、市役所です。そういうふうでなくて、そこに人をもうちょっとふやして、また賃金を下げて、そういうような形でできな

いだろうかという思いがございます。

それで7番に入らせていただきたいと思いますが、私はこのワークシェアリングという形をちょっと提案させていただいたわけでございますけれども、市長は「オムソーリ」というスウェーデン語をご存じでしょうか、お聞きになったことがありますか。

○市長（宮路高光君）

ちょっと存じ上げておりませんけど。

○14番（西園典子さん）

オムソーリというのは、スウェーデン語で地方政府の出す社会サービスのことを言っております。地方税とかそういうので地方のこの施策などです。それは悲しみを分かち合うという言語でございます。悲しみを分かち合う、結局、地方のこういう同じ地域に住む人々がだれかのことを気にかけて悲しみを分かち合うために支払うのが地方税である。だから地方税は自分がその地方税を払ってしてもらうためじゃなくて、だれかこうして悲しい思いをしている人のために分かち合うためのお金、負担し合うのが地方税であるという考えであります。

そういう意味で、この日置市内におきましても、やはりお互いがいろんな思いをしている人たちもいると、そういう中でいいふうにあってほしいなという思いがあってお話ししてるわけですが、公務員というものの見方ということで、ちょっと総務省が研究会などを開いているわけですが、公務員ということに対して、公務員というのは安心感がある。給与が全国一律であって、民間には差があるけれど、県、全国一律であって、財政的に支えられている。住民に説明しにくいような手当や制度が運用されて優遇されている。離職率が低くて安心で官民格差がある。税金で支えられている。身分保障や処遇の全体的にいいなあと、そういうような思いが住民の人たちにはあります。

そういうような選ばれ——先ほどの何10倍という中でこうしてしてらっしゃるわけでございますけれども、選ばれた人が職員になってらっしゃるわけでございますけれども、そういう人たちだけでこうしてそこに、だけでなく、少しでもシェアリングしながら、そしてできないかなという思いで、そして人件費削減というものをできないものだろうかという思いがあってお尋ねしているところでございます。

それで、ちょっと調べてみました。18年から20年までのやはり予算でございますが、人件費の総額は5,495万円の減でした。でも、人件費構成比は1.3%の増でございました、ですね。ということは、総額が、予算の総額が小さくなれば人件費の占める割合はふえていくということですよ。ということは、ほかに本当は住民自治、住民福祉という立場で日置市はしなければいけない予算を人件費が確保をこうしてしないとイケないということで、ほかの福祉サービス、福祉の部分を削っていくという現状が数字として、減らせば、今の現状で言ったらですね、今のようなふうでいったら、構成比でいったら減らされていくと、それでいいのだろうかという思いがありますが、そこ辺はどうですか。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃいますとおり総体の人件、予算費が低くなっておりますので、今の数字の中でいきますと人件費率というのは高くなります。今それぞれ人件費率の中におきまして、退職金の早期退職者を含めたいろんな手当等、それも総人件費に入っておりますので、ここがおさまれば、ある程度の人件費率というのは下がってくるというふうに思っております。

特に、今回この予算を総体下がってきた部分というのは何かといえば、この公共投資といいますか、普通建設部分がある程度下がったと。今おっしゃいました扶助費とか、そ

の生活に密着した部分がそれなりに下がったということじゃございませんので、ここあたりにつきましては、まだ人件費の総体の削減というのをどうしていけばいいのか、やはり考えていかなければならないというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

類似団体のまちづくりの職員の方々の資料の中にあつたんですが、職員給の1人、市民1人当たりの負担金というのが4万2,200円でございます、類似団体のそこに載つてた中では一番高いでした。日向市が3万1,438円、荒尾市が2万8,223円と、1人当たりの負担がやはり高いということでございます。

また、市税よりも人件費が多いということもおかしいのではないかとというふうに、市税の収入ですね。なぜこういうことを言いますのは、給与というのは——地方税金で、やはり住民の方々は自分たちの税金で市役所のことこうしてしている。ですから、住民サービスとの兼ね合いが受けとめがやはりあるということです。住民サービスがあるなあと、住民の人たちが思っているときには高くは感じないんです。だけど、住民サービスが何かこのごろ合併もあつて非常に何とかかんとかよく言われますけれど、不満があるというようなとき、そしてまた今住民税もふえている、三位一体であつてもいろんなもので負担がふえているという思いの中で人件費はこうであるというようなことは、非常に負担感を感じるわけです。ですから、そういうような形でいいのかどうなのかという思いがあります。

ですから、私がお伝えしたいのは、結局このことをずっと申し上げたのは、やはりワークシェアリングというふうに申し上げました。まずは審議会とか委員会など、1時間、もう1回行ったら5千何百円でもらえます。そう

というようなのを削ることができないか。

それから2番目、特別職などの給与など、報酬などをもう少し下げることができないか。

それから、職員給与もこの厳しい、今この一、二年だけでもいいから、一時的でもちょっとカットできないか、この1、2、3というのを1番目から順番ですが、そういうふうに見直しして、そして若い人たちなど、非常に苦しい人々を少しでも採用して住民の人々の幸せのためにももっとできないかということをお尋ねしたいという思いでおりますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

西菌さんが言うのはわからなくてはならない——わからないわけじゃないんですけど、人件費は下げなければならない、人は若い人をしなさい、そういう中における手法をどうしていけばいいかということをお尋ねしているというふうに思っております。

大変このことは難しいことだと思っております。端的に数字を決めて人を減らしていくんだという、その方向の中で進んでいけば人件費が減りますけど、若い人も入れて、全体的をまた下げてということは大変難しいことであるというふうに思っておりますけど、ですけど総体でおっしゃってるのは人件費をトータルで下げていかなければならないという意識は持っておりますので、今後とも努力をしていきたいと思っております。

○議長（畠中寛弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時35分とします。

午後2時21分休憩

午後2時35分開議

○議長（畠中寛弘君）

次に、27番、成田浩君の質問を許可します。

〔27番成田 浩君登壇〕

○27番（成田 浩君）

さきに通告してありました2点について市長に伺います。

災害から住民の生命、身体、財産を守るといふ消防機関の役割はますます重要なものになっており、市民、住民の安全への備えに当たるものとして住民の期待と信頼にこたえられる高度な消防サービスを提供していかなければなりません。一方、昨今の消防事情は複雑多様化する各種災害への対応、予防業務の専門性の確保、救急業務の高度化の要請等、質的に大きく変化し、量的にも拡大しております。それぞれの消防本部が確立された財政基盤に立って、十分な人員体制と施設整備により組織的に対応していく必要があります。一般に消防本部の規模が小さくなるほど財政基盤や人員体制、施設装備の面で十分ではなくなり、高度な消防サービスの提供に問題を有していることが多くなっており、管外人口の10万人未満の小規模消防本部が全体の6割を占めているのが現状であるということでございます。

今後、少子化によって将来人口が減少することが予想されており、さらなる消防体制の充実、強化のため、広域化を積極的に推進する必要があります。小規模な消防本部においては出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があり、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるとなっております。大規模災害の対応力の強化、効率的な消防力の投入や円滑な救急活動を可能とするためには、広域化の必要性が当然出てきております。そういう中であって本市の消防署、消防団が抱えている現状の課題、その課題に対する解決策を含めて質問いたします。

そこで、市民の安心安全なまちづくりに伴う消防体制についての中で、1、広域消防のあり方で今後日置市の組織の見直し等の課題

が山積しているが、どのように対応していくのか。2、中高層建物の対策で、はしご車など時代に沿う装備がなされているのか。3、住宅用火災報知器の設置の状況について。4、消防団員の状況について。5、消火栓、防火水槽の現状はどうなっているのか、将来的計画はどうなるのか。

次に、今、時期は梅雨の真っ最中であり、本市も起伏に富んでいる危険箇所のたくさんある地形であり、いっどこでどのような災害、災難が発生するか予想もつきませんが、さらに、いまだに数年前の災害箇所が完治していない場所等もあります。

そこで、災害に強いまちづくりを進めている市長に、1、排水対策は十分に対応できるのか。2、各河川の寄り州の除去はどうなっているのか。3、災害時の対応はどうなるのか。同僚議員が似たような質問をされ、答えもある程度出ておりますが、先日とは少しでも違った答弁を期待して、市長に対して1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市民の安心安全なまちづくりに伴う消防体制について、その1でございます。広域消防については、常備の消防だけについて進められているところでございます。消防団の組織や出動体制については、消防団幹部会や消防委員会で検討していただいているところでありますが、先進地等の研修を実施し、より効率的な組織にしていきたいと考えております。

2番目でございます。中高層建物の状況ですが、近年日置市内にも中高層建物がふえ、はしご車等の必要性は感じておりますが、購入となれば多額の予算と購入後の維持管理、人員増等が必要となります。高層建物自体が建築基準法及び消防法等で設備面で安全対策が図られていることと、さらに隣接市

との消防相互応援協定等ではしご車要請が十分可能であるなどの理由で購入を先送りしている状況であります。

3番目でございます。住宅用火災警報器については、消防法等の改正で一般住宅にも火災警報器の設置が義務づけられましたが、事業所と違って一般住宅は設置後の届け出義務がなく、県及び国への報告も、管内の消防設備業者や電気設備業者等に電話で確認した状況報告だけとなっております。現在、正確な設置状況調査のため、各地域の自治会長連絡協議会の席で話をさせていただき、調査をお願いしているところでございます。

4番目でございます。消防団員は、市外に勤務しているものも多く、昼間の災害時は少人数で事に当たらなければならず、常備消防と協力して火災やそのほかの災害に従事しております。組織の見直し、再編、出動区分の見直しなど、市全体を考慮した体制にもっていきたいと考えております。

5番目でございます。消火栓、防火水槽の現況につきましては、現在市内に消火栓が968基、20トン以上の防火水槽が491基ございます。市町村総合施設整備計画実態調査によれば、充足率が100%近い状況にありますが、あくまでも水利基準に必要な最低基準の数でありますので、今後も補助事業等を活用して、地域性の実態を踏まえた実効水利の設置促進に努めてまいります。

2番目の、災害に強いまちづくりについて、1番目でございます。

河川管理につきましては、毎年自治会の皆様方に愛護河川作業をお願いしており、大変な後苦勞をかけていることに対して、心から感謝しているところでございます。

その河川愛護作業の作業終了の報告と同時に、寄り洲の状況や危険な箇所など、整備の要望が出されてまいりますので、出された地域の河川の状況を調査いたしまして、県には

2級河川の寄り洲除去を要請するなど、排水対策などを行っております。

寄り洲の状況は、2級河川につきましては、県の方に要請いたしておりますが、市の管理であります準用河川につきましては、現地を調査して優先度の高い順に除去しているところでございます。

3番目でございます。災害時の対応につきましては、日置市防災計画に基づく災害対策本部を設置いたしまして、防災関係機関との相互連携を保ちながら、情報連絡、伝達、救出、救護、避難誘導、水防活動など、防災訓練などの成果を生かした対策をしてみたいと思っております。

また、日置市は鹿児島県建設協会日置支部と台風や集中豪雨など大規模災害時における対応、対策に関する協定書を締結しておりますので、大規模災害時には応急対策業務など細目協定に基づく協力要請をすることにいたしております。

以上でございます。

○27番（成田 浩君）

先ほども言いましたように、同僚議員がすべて質問しております、今からどこを質問しようかなと思っているわけですが、ダブっている点もあるかもしれませんが、どうか誠意ある答弁をよろしくお願ひしたいと思いません。

まず初めに、県は7地域振興局管内にブロック分けする予定で、日置市は一応市長の話では、鹿児島市の方と一緒にするという形の話でありましたが、国の方は30万規模を一つのブロックにしようという形で進めているということになれば、鹿児島市が2つに分かれるのかなと思ったりもするわけですが、鹿児島市は1つで、それに日置、串木野が引っついて行くのかなと思っておりますが、その辺はどう解釈してよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この7つにブロックを分ける前に、約1年間ほどそれぞれの消防本部を含め市長会、町長会の中でも、この論議がございました。基本的に今ご指摘ございました30万人規模の消防本部をつくるんだという一つの指針の中で、全国的には県1本部というところもあつたり、2本部でするところがあつたり、それぞれで全国の組織体制はあるようでございますけど、特に鹿児島県におきましては、離島を抱えてる中におきまして、特に屋久島、大島、この2つについては、国が指摘しております30万には達してないというのが状況でございます。

ですけど、そういう部分で鹿児島市も、60万でございます。30万したら半分に割るのかという一つの論議もございましたけど、やはりこの行政区域の中をそれぞれ割るということもいろいろとあるということでございまして、やはり最終的に県の出しました中におきましては、今県にあります調整局の中の管轄で7つというふうに、今それぞれの消防区域を今選別したというのが、今の状況でございます。

○27番（成田 浩君）

そういう形の7ブロック化の広域化が、望ましいんじゃないかなと私なりにも考えているところでございます。

この広域化が、24年度を目標に今県の方で進めているわけですが、そういう形で当市も、日置市もやっつけられるのか、その辺を伺います。

それと、その中で広域化に対する意見で、広域化では住民サービスを低下しないこと、島嶼部ですね、突き出た部分ですね、島嶼部を有する市町村に特段の配慮をする。負担金は自賄い方式が望ましいと県消防広域化検討委員会が答申したということですが、この辺を踏まえて市長の考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

今いろいろ県が望ましい一つの指針は出しておるようでございますけど、今のところは白紙の状態の中であるというふうに認識をしてほしいと思っております。それぞれの負担の問題とか、人員の問題とか、今おっしゃいました住民サービスが低下しないようにとか、いろんなご要望あるというふうに思っております。

特に、今の大きく分けます3つのそれぞれ本部がございまして、それぞれの財産といいますか、どういう機材とか、またどういうシステムになっているのか、お互いにこの現況をお互いに認識しあって、そこからスタートしなければ、今の中で何がどうこうと。

私どもさっきも申し上げ、次に関連いたしますはしご車の関係につきましても、これはないわけなんですよ。今お願いしてるのが、串木野と鹿児島をお願いしてるという、そういういろんな事情もございまして、お互いにこの現況というのを十分お互いが認識した中で、今後いろいろと細かい部分については、いろいろと話し合いがされていくというふうに思っております。

○27番（成田 浩君）

まだ先の話だと思っておりますが、早いうちから準備をしていけば、またそれに対応できるんじゃないかなと思っております。

今はしご車の話が出ました。話のとおり、まだ本市はありません。はしご車は1消防署管内に15メートル以上の建物、大体5階建てですね、が10棟以上ある場合に配備する方がいいと書いてあります。この5階建て以上が、本市の中では東市来が5棟、伊集院が12棟、日吉がゼロでありまして、吹上が4棟となっております。

この中でも一番高いところは、農業大学の13階、11階がありまして、本市の総合計画の中でも、平成22年度に屈折はしご車20メートル級を導入する計画があると書いて

てありますが、この見通しですね。やはりもうこれからは高層化、ビルの高層化が進んでいくわけですから、ここの庁舎の近隣にも相当高いマンション等ができております。そういう人たちの安全を守るためにも、導入はしていかないといけないと思っておりますが、非常に今市長の方からもあったように、価格と、またメンテナンス等が高くつくということですが、それに関しては国、あるいは県からの補助等は一切出ないのかなということで、とにかくここのはしご車の価格、あるいは年次点検の場合のメンテナンスの費用あるいは補助の割合、これを答えていただきたいと思っております。

○消防本部消防長（福田秀一君）

ちょっと補助金のことには詳しく把握をしておりますけれども、購入価格としまして、屈折はしご車の場合で1億円前後と。それと、メンテナンス、これオーバーホールといいますが、分解整備ですね、これも定期的にやらなければならないわけですが、これにもやはり二、三千万円の経費がかかるというふうに聞いております。

○27番（成田 浩君）

メンテナンスが、オーバーホールが二、三千万円という、これはもう毎年受けないといけないわけでしょうかね。何年に1回とかという限られた年月があるのじゃないかなって思いますが、それをもう一回答えてもらうのと、国、県の補助が幾らかわらないけど、あるのかないのかを答えてもらいたいと思っております。

○消防本部消防長（福田秀一君）

オーバーホールにつきましては、定められた年数はないと聞いております。先般、いちき串木野市がしたわけですが、ここは七、八年経過していたと。ただ、これはもう大分遅くなったというふうに聞いております。

それと、まず補助金のことについては、あ

るかないかちょっとまだそこは把握いたしておりません。

○27番（成田 浩君）

その辺等もよく調べて、どうしても先ほども言いましたように、高層化が進んでいるわけですから、十分対応していつてもらいたいと。もうちょっと調べてもらいたいと、こう思っております。

これも、1年でも早く自分のところでもってないと、先ほどもありましたように、隣接の市があるからといって、それまで待っておられるかというような形であります。広域化をするからというて、自分のところがおろそかになっていくんじゃないかと、住民サービスは低下しないということでございますので、一日でも早く、1年でも早く実現するような形で購入していただきたい、こう思っているところです。

そのほかはしご車だけでなく、特殊車両や各種装備をした車、あるいは装備、そういうのこれから有事に対する、備えに対する機械化の計画はないのか伺います。

○消防本部消防長（福田秀一君）

今のところはございません。

○27番（成田 浩君）

「今のところはございません」って一言で終わってもらったら、（笑声）「そりゃ市民の安全を守るんだから、どうにかして努力をしていきます。ない財政の中でやっていきます」っていうぐらいの返事をしてもらわんちゃ、それじゃあいけないんじゃないかなと思っておりますが、もう一回返事をしてください。（笑声）

○消防本部消防長（福田秀一君）

特殊車両につきましても、一つの整備指針の中で危険物の台数が示されておるわけですが、化学消防車とかそういうのも危険物の保存利用によって一応決められておるわけですが、そういう車両につきましては、1台とか

そういう基準がありますけれども、まだ購入の具体的には計画はないところでございます。

○27番（成田 浩君）

わかりました。もう次にいきます。

住宅用の火災報知機ですね。なかなかこの設置が進んでいないようでございます。これは当然義務化されておりますけど、しっかりと皆さん方にこの必要性がわかっていないんじゃないかなと、こう思っております。

公営住宅、あるいは市営住宅の設置の進捗率ですね、どれぐらい本市に関係あるところが設置しているか。2011年6月まで、全住宅に設置することになっている報知機、警報器の普及率は、全国で35.6%、都道府県別では一番いいところは東京都で60.2%、鹿児島県は19.2%で、本市は幾らかということで、市長の話では調査中ということですが、ここを幾らぐらい、今の現状が何%になっているか、もう一回伺います。

○消防本部消防長（福田秀一君）

市営住宅988戸のうち、19年度で321戸設置をされておまして、割合で言いますと32%でございます。

今年度、平成20年度で250戸の予定、それと一般住宅、これも市営住宅の一般住宅でございますが、これ52戸すべてを平成20年度でやる予定でございます。

○27番（成田 浩君）

今のことでいったら、まだまだ先の話のようございまして、これは設置をして、先ほども言ったように、どういう効果があるか、どういう安全性があるかというまだ啓発が足りないんじゃないかなと、こう思っております。そのために、設置に対してどうしたらいいのか。

65歳以上の一人住まいの方の補助は、利用度はどうなっているのかという形になってきて、ここが今本市で補助をしているところですが、この制度だけじゃいけないんじゃないかな

いかなど。この見直しができないものなのかなということですが。

というのは、この住宅、一人住まいの住宅ってというのが、賃貸住宅も対象にしていかないといけない。あるいは、夫婦世帯も対象にしていかないといけないという形で、範囲を広くしていかないと、全世帯の設置が難しいと思いますが、その辺の幅の要請というのは考えておられますか。

○市長（宮路高光君）

このことについては昨年でしたかね、質問が出まして、とりあえず設置するには、高齢者の一人暮らしについては市の助成の中でやっていく。ほかのところは、それぞれ個人の義務の中におきましてしていただく。この火災の中におきまして、特に現況として一人暮らしの方がそれぞれ当市でしますが、死ぬ率が高いということであったわけですので、これを少しでも避けようという形の中で、65歳以上の一人暮らし。

議員がおっしゃいますとおり、それぞれ幅を広げていけばよろしいわけですが、やはり財政的なものもあったり、またお互いが自己責任、管理という部分も、みんなですていくべきなことじゃないかなというふうに思っております。

○27番（成田 浩君）

そうですね。財政の問題があると思いますが、市民の生命を守るためであるし、少々お金をかけてもいいんじゃないかなど、こう思っているところです。

これは、未設置でも罰則がないことが普及のおくれへの原因ということで統計に出ておりました。本市にも消防署、あるいは消防団の方がおられます。こういう方々の活動を利用して、この安全性のある、生命の安全性を守る上の報知機の設置の向上をさせるためにも、取り組んでいくような形で考えていってほしいと思いますが、これはもう答えて

もらっても、そういうふうにしてほしい、こう思っております。

その次、消防団の消防団員の状況についてという形になります。

これは、消防団員がどうしても少ない。これも今設置と似たような形で、団員の待遇改善をしていかないと、なかなか集まらないんじゃないかなど思っております。4方面団、18分団の613名という定数の中で、なかなか埋まらないということは、難儀ばかりしてボランティアだけで終わっていくんじゃないかなど思っております。

地域貢献度が薄くなる中で消防団に頼っているところがありますので、どうしても消防団の確保をしていかないとと思いますが、再度この消防団の確保についての市長の考えを伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

さきの質問でも答弁したとおり、定数は613ですか、これはもう合併のときの寄り合いの一つの数でございます。さきに実質的554名ぐらいという実質でございますけど、この日置市を含めた中におきます実数というのは、消防の車両を含めまして、五百五、六十で一つの定数は成り立つというふうに思っております。

ですけど、このことについては、特に消防団のおきます改善ということで、幹部会の中でもいつもこの話は出まして、当分この定数だけは当分変えないで、お互いに努力しましょうという話でございました。

その中で、おっしゃいました報酬の問題、これが適正なのか、適正でないのか、それぞれ全国浦々の中におきましては、この報酬大変さまざまでございます。基本的に、この報酬の問題もですけど、私どもはやはりいろいろなぎとというときの出動手当、これだけはきちっとやはりいろんな中で報酬と違わせて、

それぞれ仕事を持っておりながら、いろいろしておりますので、この手当については、きちっと対策はさせてもらっておるところでございます。

ご指摘のとおり、この報酬が低いから入らないとか、何がボランティアだからということもあるような気もいたしますけど、その以前にやっぱりこの10数年も含めた中で、この活動まだ募集をしておりますけど、それだけじゃなく、やはりいろいろとほかにも要因があるのかなというふうに感じておりますので、特に消防団幹部の中で、やはりこのことは、十分今後とも論議をさせていただきたいというふうに思っております。

○27番（成田 浩君）

その消防団が一生懸命頑張っていく上にも、設備の問題もあろうと思います。消防団が数が多ければいいというわけでもなさそうな感じもしますが、みんな一生懸命頑張っておられます。

そこを酌んで、次の方にいきたいと思いますが、消火栓、防火水槽は、答えでは100%あると言われました。しかし、偏っているんじゃないかなと。山間部の例えば山火事なんかに対応できる設備があるか、消火栓があるか、それと小さな路地、あるいは袋小路ですね、突き当たりの道路など、たくさんまだ市内には大型車が入れないような路地があります。

このためにも、そういうところには消火栓等をつくって、小さな自動車ですぐ先に走って行って、ホースとつないで消化するというような形が望ましいんじゃないかな。そのためには消火栓を設置し、それに伴う小型の消防車を設備購入するというような形がいいんじゃないかなと思いますが、どう考えておられますか。

○市長（宮路高光君）

さっき申し上げましたとおり、日置市にお

きます全体的な充足率は、ある程度満たっているということは、答弁したとおりで、今ご指摘ございましたとおり、若干水利の悪い部分を含めたところにおきましては、まだ基準に満たしてないところもございます。

そういうところには、今後やはりこの防火水槽の設置ということを十分していかなければならないというふうに思っております。

小型の部分もお話ございまして、この4つの方面団の中で小型のあるところもありますし、小型のないところもあったり、さまざまでございますけど、やはりこれは組織のやはり団員というのが、車両に基本的に配置をするというのが基本でございますので、その小型にしたら、小型の何名必要なのか、やはりその人員との問題も出てまいりますので、ここあたりの小型化に変えた方がいいのかどうか、そこあたりは今後やはりこのことも幹部会等で十分論議をしていく必要があるというふうに思っております。

○27番（成田 浩君）

検討していつてもらいたいと、こう思っております。

2番目の災害に強いまちづくりに入ります。

伊集院駅の地下道など、排水が災害のとき問題視されている低いところが何箇所か市内にもあります。市内の地下道の箇所が幾ら、何箇所あるのか。また、河川の冠水危険場所等の問題では、先般の同僚議員の質問でもありましたように、注意をしていかないといけないというような形でしたが、河川の増水時に合流点で逆流をすることなんかもあります。そういうところの対応、また住宅地ができていきまして、上の方の水流が多くなっていき、下の方の排水路、側溝がそのまま小さいというところなどもあります。そういうのの対応を今後どうされていくのか伺います。

○市長（宮路高光君）

今これ地下道の基本的に数ちょっと数がないわけでございますけど、今言いましたように、逆流といいますか、そういうところにはポンプの設置を含めて、やはり対策はしていかなければならないのかなと思っております。

特にこの開発の関係の中におきますこの側溝の問題でございますけど、やはりいろんな大きな開発が来る場合につきましては、やはり河川までの側溝の面といいますか、そういうものも十分配慮した中でやっておるわけでございますけど、以前にした分につきましては、そういうところをなされてない部分も、箇所もあるのかなというふうに思っております。

全面的ということはちょっと難しい部分がございますので、またそこあたりの調査をしながら、その側溝の改良っていいですか、そういうことはしていく必要があるというふうに思っております。

○27番（成田 浩君）

ぜひ改良を進めてもらいたいと思っております。

寄り洲の問題、これも同僚議員が質問いたしまして、答えも出ておりますが、県は防災上、寄り洲の除去作業は重要な事業であり、19年度は約160カ所、除去の立米が20万立方メートルを除去したと答えております。これは平成19年度ですね。

今後の方針は、地元要望などに基づき現地調査を行い、早急な対応が必要な箇所から優先的に取り組んでいくということで県が説明をしておりますので、市長も言われたとおり、本市の2級河川、準用河川、市のはもう自分たちでやっていかないといけません、県の方の管理の川では、早急に場所を調査して、優先的に県が取り組んでいくということですから、そっちの方をお願いをしていくというようなことをやってもらいたいと思っております。どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

前もお答えしたとおりでございますけど、県も何箇所か優先を順位をしていくということでございますけど、今私ども日置市から上がってる要望には、私は今の中でもこたえてもらえることは、少し薄いというふうには思っております。これは現実でございますけど、この現実に沿いまして、やはり私どももやはり絶えずこの寄り洲の除去におきます費用等は、県の方に要望はしていくつもりでございます。

○27番（成田 浩君）

どうか強い声で要望してってもらいたい、こう思っております。

3番目、災害時の対応はどうかということ、ところで、ライフラインの確保が一番重要になってきます。県建設業界の日置支部と災害協定を締結し、災害が発生した場合、地域貢献の一環として、同支部会員が迅速に対応する体制が整っていると、先ほどの市長の話の中にもこういうのがちらっと出てきましたが、そういう形で地域に一番貢献している土建業組合がやっておるわけですが、まだほかにもそういう団体、あるいは災害協定をしていかなければいけないということもあると思われませんが、そういう今後の協定を結ぶ先というか、団体があるのかなのか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今建設業の方としましたけど、この中に、私どもの中には水道の協会とか、電気とか、内部的なそういう水道の協会もございまして、そういう方々とはまだしておりませんので、今後そういうものもしていかなきゃならないと。

また、郵便局といいますか、ちょっと名称は変わりましたが、以前はしておりましたので、これが継続していくのかどうか、そういうことをまた詳しくそれぞれの部署とまた検討をする余地はあるというふうに思ってお

ります。

○27番（成田 浩君）

そうですね、ほかにもたくさんあります。ライフラインの確保は重要なところと災害協定を結んでいってもらいたいと思います。建設業協会はもとより、有事の場合は水道、電気、ガス、または食料品の確保、治安などの各団体と協定を結ばないといけないと思いますが、そういう方面でも進めていってもらいたいと、こう思っております。

ほかにも高潮など、海岸線の侵食がひどく、宅地と道路など影響が出そうな箇所がたくさんありますが、有事の時の見回り、保護、立ち退き等の判断はどう行って、どうされるのか、その辺の話し合いができているのか、把握されているのか伺います。

○市長（宮路高光君）

高潮、特にこのことにつきましては、海上保安庁を含めて、私ども市におきます協議会の中におきまして、きちっと連携をしていこうということで、今話し合いをされておりますので、いろんな関係と高潮におきます問題等につきましても、十分連携をしていきたいというふうに思っております。

○27番（成田 浩君）

そうしてもらいたいと思います。

本市がそういう有事の場合、備えているところの災害時の備蓄はどうなっているのか、量的には、種類別では、保管場所は、また各支所には、それぞれの備えがなされているのか伺います。

それと、交通不能時になったときの職員の招集体制が、ちゃんと十分にされているのか、かねての訓練はどうなのか、2点続けてお答えを願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

食品につきましては、今までもご質問がなされておりました。倉庫を含めていろいろと大きな課題もございまして、それ以降大きな対

策はしておりませんが、有事の際につきまして、それぞれの箇所におきましては、今コココーラと提携を結ばせていただいたりしながら、そういう暫定的なことだけでございます。

職員の行動につきましては、それぞれの第1次、第2次、第3次という中におきまして、それぞれの連絡網をつくっております。そういう災害の程度におきまして、職員の出動と申しますか、そういう形はそれぞれの今申し上げました1次、2次、3次、そういう部分で出動は体制的なものは整っております。

○27番（成田 浩君）

そういうことで、コココーラなどが協力してもらっております。課長の方から手が挙がったようですが、備蓄の方の多分話をしたかったんじゃないかなと思いますが、お願いいたします。（笑声）

○総務課長（桜井健一君）

今市長がお答えいただいたそのコーラとのことについて、お答えしようかと思っておりましたが、備蓄については、特段食料品等については、配備する職員が自分たちで調達して持っていくようにしております。

避難された方々についても、ある程度自分たちで準備されてきておりますので、特段準備はいたしておりません。

以上でございます。

○27番（成田 浩君）

ということはですよ、市役所には、各支所には備えがないという考え方というか、判断をしてよろしいのでしょうか。どこか、なんか緊急な場合、有事の場合の体制で、そういうのはちゃんとしていかないといけないんじゃないかなと思っているわけですが、それは素人考えでしょうか。もう1回お願いいたします。

○総務課長（桜井健一君）

現在は今申し上げたとおりでございますが、

特に法的なもので、緊急の災害、大きな災害等があった場合については、緊急出動というような形で、いろんな協力機関からそういうものをいただくようにはなっておりますけども、例えば市役所の中で、そういうものを準備していると、赤十字、かれこれのそういうような備品等もございますけども、食料品については、特に市役所の中でそういうものを準備してるっていうことは、現在のところございます。

○27番（成田 浩君）

ないものはしかたがないでしょうけど、非常時の場合に備えていかないといけないというような気もいたします。

社協の方にあるのかなと思っておりますが、その辺との連絡を密にとっていかないといけないんじゃないかなと、こう思っております。

それから、地域内の連絡の方法として、日吉地域では各家庭に防災無線があり、非常に有効に使っておりますが、既設の施設が古くなってきており、廃止することやら、更新への本当にお金がなくて、どうしようもないと。だけど、あった方が非常に防災上いいということではありますが、こういうものを残していくような形での行政からの温かい支援はないのでしょうか。なんかあったら、国とかどんなということでお答えお願いいたします。

○市長（宮路高光君）

この防災無線につきましては、先般いろいろこのイントラネットの情報の問題につきまして、皆様方にはお話し申し上げたとおりでございます。防災無線につきましては、早い時期に今後のそれぞれ旧4町におきますスタイルが違っておりますので、特にご指摘のとおり、日吉町におきましては、もう20数年たっている次第でございます。年次的でもいつからちょっとするか、まだ皆様方にもお示しをしながら、財政的な問題がございますので、当分の間はちょっと修繕をしな

がら、ちょっと寿命を長くして、この防災無線の計画に着手させていただきたいというふうに思っております。

○27番（成田 浩君）

はい、わかりました。災害がなかったらいいことですが、こういう雨期、あるいは今後台風等が来まして、大なり小なり有事の場合を想定していかないといけないんじゃないかなと、こう思っております。

先ほどから備えがないということですが、ある程度の備えができるものなら、とっていただいと、こう思っております。

安心安全なまちづくりは、すべての人の共通の願いであり、平和に暮らしていけるのが何よりの宝だと考えております。それを守っていくのが行政であり、消防体制だけではなく、あらゆる方面で整備していかなくてはなりません。問題の解消のきっかけを少しでもつくっていききたい、それが私の仕事であろうと考えております。

今後も市民一人一人の幸せを守るために、努力していきますと市長の答弁を聞いて、終わりいたします。どうかよろしく願いいたします。

○市長（宮路高光君）

この災害といいますか、本当にこの地震に含めまして、大変いろいろと地域におきまして大きな災害が起こっておるようでございます。やはりこの災害に対します対応というのが、私どものやはり一番大きな仕事であるというふうに認識しております。

話のとおり、備えをしておればよろしいわけでございますけど、やはり予算的なものがあったりしますが、やはりこういう緊急体制を含めた整備ということにつきましては、やはりきちっと心にとめながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を

15時35分とします。

午後3時22分休憩

午後3時35分開議

○議長（畠中寛弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

さきほどの27番議員の質問に対して答弁漏れがありましたので、発言を許可します。

○総務課長（桜井健一君）

先ほどの成田議員のご質問の中で答弁漏れがありましたので、補足させていただきますが、市の方で直接備蓄してる物等については、先ほど申し上げたとおりございませんけども、市の赤十字協会とかその辺の関係団体のところで毛布、テント、それから水につきましても水道課の方で今回予算化して緊急パック用のものも一応予算化してありますが、後ほど水道課の方で具体的にお答えいただきたいと思うんですが、そのほかタオルケット、日用品セット、見舞品、その他の物が準備してございます。

それから食料については、基本的な考え方については、大きな災害等につきましても対応できるようなものはございませんけども、一応米250食分につきましても、一応備蓄はしてございます。

以上のようなものを一応、非常用の備えとして社会福祉協議会等の方で準備してございます。

終わります。

○水道課長（岡元義実君）

水道課の災害時に対応するための備えと申しますか、そういう面でお答えをさせていただきたいと思います。

現在、給水タンクを1トンの本庁で1つ、そして各支所で500トン——500トンじゃない、500リッタータンクを1つずつ持っております、いざというときにはそれを使いまして、各戸に給水をして、各戸とい

ますか、給水拠点を設けまして給水をしているという状況でございます。

それから、妙円寺地区につきましては、配水池、大きな配水池がございますが、今あそこだけの施設ですけれども、大量に給水がなされたという場合には緊急遮断弁ということで配水をストップする施設を設けてございます。それをもとに災害時には、その確保している水を給水拠点を設けて必要な方に給水をするといったような施設も一応準備しております。

それから、本年度以降でございますけれども、1個6リッター入りのビニール製の給水バッグですか、それ6リッター入りですけれども、それを本年度たしか300個だったと思いますが、そういう予算を計上しております、今後少しずつでも備えていきたいという考え方でおります。

以上でございます。

○議長（畠中寛弘君）

次に、11番、漆島政人君の質問を許可します。

〔11番漆島政人君登壇〕

○11番（漆島政人君）

質問者が18人いる中で最後のくじを引くと何かうらまれそうですごく気が引けますけど、効率よくやりたいと思います。

それで、早速さきに通告いたしました2点について質問します。

合併後の日置市にはまだ多くの課題が山積しています。今回はその中の2点についてお尋ねいたします。

まず1点目は、国保財政の逼迫要因となっている医療費をどうやって抑制していくのか、また年々高齢化が進行していく中でどうやって介護認定者をふやさないようにしていくのか、この問題です。

現在この問題については予防のための健康診断や指導、教室、また各地域に補助金を交

付し、健康づくりにも取り組んでいただいています。しかし、その成果は簡単に評価できない部分もありますが、医療費は依然として高い水準にあります。

それでは、なぜ改善しないのかということですが、考えられる理由として、健康管理を医療機関に頼り過ぎた多重診断や予防に対する住民の方の意識の低さが背景にあるのではないかと思います。何とかして効果の上がる改善策を打ち出していかないと、このままでは国保税も値上げが必要になってきます。そこで今後は住民の方が日常生活の中で継続して取り組んでいただけるような健康づくりを推進していくことが改善につながっていくのではないかと思います。

その一つの策として考えられるのが、現在多くの方が楽しんでおられるグラウンドゴルフ競技を健康づくりに取り入れていくことです。ちなみに昨年度グラウンドゴルフを利用された市民の数は約2万四、五千人で、それ以外のところも含めればかなりの方がグラウンドゴルフをされてるのではないかと思います。また、この競技はだれでも身近に簡単に参加でき、多くの人と楽しみながら歩く機会も多く、心身両面で健康づくりにも最適なスポーツだと思います。

そこで、7月からすべてのグラウンドゴルフ場で1時間20円徴収される使用料金を健康づくりの一環として免除することや、また、各地域で利用されてるグラウンドゴルフ場やゲートボール場の整備も行政が積極的に支援し、一人でも多くの市民が、特に高齢者の方がスポーツに参加しやすい環境づくりを進めていくことが医療費や介護給付費の抑制はもとより、市内全体に健康づくりムードを高めしていく一つのきっかけになるのではないかと思います。市長のご見解をお尋ねいたします。

もう1点目は、高齢化していく地域をどう

やって活気づけていくのか、この問題です。合併してから特に周辺部においては地域全体が衰退していくのが目に見えるようになります。その要因として考えられるのが、旧役場を中心とした人の動きが少なくなったことでもあります。そのほかに若い世代が地域に少なくなったのも大きな要因にあるようです。

それでは、なぜ若い世代が地域に居住しないのか。いろいろ話を聞きますと、近くに働く場所が少ない、手ごろな価格で住める住宅がない、また若い人が少ない分、地域の行事等に拘束される機会も多いなど、さまざまな理由があるようです。日置市もこの問題については企業誘致や子育てしやすい環境づくりなど、いろいろな対応策は講じていますが、周辺部の住宅整備等まだ不十分な部分も多いのも事実です。ささやかなことでもいいから、ほかの町より日置市に住む方が魅力だと、若い人に感じていただくような施策を講じていかないとこの問題はさらに加速していくことが予測されます。

そこで、その一つの策として考えられるのが若い人たちが利用する運動施設利用料金を減免することです。旧町時代は夜間の運動施設利用も多く、特に野球やソフトボールについては参加チームも多くこの地域も活気にあふれていました。しかし今は夜間の使用も少なくなっています。その背景にはナイター使用料が高いのも大きな要因になっているようです。

例えば一つ例を申し上げますと、これは吹上チームのことでしたけど、僕たちも野球の練習をしたいんだと、しかしメンバーが集るのは平日の夜間か日曜日でしかできない、集らない。しかし、日曜日は家のことや地域の行事等もあるし、また場所も大会等が入っており使えない日が多い、平日の夜間も2時間使用すれば5,000円かかる。東市来の補助球場まで行けば少し安いけど、職場から帰っ

てくるのもほとんど8時前で、またそこまで行く経費等を考えればそれも難しい、これでは月に1回か2回、練習が精一杯である。いい施設はいっぱいあるのに金がなければ思うように使えない、照明料がもう少し安くないのか、これでは吹上に住む魅力がない、そういう相談も受けました。

この若い人たちは地域の行事にも一生懸命取り組んでおられます。こういった若い人たちを一人でも多く地域に居住してもらい、地域おこしの活力源になってもらうためにも、市内チームが使用する照明料は減免することも一つの策ではないかと思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の医療費や介護給付費の抑制、また地域を活性化していく一つの策として運動施設利用料の優遇措置等市民がスポーツに参加しやすい環境づくりが必要であるというご質問でございます。

その1でございますけど、市では生涯現役で豊かな人生を過ごすために、元気な市民づくり運動を推進計画に基づき市民の健康づくりに取り組んできております。体育施設及び都市公園施設の運動施設の使用料について、旧4町間で異なった使用料や徴収形態だったものを統一し、昨年12月議会において合併後における類似施設間の使用料調整を行い条例を改正したところでございます。

特に使用料の減免について、第8条で公益上の理由があると認めるときは規則で使用料を減額し、または免除する規定をしております。

特にグラウンドゴルフの練習をする場合、使用料を免除することは、そのほかの運動施設などの受益者負担の公平性を図る上からも、免除は今のところ考えておりません。

社会体育広場についても、旧4町における社会体育広場整備補助金制度、町民ふれあいミニ公園整備、地域運動場整備等の制度がありましたが、日置市コミュニティー広場整備補助金要綱を20年4月から施行しております。これは都市公園法や自然公園法に基づかないもので、敷地の広さ500平方メートル以上、敷地が10年以上コミュニティー広場として供用が見込まれ、自治会において購入または貸し出し提供できるなどの条件で対象経費は造成、施設整備を対象としており、交付額は補助費、補助事業経費の2分1以内において限度100万円以内とする、こういうものも利用していただきたいというふうに思っております。

2番目でございます。特に野球場につきましては、都市公園条例に該当する湯之元球場の補助事業、伊集院運動公園の野球場、吹上浜公園の野球場と体育館施設条例に該当する日吉運動公園グラウンドに照明施設が整備されております。伊集院総合運動公園多目的広場、サッカー場、東市来総合運動公園の多目的広場についても照明施設が整備されており、ソフトボール競技等に利用されております。特に若い日置市内の方々には照明の減免ができないかということでございますけど、これは野球だけという部分では大変難しいものかなと思っております。

特に、今体育施設の中におきましても、特に夜間で今一番利用されているのはテニスじゃないかなというふうに思っております。それぞれの若者、若い方々が利用していただくことも本当に大事なことでございますけど、ある程度の今使用料につきましても、ある程度の負担といたしますか、ナイターにつきましても設備もしておりますし、また電気料、そういうものを試算した中で今の施設、使用料を算定していると思っております。

特にいろんな市とか、また体協とか、そういう団体がいろんなことでするときにおきましては、試合におきましてはある程度の減免がありますけど、練習となったときにはそれぞれのいろんな課題があるから、今のところちょっとこの練習をしている中においては減免というのはちょっと難しいというふうに考えております。

以上です。

○11番（漆島政人君）

今、市長が言われたことはわかります。そこで旧町ばらばらであった料金を一本化して、やはり住民サービスの公平性を確保していくということは、これはもう合併後の基本的なことですので、必要性は認めます。

しかし今回、私は質問させていただいてるのは、その料金改定のことではなくて、やはりこの運動施設をどうやって活用、介護保険ですね、介護や医療、また地域活性にどうやって——まだ効率よく役立てていける方法があるんじゃないかと、そういうことで質問させていただいてるわけですけど、先ほど保健計画の中で元気な市民づくり運動も取り組んでいると市長の答弁の中にありました。しかし、現状は皆さんご承知のとおり、日置市の医療費は県内でも上位の方です。

また、保険税からの負担率が多くなる、この基準となる地域差指数ですか、この1.17のこの基準を毎年超えていて、この高どまりの医療費というのは、もう今では慢性化している状態です。今で何とか改善策を打ち出していないと、今の国保財政の状況では、今不均一課税で値上げの状態にあるこの税金をさらに税率を上げていかないと、やはり国保財政がもたないのではないかと、そう思うわけです。

そこで、いろいろ事業には取り組んでいるけどということでしたけど、この医療費が下がらないこの要因になってるのはどこに問

題があると市長は認識されてるのか、この点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この要因というのがどこにという部分で大変難しい問題であるというふうに思っております。特にこの日置地区といいますか、合併をする各市町村別々でございましたけど、やはり日置地区はほかの地域よりも大変医療費が高かったようございます。逆に言いますと、それだけ医療施設が近隣に多くあるのかなという一つの推測も私はされる。特に鹿児島市に近い関係の中におきまして、そういう利用度といいますか、市民の皆様方にとっては大変便利な地域でございまして、さっきも議員がおっしゃいましたように、多重診断といいますか、そういうものも多々見られているというふうに思っております。

今ご指摘ございました、この運動との関係を含めまして、やはり介護予防を含めまして、基本的にはみずからそれぞれ自己管理の中で予防するというのが一番大事であるというふうに思っております。

その中でこの効果というのがどれだけ出てくるのか、今後10年間ある程度のみんなそれぞれ旧町から取り組んできましたけど、今おっしゃいました数字に出てこれない部分があったような気がいたします。努力をしてる部分はありますが、総体的な医療費の伸びというのは、この10年間、旧町から含めまして、日置市になりましてもまだ伸びているというのが事実でございます。

いろいろと策を打っていかなくやなりませんけど、特にグラウンドゴルフという大変みんなが競技しやすい、大変市民全体の中に大変定着している競技だというふうには認識しております。あらゆる会議の中に行きましても、このグラウンド競技はあちこちで、またそれぞれの集落でも広がっておるというふうには認識しておりまして、質問の中でござい

ますとおり、それぞれの会場をとといいますか、減免していけば一番いいのかなというふうに思っておりますけど、今12月の議会におきまして、7月からこの調整の数に入るわけでございますけど、試合等におきましては減免がございますけども、練習となった場合は、やはりこれは当分の間とりあえずいろいろとこの規定の中で一応使用料を払っていただきたい。

特にグラウンドゴルフをするときに、5人1組ということで、1人は20円ということでございますけど、団体的に100円という一つの数字も出して、この数字を出すときにおきましても、特にグラウンド協会の皆様方にもいろいろとこの金額の問題も論議をし、意見もいただきました。そのときも高齢者クラブの会長におきましても、おれなんかはこういう医療費抑制のためにこういうものの活動をしているんだから、市としてもいろいろと減免をしると、してくださいという要望もありましたけど、やはりほかのいろんな全体的を考えたときにおきましては、ある程度の使用料というのをいただいて、そこの利用状況も十分運営を見た中において、そのときにまたいろいろと考えていかなければならないというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

医療費が高騰してる理由として、医療機関が多いということで、もう私もそれは全く同じ認識は持ってます。しかし、鹿屋市なんかかなり安いわけですけど、決してあそこが医療機関が少ないのかなと。あと曾於なんかについては幾分医療機関の施設が少ないところもあるかもしれないですけど、やはり医療機関があるのを少なくするということはできないわけですから、何とかして改革をしていかないと、この医療費は下げていけないわけです。

やはり私はこの医療費が下げられない大きな要因というのは、医療費が上がれば国保税

を上げないといけない。そうなりや自分たちの身に降りかかってくるという、やはりそういった危機意識がまだ市民の方に十分伝わってないのかなと、そういうふうに思います。どうしても合併すればなおさらその行政範囲が広がりますから、そういう伝わりというのは悪くなると思います。

したがって、今後は何とか改善策を打ち出していかないといけないわけですので、やはり先ほど練習については減免はできない。大会等については減免はしていくけどと言われてましたけど、グラウンドゴルフを練習としてとらえるのか、健康づくりとしてとらえるのか、それはもう考え方の違いですけど、いずれにしてもこれから行政が一言一言、言わなくても、住民の方が日常生活の中で楽しみながら継続して続けていけるような、そういった健康づくりを推進していくことが大事じゃないかと、そのためにはこういったグラウンドゴルフなんか最も適してるんじゃないか、こういうのを健康づくりに使っていくことは物すごくいいことじゃないかと、そういうことで言ったわけです。

そこで、いろいろ減免できない理由も先ほど言われましたけど、やはり理由を述べられた中には、やはり縦割り行政の最も悪いところが出ているような気がします。やはり行政というのは、特に合併した後はいろんな問題を総合的に、また大局的にどこに問題があるのか分析をして、やっぱその中で行革を図りながら、最終的には住民サービスを高めていく、これが合併後の行政経営の基本原則だと思います。そのためにアクションプランをつくったり、また行革推進本部を設置したり、職員の方ではまちづくり研究会等もなされてるわけです。そういったことを考えていった場合、やはりそういう考え方をこの今のこの医療費削減に置きかえた場合、例えば前期高齢者に位置づけられてる方の年間の医療費と

いうのは、大体50万円前後ですかね。そうすると、仮にグラウンドゴルフを利用される方の使用料を減免した場合、利用者の数からして100万前後かなと。そうなれば少なくとも今病院通いされてる方が10人元気になっていただければ、もう物すごい効果の上がる、財政効果が上がるわけです。そういう考え方というのはもう全くなされないのか、その点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

その歳入というのは本当にわずかなものであるというふうに思っております。今おっしゃいましたグラウンドゴルフだけという部分が本当に正しいのか。そしたら65歳以上は全部無料ですと、そこまで入り込んでいくのか、これさっきも言いましたように、テニスとかいろんな問題も65歳以上、たくさん高齢者の皆様方が夜に来て集ってやっております。そういうものも全体的に考えていかなければならないのかなというふうに思っております。今当分の間こういうふうにして、このグラウンドゴルフとかこういう運動をしている方々がそれだけやったから医療費がそれだけ下がってくるのか。そういう因果関係というのも、私どもの方もやはり十分この実態は把握していかなきゃならないというふうには思っておりますけど、今の現状の中におきまして、このグラウンドゴルフだけという形では大変難しい部分があるというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

私は今回そのグラウンドゴルフと、一つにおいてお話し、質問したのは、やはり医療が高くなっていく一番の要因になっていくのがやはり年配の方々です。その年配の方々ももう相当数利用されてるわけです。だからそこをグラウンドゴルフだけに減免していいのかとおっしゃいますけど、それはまたそこはやはり考え方で、それ以上に広げていってもい

いし、また部分的なものもあってもいいし、そこはやはり、そこまで細かく我々が今の段階でどうこうちゅうことはできないわけです。とにかくその医療費が高くなる要因となるそこを何とかするべきじゃないかと。そこでやはり私は今後医療費を抑えていくためには、この年配の方が一人でも多く健康づくりに参加していただけるような形をとっていかねければ解決しないと思います。したがって、今の状況で減免はしないということでしたけど、今の状況でいった場合に、必ずやっぱしその医療費が上がるんじゃないですけど、医療費抑制改革に対する理解が得られにくくなるのではないかと、そういうふうなことも思います。

その要因として感じたことを2つほど申し上げます。

まず、日吉町のグラウンドゴルフ場の場合、例えばこれを例にとった場合、日吉町は行政の方で場所を提供して、管理については使用される方が整備等をされてます。そしてそこを住民の方が利用されてます。もう私はこれを見たときに、まさにやっぱり行政と地域との関係というのは、こうあるべきではないのかなと、そういうふうに感じました。

そして私もちょっと先日現場の方を見させていただいたわけですけど、休憩所から、道具をおさめるところからきれいに整理されてるわけです。そういった中で、ちょうど夕方6時半ごろでしたけど行ったとき、六、七人ぐらいの方がグラウンドゴルフをちょうどされてました。そのときに、その方々に「7月から20円使用料が上がるのはご存じですか」と、そう申し上げたところ、今までは自分たちが管理する分、負担はなかったんだと。これについては最初は40円だったんだよと、これを何とか負けてくれちゅうて20円にしたんだと、そういうようなことをちょっとおっしゃいましたけど、いずれにしても仕事を、

昼間の仕事を終わってから夕方皆さんが集ってグラウンドゴルフをされてる、その姿を見たとき、やはり私は20円取る意味で何なんだろうとすごく思いました。

それと、あと吹上のグラウンドゴルフ場のことですけど、4つグラウンドゴルフ場がある中で、吹上のグラウンドゴルフ場が一番利用が多いわけです。その理由としては年間1万四、五千人ぐらい利用されてるわけですけど、その多い理由はパーマネントコースで距離もあります。また、きれいです。当然道具を準備する必要もありません。それに日吉町と同じく吹上も合併前の規定が適応されて今まで免除されてたわけです。こういったことが利用者が多かった要因だと思いますけど、そこで7月から20円使用料が発生するわけです。この料金設定については担当課の方も説明をして、理解も得てされたということは聞いてますけど、やはり住民の方にはどうしても納得いかないという方も多いわけです。

そこで私の方にもいろいろ直接いろんな苦情やら意見やら電話がございました。幾つかご紹介しますと、今の住民サービスを維持していくために合併が必要だと言いながら、何もかも悪くなっていくと、あのことはうそだったのかと。それと吹上のグラウンドゴルフ場の場合、コースも広いので、今まで地域外の方も含めて無断で使用されていた人もいたようだと。こうなった場合、今度は料金を取るとなった場合に、やはりそういう人がないようにきちんとやはり行政側が監視をして、確実に使用料金も徴収していかないと、必ず不公平の問題が発生しますよと。それとあと、そういう体制をすれば使用料を取る以上に経費がかかるんじゃないかと。あと、利用する人は年配が多くてお金にも細かいと。そのため時間で料金を設定すると、遅い組があれば必ず問題が発生してくると。それとあと、住民からお金を取るようにしながら、市内の利

用料金は、市外者の使用料金は半額以下になってると、だれのための運動施設だということもありました。

それと、この意見が一番多かったわけですけど、私たちはお金を払いたくないというのではないんだと。お金を使って健康づくりを進めておきながら、その一方で多くの人が楽しんでる、健康づくりにもなってるグラウンドゴルフからわずかなお金を取ろうとする考えは理解できないと、今は合併したのだから今までのやり方で市内全体に利用を呼びかけていく方が健康づくりにも役立つからいいのではないかと、こういった意見がありました。

こういった意見は、どれをとってもそう否定できるものではないです。なるほどというような意見ばかりです。私はこういう意見を聞いたときに、また先ほど何か要望等も上がってるということでしたけど、それをやっぱし総合的に考えていけば、やはり利用者は少なくなっていくのかなという懸念はするわけですけど、市長はこういった住民の方の意見に対してどういった認識をして、またどう対応されていこうと考えておられるのか、このことをお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に議員がおっしゃるのは、恐らく吹上浜公園のグラウンドゴルフ場のことだというふうに認識しております。ほかの伊集院にいたしましても、東市来にいたしましても、今まではそれなりにグラウンドゴルフでも使用料をいただいております。特に、この吹上公園につきましては、地区を初め私どもの方にもそのような設定をするときにもそのような声は大分にいただいております。

基本的にそのほかのところも無料にすれば、その方が一番簡単なのか、ある程度の一つのみんなの義務を含めた中で、負担のない中でやっぱし使う人と使わない人それぞれおります。それぞれの中におきまして、形態見てみ

んなが一樣に使っている施設じゃございませんので、やはりある程度の年配にいかれても応分の負担という、最小限の中では、やはり今後におきましてもこの使用というのはやはり私は必要であるというふうに思っておりますので、ここで今ご指摘のとおり、これは利用少なくなったとかいろいろとする、特にこの施設を含めた中で使う方は毎日使っております。これをまだみんなが、市民がその中で平等に使っておったらそれなりのことも言えるかもしれませんが、ある程度のご負担のない中で、今言ったように5人1組100円という一つのスタイルの中で、これでどちらもやっぱり自分たちも使ってるんだから、やはり健康づくりもなんだけど、やはりある程度の維持管理がどれだけ、それに応分じゃありませんけど、やっぱりそういう意識というのは、やはり私は大事なことじゃないかなというふうに思います。

○11番（漆島政人君）

20円取ることが今後どういった意味をもたらすのか、医療費の削減、そういった意識が低下することも懸念されますけど、そのほかには、やはり住民自治の大事なことである地域コミュニティというのも壊れていく部分もあるんじゃないかと、私自身は心配します。

そこで次の質問ですけど、医療費を抑制していくためには、どうしても日常生活の中で継続的な健康づくりを進めていく必要が——継続的な健康づくりを定着させていくことはもう絶対に不可欠なことだと思います。したがって、今回のことで使用者が少なくなっていくことは、結果的には私マイナスになっていくんじゃないかと思えます。

そこで、その使用料の減免ができないのであれば、せめて利用者が使いやすい形にやっていくべきではないかと。例えば料金箱を入れていくとか——ごめんなさい。使用する人が使用料を入れていく料金箱を設置するとか、

あと使用券についても、使用料についてもまとめて使用券を買っていただいて、その券を箱に入れていくとかいろんな方法があると思いますけれど、この使いやすい形にしてくれというのは、やはり住民の方の大半の要望でもありますけど、せめてこの使いやすいようにしていくことは行政の役割ではないかなと思いますけど、このことについては市長はどうお考えか。

○市長（宮路高光君）

さっきから言っていますとおり、ほかの吹上浜のここのグラウンドゴルフ場、このこと、場所が一番このようなことが、今まではほかのところはそれなりにいろいろと払っておりましたので、今言いましたように使い勝手のいい、また公園との問題もございまして、また担当課と十分そこあたりは使いやすい、また料金の申請しやすいとか、その手法、今言ったようにチケットをやるとか、何かちょっとそこあたりの工夫はやっぱりする必要がありますというふうには思っております。そういうものについてまた担当課の中でちょっと具体的にまたしながら、また地域の使っている人とそこあたりも十分打ち合わせをしながらさせていただきたいというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

その吹上のことだろう、吹上のことだろうとおっしゃいますけど、吹上のグラウンドゴルフ場が一番利用しやすい環境にあるからこういうふうに申し上げるわけです。現在は日吉の方も伊集院の方も相当量利用されてるわけです。それもやはり地域の方がお話しされるには、もうほとんど無断で使っておられると、使い勝手がいいからですよ。だからやはりきちんと許可を取ってやりなさいというのは、これはもう行政側だけの言い分です。やっぱり住民とすれば、やっぱり高齢者でしょっちゅう使うんだから使いやすくしてくれよ

ちゅうのは住民側の意見なんです。やはり行政というのはやっぱり住民のサービス機関ですので、当然住民のニーズにこたえていくのが役割だろうと思います。

先ほど検討していくと言われましたので、ぜひ利用者が少なくならないように、使い勝手がいいようにしていただきたいと思います。

次に、ナイター料のナイター料を減免して、地域の活性を図っていくためにはナイター料を減免してっていくべきじゃないかということをお話ししたわけですが、今後地域を活性化していくというより、もう今はどうやって守っていくか、この段階にあると思います。

そこで、このことについてはやはり医療費を下げるためにグラウンドゴルフ使用料を減免してくれということと同じことですので、これについてはどうこう申し上げませんが、それにしても吹上チームだけがこういうことを要望してるんじゃないかと、ほかの地域のどこもこういった要望は持っておられます。

それと、先ほど最初のところで市長は野球より——なぜ野球だけなんだ、テニスが多いんじゃないかと言われましたけど、やはりスポーツの競技によっては今野球、ソフトボールというのは協会に払うものが物すごく多くなっています。少ないから、競技者数が少なくなってきたから、いろんな意味でそういう負担も多いんだと思いますけど、テニスはそれとはやっぱり使用料が1人に割ったとき、そう大した金額ではないです。そういったことで、やはりサッカーとか野球とかソフトボール、こういった負担が大きくなるようなものについてはやっていった方がいいんじゃないかと。

きのう市長は、きのうじゃないです金曜日か、日置市の一番の重要課題はたしか交流人口を促進していくために道路整備をやっていくことだと。それとまた受け皿づくりをして

いくための人づくりだとおっしゃいましたよね。平成17年度のときはたしか少子化対策を重要課題としてお話しされたのを私記憶してるわけですが、いずれにしても交流人口を図っていくことがどれだけ地域の活性につながるのか、また経済効果につながるのか。それより若い人たちが少なくなるということは、交流人口を受け入れる以前にいろいろ問題が出てくるわけです。そういったことを考えたときに、本当にやはりささいなことでも日置市にはこういう魅力があるんだと、ここに住むことによってこういう魅力があるということを何かつくっていかないと、講じていけないと、私はこの若い人の離れというのはさらに加速していくと思います。

そこで運動施設も、運動施設の活用も今いろいろな自治体でいろいろな活用をやってます。例えば、宮崎市の場合は河川敷をかなりの工事金額ですけど、整備して、サッカー場、野球場、いろんなものに無料開放してます。そのかわり、いろんな整備があるときは、その利用者はみんな招集をかけて一緒にやってます。これはやはり一つの宮崎市の一つの考え方でしょうけど、これも私はやはり目先のことじゃなくして、対極論でいけばすごく効果が上がるんじゃないかなと思います。

そこで日置市の場合は、日置市の場合もいろいろな活用策をしています。例えば健康づくり、複合施設ゆすいんに毎年2,850万円、これだけの税金を投入して施設運営をしています。これも一つの健康づくり、健康増進、健康福祉の考え方だろうと思います。

しかし、私が今まで申し上げてきたのは、お金の問題じゃないとは言われますけど、やはり健康づくりに、活性化づくりに総額で300万円程度でも投資していくのも一つのまちづくりじゃないのかなと、考え方ではないのかなと思いますが、この投資効果については、どう市長は比較されるのか、お尋ねい

たします。

それと、あと日置市内には約50ぐらいの運動施設があります。この維持管理費は、年間1億4,000万円ぐらいですか。これくらいしか私の記憶ではあると、かかっているんじゃないかと。この経費は、使う量によって変わるもんでもないわけですね。使おうが使うまいが同じです。また、使用時間に対して、使用時間を幾ら使用しようとも、使おうとも、耐用年数がくれば当然安全管理上、施設更新もしていかなければならないわけです。

このことは運動施設に限らず、社会教育課関係で使う公園、公民館なんかも同じことなんです。こういった有効期限があるこの日置市の財産は、目先の基本原則論だけで物を考えるのではなく、今後まちづくりにどういうふうに活用していくのか、その行政手腕が私は医療費の抑制、また地域活性、さらには、やっぱし日置市の真の行革にもつながると思いますけど、このことを最後にお尋ねいたしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃるのは、本当によろわかります。その中におきまして、特にそういう施設の維持管理、また少ない中におきますこの人づくりを含めた若者の定着、このどちらがどうかという評価の中、大変分かれるというふうに思っております。

議員もソフトボールをしたり、スポーツをしてきた人間として、私もそれぞれ今までもそのスポーツをして、野球もしてきました。ソフトボールもして、夜間も使いました。私どもがしている状況のときと、今もそれぞれの地区のソフトボールをしている、また野球をしている若い世代と交流をいたしております。

その中で、今おっしゃいましたとおり、言えばナイター施設がもう少し安ければいいとか、いろんな意見もいただいております。そ

ういうことを含めながら、今と昔といろいろと違う部分も多々ありますし、また今の子どもたちにしても、大変いろいろとスポーツにしても、多様化しているのも事実でございます。いろいろチーム数が少なくなったり、またそれぞれの運営というのが前ほど盛り上がらない部分も多々ございます。

そういうものを含めながら、今後この運動施設の利用と若者の定着、また交流人口を含めた中でどうしていくのか、一つの大きな定義もいただきましたので、また総括しながら、またそのことが今後医療費を含めた中で、どういうふうにしてこの私どもの運動施設が効果があるのか、やはり全体的にいろいろとそういう角度を変えて、今後とも施設のあり方ということを十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（畠中實弘君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（畠中實弘君）

以上で、日の本日の日程は全部終了しました。6月30日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時20分散会

第 5 号 (6 月 3 0 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 5 5 号 日置市過疎地域自立促進計画の変更について（総務企画常任委員長報告）
日程第 2	議案第 6 2 号 平成 2 0 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号）（各常任委員長報告）
日程第 3	議案第 6 3 号 平成 2 0 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 4	議案第 6 6 号 平成 2 0 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）（環境福祉常任委員長報告）
日程第 5	議案第 6 4 号 平成 2 0 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 6	議案第 6 5 号 平成 2 0 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）（総務企画常任委員長報告）
日程第 7	陳情第 3 号 畜産危機突破に向けた畜産政策・価格に関する陳情書（産業建設常任委員長報告）
日程第 8	要請第 1 号 農業委員会の必置規制の堅持に関する要請（産業建設常任委員長報告）
日程第 9	請願第 1 号 自校方式学校給食の存続を求める請願（教育文化常任委員長報告）
日程第 1 0	請願第 2 号 教育予算の拡充を求める請願（教育文化常任委員長報告）
日程第 1 1	意見書案第 1 号 畜産危機突破に向けた畜産政策・価格に関する意見書
日程第 1 2	意見書案第 2 号 農業委員会の必置規制の堅持に関する意見書
日程第 1 3	意見書案第 3 号 教育予算確保に関する意見書
日程第 1 4	議案第 6 7 号 日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第 1 5	陳情第 4 号 家族従業者の人権保障のため「所得税法 5 6 条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書
日程第 1 6	閉会中の継続審査の申し出について
日程第 1 7	閉会中の継続調査の申し出について
日程第 1 8	議員派遣の件について
日程第 1 9	所管事務調査結果報告について

本会議（6月30日）（月曜）

出席議員 29名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
30番	島中實弘君		

欠席議員 1名

29番 宇田栄君

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	池上吉治君	市民福祉部長	坂口文男君
産業建設部長	中村治君	教育次長	外園昭実君
消防本部消防長	福田秀一君	東市来支所長	小園義徳君
日吉支所長	松山洋一君	吹上支所長	樋渡健郎君
総務課長	桜井健一君	財政管財課長	奥菌正名君

企 画 課 長	富 迫 克 彦 君	税 務 課 長	地頭所 浩 君
商工観光課長	鉦之原 政 実 君	市民生活課長	宮 園 光 次 君
福 祉 課 長	豊 辻 重 弘 君	健康保険課長	脇 忠 男 君
介護保険課長	満 留 雅 彦 君	農林水産課長	上 園 博 文 君
土木建設課長	樹 治 美 君	都市計画課長	久 保 啓 昭 君
下水道課長	宇 田 和 久 君	水道課長	岡 元 義 実 君
教育総務課長	山之内 修 君	学校教育課長	肥 田 正 和 君
社会教育課長	馬 場 静 雄 君	市民スポーツ課長	芝 原 八 郎 君
会 計 管 理 者	朴 木 義 行 君	監査委員事務局長	石 塚 澄 幸 君
農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（畠中實弘君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第55号日置市過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（畠中實弘君）

日程第1、議案第55号日置市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐藤彰矩君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐藤彰矩君）

皆さんおはようございます。いよいよ最終日でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題になっております議案第55号日置市過疎地域自立促進計画の変更について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について報告申し上げます。

本案は、去る6月9日の本会議におきまして本委員会に付託され、6月11日、委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長、係員の説明を受け、質疑、討論、採決したものであります。

本案は、平成17年合併後に作成しました後期の過疎地域自立支援計画の変更で、平成20年度事業を実施する上で過疎対策事業債を活用するためのものであります。今回は「上床鍋ヶ原線」と「中原花熟里線」の改良舗装2路線の追加であります。

以上、当局の説明の後、質疑に入り、質疑の中で主なものをご報告申し上げます。

まず初めに、上床鍋ヶ原線はどこか。なぜ今の時点でこの2路線を追加するのか。これ以外追加する線があるのか。今後の見通しについての問いに対しまして、上床鍋ヶ原線は、県道山田湯之元停車場線。湯之元駅から上市

来に上がり、新幹線高架から左に上がるところである。全体延長として1,350メートルとなる。

計画を変更する理由は、当初平成17年度に策定した段階で想定される路線については、ある程度見込みを立てて入れてあった。その後、発生した改良の需要があった。財政的に平成20年度に取り組める見込みが立ったので追加した。

今後については、必要な路線が出てきたらその都度、今の計画と整合性をとりながら追加をお願いすることになるという答弁でございます。

次の質疑としまして、申し込みがあって計画に組み入れられていない路線があるのかの問いに対しまして、平成17年度の過疎促進計画を見ると、交通路線の関係では過疎地域には入れ込んできたつもりである。また現在、地域振興計画等もあり、地域の要望が年々出てくるので、載っていないければ追加をしないとイケない。過疎債を活用するためであるという答弁でございます。

次の質疑としまして、地方道路整備の臨時交付金事業で、市長が全員協議会で3年計画と説明したと思う。過疎法は、平成21年度まで2年間である。計画は3年で、自立促進計画は2年である。整合性がとれないのではないかの問いに対しまして、中原花熟里線は、地方道路整備臨時交付金事業で55%の補助。残りの一般財源に過疎債を充てる計画で、平成22年度までになっている。仮に過疎地域自立促進措置法が継続されない場合は、ほかの起債を充てることになるという答弁でございます。

また、過疎債以外を充てる時、そこの裏はちゃんととってあるのかの問いに対しまして、過疎債は使い勝手のいい起債である。使えないとなると、合併特例債に振りかえるなど、財源の確保をしなければならない。地方

道路整備臨時交付金の枠は3年と決まっている。現時点でつかない場合はどうすると言えないということでございます。

以上で質疑を終わり、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（畠中寛弘君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

質疑なしと認めます。

これから議案第55号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第62号平成20年度
日置市一般会計補正予算
(第1号)

○議長（畠中寛弘君）

日程第2、議案第62号平成20年度日置市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐藤彰矩君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐藤彰矩君）

ただいま議題となっております議案第

62号につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について報告申し上げます。

本案は、去る6月9日の本会議におきまして、本委員会に付託され、6月11日、委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長、係員の説明を受け、質疑、討論、採決したものであります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,774万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ225億6,474万5,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国庫補助事業の新規採択と人事異動による人件費、また過年度災害復旧事業補助金の採択に伴う補正でございます。

歳入の主なものを申し上げます。

国庫補助金は、新規採択による地方道路整備臨時交付金7,535万円とまちづくり交付金街路整備451万2,000円の増額。まちづくり交付金公園整備は1,023万4,000円の減額となり、国庫支出金の総額で6,962万5,000円が増額計上でございます。

県支出金では、農業費県補助金で企業等農業参入支援推進事業など341万1,000円、災害復旧費県補助金の過年度災害復旧分1,180万1,000円の増額でございます。

県委託金では、教育費県委託金で新規採択による理科支援員実践教育研究事業費委託金123万5,000円の増額など、県支出金の総額で1,944万7,000円の増額計上でございます。

繰入金では、歳入不足により財政調整基金繰入金1,979万4,000円の増額でございます。

諸収入では、新規採択によるコミュニティ助成事業1,350万円の増額など、総額で

1,411万4,000円の増額でございます。

市債では、土木債の一般単独事業債を事業費の変更等により640万円減額し、市道整備事業の新規採択により6,100万円を増額し、市債総額で5,460万円の増額でございます。

次に、債務負担行為の補正は、市税滞納管理システムリースの追加でございます。

次に、歳出の中で主なものを申し上げます。

まず、議会費は、報酬及び共済費の議員共済組合負担金は、議員報酬の特例による3%の減額によるものであります。また、職員手当等及び共済費の一般職共済組合負担金は、人事異動に伴う補正であります。

次に、一般管理費は、報酬、行政改革推進員の報酬を組織再編に伴い企画費から組み替えるものであります。給料は、組織管理係2名と事務改善係2名で、合計4名の増員となる人事異動に伴う補正であります。共済費は、負担率の改正及び人事異動による補正であります。

旅費、需用費、役務費、委託料につきましては、組織再編に伴う企画費からの組み替えであります。

負担金補助及び交付金は、特定健康診査等に伴う負担金で、対象者は職員の扶養者で40歳から74歳までの541名でございます。

続いて、選挙管理委員会費は、負担率改正に伴う増額補正でございます。

次に、財政管理費は、職員の人事異動及び共済費の負担率変更に伴う補正でございます。

次に、企画費は、歳入につきまして、雑入で東市来地域、県道改良の公共工事に伴う市のイントラネットの移設作業が発生し、県の補償が確定したためのものであります。コミュニティ助成事業補助金については、応募した5団体すべてが決定されたものであります。

歳入につきましては、4月1日の組織再編

により、行政改革推進係が総務課に2つの係に分かれて配置され、企画課にはコミュニティ係が新設されました。職員は実質2名の減であります。報酬は組織再編に伴う減額であります。給料、職員手当等、共済費につきましては、本庁、支所の企画、自治振興係の人事異動に伴うものであります。負担金補助及び交付金は、自治総合センターのコミュニティ助成事業補助金を今回増額したものであります。

続いて、広報費につきましては、人事異動に伴う補正でございます。

続いて、情報管理費につきましては、人事異動に伴う人件費の増額でございます。工事請負費は、歳入でもありました施設改修に伴う移設工事費でございます。

続いて、統計調査総務費につきましては、人事異動に伴う補正でございます。

次に、税務総務費につきましては、人事異動に伴う人件費の増額補正であります。当初予算の本庁の職員19名が21名、吹上支所4名が5名となっております。

続いて、賦課徴収費の滞納管理システムにつきましては、現在のシステムで実務上、滞納技術、手法が変化しているため対応できない部分が発生しております。こういう中で、催告業務、事項管理、納税相談による相談履歴の共有化、分納管理、滞納処分業務等の事務環境を整え、納税徴収を円滑に行うために、本システムを導入するものであります。

次に、商工総務費は、歳入については、商工観光課に消費生活相談員1名の雇用保険料であります。

歳出につきましては、給料、職員手当等、共済費につきましては、砂丘荘から1名、人事異動があったための増額補正となっております。

次に、常備消防費は、給料、人事異動1名と新規採用者2名分の確定による補正であり

ます。

次に、会計管理費は、職員3名の人事異動による補正であります。

次に、監査委員費は、給料、職員手当等、共済費については、人事異動による補正であります。備品購入費につきましては、監査事務局長の公印を購入するためのものであります。

以上、当局の説明を受け、質疑に入り、質疑の中で主なものを申し上げます。

まず、財政管財課でございます。質疑としまして、人件費の増減について、報酬審議会とは関係ないのかの問いに対しまして、報酬審議会については総務課で管理している。特別職の給料について審議をしているようである。今回の補正予算については関係ないとの答弁でございます。

次に、総務課関係でございます。質疑としまして、委託料で公認会計士をとということであるが、方向性として外部監査のきっかけになるのかとの問いに対しまして、これについては、会計の監査ではなく、指定管理者の募集で応募してきた会社の財務諸表を見ていただくということであるとの答弁であります。

次の質疑としまして、報酬審議会のメンバーと内容はどうなっているのかの問いに対しまして、特別職の報酬の改定が必要と思われたとき、または、それに準ずるときに限り委員を委嘱して開催する。ここ最近では、2年間は開催されていないと思う。委員は外部の方をお願いするとの答弁であります。

次の質疑としまして、異動総数は何名か。異動の基準を示してほしいの問いに対しまして、異動総数は約250人前後である。基本的には、同じ場所に在職3年勤務をした場合、異動もあり得ると示されていると答弁でございます。

次に、税務課関係では、質疑としまして、滞納管理システムについて、業者の選定はど

のようにするのか。業者との協議の進捗状況はどうなっているのかの問いに対しまして、入札の形態は、予算が通ってから財政管財課と協議をする。まず、仕様を提出して、それに相当する業者を対象として見積り、入札して検討しなければならないと思う。仕様の中でも比較ができるようにしたい。業者との協議であるが、複数の業者と話をしながらシステムを勘案してあげたところであるとの答弁であります。

次の質疑としまして、滞納管理について。国保の納期は現在6期であるが、小分けにしたほうが滞納が少なくなるのではないか。他市でも取り組んでいるのではないか。滞納整理のポイントは、納めやすい状況をつくるということであると思う。例えばコンビニ納税。このあたりの考え方、取り組みはどうなっているのかの問いに対しまして、国民健康保険税の6期ということである。世帯の異動があった場合、その翌期に所得を反映させて税額を変更するということになる。その関係で6期としている。課税としての関係があるが、これについては検討しないといけないと思っている。他市において10期というのがあると認識している。コンビニ納税については、研究課題として取り組みたいとの答弁でございます。

次の質疑としまして、昨年の対策本部の実績は大変成果が上がったと聞く。今年度も引き継いでいかれると思うの問いに対しまして、平成18、19年度は、鹿児島県の職員との滞納整理対策班等の部分を活用して実績を上げたと思っている。市税等滞納整理対策本部については、平成20年度からの立ち上げとなる。現在、県の滞納整理対策班へ1名、本市から出向している。我々も徴収技術を学びつつやっていきたいとの答弁であります。

次に、企画課関係では、平成20年度コミュニティ助成事業について。申請の仕方、広

報の仕方。総合自治センターは何を基準にして決定するのか。何を基準にして申請されたのかの問いに対しまして、コミュニティ助成事業については5つの事業に分かれている。一般コミュニティから緑化推進、コミュニティセンター建設などがある。事業に該当するものが明記されている。市から県を経由して自治総合センターに申請が行く。具体的な流れとして、募集が9月にある。市で審査をして、県の審査を経て、自治総合センターに上がる。年明け3月下旬ごろ内示がある。4月になって正式決定となる。基本的に財源は宝くじの助成となる。コミュニティ活動の支援が目的。公民館備品の整備、運動広場の整備が対象となる。広報については、8月ごろお知らせ版に記載。自治会長については、文書で通知する。これまで決定になった団体は、宝くじ助成の普及啓発のために広報誌で紹介をしているとの答弁であります。

次に、会計課関係では、平成19年度の不用残について。繰り越しは3億円ぐらい出そうかの問いに対しまして、繰り越しは7億3,400万円。この中で予算化しているのは3億円。明繰が1億1,000万円ぐらい。半分は積み立てるようになっている。去年の額ぐらい維持できると思うとの答弁であります。

そのほか多くの質問がありましたが、省略いたします。

以上で質疑を終了し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第62号日置市一般会計補正予算（第1号）、総務企画常任委員会にかかわる予算については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（畠中實弘君）

次に、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長中島 昭君登壇〕

○環境福祉常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となりました議案第62号平成20年度日置市一般会計補正予算（第1号）の環境福祉常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る6月9日の本会議におきまして、環境福祉常任委員会に分割付託された議案であります。

6月10日に委員会全員出席のもと、市民福祉部長と所管課ごと、執行当局の出席を求め、本案に対する説明を受け、審査いたしました。

以下、質疑、討論、採決の概要を申し上げます。

今回の補正は、4月の定期人事異動による人件費が主なものであります。また、生活保護では、社会福祉主事の資格取得が必要となったためなどの補正であります。

戸籍住民基本台帳費では、職員数24名のうち9名が異動、3名減の21名になるため、2,272万円の減額補正であります。

社会福祉総務費も人事異動による補正が主なものであります。

老人福祉費では、職員12名のうち6名が異動、退職者が1名いたため、当初予算では11名分計上しているとのことあります。

国民年金事務費は、5名のうち3名が異動して、補正額は174万3,000円の増額補正であります。

児童福祉総務費、児童福祉施設費も、同じく職員の人事異動に伴う補正であります。

生活保護総務費の旅費及び負担金は、人事異動により生活保護に関する調査等を行うケースワーカーの任用資格である社会福祉主事の資格が必要になり、そのための資格認定通信課程受講負担金と神奈川県三浦郡の中央福祉学園で行われる研修、4泊5日のスクーリング受講の旅費であります。

保健衛生総務費も、人事異動による補正で

あります。

職員30名が32名に増員されたための増額補正で、専任の後期高齢者係長が1名増員されたとのこととあります。

また、健康増進係では、本庁で保健師4名体制を保健師6名、兼任の管理栄養士1名の7人体制に増員され、支所の保健師は3名から2名に1名減員されたが、事務員の補充を行い、全体の体制は変えていないとのこととあります。

環境衛生費では、職員8名のうち3名が異動したため、451万8,000円の増額補正であります。

塵芥処理費では、クリーンリサイクルセンターで女性職員が会計課へ異動となり、職員が7人から6人となったことと、前センター長の定年退職により、当初予算では計上されていなかったが、現センター長の異動に伴う補正であります。

次に、主な質疑の概要を申し上げます。

戸籍住民基本台帳費で、職員が24名から21名の3名減になっているが、業務に支障はないのかとの問いに、日吉支所が4名から3名に、吹上支所は永吉出張所廃止を含む7名から4名になった。郵便による住民票の請求を本庁ですべて受けるなど手当てをしているので、支障はないと答弁。

社会福祉総務費で、残業が多いと思うが、実態はどのように把握しているのかとの問いに、時間外については給与の3%を計上している。18年度は障害者自立支援法の改正に伴い多かったが、職員の増員と課内の配置見直し等により改善されている。ただし、自主的に居残り残業をしている実態も把握していると答弁。

老人福祉費で、介護施設の中には、経営が厳しくやめたところもあるが、市内の実態と利用者からの苦情はないのかとの問いに、市内でやめたところはない。逆にサービスをふや

す相談を受けたことはある。本人が求める介護度が出なかった苦情がこれまで2件あった。県の審査会となるが、一つは本人の言い分が認められ、一つは本人の言い分が認められなかったと答弁。

生活保護総務費で、社会福祉主事の資格の必要性は人口割合などで決まるのか、また、現状はどの問いに、現在、生活保護のケースワーカーが4名とその上の査察指導員（スーパーバイザー）1名である。被保護世帯数により資格取得者の基準が示されている。通信教育で勉強しているが、神奈川県三浦郡の中央福祉学園で4泊5日の研修が必要であるため、そのための旅費と負担金であると答弁。

高齢者の中で、年金を担保に融資を受けていて、結果的に返済ができなくなり、生活保護申請を行うなど、実態は把握されているのかとの問いに、ほとんどが融資を使い果たしてどうにもならなくなってから来られる。生活費に困り、最終的に医療費も払えなくなる。本人が生活保護を申請する意思があれば対応していると答弁。

今回の補正で増減が大きいですが、職員数については変わったのかとの問いに、今回、支所の保健福祉課と市民生活課が統合し市民課となったことで、課長と課長補佐が減となったと答弁。

保健衛生総務費で、保育所から管理栄養士が配置され、半分は保育所、半分は保健のほうを業務をされるということだが、研修等も含めて改善策を考えていないのかとの問いに、管理栄養士の配置は以前から言われてきた。影響がないように献立のソフトの購入や仕事の調整を図っている。関連する研修には参加させたい。状況を見ながら考慮しないと聞いていないと答弁。

また、後期高齢者医療制度で保険料の支払い回数をふやして1回の負担額を抑えるなど工夫が必要と思う。苦情などないのかとの問い

に、後期高齢者制度は、給付費の5割を税金で、4割を現役世代の支援金で、残りの1割を高齢者自身の負担金で賄うことになっている。

4月当初は、担当への苦情が多かった。保険料が上がったことへの苦情で、説明をして納得してもらっている。連合へはまだ苦情があるようだが、日置市への苦情は余り来なくなった。

国保税と後期高齢者保険料の県の資料を見ると、ほぼ減額となっている。周知については、国も見直し中であり、高齢者クラブや民生委員等への情報提供を行っていききたいと答弁。

塵芥処理費で、クリーンリサイクルセンターには技術職員が配置されているのか。また、資格は必要ないのかとの問いに、職員として資格は必要ではない。焼却や溶融炉などは専門の業者に委託している。職員は、正常な運転がなされているか、また業者や事務方などの調整的な業務になると答弁。

職員の異動で業務に支障はないかとの問いに、異動になったのは女性事務員が会計課に異動になったもので、事務所内で話し合った結果、現在の戦力で頑張ろうと結論を出した。

ただ、祝日と第1・第3日曜日は収集を行っているので、交代で2名ずつ出勤しているが、代休の調整に苦慮していると答弁。

以前、事故があったが、防止策などを講じているのかとの問いに、委託業者が2社入っているが、代表の課長とは毎月1回、業務の打ち合わせを行っている。また、毎朝、安全や運転等について確認がてら朝礼を行っている」と答弁。

溶融スラグの利用策などはどのようにしているのかとの問いに、民間へはトン当たり300円で払い下げている。また、公用の路盤材としては無償である。利用法など今後も研究したいと答弁。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、課長の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第62号平成20年度日置市一般会計補正予算（第1号）環境福祉常任委員会所管分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上、報告を終わります。

○議長（畠中實弘君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長重水富夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（重水富夫君）

ただいま議題になっております議案第62号平成20年度日置市一般会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る6月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会にかかわる補正予算を付託され、6月10日、委員会を開催し、委員全員出席のもと、所管部長、課長の説明を受け、質疑、討論、採決を行ったものであります。

提案された補正予算のうち、農林水産業費にかかわる予算は1,752万6,000円減額し、総額を10億8,994万6,000円にしようとするものであります。

歳入で主なものは、農林水産業費県補助金で、本年度からの新規事業の生き活き農産直売所支援整備事業費県補助金、災害復旧費県補助金は、農林水産施設災害復旧事業費でいずれも19年度の災害分で増額補正しようとするものであります。

次に、歳出で主なものは、農業委員会費は、支所職員の本庁への異動で、給料、職員手当等の減額。農業振興費の負担金補助及び交付金で、生き活き農産直売所支援整備事業費は、市の負担金、2分の1負担分。企業等農業参入支援推進事業費は、国庫事業費新規採択分に伴う荒廃地解消のための土地基盤整備費で、

市負担金、2分の1の負担分。農地費で負担金補助及び交付金は、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業費で、東市来地域2地区の追加分で、いずれも増額補正しようとするものであります。

次に、土木費にかかわる予算は1億5,043万4,000円増額し、総額を34億2,388万3,000円にしようとするものであります。

歳入で主なものは、土木費国庫補助金で、道路橋梁費国庫補助金は、地方道路整備臨時交付金で各地域2路線の8路線、新規事業採択に伴う増額補正。街路事業費国庫補助金は、まちづくり交付金事業（街路整備）で、文化通り線の事業費変更に伴う増額補正。公園整備事業費国庫補助金のまちづくり交付金事業（公園整備）は、伊集院総合運動公園の事業費変更に伴う減額補正であります。

歳出で主なものは、道路新設改良費の委託料で、地方道路整備臨時交付金事業で、歳入でありました8路線の新規事業にかかわる増額補正。公有財産購入費の土地購入費、補償補てん及び賠償金の補償費は、日吉支所、庄の中線、北原線、吹上支所、中原花熟里線、湯之元今木場線の新規事業採択にかかわる、いずれも増額補正しようとするものであります。

都市計画課の街路事業費で、公有財産購入費と補償補てん及び賠償金の補償金は、まちづくり交付金街路整備事業費で文化通り線の事業費変更に伴う増額補正。

公園費の工事請負費は、補助事業で、まちづくり交付金公園整備事業費で、伊集院総合運動公園の園路及び広場の事業費変更に伴い、減額補正しようとするものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

農業委員会関係では、4月より農業委員会は本庁に集約されたが、事務処理は順調なのかとの問いに、本庁職員は5名となり、各支

所は農林水産課の職員1名が兼務にて事務をしている。支所の事務に支障を来さないように、毎月1回、1日農業委員会的なことを行っているとの答弁。

農林水産課の職員が兼務で業務を行っているが、トラブルや苦情などないか。また1日農業委員会での取り扱い件数の状況はどの問いに、トラブルや苦情は聞いていない。ただ、職員から問い合わせは本庁によくある。1日農業委員会は、住民への周知徹底ができていないせいか、利用者は少ない。今後お知らせ版などを活用して周知したいとの答弁。

農林水産課関係では、生き生き農産直売所支援整備事業の内容はどの問いに、日置市内に8カ所の直売所がある。この事業は県も50%補助の事業で、このうち規模の大きいチェスト館、蓬莱館は順調に進んでいるので、主に中規模、小規模の施設にこのような予算を充てられないか計画した。施設に対しては、予算は充てないが生産者にとっての指導体制や指導員に関することは、チェスト館、蓬莱館も同じ扱いであるとの答弁。

ことしは、お茶の価格が暴落した、今回事業名、かごしま茶産地拡大チャレンジ事業に変更になったが、防霜施設の農家負担990万円は、一番大きな農家でどの程度になるか、この事業は予定どおり実施できるのかとの問いに、この事業は50%の補助である。農家負担の約8割近くは近代化資金を借りるので農家の負担は20%から15%程度になると思われる。余り負担にならないと思われるとの答弁。

次に、土木建設課関係では、今回旧町から2路線ずつ8路線を交付金事業で実施することになった。日吉地域は、過去過疎債で実施していた事業である。事業転換した内容はどうかとの問いに、この事業は事業費の55%が国庫補助、残りの45%は過疎債で賄える。当然55%分は別の事業が可能で、

市にとっては有利な事業である。本市は、国土交通省に直接要望という形でしているのがこのようになったとの答弁。

来年度以降も要望箇所がたくさんあるので、優先順位をつけて計画されているが、事業の終了を早くして次の箇所を実施してほしい、見通しはどうかとの問いに、20年度当初予算要求では、財政から削減を言われていたので、その中で若干減額で計画したが、今回の事業分が増額になり例年と同じ結果になった。来年度は厳しい査定になり、箇所をふやすのは厳しいと思うとの答弁。

今回の道路特定財源で、国は1カ月間の減収であった。地方は、その分の歳入を心配したが本市は配分での見通しはどうかとの問いに、今年度当初予算に計上分には実害はなかった。今後は、一般財源で見直すので、全体的な部分ではつかめない状況である。国の動向を見ていきたいとの答弁。

次に、都市計画課関係では、まちづくり交付金事業で事業費変更により予算が増減しているが、今年度最終年度を迎え、どの事業がふえ、またどの事業が減ったのか説明を願うとの問いに、都市計画では、街路整備事業と公園整備事業を行った。公園整備で、園路と児童広場の整備を行ったが、児童広場の遊具の規模の見直しなどの検討をして減額にし、国への計画変更への申請をした。ことしが最終年度であるため、19年度中用地交渉をしてきたが、契約できなかつた分の街路事業への予算の増額組み替えを行ったとの答弁。

東市来地域湯之元第1地区の進捗状況はどうかとの問いに、19年度現在では10.5%である。20年度予算が6億5,000万円である。そのうち補償費が5億円である。20年度は半分近くの方の補償交渉は進んでいる。工事請負の発注は1件ほど完了し、今年度は順調であるとの答弁。

錦龍館は本年度実施か、また規模などはと

の問いに、運動公園等が完成して大会などがあり、湯之元近辺に大きな宿泊施設が必要と考え、今年2月ごろから補償交渉を重ねてきた。その中、現状規模で新たに建設がなされるように要望はしてあるとの答弁。

以上のほか質疑がありましたが、所管部長、課長の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第62号平成20年度日置市一般会計補正予算(第1号)の産業建設常任委員会所管につきましては、全会一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(畠中實弘君)

次に、教育文化常任委員長の報告を求めます。

[教育文化常任委員長西菌典子さん登壇]

○教育文化常任委員長(西菌典子さん)

ただいま議題となっております議案第62号平成20年度日置市一般会計補正予算(第1号)について、教育文化常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る6月6日本会議におきまして、教育文化常任委員会にかかわる予算を付託され、6月11日委員全員出席のもと委員会を開催し、当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

提案された補正予算のうち、教育文化常任委員会にかかわる予算は2,176万1,000円を減額し、総額を27億187万6,000円にしようとするものであります。

歳入で主なものは、行政財産目的外使用料は、学校敷地内九電及びN T Tの使用料本町分であります。

教育費県委託金は、理科支援員など実践教育研究事業費県委託金、スクールソーシャルワーカー実践研究事業費県委託金で、いずれ

も新規であります。

次に、歳出について申し上げます。

事務局費の共済費、社会保険料、賃金、報償費は、スクールソーシャルワーカー実践研究事業新規導入に伴う2人分であります。これは、県内12市町が実施して、社会福祉などの専門相談員が関係機関と連携をとって、問題行動などの背景にある環境への働きかけや、保護者、教職員に対する相談、情報提供などをして改善を図ろうとするものであります。

報償費、謝金、理科支援員など、実践研究事業は県内7市町で実施して、小学校5、6年生の理科の授業で外部人材を支援員、特別教師として活用しながら、観察や実験活動の充実を図り、小学校の理科授業を充実させようとするものであります。

幼稚園費賃金は、東市来幼稚園病休代替によるものであります。

公民館費の需用費、修繕料、使用料及び賃借料は、すべての地区公民館でテレビが受信できるようにするものであります。

負担金補助及び交付金は、集会など施設建設整備事業補助金に伴うものであります。

体育施設費の役務費及び委託料は、伊集院総合運動公園内の多目的広場屋外トイレにかかわるものであります。

そのほかは、ほとんどが人事異動にかかるものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

スクールソーシャルワーカーはどこに配置するのかとの問いに、7つの中学校を東市来、上市来、伊集院北、土橋の4中学校と、伊集院、日吉、吹上の3中学校と、それぞれに付随した小学校の2グループに分けて1人ずつ配置し、7月からスタートすると答弁。

日置市で問題がふえてきているのか、日置市の実態はどうなのかとの問いに、この事業は子供たちに直接指導をするというより、家

庭、学校だけでは解決が難しいものを指導し、相談所と調整する役割がある。不登校などに対応するため、地域、家庭など、全体で取り組む相談業務として事前に対応するためのものであると答弁。

不登校が30人いるとのことである。この事業は、計画的に早目に事業展開しないとすぐ1年経過する。家庭の状況と実態を調べながら実施するのが理想ではないか。この事業は来年も希望すればできるのかとの問いに、子供支援センターがあり教育相談員もいるので学校の実態は把握している。いろいろな問題が生じる前に、早目に対応することが重要である。23年度までの事業であり、来年も希望すればできると思うと答弁。

ふれあい教室との関係はとの問いに、ふれあい教室は不登校や不登校予備軍の学校に行けない子供を受け入れている。最終的なねらいは学校に行けるようにすることである。進路問題があり、学力を少しでも身につけさせる仕組みをとっていると答弁。

日置市は、理科専科の職員配置の学校は何校でどこなのかとの問いに、大きな小学校の伊集院、妙円寺、伊集院北、伊作小の4校に配置している。理科専科とは、専科ということで人を配置することでなく、学校の職員の学級担任をしていない教諭に理科の授業をしてもらうことをいうと答弁。

理科支援員、実践事業所新規導入について、子供たちが授業を受ける時間として十分かとの問いに、実際学校で指導するのは2学期からである。この授業は、理科の実験などで理科の専門の先生にお願いする。1週間に3校の配分で、実験の準備など新規なので実際スタートしてみないとわからない。小学校3校ほどは担当していただけたらと思っている。内容を説明して、学校のニーズを把握して、具体的に配置していきたい。理科専科の教員がいるところは対応できるので、そのことを

含めて検討していくと答弁。

図書館の司書の職員、パートの人員の内容はとの問いに、学校司書は行政職、現業職、社会保険つきのフルタイム、14日以内のパートに分類され、統一されていない。現在、職員がいるところは26小中学校のうち8校、フルタイム8校、残り10校がパートであり、県内の状況は職員配置は少ないと答弁。

市内の司書の待遇が違うが統一化が必要ではないかとの問いに、正職員配置が理想であるが、行革で一般職員も減らす傾向である。今後は、臨時職員のフルタイムの雇用で対応を検討している。平成20年度は学校主事をフルタイム化した。司書についても、今後できるところから検討していくと答弁。

青少年の凶悪な事件が多発している。子供のしつけの問題がある。道徳教育時間はどうなっているか、おろそかになっていないかとの問いに、道徳時間は小中学校週1時間ある。文部科学省が、心のノートというのをつくって学校に配付してしっかり指導していると答弁。

東京秋葉原のような事件は、社会のあり方にいろいろ取りざたされている。教育ということで、このような問題をどう考えるかとの問いに、大変難しいことだが学校教育で道徳、また体験学習などの実施や職場体験などを実施して学ばせる。また、PTA、家庭教育学級で保護者との情報交換など取り組んでいる。また、有害図書などが氾濫している中で、子供たちの生活も大変であると答弁。

このような問題は、人間的な欠如や人間形成の問題があり、学校教育だけでは限界がある。問題は家庭教育であるが、文部科学省の指導があるかとの問いに、基本法が改正になり、家庭教育の重要性が指摘されている。市町村と学校でどう対応するのがよいか課題であり、スクールソーシャルワーカーも問題解決方法の1つであると答弁。

東市来幼稚園の代替賃金の予算で、病休代替だが状況はとの問いに、疲労からの病気である。当初は10日間の予定だったが、3カ月の病休休暇である。しかし、現在勤務時間を調整して復帰のための勤務をしている。昨年は11人の園児だったが、ことしは20人であり、仕事に比重がかかっているのではないかと答弁。

地区公民館のテレビなどの整備は、市内全地区公民館に整備されたかとの問いに、市内の全地区公民館の26カ所の調査を行い、全地区公民館に整備が完了したと答弁。

地区公民館の使用について、飲酒などの取り扱いが違い利用に不平等がある。地区公民館として公平に利用できる見直しが必要ではないかとの問いに、地区公民館には使用条例がある。飲酒については、公民館活動に基づくものだけに制限しているが、統一はまだされていない。利用方法によってはクレームがある。利用実態を調べて検討すると答弁。

支所における組織改革により、教育委員会総務課と社会教育課と統合された。職員減により、業務に支障はないか、実態はとの問いに、行革によって2つの課が1つになり、事前に教育委員会で分掌事務の見直し、工事関係執行工事、叙勲取り扱い、職員履歴書の事務など、なるべく支所の事務を本庁に移している。課長の事務の比重は重くなったと思うが、事務に支障があるとは報告は受けていないと答弁。

各支所の現場の状況はとの問いに、支所窓口は社会教育と一緒にやり対応がふえており、事務量が減ったとは感じない。ちょっと大変である。係長が、前教育委員会で仕事をしており、非常に助かっておる。営繕で現場に出たりしていそがしいが問題はない。課長の負担が大きい、4月5月は総会が多く仕事で忙しい。人員不足を感じる。教育委員会総務課は2人体制で係長に負担がある。今のところ

やっとのところであると、それぞれの支所が答弁。

これに対し、行政改革も進めていく必要があり、今後仕事の見直しを行い、現場の意見を本庁に上げて改善を図るよう要望するとの委員からの意見がありました。

坊野委員会の統合による、統合前後の市からの予算の影響はどうか、6自治会の統合だが中心自治会はどこか、また会合などの参加状況はどうかとの問いに、坊野自治会は6自治会が統合したが坊野地区が中心で、旧自治会は班として運営されている。会合などの出席状況は、合併前と変っていないと思う。統合前後の市からの予算の影響は、統合によって5年間は、統合交付金を含めて市の負担金は幾らかふえるが5年後は減ると答弁。

坊野自治会は、地域がまとまり公民館に近いが、平鹿倉自治会は地域が離れているので会合の参加が悪いと聞く。統合は大事だが、地域の意見を十分聞いていただきたい。100万円の交付金の利用制限はあるのか、何でも使ってよいのかとの問いに、自治会統合交付金の使い方に制約はない。使い道は自由であると答弁。

公民館建設の補助金はとの問いに、公民館建設には社会教育課の補助金制度がある。新設の場合は限度額300万円で、通常この補助金を使う。コミュニティ助成事業に該当したらこれは出ないと答弁。

地区公民館の運営について、条例公民館と自治公民館と混同され、担当者の仕事が過剰だと聞かざるの問いに、4つの町が合併して同じ運営というのは難しく苦勞されるところもある。運営が動き出し、特に問題があるとは聞かないが、組織づくりに苦勞されたというのは聞くと答弁。

伊集院総合運動公園の屋外トイレはいつできるか、ドームにもよいトイレがあるがとの問いに、12月完成予定である。サッカー、

野球場など、屋外の利用者への対応であり、身体障害者への対応も含めて検討していると答弁。

以上のほか、多くの質疑がありましたが、所管の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第62号平成20年度日置市一般会計補正予算（第1号）の教育文化常任委員会所管にかかわる予算につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。（発言する者あり）

先ほどの説明の中で、少し発言の訂正をさせていただきます。最初の冒頭におきまして、本委員会を去る6月6日と申し、9日と申し（「6日」と呼ぶ者あり）6日と申し上げましたが9日でございました。失礼いたしました。

またそれから、先ほど坊野の自治会の統合につきまして、坊野自治会と申し上げるべきところを坊野委員会と申し上げたということでございますので、大変失礼をいたしました。ここで訂正をいたします。

以上でご報告を終わります。

○議長（畠中實弘君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○18番（坂口ルリ子さん）

総務委員長に、まちづくり交付金のことが何回か言葉として出てきましたが、たしかまちづくり交付金は時限立法で何年までか、金額も46億円だったと思いますがまだ残っているのか、そこ辺の話合いがあったら報告を求めます。

○総務企画常任委員長（佐藤彰矩君）

その件につきましては質疑はなく、協議もされておりません。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第3 議案第63号平成20年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第4 議案第66号平成20年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

△日程第5 議案第64号平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第6 議案第65号平成20年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（畠中實弘君）

日程第3、議案第63号平成20年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）から、日程第6、議案第65号平成20年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

本案について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉委員長中島 昭君登壇〕

○環境福祉常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となりました議案第63号、議案第66号について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る6月9日の本会議におきまして、環境福祉常任委員会に付託された議案であります。6月10日に委員会全員出席のもと、市民福祉部長所管課ごと、執行当局の出席を求め、本案に対する説明を受け審査いたしました。

以下、質疑、討論、採決の概要を申し上げます。

まず、議案第63号平成20年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額は既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,687万7,000円とするものであります。

本補正予算は、主に職員の人事異動に伴う人件費等であります。

一般管理費の旅費と負担金については、老人福祉法により施設長は社会福祉主事の資格を有することが必須であるため、今回そのための旅費と負担金の補正であります。

質疑に入り、前園長は退職まで残り1年であったが、園長だから社会福祉主事の資格取得のため長い間研修に行っていた。今年度も、園長に対し資格取得の研修である。所管外で

あるが、人事異動ごとに資格取得研修の予算が必要にならないような人事も必要である。失礼だが新園長は退職まで何年あるのかとの問いに、9年である。また、19年度までは半年かけて行ったが、20年度からは、4日間の面接授業には行くが通信教育で行うことになったので、業務に支障がないようにしたいと答弁。

青松園の問題点はどのように考えているのかとの問いに、施設は築22年である。最近では、見学に来られる方がユニット型の話がされる。入所者は9割が日吉地域の方である。また、待機者は40名ほどおられる。経営については、ユニット型がないことで介護報酬が引き下げられ収入が減ってきている。19年度は2,600万円の繰り越しが出たが、これは職員の半数が臨時職員による経営であることが原因である。このことが、園長として厳しいと感じているところであると答弁。

正職員と臨時職員の人数は何人か、また欠員数と臨時職員の定着状況、昇給はどうかとの問いに、職員は22名、臨時職員は25名である。また、欠員はない。定着状況は、旧日吉時代からの方が多く、10年20年の方もおられる。昨年10月、2名が入られたが、二、三カ月でやめるといったことはない。昇給はないと答弁。

以上のほか質疑がありましたが、市民福祉部長、青松園園長の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第63号平成20年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第66号平成20年度日置市立国民健康保険病院事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の予算は、既定の予算を357万

9,000円減額して3億5,898万3,000円とするものであります。

収入では、医業収益、国保診療報酬で、外来患者の見込み97人を3人減の1日94人としたための減額であります。

支出では、看護師1名の退職による給与等の減額補正であります。

質疑に入り、外来患者予定数を3名減とした根拠は何かとの問いに、19年度の実績と最近の外来患者数を考慮した結果である。19年度の実績では、平均外来が91名、入院が35名となっている。また、入院では本年3月、4月において1日40人を超えている。外来は、人口減や2週間処方から4週間処方に変更になったことなどが影響していると思えると答弁。

看護師が1名減とのことだが、今後どのように考えているのかとの問いに、施設基準で看護師の数は決まってくる。退職に伴い、現在募集をかけているが、夜勤ができる方の応募がなくゼロに近い。確保できない理由に、報酬が大きく影響していると思う。本町の方針もあるが、財政とも協議したいと思っている。病院は、診療報酬を上げるには看護師の確保が必要なため、今後も確保に努めたいと答弁。

以上のほか、質疑がありましたが、市民福祉部長、市民病院事務長の説明で了承し、審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で議案第66号平成20年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上、報告を終わります。

○議長（畠中實弘君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長重水富夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（重水富夫君）

ただいま議題になっています議案第64号

平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る6月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、6月10日、19日委員会を開催し、委員全員出席のもと、所管部長、課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

既定予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,807万2,000円を増額追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,140万円にしようとするものであります。

歳入で主なものは繰入金で、一般会計からの繰入金で、事業費増に伴う増額補正であります。

歳出では、下水道整備費の委託料で、公共事業等にかかわる10年ごとの事業再評価業務委託に伴う増額補正、工事請負費は、単独事業で県道改良工事が予定されている県道伊集院日吉線、郡地内の下水道管渠布設工事、同じく下水道管渠布設替工事にかかわる増額補正が主なものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

郡地区の推進工法にて布設した下水道管は今回の部分だけか、ほかにもあるのか、また個人の接続で工事費は個人負担となっているのかとの問いに、伊集院仙名線の200メートル先から推進工法で、ペリカン便のところまでしている。他の部分については、開削工法にて行っている。工事費は、取り付け管までが市の負担となっているとの答弁。

なぜ郡地区だけ推進工法を選択したのか、また工事費の関係はどの問いに、当時は開削工法で実施した場合、工事費が高くなることで県の指導もあり推進工法にした。サービス管については、1戸1戸出すとなると通常の場合7万円から8万円必要になる。今回の場合、本管が5メートル地下にあり、100万

円から200万円かかることになり非常に割高になるので、この県道改良工事を機に道路両側の歩道部分に周辺部をまとめてサービス管を設けるようにする。個人の取り付け管までは市の負担で行う。なお、補助事業として採択になるように現在県と協議中であるとの答弁。

サービス管は250ミリかとの問いに、経済性を考慮して年々縮小型になっている。150ミリでの施工と思うとの答弁。

公共事業などにかかわる事業再評価業務委託の委託先はどこになるのか、地元業者でできるのかとの問いに、前回平成10年度に評価を受けている。今回再評価である。事業効果等非常に複雑な長所を作成しないといけない。全国的に下水道を専門にしているコンサルタントになると思う。他の自治体様子を聞いたが、いちき串木野市や枕崎市も県外の全国規模の専門のところがよいとのことであったとの答弁。

つつじヶ丘団地の件であるが、国の補助金もついたと聞くが見通しはどうかとの問いに、前回の審議会でも現場にも行かないと状況がわからないということで、今回は現場に行き協議をしてもらう計画であるとの答弁。

以上のほか、質疑がありましたが、所管部長、課長の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第64号平成20年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

次に、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐藤彰矩君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐藤彰矩君）

ただいま議題となっております議案第

65号日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について報告申し上げます。

本案は、去る6月9日、本会議におきまして本委員会に付託され、6月11日、委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長、係員の説明を受け、質疑、討論、採決したものであります。

今回の補正は、給料、職員手当、共済費の減額については、市職員の1名減に伴うものであります。賃金の増額補正は、職員1名の減により吹上砂丘荘の事務が手薄になるということを考慮して嘱託職員を雇用するものであります。

また、給料から賃金までの増減を予備費で調整しています。

以上、当局の説明の後、質疑に入り、質疑の中で主なものを報告申し上げます。

まず初めに、嘱託職員について、どのような形態で募集をするのかの問いに対しまして、嘱託職員は4月から不在になっている。早く雇用をしたいと思っていたが、予算計上をしていなかったため、今回補正予算に計上したところである。できれば7月から雇用したいと思っている。募集については、職安等の手続もある。募集をかけて面接をした。今はパート賃金で見習いとして勤務してもらっている。補正予算が可決されたら嘱託職員としたいと思っているとの答弁であります。

次の質疑としまして、予備費をなぜ増額をしないといけないのかの問いに対しまして、予備費で調整した理由は、収入の増減がないためであるとの答弁であります。

次の質疑としまして、減額補正をする方法もあるのではないかと認識してよいかの問いに対しまして、補正予算を計上したのは5月の段階であった。4月の売り上げで年間

の収入の増減をするというのは難しい。収入の増減を見込むことができれば、3月に限らず増減を伴うことも必要かと思うという答弁でございます。

次の質疑としまして、砂丘荘の運営上の問題などがあるか、この問いに対しまして、昼のランチメニューが1,500円の1種類で限定30食であった。売り切れると食べるものがない。吹上地域の方から直接意見があった。地元業者との競合を避けないといけないという配慮が必要だと思い、地元では競合しないようなメニューとなり、高い価格になっていた。安いものを出すと、地元にお客さんが流れないということになるが、昼食をとれない状況なので、5月末から800円、1,000円のランチを加えた。今現在3種類のランチを用意している。800円、1,000円のランチについては、限定はないという答弁でございます。

そのほか質疑がありましたが、省略いたします。

以上、質疑を終わり、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（畠中實弘君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから議案第63号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号は委員長報告のとおり決定することに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 陳情第3号畜産危機突破に向けた畜産政策・価格に関する陳情書

△日程第8 要請第1号農業委員会の必置規制の堅持に関する要請

○議長（畠中實弘君）

日程第7、陳情第3号畜産危機突破に向けた畜産政策・価格に関する陳情書及び日程第8、要請第1号農業委員会の必置規制の堅持に関する要請の2件を一括議題とします。

2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長重水富夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（重水富夫君）

ただいま議題となっております陳情第3号畜産危機突破に向けた畜産政策・価格に関する陳情書について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月27日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていた分であります。

6月10日に委員会を開き、審査し、討論、採決をいたしました。

陳情の趣旨は、現在の原油価格や飼料価格などの諸資材費の高騰などに伴い、生産コストが増大している。畜産農家は徹底的なコスト削減に取り組んでいるが、既に努力の限界を超えて極めて厳しい経営を強いられている。

また、後継者減少、高齢化の進行などにより、依然として生産基盤の脆弱化が進んでおり、加えてWTOや日豪EPAの本格交渉など、不安要素は増すばかりである。

このような中、畜産農家の経営・所得の安定を図るため、飼料価格高騰対策や畜種別経営安定対策、生産性向上に向けた取り組みの充実強化が緊急かつ最重要であり、今後とも将来にわたり、意欲を持って安心して畜産に取り組める万全な対策が必要である。

このような実情をご賢察いただき、本県の畜産を守るため、将来が展望でき、かつ畜産農家の経営安定と生産基盤の維持が図れるよう施策の確立に向け、政府へ意見書の送付を要請するとのことでもあります。

続いて、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、農業委員会の必置規制の堅持に関する要請書でございます。

ただいま議題となっております要請第1号農業委員会の必置規制の堅持に関する要請について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月27日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていた分であります。

6月10日に委員会を開き、提出者である農業委員会事務局長の説明を受け、質疑、審査し、討論、採決をいたしました。

要請の趣旨は、国が設置している地方分権改革推進委員会での中期的な取りまとめの中で、「現在の農地法による農業委員会の必置規制を廃止し、地方自治体が実情に応じ農業委員会の設置を任意に決定できるようにすべき」との指摘があった。

今回の指摘は、農業者の公的代表である農業委員会の役割・機能を否定するものであり、断じて容認できるものではない。

農業委員会は、政府の食料・農業・農村基本計画において、「農地の確保・有効利用」、「担い手の確保・育成」という重要な使命を

担っており、今後の遊休農地の発生防止・解消や担い手の農地利用集積などの強化が期待される。

以上のことを踏まえ、農業委員会の必置規制が堅持されるよう、政府へ意見書の送付を要請するものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

要請書は全国一律なのかとの問いに、文書は国の農業会議所から県の農業会議を経て、市町村の農業委員会へ来ているとの答弁。

次に、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第3号は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号畜産危機突破に向けた畜産政策・価格に関する陳情書は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、要請第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから要請第1号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。要請第1号は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、要請第1号農業委員会の必置規制の堅持に関する要請は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

△日程第9 請願第1号自校方式学校給食の存続を求める請願

△日程第10 請願第2号教育予算の拡充を求める請願

○議長（畠中寛弘君）

日程第9、請願第1号自校方式学校給食の存続を求める請願及び日程第10、請願第2号教育予算の拡充を求める請願の2件を一括議題とします。

2件について、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長西菌典子さん登壇〕

○教育文化常任委員長（西菌典子さん）

ただいま議題となっております請願第1号自校方式学校給食の存続を求める請願の採択について、教育文化常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る6月9日の本会議において本委員会に付託され、6月11日、委員全員出席のもと委員会を開催し、紹介議員であり、本委員会委員でもある坂口ルリ子氏と執行当局双方の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

請願の提出者は、自校方式学校給食の存続を求める日吉、吹上地域住民の会代表、日置市日吉町日置2031の山口陽規氏で、436名の署名を添えての請願であります。

請願の趣旨は、平成20年度に地質調査と設計委託の吹上中学校敷地内に建設予定の仮称日置南給食センター建設に対するものであります。

国を挙げて食育の大切さを訴える現状の中で、調理する方々の愛情や温かさを感じて、子供たちは毎日おいしい給食をいただきながら、仕上げまでのひとしおまでの真剣に行き届いた自校方式の給食は、日吉や吹上のよさであり、宝である。自分たちで育てた野菜を給食で使い、ごちそうさまでした、ありがとうございましたという相手が身近なところにおいてこそ、食育ではないだろうか。そのような自校方式の給食を子供たちから奪ってほしくない。市当局が一方的に押し進めるのではなく、保護者や子供たち、地域住民が納得できるように努力してほしいというものであります。

また、請願事項に、給食センターの計画の中止、自校方式学校給食の存続、保護者、子供たち、地域住民が納得できるよう努力していただきたいとしております。

執行当局からの説明の要旨は、日吉、吹上地域の学校給食の現状については、昨年からの委員会の所管事務調査や議会の一般質問もあった。特に日吉地域の単独自校方式については、施設がかなり老朽化している。保健所の年1回の抜き打ち検査で施設の早急な改善を求められている。特に日吉中については、校舎が古く、耐震の関係で改修の建築確認の許可がおりず、新築せざるを得ない状況である。また、吹上地域についても、伊作小が調理室に隣接しているトイレがあり、衛生管理上の指摘がある。

このような経緯があつて、日吉と吹上地域は一緒に抜本的な解決策として給食センター建設しかないという結論になり、3月議会に設計委託の予算をお願いした。

その後、3月議会で予算の議決を受けて、

4月から5月に両地域のPTA総会と5月に各PTAの役員の方々や校長、教頭、学校栄養士にそれぞれ詳しく説明会を実施している。この中の説明会で、日吉地域で給食用の食材の納入についての不安があるとのことだったが、東市来、伊集院と同様、希望される方は食材を納入できるように配慮、また栄養士から、給食費の取り扱いや配送問題、調理上の構造の関係についての質問があった。今計画段階であり、設計の段階で意見などを聞くという内容でありました。

委員から、学校での説明会での反応はどうであったか。どんな質問が出たか。署名の数はとの問いに、吹上地域では、給食の配送関係に質問があったが、花田、和田、伊作小は現在給食の配送をしているため、特に異論はなかった。日吉地域は、学校でつくった食材の利用、建設費の関係、配送に時間がかかるのではないか。吹上から20分で来れるのか。給食費の関係は。吹上の業者が優先的に食材の納入がされるのではないか。各学校にコンテナ置き場の設置が必要ではないか。デザートの日ケーキが従来どおり納入できるか。日曜日の参観日の給食はできるか。扇尾小の給食室は新しいが、どうするのか。建設説明が遅いのではないか。学校で食育推進してきたが、その取り組みができなくなるのではないかなどの質問が出た。署名の数は436名で、市内421名、市外15名であると答弁。

委員から、関係者に説明をちゃんとしてきたか。また、除去食などの対応はできるのかとの質問に、住民への説明はこれまでもだが、これからの行政にとっては必要である。基本的には、給食センター建設は委員会を立ち上げて検討してきているが、今回は施設の老朽化が思った以上に大変な状況である。また、給食センター建設がまちづくり計画にのって、建設工事費3億円近い財源が必要であ

るのに対し、財源のめどや議会の決定などができていない状況で市民に話してよいか、執行部でも検討したところである。

また、センター建設については、19年度ごろ委員会でも報告し、一般質問でも昨年2回ほど取り上げられ、教育長からもセンター方式を検討していると回答している。住民への説明については、実際スタートするのは2年先で、十分説明する時間があり、これから具体的に素案ができたなら、保護者を初め、関係者に説明して理解を求めていく。また、調理員のこれから退職される問題を解決するにも、センター方式であり、また建設場所については、吹上地域がよいという結論になった。これからの施設は、法律が改正され、すべてドライ方式になっていくので、アレルギー対応もできる施設となり、安全な食事が今まで以上に十分可能になると思うとの答弁がありました。

紹介議員のほうから、何をつくるにも、当局が決めてから後で説明して建設するのではなく、まずは保護者など関係者に説明してから事業に着手することが大事である。このことは、光ケーブルの25億円の多額の経費を要する事業など、計画が先にありきである。住民が主人公であり、住民に理解していただいてから事業を行う、この基本線に立たなければいけない。今回の給食センターも同じ、住民に説明して理解していただき、建設する手続が必要である。これも吹上、日吉の学校の合併の前提として受けとっている人もいる。自校式の給食がどんなによいものか、十分体験している。例えば、アレルギー、アトピーなどの対応も自校方式なら除去食の対応などもとれる。このようないろいろなメリットがあるなどの説明がありました。

委員からの意見として、学校給食の衛生管理は非常に厳しくなっている。老朽化した施設を一時的に補修しても、コスト面もなかな

か厳しい。ただ、署名が436名ある。地元食材使用などの心配をされているので、納入や衛生面など、関係者に十分理解していただける説明をしてほしいとの意見がありました。

審議を終了し、討論に入り、賛成・反対双方の討論があり、採決の結果、反対多数で不採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、議題となっております請願第2号教育予算の拡充を求める請願について、教育文化常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る6月9日の本会議におきまして本委員会に付託され、6月11日、委員全員出席のもと委員会を開き、紹介議員の坂口洋之氏に出席いただき、説明を受け、あわせて本市の状況を執行当局から説明を受け、質疑の後、討論、採決をいたしました。

請願書の提出者は、日置市日吉町日置1446の3、山下博司氏であります。請願の趣旨は、子供たちに豊かな教育を保障することは、社会基盤づくりにとっては極めて重要なことであるが、義務教育費国庫負担金の負担割合の縮小や地方交付税削減、厳しい地方財政状況から、自治体における教育予算確保が難しくなり、教育条件の自治体格差が広がってきている。また、低所得者層の拡大、固定化が子供の教育格差につながってきている。

一方、学校現場では、多忙で子供と向き合う時間が限られて、教職員の勤務実態の改善が緊急課題である。そのような現状に踏まえ、教育予算を国全体としてしっかり確保・充実させる必要があるため、教職員定数改善計画の実施、義務教育費国庫負担制度の堅持、教育予算の充実のための交付税を含む国の予算の拡充を求める意見書を政府に提出することを含意とするものであります。

執行当局から、日置市の現状として、一般会計予算削減の中、多額の財源を伴う校舎建

設など、教育予算についてはそれなりの確保がされている。全体的には4%削減であるが、教育予算は1.8%の減にとどまっており、予算に配慮しているとの説明がありました。

紹介議員のほうから、鹿児島県は財源が厳しく、小規模校が多いため、都市部に比べ苦勞している。また、補助金から一般財源化されていても、自治体によっては確実でない。この請願に関しては、県内35自治体が採択し、5月には九州市議会議長会でも採択されているなどの説明がありました。

審議を終了し、討論に入ったところ、趣旨はよくわかるが、教育とは、予算をつけるだけでよいのか、もっと精神的な人間形成というものの必要性があるのではないかという旨の反対討論。また、風格ある教育のまちとしての日置市として大切なことであるという旨の賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

○議長（畠中實弘君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

これから請願第1号について討論を行います。討論はありませんか。討論がありますので、発言を許可します。委員長の報告は不採択です。最初に、請願第1号を採択することに賛成討論の発言を許可します。

○18番（坂口ルリ子さん）

委員長がもう詳しく、詳しく報告して、私も賛成討論の中身が重なるかもしれませんが、私はこの請願を継続するように賛成討論をいたします。

自校方式の学校が県下まだ相当残っておりますが、だんだん減りつつある。日吉町など

は今まで自校方式の給食をずっと食べてきたということは、本当に日吉町の子供、自校方式の子供は幸せだったと思っております。過去に自校方式がセンターになるときは、あちこちの学校ではやっぱり自校方式がいいということで反対運動が起こっていることを私は長い教職経験から知っております。

それで、今度3月当初予算に1,064万円という建設委託費がいきなりついて、びっくりしました。住民は知っているだろうか、保護者は知っているだろうか。知りませんでした。それで、4月のPTA総会などで説明を受け、保護者、いろんな人も驚き、このまま私は、日吉町の人たちは本当に純朴というのか、何というのか、反対もしないでするっと通してしまうのかなと思っていたら、やはりおかしいという人たちもいまして、署名が430何人も集まったということ、本当に短期間にお母さん方が頑張ったことを高く評価したいと思います。

それで、私が、委員長も言いましたように、こんな初めに予算ありき、後で父母に説明して納得してもらおうというような、こんな方式は変えていかないと、次々こんなことが日置市では起こっている。3億円という大きな金を使い、給食センターがスタートするのはあと2年後だから、その間に親に納得してもらおうというような答弁でありましたけれども、これは住民無視の逆立ちではないかと思いません。

それで、日吉町、吹上町は小規模校が多いわけですが、これを通してしまおうと、また上で決めて、学校統合なんかも納得してもらおうというようなことを私は不安に思っております。

この署名を生かし、やはり一たん白紙に戻し、あと5年ぐらいしてからしようというような声も聞いていましたので、とにかく急ぎ過ぎているように私は感じます。十分住民が

納得、理解してからスタートしてはと思ったりもしておりますが、反対がある以上、急ぐ必要はないのではないかと思いますので、この請願に賛成をいたします。白紙に返して、賛成して、委員会も当局も考え直してほしいと思います。

以上です。賛成討論を終わります。

○議長（畠中實弘君）

次に、請願第1号を採択することに反対討論の発言を許可します。

○10番（大園貴文君）

私は、請願1号に反対の立場で討論いたします。

本請願は、日吉、吹上地域小中学校の合同調理場建設に対し、自校方式学校給食の存続を求めているものでありますが、現在の各学校における調理場の施設は、老朽化による施設整備が衛生面を含め、保健所などから改修・改善が求められていることから、20年度当初予算で可決された合同調理場建設計画により、施設整備を図り、22年9月に供用開始する計画であります。

施設整備により安全面、衛生面に適合させ、人件費の節約を行い、健全な運営を進めていくものであります。

また、請願にあります保護者、子供たち、地域住民の方々に求められている説明会については、4月、5月のPTA総会で施設整備の必要性と計画について説明されております。

今後につきましても、食育の重要性に十分考慮する中で、納得のいくセンター方式のあり方を地域の方々とともに進めていきたいということでもあります。

以上申し上げ、請願1号に対して反対の討論といたします。

○議長（畠中實弘君）

ほかに討論はありませんか。

○5番（坂口洋之君）

請願第1号自校方式学校給食の継続を求め

る請願について、賛成の立場で答弁をいたします。

これまで日吉地域の自校給食の存続について、私自身も訴えてまいりましたが、行政が進める日吉、吹上地域の給食センター化については、施設の老朽化と衛生面という観点で何らかの対応をしなければならないということは十分理解できます。

全国的に見ても、自校給食からのセンター化は、保護者などの反対も当然予想され、保護者の意見も賛否両論があり、慎重に対応しながら進めるべきではなかったかと思えます。

3月には設計委託料1,264万円が計上されたわけではありますが、4月には保護者への説明会というよりも、議会で決定したというだけの経過説明と中身がメインだったように思います。そういう意味でも、保護者への理解を得ながら予算計上が必要ではなかったかと思い、今回の請願第1号自校方式学校給食の存続を求める請願については、賛成の立場で討論いたします。

○議長（畠中實弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

なければこれで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中實弘君）

起立少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時からといたします。

午後0時06分休憩

午後1時00分開議

○議長（畠中實弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願第2号について討論を行います。討論はありませんか。討論がありますので、発言を許可します。委員長の報告は採択です。最初に、請願第2号に対する反対討論の発言を許可します。

○16番（池満 渉君）

教育予算の拡充を求める請願の採択に対する反対の討論をいたします。

請願趣旨の冒頭に、子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なこととあります。子供たちは、我が国の将来を担う宝であり、あらゆる面で可能な限りのバックアップ体制を築き、応援することには全く同感であります。

しかしながら、今学ぶという意味で学校に通えない、上級校に進学できないという現象が私たちの周りに実在するのでしょうか。今よりも財政が厳しかったであろう時代、1クラス50人を超える子供たちが、古ぼけた木造校舎で学び、ノートすら満足に買えない友達もありました。もちろん、就学援助制度もなかったし、親の所得の違いでみずから希望する進路をあきらめ、与えられた場所で精いっぱい人生を切り開いた先輩を私は大勢知っております。そして、この世代の方々が今の日本を築いてきたのです。

請願内容の一つ、義務制第8次、高校第7次教職員定数改善計画の実施は、数の問題より、質の問題でもあります。参考として、平成18年の教職員の勤務実態調査の結果が示され、1人当たり月平均34時間の勤務超過とありますが、これは月20日勤務として1日1.7時間であり、週休2日の実態を考慮すれば、世間並みと言わざるを得ません。これらの事情を加味して、教員は公務員の中でも高い給与水準が設定されているのではないのでしょうか。

私は、小、中、高校に子供がいますが、5時過ぎに帰る先生も少なくありません。忙し過ぎて、子供と向き合う時間の確保が図れないとありますが、私の子供の担任は、昼休みなど時間いっぱい子供たちとサッカーを楽しみながらも毎日子供の様子を記録した日記帳の交換をし、むしろ教職であるがゆえの忙しさを楽しんでおります。

また、これまで先生方は勤務地に住居を構えて、学外でも子供と向き合う時間を確保してきました。理想的には、自治体の財政力や保護者の所得の違いによって教育水準に格差があってはなりませんし、憲法26条ですべて国民は法律の定めるところによりその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有するとありますが、現状はこれらを逸脱したレベルではないと確信をいたします。

親は、子供の教育のためには最大限の努力をするのが当然ですし、自治体間の格差を教育水準の格差というならば、財政力がそう高くない我が日置市においても要保護の制度や奨学金制度も世間並みには整備をされております。また、平成20年度予算も厳しい中、市全体としては4%の減額でありながら教育予算は1.8%の減にとどまっております。

先ごろ、東京秋葉原での悲しい事件がありました。また、各地でいたたまれない事件が発生していますが、原因は定かではありませんが豊かになったのは物だけであり、心を忘れ去った日本の構図があるように思えてなりません。

財政が厳しい国に予算の拡充を求めることは、置きかえれば同じように財政難の自治体に住民、各種団体が予算の拡充を求めることと同じであります。国に予算の拡充を求める前に、限られた中、与えられた範囲でもっとできることが、やらなければならないことがあると思います。権利の主張の前に、義務としての私たちの自助努力の必要性を訴えて反

対の討論といたします。

○議長（畠中實弘君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○5番（坂口洋之君）

私は、請願第2号教育予算の拡充を求める請願について、賛成の立場で討論させていただきます。

この請願は、学校教育予算の拡充を求める旨の請願であります。子供たちに豊かな教育を保障するのは、社会の基盤づくりに大変重要であります。しかしながら、義務教育費国庫負担の割合が2分の1から3分の1に削減され、その差額が一般財源化され、財政のよい自治体と厳しい自治体で教育整備やさまざまな事業に格差が生じております。

また、経済的な格差が広がり、低所得者が広がり固定化されつつあります。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって教育水準に格差があってはなりません。学校のゆとり教育も見直しが検討され、子供たちの授業時間もふえることも当然想定されます。今でも学校現場は多忙化で、子供たちとゆっくり向き合う時間も限られています。そういう意味でも、教育予算の拡充と教職員の定数増が今求められております。

鹿児島県は財政も厳しく、小規模校が多く、都市部の学校と比べても学校整備やそれに伴う備品、消耗品などの限られた予算でやりくりしてるという、そういった状況もあります。

この請願は、鹿児島県内でも35の自治体で採択、一部採択されており、九州議長会でも採択されております。その必要性を感じ、この請願に賛成といたします。

○議長（畠中實弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで討論を終わります。

これから、請願第2号を採決します。この

採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中寛弘君）

起立多数でございます。したがって、請願第2号教育予算の拡充を求める請願は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第11 意見書案第1号畜産危機突破に向けた畜産政策・価格に関する意見書

△日程第12 意見書案第2号農業委員会の必置規制の堅持に関する意見書

○議長（畠中寛弘君）

日程第11、意見書案第1号畜産危機突破に向けた畜産政策・価格に関する意見書及び日程第12、意見書案第2号農業委員会の必置規制の堅持に関する意見書の2件を一括議題とします。

2件について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔産業建設常任委員長重水富夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（重水富夫君）

ただいま議題となっております意見書案第1号畜産危機突破に向けた畜産政策・価格に関する意見書について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択されました陳情第3号の願意が、関係機関への意見書提出でありますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここに提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、本県の畜産は全国屈指の規模とレベルに達しており、本県農業の主軸として地位を占めています。

しかし、現在の原油価格や飼料価格など、諸資材費の高騰などに伴い生産コストが増大しており、既に自助努力の限界を超え危機的状况に直面しております。このような中、飼料価格高騰対策や畜種別経営安定対策、生産性向上に向けた取り組みの充実・強化が最重要であります。

このような観点から、今後とも国の政策支援の強化がぜひとも必要であり、本市の畜産守るため、将来が展望できかつ畜産農家の経営安定と生産基盤の維持が図れるような施策の確立をされるよう、政府へ意見書を地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣、外務大臣、厚生労働大臣であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

続きまして、意見書案2号農業委員会の必置規制の堅持に関する意見書案について趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択されました要請第1号の願意が、関係機関への意見書提出でありますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここに提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、現在内閣府が設置している地方分権改革推進委員会の中間的な取りまとめによると、「農地法による農業委員会の必置規制を外し、地方自治体が実情に応じて設置を任意に決定できるようにすべき」との指摘があった。

農業委員会は、「農地の確保・有効利用」、「担い手の確保・育成」など重要な使命を担っており、農地政策の遊休農地の発生防止、解消や、担い手の農地利用集積などの強化が期待されています。

このような観点から、今後とも農業委員会の必置規制が堅持されるよう政府へ意見書を

地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第1号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第13 意見書案第3号教育予算確保に関する意見書

○議長（畠中實弘君）

日程第13、意見書案第3号教育予算確保に関する意見書を議題とします。

本件について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔教育文化常任委員長西園典子さん登壇〕

○教育文化常任委員長（西園典子さん）

ただいま議題となりました意見書案第3号について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど、採択されました請願第2号教育予算の拡充を求める請願の願意が、関係機関への意見書提出でありますので、所定の賛成者を得て、日置市議会会議規則第14条の規定により、ここに提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで、朗読は省略させていただきますが、地方自治法第99条の規定により、政府などへの意見書を提出するものであります。

送付先は、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣であります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

これから意見書案第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第3号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第3号について討論を行います。討論はありませんか。討論がありませんので、発言を許可します。最初に反対討論の発言を許可します。

○16番（池満 渉君）

先ほどの、請願第2号で私は採択に反対をいたしました。反対理由で述べましたけれども、その内容は同一でございます。よって、意見書の提出についても反対をいたします。

○議長（畠中實弘君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○5番（坂口洋之君）

私は、意見書案第3号教育予算確保に関する意見書について、賛成の立場で討論いたします。

趣旨に関しては、先ほど述べました教育予算の拡充を求める請願の趣旨と同様でございます。よって、その請願に賛成といたします。

○議長（畠中實弘君）

ほかに（発言する者あり）（「意見書案」と呼ぶ者あり）はい。

○5番（坂口洋之君）

訂正いたします。教育予算確保に関する意見書案に賛成といたします。

○議長（畠中實弘君）

はい。意見書案に賛成ですね。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中實弘君）

起立多数です。したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第67号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（畠中實弘君）

日程第14、議案第67号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第67号は、日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。

職員の公金横領という不祥事により、市民の信頼を損ない、迷惑をかけたことを深くおわびいたします。とともに、特別職としての監督責任を重く受けとめ、みずからを処するため給料を減額することについて条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

なお、今回の事件発生後、課長補佐以上に訓示を行い、さらに再発防止委員会を設置し、再発防止への改善策を検討したところであります。

改善策といたしまして、日置市職員不祥事再発防止委員会の設置、通帳と印鑑の管理の徹底、伝票処理の導入、月に1度の部長等における定例監査及び随時監査、金融機関への残高証明添付での決算監査体制の強化を、方向性としても出したところでございます。

今後は、より一層再発防止と公務員倫理の徹底に努め、職員一丸となって市民の信頼回復に取り組んでまいります。

改正の内容につきましては、総務企画部長

に説明させますので、ご審議をよろしく願
いいたします。

○総務企画部長（池上吉治君）

議案第67号につきまして、別紙によりま
して補足説明を申し上げます。

日置市長等の給与の特例に関する条例の一
部を改正する条例といたしまして、まず附則
第1項、第2項に見出しがございませんでし
たので、今回条文整理といたしまして見出し
を、施行期日並びにこの条例の執行の見出し
をつけることといたしました。

それから、附則の後に3項、4項の2つの
附則を追加することといたしております。

経過措置といたしまして、まず3項でござ
いいますが、平成20年7月1日から平成
20年9月30日までの間における日置市長
の給料の額は、第1条第1項の規定にかかわ
らず日置市長等給与条例第2条第1項に定め
る額に100分の60を乗じて得た額とする。
この項を加えるものでございますが、これま
で日置市長の給料につきましては、100分
の10を減じておりました。

今回、7月から9月までの3カ月間、
100分の30をさらに減じようとするもの
でございます。したがって、その7月から
9月までの3カ月間は100分の60を支給
をするという項でございます。

それから、次に4項でございますが、4項
は副市長の給料の額でございます。これまで、
副市長は100分の5を減じておりました。
今回、7月から9月までの3カ月間、
100分の20を更に減ずるものでございま
す。したがって、3カ月間は100分の
75とするものでございます。

ちなみに、減額する額でございますが、今
回の減額の市長の100分の30に当たる額
としまして月額25万8,600円、その
3カ月でございますので77万5,800円
となります。

副市長につきましては、20%の額が月額
で13万1,400円、これの3カ月でござ
いますので39万4,200円となります。
この額をさらに減ずるとい改正でございま
す。

附則といたしまして、この条例は平成
20年7月1日から施行するというものでご
ざいます。よろしくご審議をお願いいたしま
す。

○議長（畠中實弘君）

これから、議案第67号について質疑を行
います。質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

私は、議案第67号に対し、5点ほど3回
に分けて市長に質疑いたします。

まず、第1回目、1問目、本市と同じよう
な不祥事を起こした曾於市の場合、事件発覚
後早い段階で、議長に詳細は別にしてまず報
告し、6月10日午前中に処分案を決定し、
すぐ同じ日の午後に全員協議会を開催して、
市長が市議会議員全員に報告するとともに陳謝
しております。

しかも、すぐに再発防止委員会も設置して、
その最初の全協で再発防止対策の全体の方向
性と概略だけまず発表しており、それを全議
員も理解し、納得し、了承して賛同し、反対
する議員は一人もいなかったというふうに聞
いております。

そして、最終本会議の6月26日に、その
再発防止委員会の細かい検討結果を報告し、
そして、さらに職員にも、その内容を刻した
ものを取り組んでいくように市長みずからが
全職員に強く指示しております。

しかしながら、本日置市の場合は、6月
19日に懲戒審査をしておりますながら、全協で
全議員に報告されたのは6月23日、しかも
それまでに再発防止委員会も設置しておらず、
それを設置したのは全協の翌日の6月24日
であります。

しかも、我々が議決に際し有力な判断材料の1つにするその改善策は、6月27日10時からの議会運営委員会には間に合わず、議会からの再々の要望により、ようやく具体的に用紙に書いて、6月27日の夕方ようやく全議員に配付されました。

初めてこのような不祥事を経験した曾於市は、担当の総務課を初め市長以下一丸となって、本当に真剣にその善後策を早目早目に検討し実行して、逐一議会側にも報告し、了解を求めています。

しかしながら、本市の場合、平成17年5月の不祥事に続き2回目であるにもかかわらず、その対応が後手後手で生ぬるく、この先も思いやられると強く非難されても仕方のない状況であります。しかも、議会を軽視しており、議決機関である議会に対する配慮が足りないと言われても仕方がないのではないのでしょうか。この点、市長はどう思い、どう反省され、どう立て直して改善していかれるつもりかお答えください。まず1問目。

以上。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、私どもの方は発生の中におきまして懲罰委員会をした後に議会にご報告したということで、曾於市と前例が違ったわけございまして、このことにつきまして、大変議会の方にも早く、起こった時点でお話をすべきだったというふうに反省しております。

今後、やはり議長とも十分相談させていただきながら対応していきたいというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

じゃ、2回目。2問目。今回、懲戒免職された職員の、事件を起こした当時の上司であった部長、課長はそれぞれ10分の1の1カ月の給料カット、課長補佐は20分1の1カ月の給料カットをするということでありまし

た。

このことは、3人には既に通達済で、今回はもうどうにもならないかもしれませんが今後のこととして、直接当事者を管理監督する直接の責任のあるこれら3人の処分は、今後はもっと厳しくする必要があると思います。

これは、市長の腹一つで決めていくことができると思いますので、今後直接の管理監督する監督者にももっともっと緊張感を持たせ、管理監督の責任の重大さを強く認識させるためにも今後は20%から30%ぐらいの減給を考えていくべきだと思いますがどう考えられますか、教えてください。これ2問目。

以上。

○市長（宮路高光君）

基本的には、懲戒審査委員会の方でこのことは最終的に決定するわけでございますけど、地方公務員法このこととも十分ちょっと照らし合わせながら、それぞれの減給について今後十分検討させていただきたいというふうに思ってます。

○13番（田畑純二君）

じゃ3回目、最後です。3点まとめて質問いたします。3番目、改善策として具体的にもっと厳格に、月1回課長が関係通帳のコピーを事細かに完璧にチェックして、その結果を部長、支所長を通じて議会サイドの方にも月1回の全員協議会で必ず報告することを義務づける、このようにしたらどうでありましょうか。市長の確認をお願いいたします。これはまず3問目。

4番目、懲戒免職された職員が所属していた日吉支所地域振興課は、業務に大きな支障を来たしているようですので、後任の職員はどのように考えられますか。後任人事をお知らせください。これは4番目。

5番目、最後です。これらの改善策、再発防止策は、具体的にいつから実行する予定ですか、資料はありますけどその時期が書いて

ない。また、これらの物理的対策、改善は、別紙資料のごとく述べられておりますが、肝心の職員に対する精神的な再発防止策、精神的なケア、そして人材をどうしていかれるつもりか、人材育成をどうしていかれるつもりか、市長の方針を具体的にわかりやすくお聞かせください。

といいますのも、これとは別に初めて先ほどの全員協議会でも報告があったわけですが、日ごろの職員の勤務態度として非常に残念でならないのであります。勤務時間中にやってはならないことを一部の職員がやっている、普通の常識では考えられない、信じられないようなことも最近耳にするからであります。今後の職員に対する物心両面からの再発防止策、綱紀肅正がぜひ必要と思いますので、あえてこの点をこの場でお聞きいたします。

さらに、前回、平成17年5月に発生した本庁職員による不祥事発生直後に、議会が設置しました公共工事不正再発防止等調査特別委員会の委員長報告が平成18年3月30日の本会議においてなされて、再発防止策が具体的に提言されております。

しかしながら、残念ながら今回の不祥事発生はこの提言が無視され、実行されていなかったことが証明されたともいえます。今後、よほどいろいろと本格的に改革していかないと、同じことが三度起こることも残念ながら十分予想せざるを得ません。

市長は、前回の教訓が生かさず、また今回不祥事が起きてしまった原因をどのように分析、反省され、今後の対策にどのように生かされ、今後どのように改革していくつもりであるか、市民にもわかりやすいように具体的に答弁願います。

以上。

○市長（宮路高光君）

全協の方でも答弁させていただきました

おり、特にこの議会からの再発防止策を含めた中におきまして、外部団体におきましても部長、また副市長の方が年1回という回数の中でこの検査をしておりました。

さっきも申し上げましたとおり、今回月に1回部長がそれぞれの通帳を確認することにしたというふうに思っております。やはり、1年という中におきまして、いろいろなことが起こる可能性というのが強うございましたので、一番今回の改善点におきましては、月に1回通帳管理を含めた中で部長が確認し、87の団体等がございますのでその月ごとの決裁を部長がいたしまして、議会の方にそういう報告と言いますか部長の報告済といえますか、そういうものにつきましては報告はできるというふうに思っております。

また、職員の体制でございますけど、今日吉支所長とまた総務課の方で、体制的なものにつきまして今十分検討をしておるところでございます。

また、期日でございますけど、6月27日に最終的に委員会をいたしましたので、27日からこの施行はするというところでございます。

今後、やはり勤務態度を含めた中におきまして、いろいろと問題があったということでございますので、かね日ごろやはり上司を含め同僚、やはりそういういろいろな意見がとおり、また私どもの方もやはりきちっと日常行動といえますか、こういうものも把握しながら今後再発防止の方に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○24番（谷口正行君）

ちょっと伺いたいと思います。私は、いつも口を酸っぱくして職員の綱紀に対する認識が甘いと言っていたわけですが、

まさにそれを裏づけるようなことになったわけでありませう。

条例の一部改正でありますけれども、なぜ30%減額なのか、なぜ3カ月なのか、このことから辺の市長の考え方をちょっと伺っておきます。

それと、私は本来この条例改正、この問題で給与のカットで済む問題ではないとこのように思っております。なぜこのようなことが起こったのか、それを徹底して調査するのが先ではないかとこのように思っております。その原因を究明するべきだと。

市長にしてみれば、この報酬のカットはやはり自分の責任というものを深刻に考えて、せざるを得ないというような状況にあるかと思っております。市長の気持ちもよくわかりますけれども、でもやはりこれは私は再発防止にはならないと。それが証拠に、前回もこれ同じことで全く、またこうなってしまったわけでありませう。

だから、私は給与のカットよりも今後なぜ、今後どうしても起こらないようにするその市長からの確証をいただきたいというような気持ちであります。

こういった問題は、ややもすると執行部だけの問題であるというようなことも耳にすることがございます。でも、やはりこういった問題が起こってしまうと、これはもう議会も当然これは責任がございませう。よって、そこには議会はどのようにするのかというようなことを問われるわけでありませう。また、今度も給与のカットで済むのかというようなことにもなるわけでありませう。

議会が、3年前これと全く同じことを議決したわけでございますけれども、議会の議決に対して市長はどのように考えておられるか、とりあえず伺っておきます。

それと、今後もう絶対、いろんな策を練っておられるようでありませうが起らないのか、

また起こったらどうするのか、また給与のカットで済むというようなことになるかと思っておりますけれども、その辺のことをちょっと伺っておきます。

○市長（宮路高光君）

この30%、3カ月ということでございませうけど、どれだけ一つのこの責任ある中でこの数字でございませうけど、基本的には曾於市のこと等を参考にさせていただきました。

今ご指摘のとおり、このカットの中で責任ということは終わるといことは思っておりせん。特に、17年の5月に起こり、約3年後にこのような職員の不祥事ということでございませう。

特に、今回再発防止委員会等もまた設置し、今先ほど改善策等も述べさせていただきました。今回、こういう起こった原因ということもいろいろと再発防止委員会の中でも、今後ともやはり十分論議をしていきたいというふうに思っております。

次のことはわかりませうけど、やはりこのように起こらないよう、やはり全員で一つの公務員としてのモラルがどうあるべきなのか、やはり毎日そういう徹底した形の指導というのをやっていく覚悟でございませう。

○24番（谷口正行君）

議会の議決のことを言われなかつたようでありませうが、それと今後のこの外郭団体の会計の取り扱いというようなことである今説明がございましたけれども、再発防止委員会の設置とか、あるいは月ごとの監査とか検討されておりますけれども、もちろん何も無いよりはいいわけでありませうけど、でも私は完全な状態じゃないとこのように思っております。

要するに、全くこれは内部だけの改善策になってはいないかと。先ほど、議会に対してもコピーかれこれを閲覧するようにするというようなことでありませうけれども、なぜこのことを強く申すかといひませうと、全協

の時のさきの事件の説明で、上司からその当事者に対して通帳を見せてくれというようなことが言われたと。でも、私を信用しないのかというようなことが言われたわけでありませう。やはり、そこにはもう内部意識ちゆうんですかね、やはりそこに対して、その一言に対して追及の手がもうなかったような気がいたします。

だから、私はここはやはり内部だけの監査とかそういうものじゃなくて、外からの、例えば外部監査とか、外部調査でもいいです、そういう方向があってもよかったのではないかなあと。であれば完全にこれは、何ていうのかな、うまく働くのにとというようなこういう気がいたすんで、そういった検討はなされなかったのか。やはり、内部監査だけではちょっと心もといなあとという気がいたします。それちょっとお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

先般の議会のそれ、再発防止に対します意見というのは大変重く受けとめております。今ご指摘のとおり、この外部団体である中におきまして、外部団体の中にもやはり監査委員というのはいらっしゃるわけでございます。これをまた、私どもの方も年に1回いろいろと議会からも言われた中でございましたので、別途にこれは監査をしておったということでございます。

また、今ご指摘ございまして、さっきもちょっと監査の充実ということで、この外部団体にあっても私どもの部長が一応通帳を見るということでございますけど、市の監査委員の方にもこのこともやはりきちっと監査をお願いしたいと、そういうふうにして幾重も監査をしていきたいと思っております。

監査というのは、定期的といいますか、年に1回、また半年1回ということがございますけど、その事前防止策におきまして少なくとも月に1回はそのような現金、通帳の動き

はきちっと今後していきたいと思っております。

議会の方におきまして、今行革委員会とかいろんな中でございますので、また議会として何かそういう、いろんなまた新しいお知恵がありましたらまた私ども執行部の方にいろいろとご提案をしていただきたいというふうに思っております。

○24番（谷口正行君）

先ほども同僚議員の方からございましたけれども、今回この公金に手をつけなければならなかった、やはりいろんなその、そこまで追い込まれた精神的な面ですね、やはり、それもこの一緒にここに盛り込んでいくべきではなかったのかなあと私はこのように思っております。

それと、これは一番被害をこうむったのはこれはもう市民ですよ。やはり、これはまあそこに対しては、市民に対して不信感、あるいは失望を与えたわけでありませうけれども、なぜこのようなことが起きたのか、私はそれは市民に説明すべきであるところのように思っております。でも、そこにはもう徹底した調査が足らないのかなあとこのようにも思っておりますけれども、恐らく市民も納得しないのではないかなあと思っております。

それとまた、先ほど全協で出ましたその職員のパチンコの問題、これなぜ先に起こっていたのに議会には報告がなされなかったのかなあと、ちょっとそこに疑問を感じたわけでございます。

する必要もなかったとこう思われたのかなあと思いますが、やはりここらあたりは私ども議員も今度は不信感を持つことになるわけですから、やはりこういうことはあってはならないなあとこのように思っております。

でも、やはり一番の被害者はもうこれは市民でありますから、いずれこれはそれなりの説明をせんないかんだろうと思っております

が、そこらあたりはいつごろ、どんな方法で市民に対して説明、おわびをなさるつもりか、それを伺っておきます。

○市長（宮路高光君）

市民の皆様方に、大変深いおわびをしなきゃならないというふうに思っております。この間、いろんな会がございましたときも、私の方はこのことにつきまして触れさせていただきながら、いろんな会の中もおわびをする部分もございました。

今回、また広報誌等を使いまして、また市民の皆様方に経緯と経過、またおわびの言葉を述べていきたいというふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（西園典子さん）

幾つか質疑をさせていただきます。先日から説明がございましたけれども、このことを私ども議員に対して説明がございましたのは、23日一般質問が終わった後の全協でございました。なぜ、その日であったのかという疑問が心から引っかかってならないところでございます。

早からこうしてわかっている、もう19日には審査会なども開かれたということでございますけれども、19、20、23日と本会議中でございます。もっと早く私どもの方に報告があるべきではなかったかということが、先ほどから出ている議会軽視ではなかろうかという言葉も聞こえておりますけれども、そういうことに対しましてなぜもっと早くできなかったのかということをお尋ねしたいと思っております。

それからもう一つ、この問題を考えますときに、いろいろこの問題を起こしたのは当事者でございます。見抜くことができなかったのは周囲でございますが、問題を起こしたのは当事者で本人でございますけれども、この

問題を考えるときに、市長は当事者本人の問題というのを中心にして考えられるのか、それとも市全体としての問題として考えていらっしゃるのか、その比重をどちらに置いて考えていらっしゃるのかということをお尋ねしたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

さきの同僚議員の中でお話申し上げましたように、私どもの方も起こった時点で報告すべきだったというふうに反省はしております。その間、やはりある程度の調査と申しますか、中身の事態がちょっとわからなければご報告することもできなかったということで、その時点で起こったということだけをご報告すればよかったというふうには反省しております。今後、そのようなことにつきまして、議会の方に早く報告したいというふうに思っております。

このことに、起こったところの比重ということでございますけど、基本的にはこのことはやはり個人的なものであるというふうには考えております。ですけど、組織でございます。

組織の中におきまして、やはりそれぞれの監督する人がおるわけでございますので、いろんな原因はあろうと思っておりますけど、やはりこれ発生したということでございますので、私を含めそれぞれの直属の上司を含めやはりある程度の責任というのはあると、どっちがどうということは、比重ということでございますけども、基本的には個人がやはりこのような大きなことを起こしたということでございます。そのように考えております。

○14番（西園典子さん）

ただいまのお答えでございますが、23日ということのお答えに関しましては、中身の事態がよくわからなかったということでございますが、実際の懲戒の審査で結論を出されたのが19日ということでございました。

ということは、実態のわからないままでそういう審査会が開かれて結論を出すということはある得ないと私は個人的に思うわけですが、そういう今のご説明は納得のいかないところでございます。

それから、そのことをもう一度お尋ねしたいと思います。なぜ23日でなければならなかったのかという理由でございます。

それから、もう一つの質問でございますが、市長はやはり本人の問題が一番であると、それは当然でございます。でも、その付随する、そしてまた周囲の問題なども含めて、やはりそれは全体的な問題ということでございますけれど、一番に考えるのは本人の問題だというふうに私には聞こえたのですが、やはり市民5万2,500人の生活を守る、こうして500人を超える職員が一生懸命に働いているこの職場でございます。

この市民全体を守ろうと思うならば、この職員全体を守ろうという気持ちでトップは監督、また育成、その他そういうふうには把握して、うまくやっけていられるという責務があるという意味で全体的な責任だというふうにおっしゃったのだと思いますが、職員の働き方に関して実態を十分に市長みずから、またトップの方々、直属の方々は大分ご存じかと思いますが、それぞれの部署におきまして十分な把握を、過重な働き方をしていないか、またそれから、先ほども出ましたようにいろいろなそういうことがないかというふうな把握する努力がなされているかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

私の方に報告来たのは、10日過ぎだったというふうに思っております。その中におきまして、私の方も部長から上がってきた中で実態という、まだ職員自体も部長もその実態というのを把握してなかったということでございまして、10日近くその実態調査とい

ますか、そういうものをきちっと本人を含めて、またそのいろんな関係者にも話をして部長の方が当たったということでございます。

19日にそういう懲戒審査の中で決定させていただき、20日に私の方から議長と副議長の方に、今後議会の方にどういう形でお話していけばいいかというご相談は20日に議長と副議長にさせていただきました。

それで23日ということで、ちょっと日程的に土日を挟んで遅くなったということで、このことにつきましてその結果よりも早く起こった時点で皆さん方にお話をすべきだったと、このことについては十分反省をしております。

また、職員の実態でございますが、基本的には年1回自主申告という形をし、また上司のそれぞれの意見というのもいただいております。基本的に、職場だけのそれぞれの実態把握になっているのかなと思っております。

私的な時間といいますか、それぞれの職場が終わった後とか日曜日とか土曜日、こういういろんな私的な生活の中におきましてやはりそういうところまで入れない部分があるのかなと思っておりますし、基本的にやはりいろいろと金銭的なものを含めた実態的な中におきまして、この職場だけで把握するのは難しいというふうに考えております。

かね日ごろ、やはり同僚とかいろんな中でどういう生活をしているのか、そういうこともやはり上司として若干の把握はしておくべきことであつたというふうに思っております。

そういうことで、今回のこういう事件を含めた中におきます、また今後におきます職員の指導という、またそれぞれの把握というのもの、十分それぞれの部課長を含めた中で検討もさせていただきたいというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

先ほど、19日に決定をなさいました。そ

これは最初からおっしゃってますので、19日に決定をするということは、その時には十分にわかった上での決定ということですので、20日に本会議は開かれております。なぜ、20日に初めにでも、後でもなさらなかったのかというのを再度お尋ねしたいと思います。

それからもう1つ、職場のことなどに関してでございますが、私もこの日置市のいろいろな部署ていうかちょっとお話を聞いたりしておりますが、非常に大変な部署もございません。

10時、今は少しは楽になったけれどももう土曜日曜もない、そして毎日9時10時だと、帰りが9時10時でもう疲れ果てて気も狂いそうだと。だけど、自分たちのこういう部署に市長、それから副市長、それからまた部長など、本当直属の方々はいらっしゃるけれどもトップは1回も見に、こうしてどんなふうですかというふうに顔も出してくれない、やはり自分たちの一生懸命働いている姿がご理解いただいているんだろうかと、そういうむなしさでやはり自分たちのこういう現状をもっと把握していただきたいなあというような声もあります。

そういう意味で、やはり職員が働く、一生懸命に住民のために働いていただく、そしてちゃんとしてもらうために心配り、職員の人たちが一生懸命にまじめに報いられるような働きができるようにという心配りていうのを心がけていらっしゃるのかどうなのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

19日に決定して、最初議長と副議長さんの方にお尋ねしようということで、皆様方に、議員の方々23日なったということで、20日に議長にすぐしてすればよかったわけでございますけど、このことについてはもう私どもの連絡の中で遅くなったというふうに

考えております。

その中、職員の勤務体制でございますけど、合併当時を含めた中におきまして、それぞれの部署におきましては時間を超過している部分もございます。特に、超過もですけど土日、私自身自身も土日この職場の方にはいつも来ております。実際言ひまして。

自分も、それだけ汗をかきながら、また地域に行ってもどの職員がどれぐらいの中に来てしているのか、ある程度はほかの部長より私自身自身は職員がしておるかというのはわかってるつもりでございますけど、5時以降におきまして所属の中におきまして何時までというまだ実態ということはわかりませんが、出勤カードとかそういうものも見させていただいたりしております。

今後におきましても、やはりこの職員におきます仕事ぶりというのを十分、またみずから足を運んでそれぞれのところを見ていきたいというふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

もうそれぞれの方々がお質疑をされましたので手短かに、提案の理由の趣旨には深く敬意を表するところでありますし、むしろ市長に対してはお気の毒というようなことさえ言いたくなるような気がしてるところであります。

まず、今回の不祥事が起きてまだ10日、半月ぐらいしかありませんけれども、その短い中で市長がお感じになる職員の様子と申しますかね態度というか、そこ辺お感じになっているところをお示しをいただきたいと思ひます。

それから、地方自治法の第154条、職員の指揮監督ということで先ほども話がありましたけれども、500人を超える職員すべてを市長一人が把握する、監督するというのは到底できるものではないと思ひます。

したがって、副市長、部長、課長とそれぞれがあるわけですが、市長の思いをすぐ下に伝えたときに、その部長が課長に伝えていくときに、もしかしたら思いそのものが希薄になっていく部分があるんじゃないだろうか、遠くなっていく、実はそうじゃなくて管理職の方々も市長の思いをもう1回受けとめて、さらに増幅して下に伝えていく必要があるだろうと思います。

その縦のラインということをもっと強固にするために、実は今回お出しになった条例改正先ほど出ましたけれども、減給などをするということで市長やあるいは関係部署だけが責任をとればいいんじゃないかといったような、逆に他人事のような風潮が職員の中に出るんじゃないかということを心配しますが、その件についてはいかがでしょう。

そしてもう1つ、先ほどから出ておりますが、同時期に出張中にパチンコをやっていたという職員が発覚しましたけれども、今回のこの条例改正にはその減給の責任という部分では、パチンコをしていた職員に対する監督責任という部分も含まれてるんですか、いかがですか。その3点お願いいたします。

○市長（宮路高光君）

今回いろんなことが起こり、今のご指摘ございましたとおりに縦系列の中におきます職員の把握、特に副市長、部長、課長、その中におきましてその把握ができてないという部分もありますし、また私の思いが部長会でお話してもまたそのことが、思いが下まで通じてなかったということも今回のこういう事件が起こったというのも、先般部課長会した時も痛感いたしました。

そういうことを含めまして、職員には年1回本所も支所の方も、仕事始めの方には私が出向いていきまして訓示をいたしますけど、まだまだいろいろと職員に対します訓示の厳しさがなかったということも反省をしております。

ます。

総括いたしまして、この出張におきますこの出来事も含めまして今回こういうご提案をさせていただき、きょうの夕方におきましても職員の方にもきょうの議会の声も含め、また私自身自身の声もきちっとまた職員に伝えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○16番（池満 渉君）

この短い間の職員の様子というのはどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

発生いたしまして処分をして、24日に部課長を呼びまして、基本的にこの1週間程度の中におきましてはやはり顔つきの中におきましてもそれぞれ厳しいといえますか、そのように受けとめているというふうに私は思っております。

ただ、いろんな中におきまして、また自粛していかきなやならない分、またさつきも申しましたとおりにその部署どこじゃなく、全体的に五百五、六十人の職員でございますので、やはり全体責任というものどう今後していけばいいのか、またこの中におきまして全体が市民に対します信頼回復、これは一人でできることじゃなくやはり全体的にみんなが信頼回復というのをどうしていけばいいのか、またこの防止策とはまた別に信頼回復の行動というのをどうしていくのがいいのか、きょうそのようなことも訓示をしながらまた提案をいただいて、市民の皆様方に信頼回復できるよう努めていきたいというふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第67号は、会議規則

第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

○6番（花木千鶴さん）

私は、議案第67号に反対の立場で討論をさせていただきます。

反対をいたしますのは、市長、副市長が責任をとらなくてもいいという意味ではありません。反対の理由につきまして、以下申し述べさせていただきますと思います。

本議案の提案理由は、公金横領事件についての責任となっているところであります。しかし、先ほどありましたように6月6日、公務中にパチンコをしていた職員があったとして、公金横領事件とともに懲戒審査会にかけられ訓告処分をしたことが、けさの議員全員協議会で報告のあったところであります。

前回報告しなかったのは、訓告だから必要ないと考えた市長は述べられました。市民の側に立ってみますと、住民の信頼を裏切ったことは同じであって、監督者の責任認識が市民感覚と非常にずれていると私は思ったところであります。

再発防止策が6項目示されていますが、当たり前にするべきことが今までできていなかったことを露呈したような内容であります。3年前にも、綱紀粛正と言って改善策が提案されました。しかし、それが取り組まれていなかったというふうに考えなければなりません。

今回も、書面で示されていますが、本当に改善されるのか信じられない、そんなふうはこの3年間が物語っているのではないでしょ

うか。執行部は執行として、何が問題でこのようなことが繰り返されているのか、みずから究明し公表すべきであると考えます。

また、私たち議会においても、3年前に不正防止のための提言をしておきながら、その後の監視、チェックを怠ったと言われても仕方のない状況だと私は感じます。深く議会も反省すべきではないでしょうか。

提言に対し、どのような努力がなされてきたのか、議会側の提言にも不足があったとすれば、改善策について今後検証検討すべきではないでしょうか。執行と議会が、真剣に改善策に取り組まなければ、また同じようなことが繰り返され、市民の負託にこたえることはできないのではないのでしょうか。

また、組織の経営者としての責任についてですけれども、経営哲学は人によっていろいろ違うと思いますが、私は今回ある二人の話を思い出しました。会社の仕事は、よりよい商品をお客様に提供することだ。それは現場の担当者に任せている。しかし、人材育成については私の責任だと考えている。よりよい商品を提供して、お客様に喜んでもらえるかどうかは、よりよい職員がいるかどうかだと私は考えるし、それがなければ不可能だと考える。だから、会社にとって人材は必要であるし、すばらしい人材を育成すること、そしてその職員が会社で働くことを誇りにすることがよい商品を提供できるものだと考えてると聞いたことがあります。そして、その職員を定年まで無事に育て上げ、いい仕事をしたと喜んでもらえることが私の仕事だと言われたことを強く思い出しました。

善良なる職員を、市民のよき奉仕者として服務させることが管理者の責任であります。悪いことをした人間が処分されるのは当然です。懲戒処分には、報酬カットで責任をとるということですが、その根拠は曾於市を参考にしたと先ほど答弁されました。

1回ならともかく、この3年間何度も何度も繰り返された多くの事件を考えてみれば、そんな悠長なことを言っている場合ではありません。職員をきちんと育成できなかったのはどうしてなのか、何が足りないと考えているのか、通帳印鑑の管理ばかりではなくて、組織全体の管理体制について、市長がみずからの責任について市民に伝えていられないその姿勢こそが最も罪深いことだと私は感じました。

以上のことから、現在のような状況で本議案に賛成することはできません。

以上です。

○議長（畠中實弘君） 最初に反対討論の発言を許可しましたので、次に賛成討論の発言を許可します。

○21番（松尾公裕君）

私は、議案第67号に対して賛成の立場で討論をいたします。

今回の、職員の公金横領という不祥事はあってはならないことではありますが、起こした本人には懲戒免職という、職員にとっては取り返しのつかない懲戒免職処分を受けております。

また、その責任者である、市長、副市長の監督責任も重大であり、市民に対してそれなりの責任と反省を示す必要があり、その責任の取り方として給料を減額することは当然のことではありますが、今回の大幅な減額はその責任の重さを痛感しての減額であり、今後二度とあってはならないことをつけ加えて、今回の日置市長等給与の特例に関する条例の一部改正については賛成をするものであります。

以上です。

○議長（畠中實弘君）

ほかに討論はありませんか。

○14番（西園典子さん）

今回の不祥事に対して、反対という立場で討論させていただきます。

今回の不祥事は、単なる個人的問題として、また提示された諸改革、というような思いが、そういうような感じが今のところ受けとめられるところでございます。

また、提示された諸改善策だけでは解決できそうな問題ではなく、もっと問題は根深いという思いで、この問題に関してもっと十分な検討をすべきであり、即座に決めるべきではないという趣旨で反対をいたします。

前の不正防止特別委員会におきまして、市の信用と市民の誇りを大きく失墜した、信用と信頼を回復せねばならない、議員を含め公に携わる者すべてが公僕としての自覚を持ち続け、より一層倫理観を高めるとうたっております。

しかし、その後、今まで話にはでておりませんが、メモリの紛失、また税金の過誤納、それぞれいろいろな、2度3度と繰り返される不祥事が上がっております。

本気で改善するという思いは伝わらず、また特別委員会で上げられたように、すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に全力を上げて専念しなければいけないという責務を守ることができず、あろうことか公金に手をつけたという最悪の事態を引き起こしたということの重大さは計り知れないものがあります。

市民は、合併の影響と経済不況のさなか、各種料金の見直しや値上げなど、公共料金を含めた負担増とサービス低下にあえいでおります。そうした中で、不明瞭な税金の使われ方があったということの市民への信頼の失墜と憤りは防ぎようもありません。

また、聞こえてくるさまざまなことを考えるとき、目指すべき市役所像や職員像という倫理の共有化、責任の共有化、行動の共有化というものがなされているとは思えません。

また一方で、出張でパチンコをしたり1泊を2泊にするような金と余裕のある部署もあ

れば、毎晩9時10時で働き気が狂いそうだという部署などもあります。また、そういうところで自分たちが懸命に働いていることを認めてもらいたいという声も聞こえたりします。

1つの職場を収める心配りや体制が十分にできていて、懸命に努力する職員を大切にし、本当に勤勉で誠実な職員を大切にする体制と前向きな姿勢が構築されていたならば、今回のような事件は決して起こらなかったのではないかという思いもあります。

また、この3年間に多くの政策変更により、懸命にその政策の構築を日夜励んできた忠実な部下に対して、変更などが幾つありました。いかほどの疲労感を与えたかという思いで胸が痛む思いがします。

そのように、大切な市民の生活を守る業務に日々頑張る市職員を大切にし、生かすという市政が足らなかったのではないかそう思いますときに、有能な若い人生とその家族が不幸になった罪は、本人の罪と同じように、いやそれ以上に管理者のもの、管理者の罪は深いと思えて悲しい思いがいたします。

そのような重大な局面を考えると、何が欠けており何が適切であるか、議会として何を、まだ何も審議されておらず、この提示された内容が適切であるかどうかとも判断がしかねるものであります。

また、このような繰り返された不祥事に市民の憤りと不信感は計り知れないものと、あきらめさえ聞こえてまいります。そのような市民を前に、その原因やその背景にあるもの、改革すべきものの提示も十分検討しないままに、そして綱紀肅正というものを見届けずして議会がこのことを受け入れるということは、内容を確認せずに判を押すに等しい行為であります。

二元代表の一つであり、市民の立場で判断すべき議会は、一体何をしているのかと、議

会の存在価値さえ失い、住民に深い失意と落胆を与え、議会不要論まで聞こえております。

官民共同の市民の信頼と協力があってこそ築ける明るい日置市づくりに、市民に希望を失わせてはなりません。そのために、きちんと十分な時間をかけて検討し、結論を出すべきものであります。よって、この採択には反対をいたします。

○議長（畠中實弘君）

ほかに討論はありませんか。

○13番（田畑純二君）

私は反対討論をさせていただきます。

ただいま4名の議員の方から、市長に対して質疑がありました。特に私、最初冒頭に5問ほど質疑させていただいたんですけども、議員1回に限り3回しか質問、質疑できないということで、残念ながらそれ以上の追及ができなかった、追求ちゅうか疑問点が解明されなかったんですけども、私を含めほかの3名の方の議員に対する市長の答弁、これは当然、到底私は今の時点で納得していますか理解できるものではございません。

だから、もうちょっと時間をかけて、今即決するということだったら反対せざるを得ない、そういう客観的情勢にあると思いますので、私は反対討論、反対したいと思います。

以上。

○議長（畠中實弘君）

賛成討論の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中實弘君）

はい、お座りください。起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

△日程第15 陳情第4号家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書

○議長（畠中實弘君）

日程第15、陳情第4号家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第4号は、総務企画常任委員会に付託の上、閉会中の委員会の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は、総務企画常任委員会に付託の上、閉会中の委員会の継続審査とすることに決定しました。

△日程第16 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（畠中實弘君）

日程第16、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長、環境福祉常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおりに閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（畠中實弘君）

日程第17、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長、環境福祉常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおりに閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第18 議員派遣の件について

○議長（畠中實弘君）

日程第18、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおりに、会議規則第159条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおりに議員を派遣することに決定しました。

△日程第19 所管事務調査結果報告について

○議長（畠中實弘君）

日程第19、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

環境福祉常任委員長、教育文化常任委員長から、議長へ所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査結果については、市長並びに教育長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は市長並びに教育長へ送付することに決定しました。

△閉 会

○議長（畠中實弘君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（宮路高光君）

定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、6月9日の招集から本日の最終本会議まで22日間の長きにわたって、平成20年度の一般会計補正予算を初め、日置市過疎地域自立促進計画の変更、そのほか各種の重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決いただきましたことに対して、心から厚くお礼申し上げます。

なお、今議会中議員各位から賜りましたご意見、ご要望につきまして、十分これを尊重し検討してまいりまして、市政の運営に遺憾なく期しますとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいりたいと思っております。

また、先ほどの議案でありましたが、職員が公金横領に係る不祥事事件を引き起こし、日置市行政の信頼を大きく損ねたことを議員

の皆様、市民の皆様方に深くおわび申し上げます。

このような不祥事が発生したことは、先ほど申し上げておりますとおり管理監督者を含め、職員一人一人に倫理意識を徹底できなかったことによるものと大変申しわけなく思っております。

今後は、より一層再発防止と公務員倫理の徹底に努め、常に緊張感、使命感を持つよう職員の意識改革を図り、不祥事を根絶し、職員一丸となって市民の信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

最後になりますが、議員各位におかれましても十分健康に留意され、市政の運営、一層ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（畠中實弘君）

これで、平成20年第2回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後2時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 畠中實弘

日置市議会議員 田代吉勝

日置市議会議員 鶴園秋男